

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【再掲】

Table with multiple columns for comparison items (e.g., 監視項目, 監視装置, 監視方法) and rows for different equipment types (e.g., 炉内温度監視, 炉内圧力監視). Includes a '再掲' label.

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬型)

Table with 4 columns: 監視項目, 監視装置, 監視方法, 監視場所. Lists various monitoring parameters and their corresponding equipment and locations.

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

Table with 4 columns: 監視項目, 監視装置, 監視方法, 監視場所. Lists various monitoring parameters and their corresponding equipment and locations.

【女川・大飯】記載表現の相違
・女川は1シートに2つの設備を記載。
・泊は1シート1設備で記載。
・大飯は1シートに4つの設備を記載。
・いずれも43条への適合性を説明している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

女川原子力発電所 2 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

【再掲】

【再掲】

泊発電所 3 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表(可搬)

【女川・大飯】記載表現の相違
・女川は 1 シートに 2 つの設備を記載。
・泊は 1 シート 1 設備で記載。
・大飯は 1 シートに 4 つの設備を記載。
・いずれも 43 条への適合性を説明している。

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Ohi 3/4 reactors. Includes headers for equipment name, model, and various compliance criteria.

女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表(可搬)

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Onagawa 2 reactor. Includes headers for equipment name, model, and various compliance criteria.

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Ohi 3 reactor. Includes headers for equipment name, model, and various compliance criteria.

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>①環境強度・環境能力・程度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（ばく／影響） ④異常電圧 ⑤海水を透過する系統への影響 ⑥電圧降下による影響 ⑦周辺機器等からの電磁界</p> <p>①海水を透過する系統については、I：通常時に海水を透過する系統、II：海水又は海水からの選別できる系統、III：海水を透過しない系統で設備する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の健全性について</p> <p>①環境強度（ばく／影響等） ②空間線量 ③放射線の影響 ④防護具、器具の確保 ⑤作業準備 ⑥作業の進捗、設置 ⑦作業内容 ⑧操作スイッチ操作 ⑨電圧降下 ⑩作業 ⑪最終作業 ⑫メンテナンス（保守）作業 ・その他、設備ごとの考慮事項</p> <p>※：設備ごとに対応の範囲をわけて記号するため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A②、A③、A④等)</p>		<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>①環境強度・環境能力・程度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（ばく／影響） ④異常電圧 ⑤海水を透過する系統への影響 ⑥電圧降下による影響 ⑦周辺機器等からの電磁界</p> <p>①海水を透過する系統については、I：通常時に海水を透過する系統、II：海水又は海水からの選別できる系統、III：海水を透過しない系統で設備する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の健全性について</p> <p>①環境強度（ばく／影響等） ②空間線量 ③放射線の影響 ④防護具、器具の確保 ⑤作業準備 ⑥作業の進捗、設置 ⑦作業内容 ⑧操作スイッチ操作 ⑨電圧降下 ⑩作業 ⑪最終作業 ⑫メンテナンス（保守）作業 ・その他、設備ごとの考慮事項</p>	<p>【女川】記載方針の差異 ・大飯と同様に分類を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対策設備の感影響防止について</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。(例：A①、A②等)</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対策設備の感影響防止について</p>	

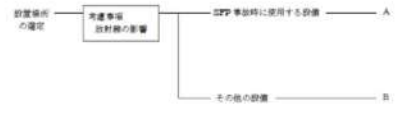
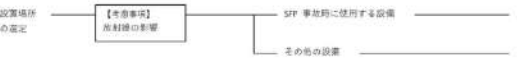

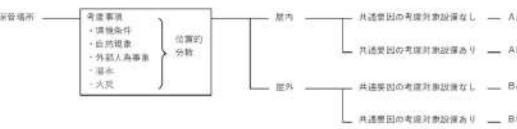

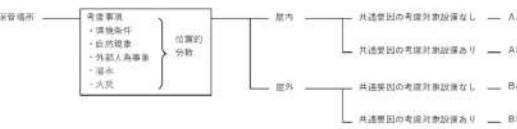

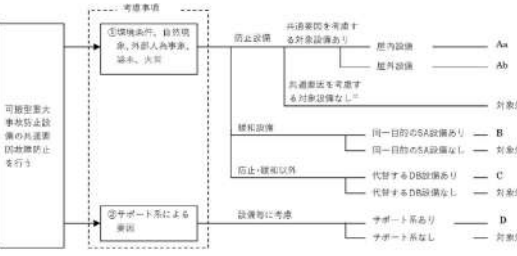
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因設備について</p> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+α文字も記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1" data-bbox="1272 678 1809 762"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因設備について</p>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-	
区分	設計方針	関連資料	備考								
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか <p>原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備数量の考えかた</p> <p>予備数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① プラント定検中等当型可搬型重大事故等対応設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか ② 保守点検中でも使用可能（内蔵目保、給油・給粉、メガチェック、機能試験等一式点検（点検済みの設備上の取替部品）の順に事前に取替部品を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか <p>プラント定検中等当型可搬型重大事故等対応設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 — a</p> <p>保守点検中でも使用可能（内蔵目保、給油・給粉、メガチェック、機能試験等一式点検（点検済みの設備上の取替部品）の順に事前に取替部品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b</p> <p>①、②以外 — c</p>		<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋又は原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか <p>原子炉建屋又は原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B</p> <p>②、②以外 — C</p> <p>予備数量をきめて設計方針とする。</p>	
<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対応設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 常設カッパシタも接続 ② 接続部の規格の統一 <p>ケーブル</p> <p>母線仕組</p> <p>端子のボルト・ネジによる接続 — A</p> <p>通信・計装施設設置部</p> <p>専用の接続方法による接続 — D</p> <p>水・空気配管</p> <p>大口径等</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>小口径等</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>油配管、計装付属配管</p> <p>専用の接続方法による接続 — D</p> <p>接続なし — E</p>		<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対応設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 常設カッパシタも接続 ② 接続部の規格の統一 <p>ケーブル</p> <p>母線仕組</p> <p>端子のボルト・ネジによる接続 — A</p> <p>通信・計装施設設置部</p> <p>専用の接続方法による接続 — D</p> <p>水・空気配管</p> <p>大口径等</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>小口径等</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>油配管、計装付属配管</p> <p>専用の接続方法による接続 — D</p>	
<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第3号 異なる種類の接続箇所の種類について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 放射線による影響因子 - 漏水、火災 - 自然現象 - 内乱人為事象 <p>水・電力</p> <p>屋内（壁面含む） — A</p> <p>屋内及び屋外 — B</p> <p>その他（空気） — C</p> <p>接続箇所なし — D</p>		<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 凍結条件 - 漏水、火災 - 自然現象 - 内乱人為事象 <p>水・電力</p> <p>屋内（壁面含む） — A</p> <p>その他（空気） — B</p> <p>屋外</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因設備について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+α又はβを記載する。(例：①a、①b、②a、②b)</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因設備について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

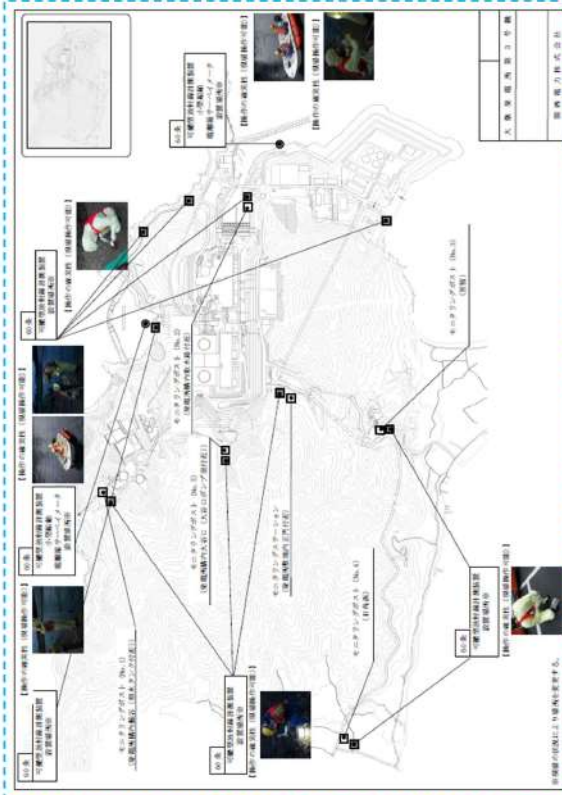
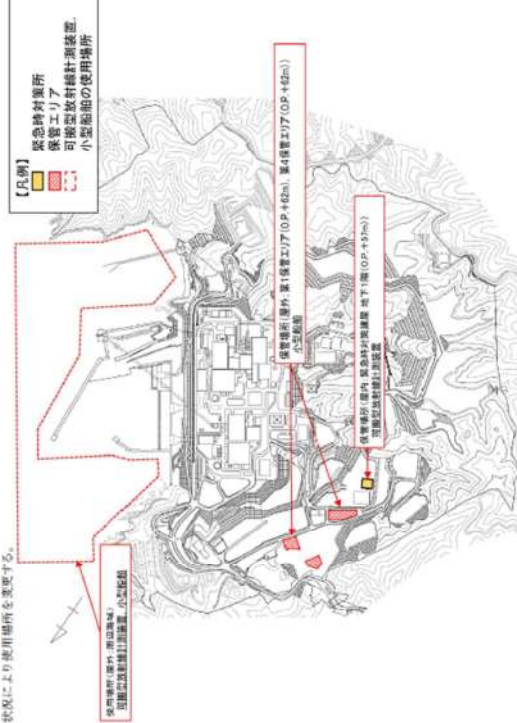
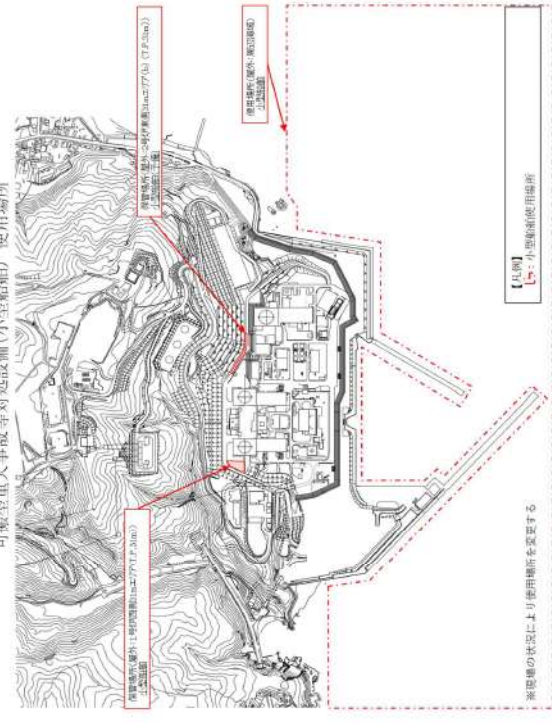
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">60-2 配置図</p>	<p style="text-align: center;">60-3 配置図</p>	<p style="text-align: center;">60-2 配置図</p>	<p>【大飯】資料掲載順の相違 ・大飯の「60-2 配置図」において、次ページ以降の図の掲載順は泊と異なっているため、泊の掲載順に合わせ掲載する。</p>

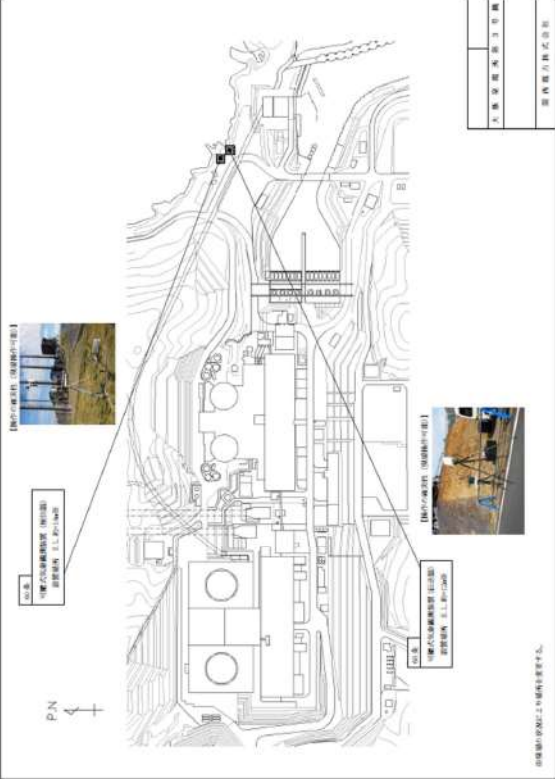
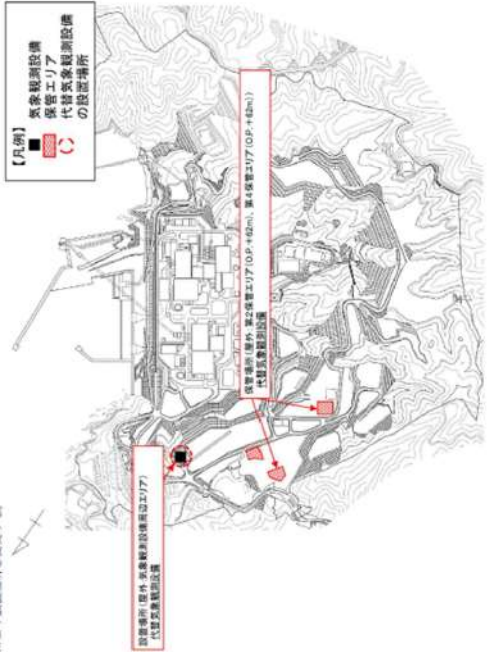
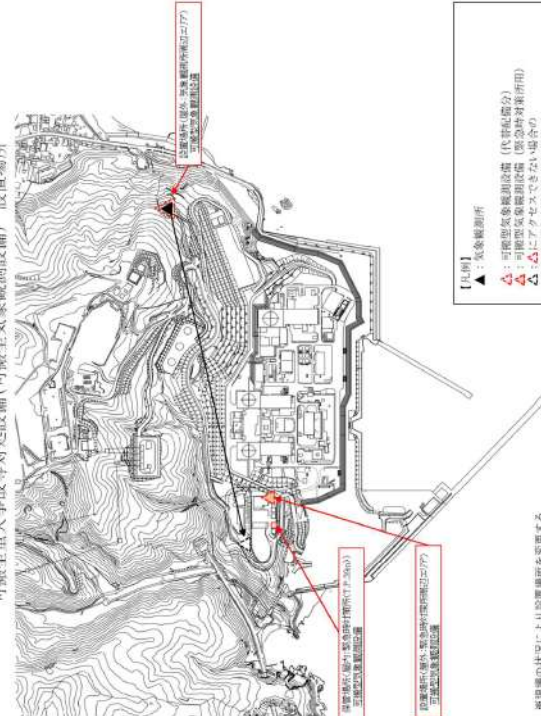
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型放射線計測器の使用場所</p> <p>緊急時対策所</p> <p>可搬型放射線計測器の使用場所</p> <p>※：複数の状況により使用場所を変更する。</p>	<p>可搬型放射線計測器の使用場所</p> <p>緊急時対策所</p> <p>可搬型放射線計測器の使用場所</p> <p>※：複数の状況により使用場所を変更する。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備（放射能測定装置及び電離箱サーベイメータ）使用場所</p> <p>緊急時対策所</p> <p>可搬型放射線計測器の使用場所</p> <p>※：複数の状況により使用場所を変更する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は1つの図に泊の複数の図の情報を集約して記載しているため、対応する泊のページに大飯を再掲して比較している。

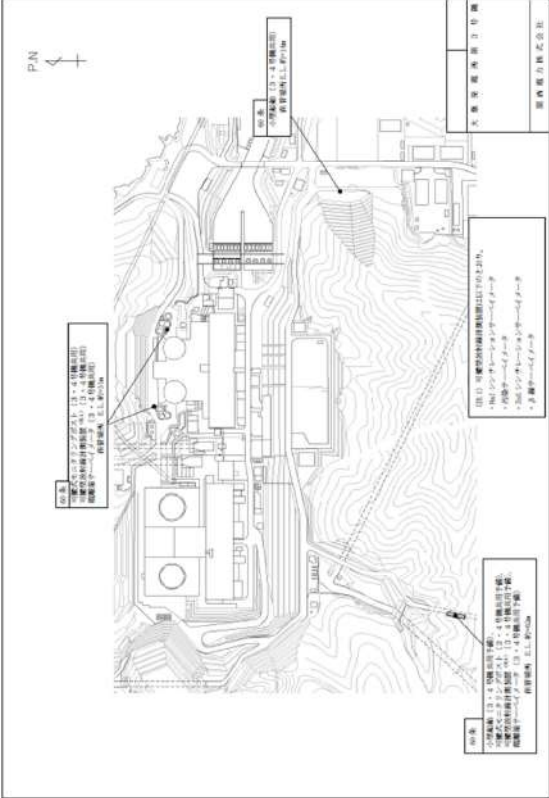
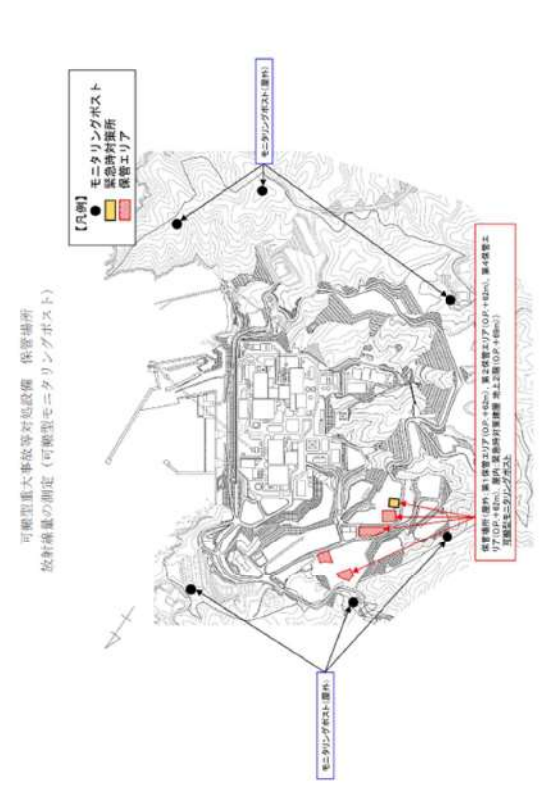
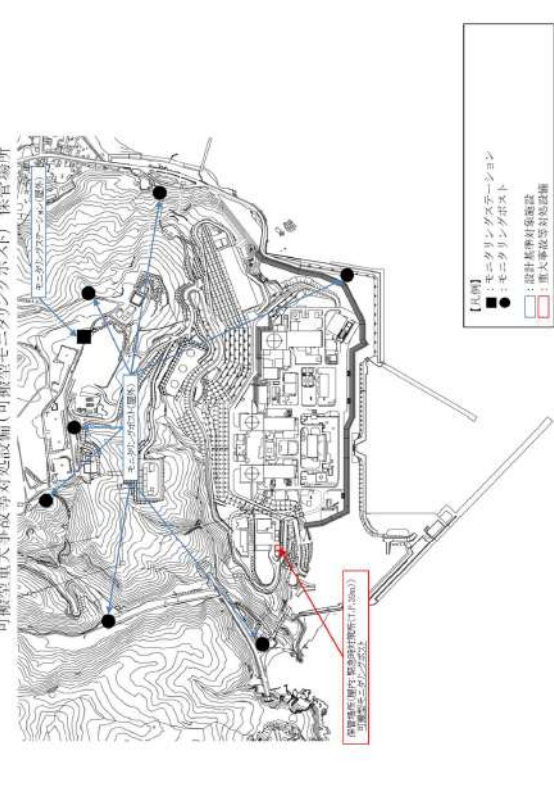
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p>  <p>可搬型放射線計測装置、小型船舶</p> <p>海上モニタリング 使用場所 (可搬型放射線計測装置、小型船舶)</p> <p>※：設備の状況により使用場所を変更する。</p>	 <p>【凡例】 緊急時対策用 係留エリア 可搬型放射線計測装置 小型船舶の使用場所</p> <p>可搬型放射線計測装置、小型船舶</p> <p>海上モニタリング 使用場所 (可搬型放射線計測装置、小型船舶)</p> <p>※：設備の状況により使用場所を変更する。</p>	 <p>可搬型重大事故等対処設備(小型船舶) 使用場所</p> <p>※：設備の状況により使用場所を変更する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は1つの図に泊の複数の図の情報を集約して記載しているため、対応する泊のページに大飯を再掲して比較している。

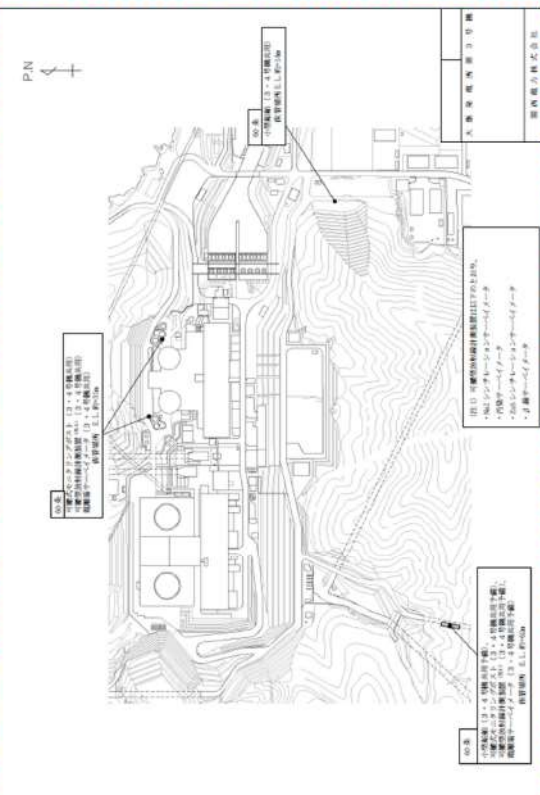
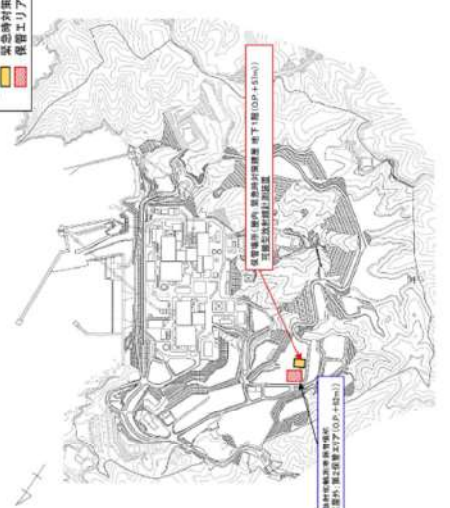

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>大飯発電所3/4号炉の監視測定設備配置図。図には、監視測定設備の設置場所が示されています。また、設備の設置状況を示す写真も掲載されています。</p>	 <p>女川原子力発電所2号炉の監視測定設備配置図。図には、監視測定設備の設置場所が示されています。また、設備の設置状況を示す写真も掲載されています。</p>	 <p>泊発電所3号炉の監視測定設備配置図。図には、監視測定設備の設置場所が示されています。また、設備の設置状況を示す写真も掲載されています。</p>	<p>相違理由</p>

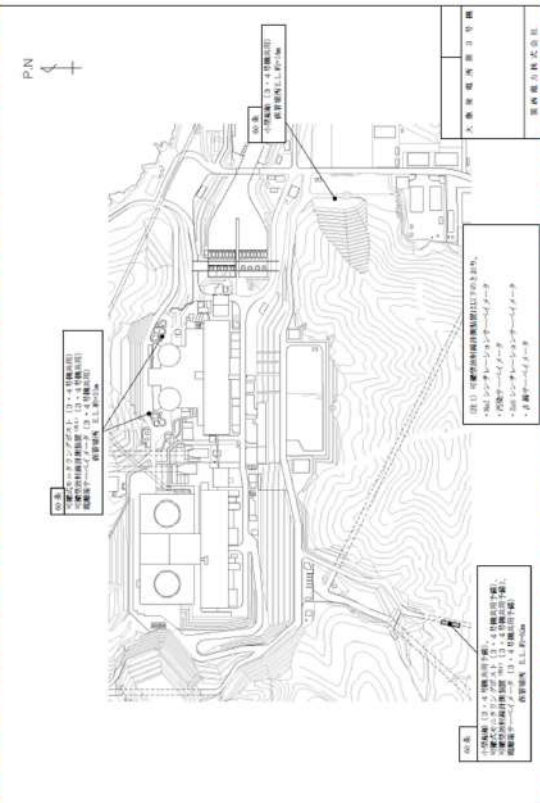
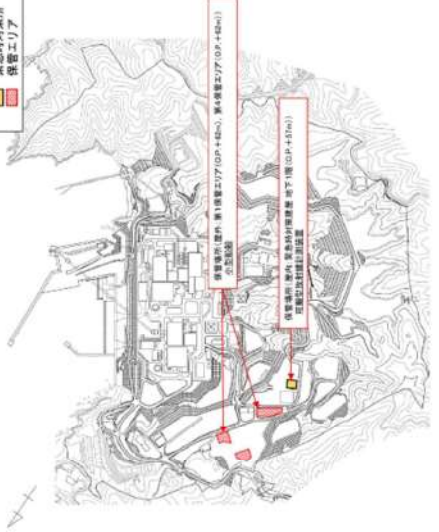

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図10 可搬型重大事故等対処設備（保管場所） ・モニタリングポスト（OP+42km） ・保安要員待機所（OP+42km） ・保安要員待機所（OP+42km） ・保安要員待機所（OP+42km） ・保安要員待機所（OP+42km）</p> <p>図11 可搬型重大事故等対処設備（保管場所） ・モニタリングポスト（OP+42km） ・保安要員待機所（OP+42km） ・保安要員待機所（OP+42km） ・保安要員待機所（OP+42km） ・保安要員待機所（OP+42km）</p>	 <p>【凡例】 ● モニタリングポスト ● 保安要員待機所 ■ 保安エリア</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（保管場所） 放射線量の測定（可搬型モニタリングポスト）</p> <p>保安要員待機所（OP+42km） 保安要員待機所（OP+42km） 保安要員待機所（OP+42km） 保安要員待機所（OP+42km） 保安要員待機所（OP+42km）</p>	 <p>【凡例】 ● モニタリングポスト ● 保安要員待機所 ■ 保安エリア</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（可搬型モニタリングポスト） 保管場所</p> <p>保安要員待機所（OP+42km） 保安要員待機所（OP+42km） 保安要員待機所（OP+42km） 保安要員待機所（OP+42km） 保安要員待機所（OP+42km）</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・大飯は1つの図に泊の複数の図の情報を集約して記載しているため、対応する泊のページに大飯を再掲して比較している。</p>

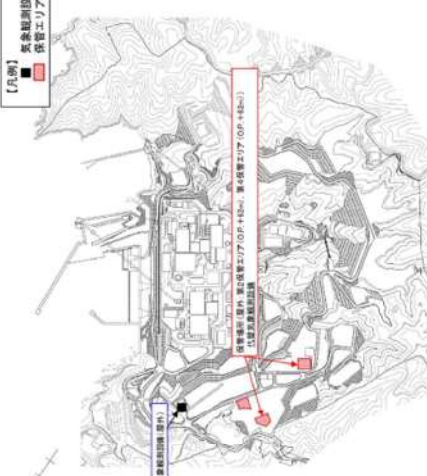
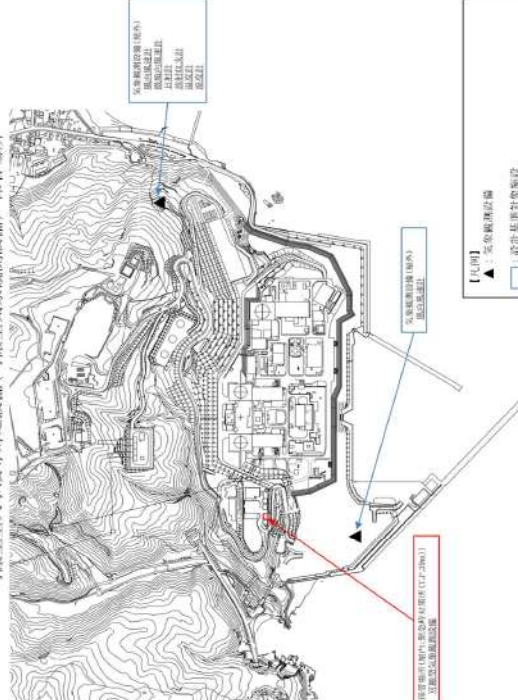
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p>  <p>図10 可搬型重大事故等対応設備 保管場所 ・緊急時対応施設 ・常時稼働</p>	<p>可搬型重大事故等対応設備 保管場所 放射性物質の濃度の測定及び放射線量の測定（可搬型放射線計測装置）</p>  <p>【図例】 緊急時対応施設 常時稼働</p>	<p>可搬型重大事故等対応設備（放射能測定装置及び電離箱サーベイメータ）保管場所</p>  <p>【図例】 緊急時対応施設 常時稼働</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 ・大阪は1つの図に泊の複数の図の情報を集約して記載しているため、対応する泊のページに大阪を再掲して比較している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p>  <p>可搬型重大事故等対処設備 保管場所 海上モニタリング（可搬型放射線計測装置、小型船舶）</p> <p>【凡例】 緊急時監視所 保管エリア</p>	 <p>可搬型重大事故等対処設備 保管場所 海上モニタリング（可搬型放射線計測装置、小型船舶）</p> <p>【凡例】 緊急時監視所 保管エリア</p>	 <p>可搬型重大事故等対処設備（小型船舶） 保管場所</p> <p>【凡例】 緊急時監視所 保管エリア</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は1つの図に泊の複数の図の情報を集約して記載しているため、対応する泊のページに大飯を再掲して比較している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

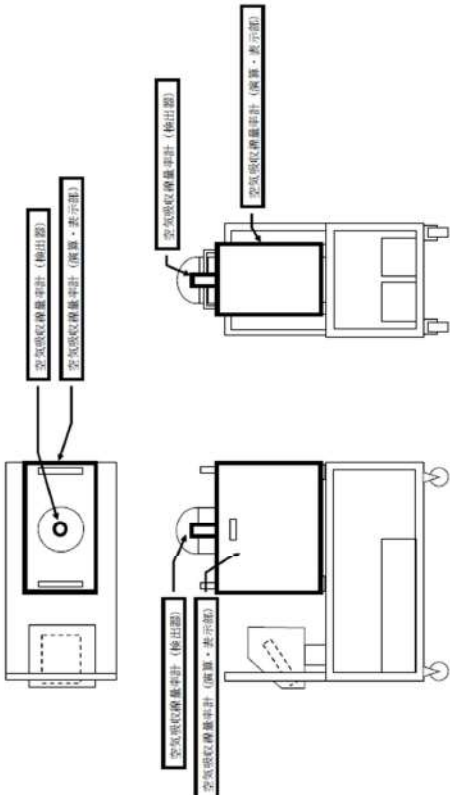
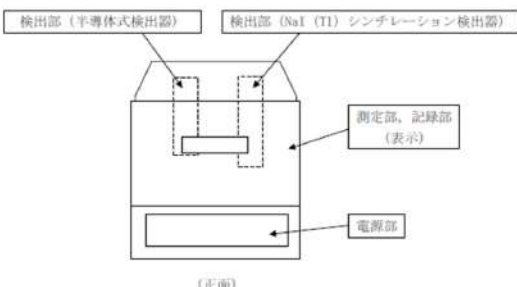
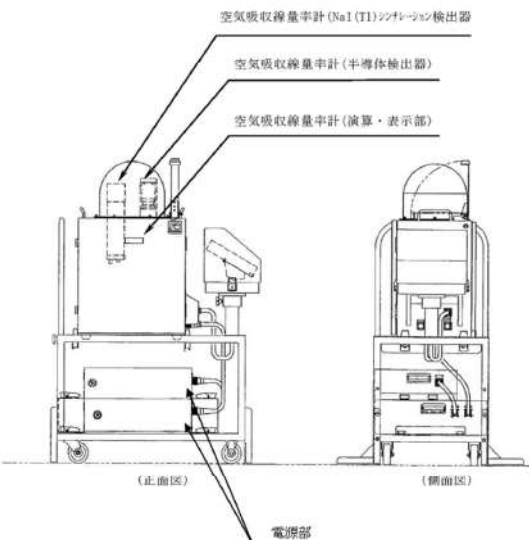
大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="76 201 649 1010" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="76 1054 488 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="689 320 1178 842" style="text-align: center;"> <p>可搬型重大事故等対処設備（保管場所） 風向、風速その他の気象条件の測定（代替気象観測設備）</p>  <p>【凡例】 ■ 気象観測設備 ■ 保管エリア</p> </div>	<div data-bbox="1256 220 1809 935" style="text-align: center;"> <p>可搬型重大事故等対処設備（可搬型気象観測設備）保管場所</p>  <p>【凡例】 ▲ 気象観測設備 ■ 設計基準用気象観測設備 ■ 重大事故等対処設備</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

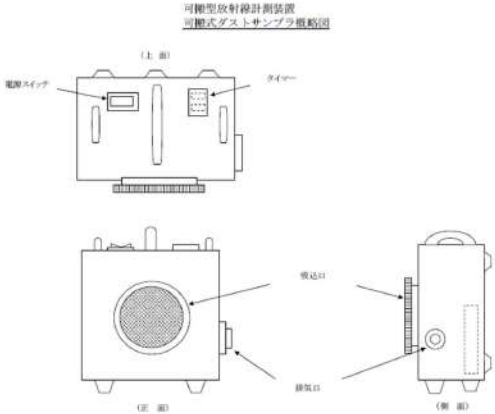
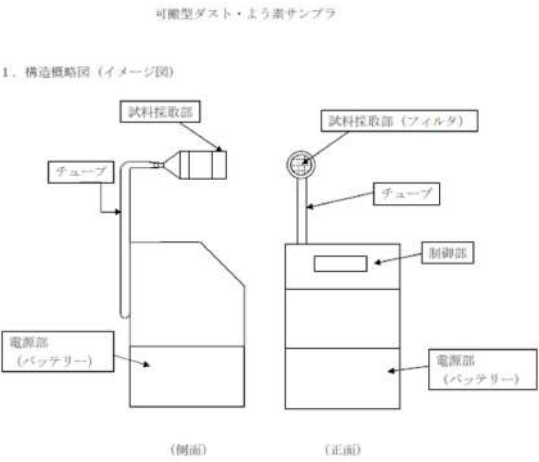
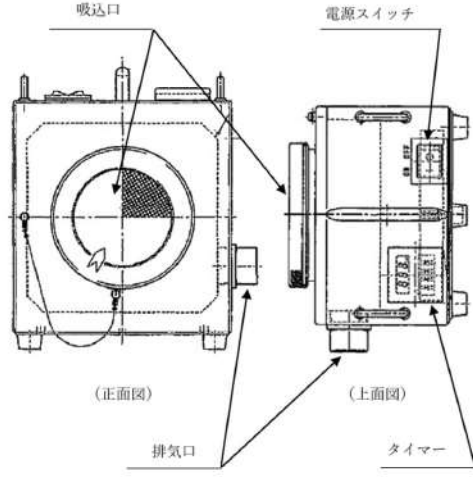
第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>60-4 試験・検査説明資料</p>	<p>60-4 試験及び検査</p> <p>定期事業者検査対象外の設備については、図面を添付している。</p>	<p>60-3 試験・検査説明資料</p> <p>定期事業者検査対象外の設備については、図面を添付している。</p>	<p>【大飯】資料掲載順の相違 ・大飯の「60-4 試験・検査説明資料」において、次ページ以降の図の掲載順は泊と異なっているため、泊の掲載順に合わせ掲載する。</p>

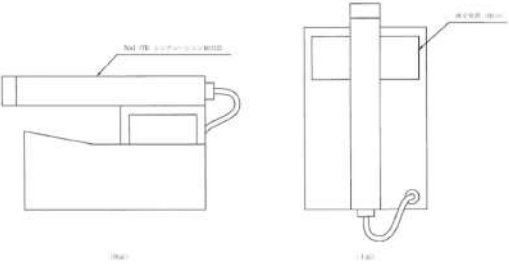
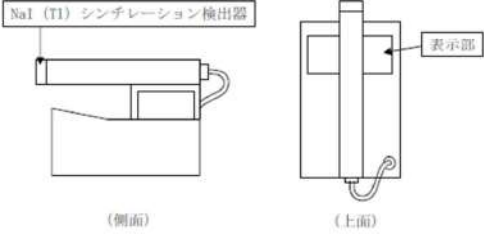
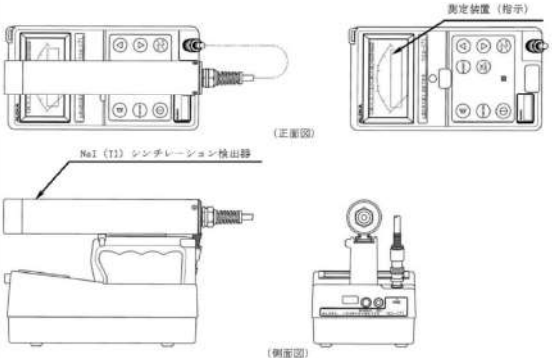
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">可搬式モニタリングポスト 概略図</p> 	<p>可搬型モニタリングポスト</p> <p>1. 構造概略図 (イメージ図)</p> 	<p>可搬型モニタリングポスト 概略図</p> 	

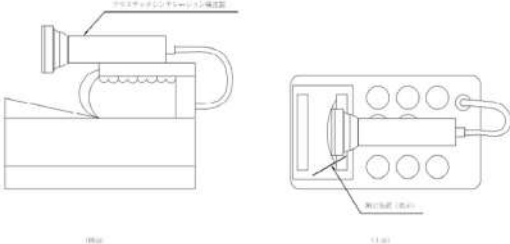
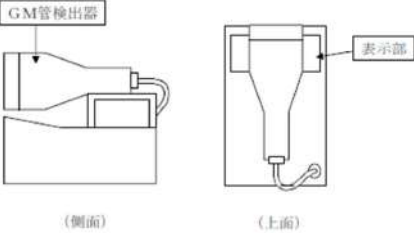
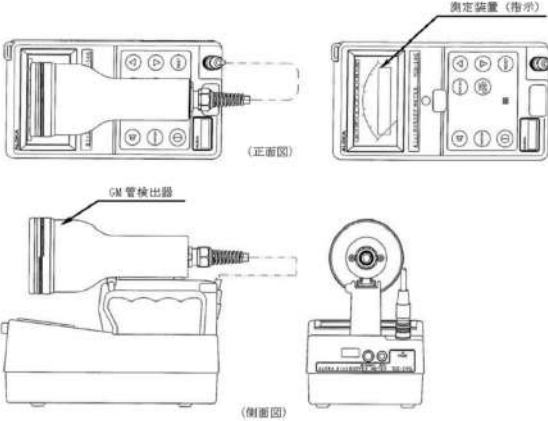
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型放射線計測装置 可搬式ダストサンプラ概略図</p> 	<p>可搬型ダスト・よう素サンプラ</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p> 	<p>可搬型ダスト・よう素サンプラ 概要図</p> 	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊の可搬型ダスト・よう素サンプラは大飯と同様の構造であるから、大飯と同等となるよう情報を記載した。なお、バッテリーは本体内部に格納される構造である。</p>

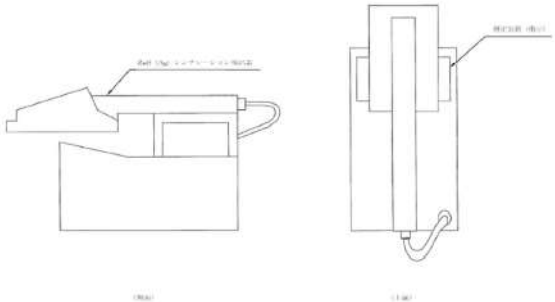
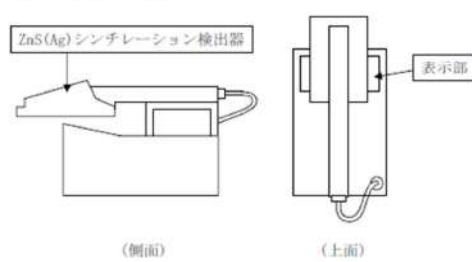
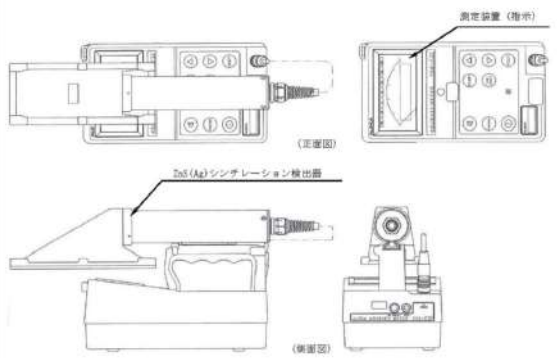
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型放射線計測装置 NaIシンチレーションサーベイメータ概略図</p> 	<p>γ線サーベイメータ</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p> 	<p>NaI (TI) シンチレーションサーベイメータ 概要図</p> 	

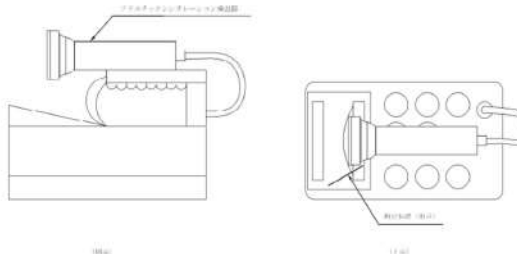
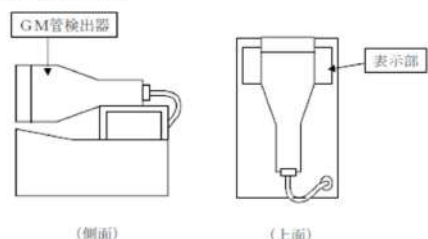
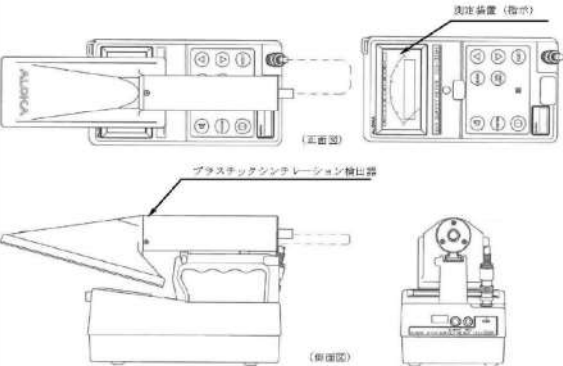
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="293 215 436 252">可搬型放射線計測装置 汚染サーベイメータ概略図</p> 	<p data-bbox="898 229 1032 248">β線サーベイメータ</p> <p data-bbox="680 300 882 319">1. 構造概略図（イメージ図）</p> 	<p data-bbox="1397 212 1637 231">GM汚染サーベイメータ 概要図</p> 	

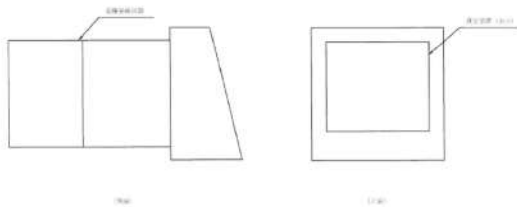
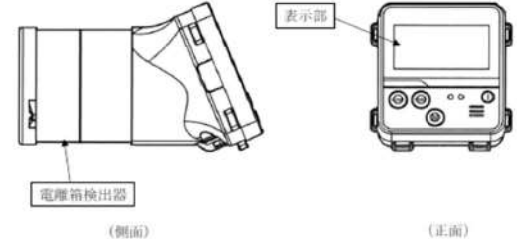
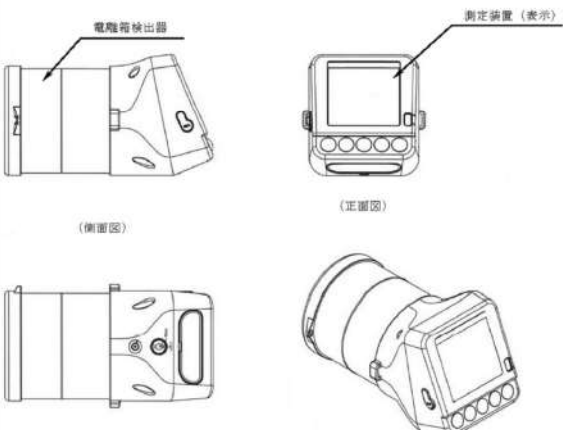
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型放射線計測装置 ZnSシンチレーションサーベイメータ概略図</p> 	<p>α線サーベイメータ</p> <p>1. 構造概略図 (イメージ図)</p> 	<p>α線シンチレーションサーベイメータ 概要図</p> 	

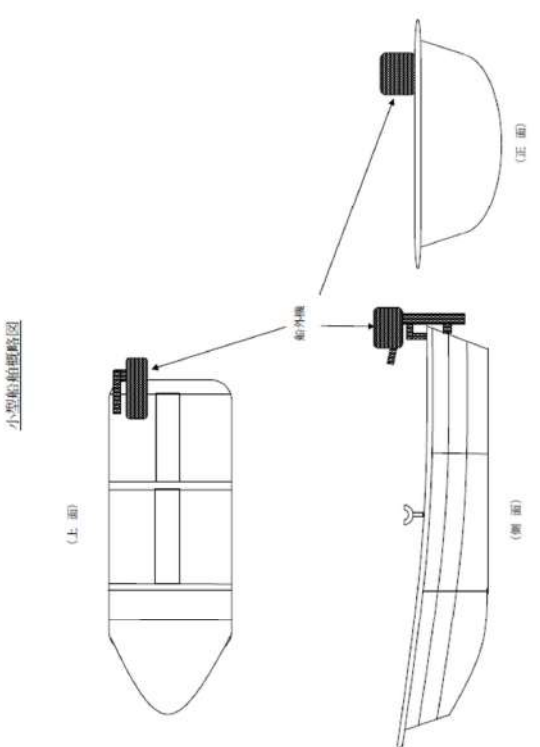
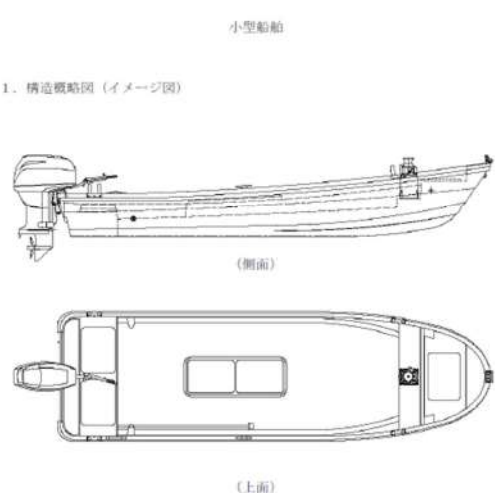
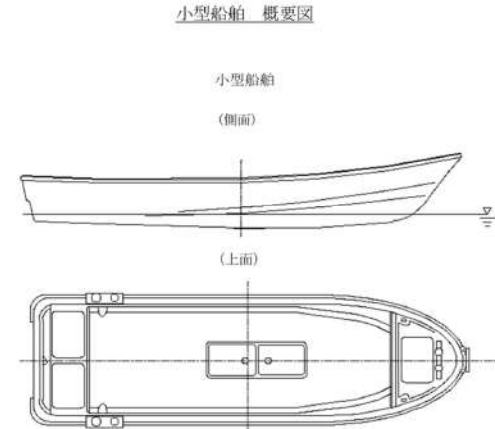
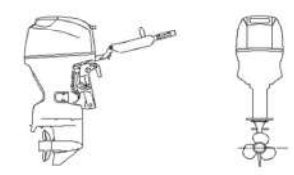
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>可搬型放射線計測装置 正線サーベイメータ概略図</p> 	<p>【再掲】</p> <p>β線サーベイメータ</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p> 	<p>β線サーベイメータ 概要図</p> 	<p>②の相違</p>

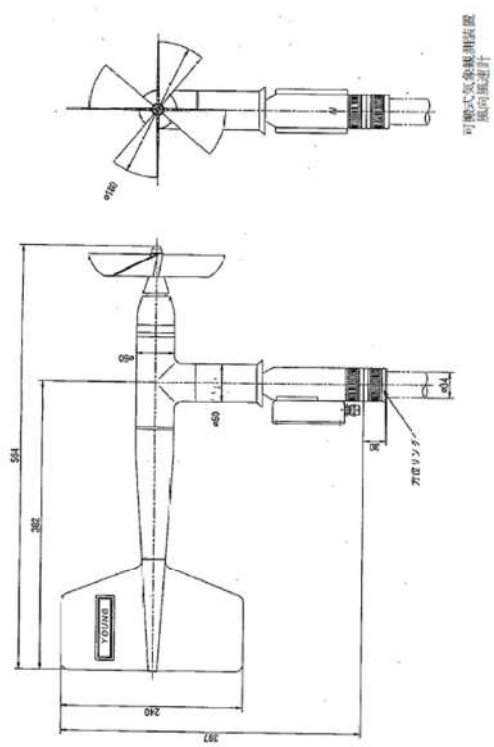
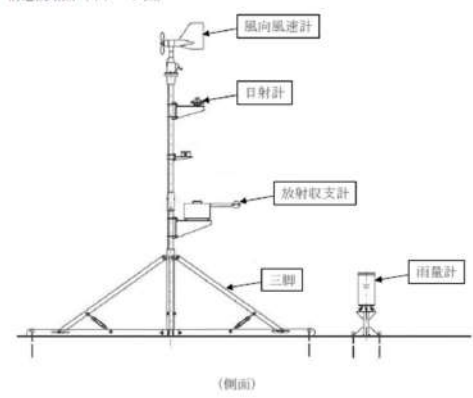
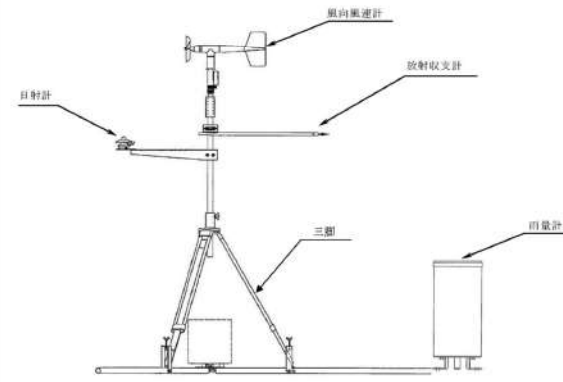
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">電離箱サーベイメータ概略図</p> 	<p style="text-align: center;">電離箱サーベイメータ</p> <p>1. 構造概略図 (イメージ図)</p> 	<p style="text-align: center;">電離箱サーベイメータ 概要図</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>小型船舶監視図</p>  <p>小型船舶監視図</p> <p>（上 面）</p> <p>（側 面）</p> <p>（正 面）</p> <p>船外機</p>	<p>小型船舶</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p>  <p>（側面）</p> <p>（上面）</p>	<p>小型船舶 概要図</p> <p>小型船舶</p> <p>（側面）</p>  <p>（上面）</p> <p>船外機</p> <p>（側面）</p> <p>（正面）</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
 <p>可搬式気象観測装置 風向風速計</p>	<p>代替気象観測設備</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p>  <p>風向風速計 日射計 放射収支計 三脚 雨量計</p> <p>（側面）</p>	<p>可搬型気象観測設備 概要図</p>  <p>風向風速計 放射収支計 日射計 三脚 雨量計</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 ・女川・泊はすべての測器を含めた全体図で示している。</p>

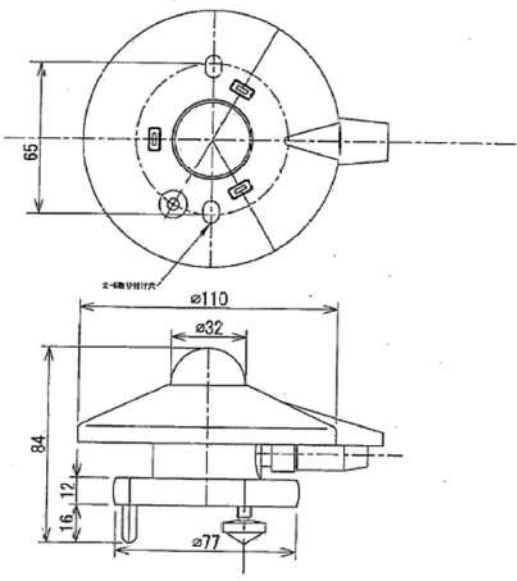
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】記載表現の相違 ・女川・泊はすべての測器を含めた全体図で示している。</p>

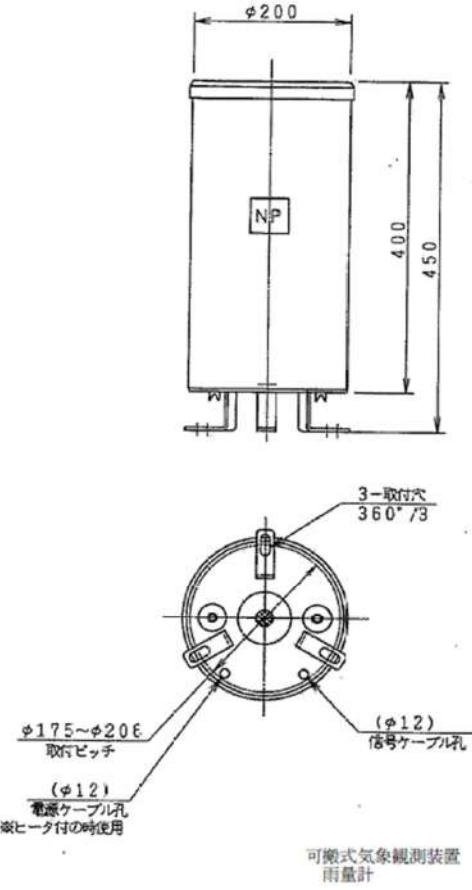
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="448 861 582 901">可搬式気象観測装置 日射計</p>			<p data-bbox="1836 255 2161 343">【大飯】記載表現の相違 ・女川・泊はすべての測器を含めた全体図で示している。</p>

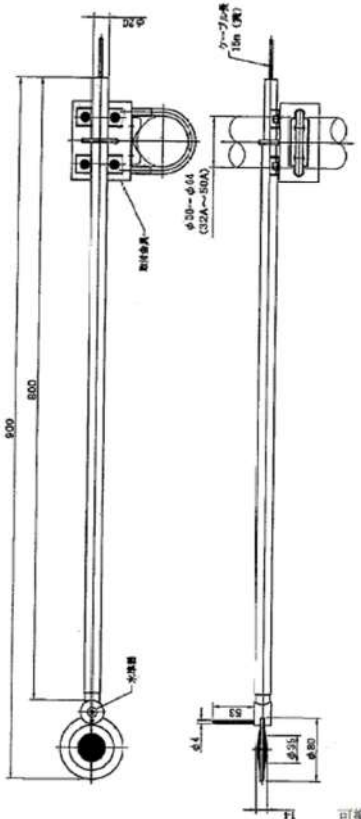
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

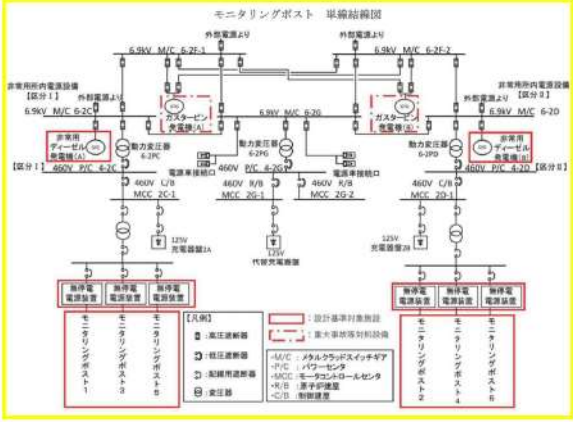
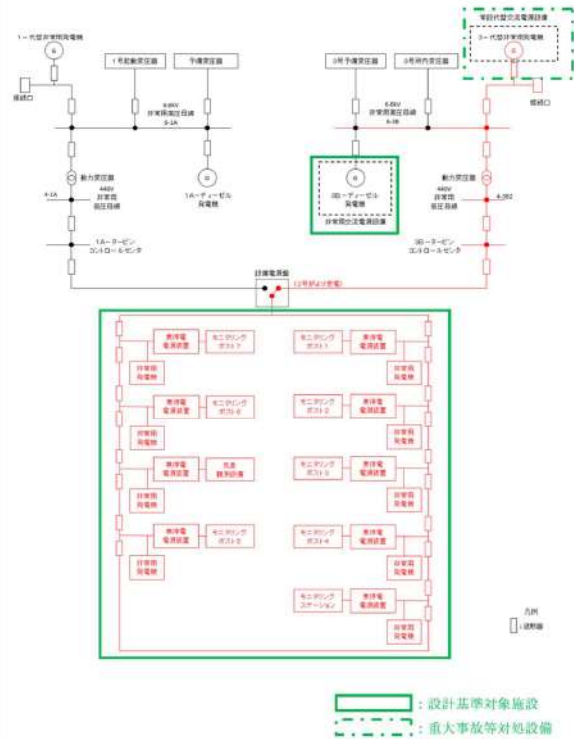
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】記載表現の相違 ・女川・泊はすべての測器を含めた全体図で示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>可搬式気象観測装置 放射収支計</p>			<p>【大飯】記載表現の相違 ・女川・泊はすべての測器を含めた全体図で示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">60-2 単線結線図</p> 	<p style="text-align: center;">60-4 単線結線図</p> 	<p>【大飯】記載方針の相違 ・大飯は該当資料なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>60-6 容量設定根拠</p>	<p>60-5 容量設定根拠</p>	<p>60-5 容量設定根拠</p> <div data-bbox="1294 756 1771 826" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 200px;"> <p>本資料は、一部、詳細設計中のもも含まれているため、設計の進捗により変更する場合があります。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1" data-bbox="85 204 629 272"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>可搬式モニタリングポスト (3号及び4号が共用)</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>mGy/h</td> <td>B.G.~100</td> </tr> </table> <p data-bbox="91 280 622 320">【設定根拠】 可搬式モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="91 336 622 376">重大事故等時のモニタリングステーション及びモニタリングポストの機能が喪失した場合に、可搬式モニタリングポストによる測定を行う。</p> <p data-bbox="91 392 622 496">なお、可搬式モニタリングポストは、11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策用として放射線量の測定が可能な個数）に予備6個を含めた17個を保管する。</p> <p data-bbox="91 512 622 592">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10⁻⁶Gy/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲としては、B.G.~100mGy/hである。</p>	名称		可搬式モニタリングポスト (3号及び4号が共用)	計測範囲	mGy/h	B.G.~100	<table border="1" data-bbox="678 220 1218 288"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>mGy/h</td> <td>0~10⁶</td> </tr> </table> <p data-bbox="685 296 1211 320">【設定根拠】 可搬型モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p data-bbox="685 336 1211 392">可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストの機能喪失時の代替措置として用いるものである。</p> <p data-bbox="685 392 1211 432">また、発電所海側において、放射線量を監視するために用いるものである。</p> <p data-bbox="685 432 1211 472">さらに、緊急時対策所の加圧判断に用いるものである。</p> <p data-bbox="685 472 1211 496">なお、放射性希ガス（Xe-133等）、放射性イオン素（I-131等）、粒子状物質（Cs-137等）を測定する。</p> <p data-bbox="685 512 1211 552">可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストと同数の6台、発電所海側に2台及び緊急時対策所の加圧判断用に1台設置できる数量とする。</p> <p data-bbox="685 552 1211 592">さらに、予備2台を含めた合計11台を第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策建屋に保管する。</p> <p data-bbox="685 608 1211 711">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10⁻⁶Gy/h）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲としては、0~10⁶mGy/hである。</p>	名称		可搬型モニタリングポスト	計測範囲	mGy/h	0~10 ⁶	<table border="1" data-bbox="1254 204 1812 272"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>mGy/h</td> <td>B.G.~1,000</td> </tr> </table> <p data-bbox="1261 280 1809 304">【設定根拠】 可搬型モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="1261 336 1809 392">重大事故等時のモニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が喪失した場合に、可搬型モニタリングポストによる測定を行う。</p> <p data-bbox="1261 392 1809 432">また、発電所海側において、放射線量を監視するために用いるものである。</p> <p data-bbox="1261 432 1809 456">さらに、緊急時対策所の加圧判断に用いるものである。</p> <p data-bbox="1261 472 1809 552">可搬型モニタリングポストは、12台（モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な台数としての8台を含み、原子炉格納施設を囲む12箇所における放射線量の測定が可能な個数）に予備1台を含めた13台を緊急時対策所に保管する。</p> <p data-bbox="1261 584 1809 671">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10⁻⁶Gy/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲としては、B.G.~1,000 mGy/hである。</p>	名称		可搬型モニタリングポスト	計測範囲	mGy/h	B.G.~1,000	<p data-bbox="1839 256 2078 280">【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名称		可搬式モニタリングポスト (3号及び4号が共用)																			
計測範囲	mGy/h	B.G.~100																			
名称		可搬型モニタリングポスト																			
計測範囲	mGy/h	0~10 ⁶																			
名称		可搬型モニタリングポスト																			
計測範囲	mGy/h	B.G.~1,000																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1" data-bbox="85 209 636 277"> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬式ダストサンプラ (3号及び4号炉共用)</th> </tr> <tr> <th>流量範囲</th> <th>l/min</th> <td>120以上</td> </tr> </table> <p data-bbox="98 284 636 319">【設定根拠】 可搬式ダストサンプラは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="98 344 636 403">重大事故等時に移動式放射能測定装置（モニタ車）が使用出来ない場合は、可搬式ダストサンプラにより発電所敷地内及び発電所敷地境界付近の空気中の放射性物質を採取する。</p> <p data-bbox="98 424 636 445">なお、可搬式ダストサンプラは、2個に予備1個を含めた3個を保管する。</p> <p data-bbox="98 467 636 488">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺の空気中の放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 測定上限値は、流量の他に測定時間等も含めて決定することから、可搬式であることも勘案し流量範囲は、120 l/min以上とする。</p>	名 称		可搬式ダストサンプラ (3号及び4号炉共用)	流量範囲	l/min	120以上	<table border="1" data-bbox="674 220 1225 277"> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬型ダスト・よう素サンプラ</th> </tr> <tr> <th>流量範囲</th> <th>L/min</th> <td>5～40</td> </tr> </table> <p data-bbox="687 284 1225 343">【設定根拠】 可搬型ダスト・よう素サンプラは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p data-bbox="687 365 1225 406">可搬型ダスト・よう素サンプラは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。</p> <p data-bbox="687 429 1225 450">また、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、空気中の放射性物質を採取するものである。</p> <p data-bbox="687 454 1225 496">なお、放射性よう素（I-131等）、粒子状物質（Sr-89、Sr-90、Cs-137、U-235、Pu-238等）を採取する。</p> <p data-bbox="687 518 1225 560">可搬型ダスト・よう素サンプラは、2台に予備1台を含めた合計3台を緊急時対策建屋に保管する。</p> <p data-bbox="687 582 1225 603">1. 流量範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 そのため、流量範囲を5～40 L/minとし、サンプリング時間を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p data-bbox="687 625 1225 646">2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p data-bbox="687 668 1225 689">2.1 放射性物質の濃度の算出式 放射性物質の濃度（Bq/cm^3） ＝換算係数（Bq/ks^{-1}）×試料のNET値（ks^{-1}）／サンプリング量（cm^3）</p>	名 称		可搬型ダスト・よう素サンプラ	流量範囲	L/min	5～40	<table border="1" data-bbox="1263 209 1814 277"> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬型ダスト・よう素サンプラ</th> </tr> <tr> <th>流量範囲</th> <th>L/min</th> <td>25以上</td> </tr> </table> <p data-bbox="1263 284 1814 319">【設定根拠】 可搬型ダスト・よう素サンプラは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="1263 344 1814 435">重大事故等時に放射能観測車が使用出来ない場合は、可搬型ダスト・よう素サンプラにより発電所敷地内及び発電所敷地境界付近の空気中の放射性物質を採取する。 また、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、空気中の放射性物質を採取するものである。</p> <p data-bbox="1263 461 1814 502">可搬型ダスト・よう素サンプラは、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。</p> <p data-bbox="1263 528 1814 549">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 そのため、流量範囲を25 L/min以上とし、サンプリング時間を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p data-bbox="1263 571 1814 592">2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p data-bbox="1263 617 1814 638">2.1 放射性物質の濃度の算出式 放射性物質の濃度（Bq/cm^3） ＝換算係数（Bq/nGy/h）×試料のNET値（nGy/h）／サンプリング量（cm^3）</p>	名 称		可搬型ダスト・よう素サンプラ	流量範囲	L/min	25以上	<p data-bbox="1850 260 2170 280">【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名 称		可搬式ダストサンプラ (3号及び4号炉共用)																			
流量範囲	l/min	120以上																			
名 称		可搬型ダスト・よう素サンプラ																			
流量範囲	L/min	5～40																			
名 称		可搬型ダスト・よう素サンプラ																			
流量範囲	L/min	25以上																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1" data-bbox="94 220 631 284"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>NaIシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号炉共用)</th> </tr> <tr> <th>計測範囲</th> <th>μ Gy/h</th> <td>B.G.~30</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 NaIシンチレーションサーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 NaIシンチレーションサーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近において、採取した放射性物質の濃度を測定し、その計測結果を監視するものである。 なお、NaIシンチレーションサーベイメータは、2個に予備1個を含めた3個を保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺の空気中の放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、B.G.~30 μ Gy/hである。</p> <p>2. 放射能濃度の算出 放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 空気中よう素の放射性物質濃度の算出式 空気中よう素の放射性物質濃度 (Bq/cm³) =換算係数(Bq/nGy/h)×試料のNET値(nGy/h)／サンプリング量(cm³)</p> <p>2-2 海水、排水よう素の放射性物質濃度の算出式 海水、排水よう素の放射性物質濃度 (Bq/cm³) =換算係数(Bq/nGy/h)×試料のNET値(nGy/h)／サンプリング量(cm³)</p>	名称		NaIシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号炉共用)	計測範囲	μ Gy/h	B.G.~30	<table border="1" data-bbox="680 220 1218 284"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>γ線サーベイメータ</th> </tr> <tr> <th>計測範囲</th> <th>s⁻¹</th> <td>0~30k</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 γ線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。 γ線サーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。 また、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測して、その計測結果を監視するものである。 なお、γ線放出核種（I-131, Cs-137等）を測定する。 γ線サーベイメータは、2台に予備1台を含めた合計3台を緊急時対策建屋に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を0~30ks⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2.1 放射性物質の濃度の算出式 放射性物質の濃度 (Bq/cm³) =換算係数 (Bq/ks⁻¹) ×試料のNET値 (ks⁻¹) /サンプリング量 (cm³)</p>	名称		γ線サーベイメータ	計測範囲	s ⁻¹	0~30k	<table border="1" data-bbox="1267 220 1805 284"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</th> </tr> <tr> <th>計測範囲</th> <th>μ Gy/h</th> <td>B.G.~30</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。 また、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を測定し、その計測結果を監視するものである。 NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を、B.G.~30 μ Gy/hとし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 空気中よう素の放射性物質濃度の算出式 空気中よう素の放射性物質濃度 (Bq/cm³) =換算係数(Bq/nGy/h)×試料のNET値(nGy/h)／サンプリング量(cm³)</p> <p>2-2 海水、排水よう素の放射性物質濃度の算出式 海水、排水よう素の放射性物質濃度 (Bq/cm³) =換算係数(Bq/nGy/h)×試料のNET値(nGy/h)／サンプリング量(cm³)</p>	名称		NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	計測範囲	μ Gy/h	B.G.~30	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名称		NaIシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号炉共用)																			
計測範囲	μ Gy/h	B.G.~30																			
名称		γ線サーベイメータ																			
計測範囲	s ⁻¹	0~30k																			
名称		NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ																			
計測範囲	μ Gy/h	B.G.~30																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1" data-bbox="85 212 633 284"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>汚染サーベイメータ (3号及び4号炉共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>kmin⁻¹</td> <td>0～300</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定仕様】 汚染サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 汚染サーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近において、採取した放射性物質の濃度を測定し、その計測結果を監視するものである。 なお、汚染サーベイメータは、2台に予備1台を含めた3台を保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺の空気中の放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^2$）を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、0～300 kmin⁻¹である。</p> <p>2. 放射線濃度の算出 放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 空気中ダストの放射性物質濃度の算出式 空気中ダストの放射性物質濃度 (Bq/cm²) = 換算係数 (Bq/cm²/min⁻¹) × 試料の NET 値 (min⁻¹) × 測定面積 (cm²) / サンプル量 (cm³) × (サンプリングろ紙径 (Ds) / 計数したろ紙径 (Dm))²</p>	名称		汚染サーベイメータ (3号及び4号炉共用)	計測範囲	kmin ⁻¹	0～300	<table border="1" data-bbox="672 212 1220 284"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>β線サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>min⁻¹</td> <td>0～100k</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定仕様】 β線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。 β線サーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。 また、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測して、その計測結果を監視するものである。 なお、β線放出核種 (Sr-89, Sr-90 等) を測定する。</p> <p>β線サーベイメータは、2台に予備1台を含めた合計3台を緊急時対策建屋に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^2$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を 0～100kmin⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 放射性物質の濃度の算出式 放射性物質の濃度 (Bq/cm²) = 換算係数 (Bq/cm²/min⁻¹) × 試料の NET 値 (min⁻¹) × 測定面積 (cm²) / サンプル量 (cm³) × (サンプリングろ紙径 Ds (cm) / 計数したろ紙径 Dm (cm))²</p>	名称		β線サーベイメータ	計測範囲	min ⁻¹	0～100k	<table border="1" data-bbox="1258 212 1814 284"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>GM汚染サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>kmin⁻¹</td> <td>0～100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定仕様】 GM汚染サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 GM汚染サーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。 また、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を測定し、その計測結果を監視するものである。 GM汚染サーベイメータは、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^2$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を、0～100kmin⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 空気中ダストの放射性物質濃度の算出式 空気中ダストの放射性物質濃度 (Bq/cm²) = 換算係数 (Bq/cm²/min⁻¹) × 試料の NET 値 (min⁻¹) × 測定面積 (cm²) / サンプル量 (cm³) × (サンプリングろ紙径 Ds (cm) / 計数したろ紙径 Dm (cm))²</p>	名称		GM汚染サーベイメータ	計測範囲	kmin ⁻¹	0～100	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名称		汚染サーベイメータ (3号及び4号炉共用)																			
計測範囲	kmin ⁻¹	0～300																			
名称		β線サーベイメータ																			
計測範囲	min ⁻¹	0～100k																			
名称		GM汚染サーベイメータ																			
計測範囲	kmin ⁻¹	0～100																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																		
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>ZnSシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号が共用)</th> </tr> <tr> <th>計測範囲</th> <th>kmin⁻¹</th> <td>0～99.9</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 ZnSシンチレーションサーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 ZnSシンチレーションサーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近において、放射性物質の濃度を計測し、その計測結果を監視するものである。 なお、ZnSシンチレーションサーベイメータは、1個に予備1個を含めた2個を保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺の空気中の放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、0～99.9 kmin⁻¹である。</p> <p>2. 放射能濃度の算出 放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 全アルファの放射性物質濃度の算出式 全アルファの放射性物質濃度 (Bq/cm³) = 換算係数 (Bq/cm²/min⁻¹) × 試料の NET 値 (min⁻¹) × 測定面積 (cm²) / サンプル量 (cm³) × (サンプリングろ紙径 (Ds) / 計数したろ紙径 (Dm))²</p>		名称		ZnSシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号が共用)	計測範囲	kmin ⁻¹	0～99.9	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>α線サーベイメータ</th> </tr> <tr> <th>計測範囲</th> <th>min⁻¹</th> <td>0～100k</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 α線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。 α線サーベイメータは、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測して、その計測結果を監視するものである。 なお、α線放出核種 (U-235, Pu-238 等) を測定する。 α線サーベイメータは、1台に予備1台を含めた合計2台を緊急時対策建屋に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を 0～100kmin⁻¹とし、サンプリング流量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2.1 放射性物質の濃度の算出式 放射性物質の濃度 (Bq/cm³) = 換算係数 (Bq/min⁻¹) × 試料の NET 値 (min⁻¹) / サンプル量 (L) × 1000 (cm³/L)</p>		名称		α線サーベイメータ	計測範囲	min ⁻¹	0～100k	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>α線シンチレーションサーベイメータ</th> </tr> <tr> <th>計測範囲</th> <th>kmin⁻¹</th> <td>0～100</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 α線シンチレーションサーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 α線シンチレーションサーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測し、その計測結果を監視するものである。 α線シンチレーションサーベイメータは、1台に予備1台を含めた2台を緊急時対策所に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を、0～100kmin⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 全アルファの放射性物質濃度の算出式 全アルファの放射性物質濃度 (Bq/cm³) = 換算係数 (Bq/cm²/min⁻¹) × 試料の NET 値 (min⁻¹) × 測定面積 (cm²) / サンプル量 (cm³) × (サンプリングろ紙径 (Ds) / 計数したろ紙径 (Dm))²</p>		名称		α線シンチレーションサーベイメータ	計測範囲	kmin ⁻¹	0～100	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名称		ZnSシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号が共用)																						
計測範囲	kmin ⁻¹	0～99.9																						
名称		α線サーベイメータ																						
計測範囲	min ⁻¹	0～100k																						
名称		α線シンチレーションサーベイメータ																						
計測範囲	kmin ⁻¹	0～100																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1" data-bbox="91 212 633 279"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>β線サーベイメータ (3号及び4号が共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>kmin⁻¹</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0 ~ 300</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 β線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 β線サーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近において、採取した放射性物質の濃度を計測し、その計測結果を監視するものである。 なお、β線サーベイメータは、1個に予備1個を含めた2個を保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺の空気中の放射性物質濃度の測定上限値 (3.7×10³Bq/cm³) を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、0 ~ 300 kmin⁻¹である。</p> <p>2. 放射能濃度の算出 放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 全ベータの放射性物質濃度の算出式 全ベータの放射性物質濃度 (Bq/cm³) = 換算係数(Bq/cm²/min⁻¹)×試料の NET 値(min⁻¹)×測定面積(cm²) / サンプル量(cm³)×(サンプリングろ紙径(Ds)/計数したろ紙径(Dm))²</p>	名称	β線サーベイメータ (3号及び4号が共用)	計測範囲	kmin ⁻¹		0 ~ 300	<p>【再掲】</p> <table border="1" data-bbox="676 212 1218 279"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>β線サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>min⁻¹</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0~100k</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 β線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。 β線サーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。 また、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測して、その計測結果を監視するものである。 なお、β線放出核種 (Sr-89, Sr-90 等) を測定する。</p> <p>β線サーベイメータは、2台に予備1台を含めた合計3台を緊急時対策建屋に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値 (3.7×10³Bq/cm³) を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を0~100kmin⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 放射性物質の濃度の算出式 放射性物質の濃度 (Bq/cm³) = 換算係数 (Bq/cm²/min⁻¹) × 試料の NET 値 (min⁻¹) × 測定面積 (cm²) / サンプル量 (cm³) × (サンプリングろ紙径 Ds (cm) / 計測したろ紙径 Dm (cm))²</p>	名称	β線サーベイメータ	計測範囲	min ⁻¹		0~100k	<table border="1" data-bbox="1263 212 1805 279"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>β線サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>kmin⁻¹</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0 ~ 100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 β線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 β線サーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測し、その計測結果を監視するものである。 β線サーベイメータは、1台に予備1台を含めた2台を緊急時対策所に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値 (3.7×10³Bq/cm³) を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を、0 ~ 100kmin⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 全ベータの放射性物質濃度の算出式 全ベータの放射性物質濃度 (Bq/cm³) = 換算係数 (Bq/cm²/min⁻¹)×試料の NET 値 (min⁻¹)×測定面積 (cm²) / サンプル量 (cm³)×(サンプリングろ紙径 Ds (cm) / 計数したろ紙径 Dm (cm))²</p>	名称	β線サーベイメータ	計測範囲	kmin ⁻¹		0 ~ 100	<p>②の相違</p>
名称	β線サーベイメータ (3号及び4号が共用)																				
計測範囲	kmin ⁻¹																				
	0 ~ 300																				
名称	β線サーベイメータ																				
計測範囲	min ⁻¹																				
	0~100k																				
名称	β線サーベイメータ																				
計測範囲	kmin ⁻¹																				
	0 ~ 100																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																		
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>電離箱サーベイメータ (3号及び4号炉共用)</th> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>$\mu\text{Sv/h}$ ~mSv/h</td> <td>1.0 ~ 300</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 電離箱サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 電離箱サーベイメータは、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において、放射線量率を計測し、その計測結果を監視するものである。 なお、電離箱サーベイメータは、2個に予備1個を含めた3個を保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10^4Sv/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、$1.0\mu\text{Sv/h}$ ~ 300mSv/hである。</p>		名称		電離箱サーベイメータ (3号及び4号炉共用)	計測範囲	$\mu\text{Sv/h}$ ~ mSv/h	1.0 ~ 300	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>電離箱サーベイメータ</th> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>mSv/h</td> <td>0.001~1000</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 電離箱サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。 電離箱サーベイメータは、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、放射線量率を計測して、その計測結果を監視するものである。 なお、放射性希ガス（Xe-133等）、放射性ヨウ素（I-131等）、粒子状物質（Cs-137等）を測定する。 電離箱サーベイメータは、2台に予備1台を含めた合計3台を緊急時対策建屋に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10^6Gy/h）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲としては0.001~1000 mSv/hとする。</p>		名称		電離箱サーベイメータ	計測範囲	mSv/h	0.001~1000	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>電離箱サーベイメータ</th> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>$\mu\text{Sv/h}$ ~mSv/h</td> <td>1.0 ~ 300</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 電離箱サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 電離箱サーベイメータは、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において、放射線量率を計測し、その計測結果を監視するものである。 電離箱サーベイメータは、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10^4Sv/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、$1.0\mu\text{Sv/h}$ ~ 300mSv/hである。</p>		名称		電離箱サーベイメータ	計測範囲	$\mu\text{Sv/h}$ ~ mSv/h	1.0 ~ 300	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名称		電離箱サーベイメータ (3号及び4号炉共用)																						
計測範囲	$\mu\text{Sv/h}$ ~ mSv/h	1.0 ~ 300																						
名称		電離箱サーベイメータ																						
計測範囲	mSv/h	0.001~1000																						
名称		電離箱サーベイメータ																						
計測範囲	$\mu\text{Sv/h}$ ~ mSv/h	1.0 ~ 300																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>小型船舶 (3号及び4号炉共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大積載重量</td> <td>kg</td> <td>約 375 (5人乗り: 75kg/人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 小型船舶は、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p>発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>なお、小型船舶は、1台に予備1台を含めた2台を保管する。</p> <p>1. 積載重量範囲 放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置等及び要員の重量約 315kg（測定装置等約 90kg、要員 225kg（75kg×3人））を満足できる設計とする。</p> <p>小型船舶の最大積載重量は 375kgであり、必要積載量を満足している。</p>		名 称		小型船舶 (3号及び4号炉共用)	最大積載重量	kg	約 375 (5人乗り: 75kg/人)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>小型船舶</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大積載重量</td> <td>kg</td> <td>350kg以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 小型船舶は、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置等及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>なお、小型船舶は、1艇に予備1艇を含めた合計2艇を第1保管エリア及び第4保管エリアに保管する。</p> <p>1. 積載重量範囲 発電所の周辺海域において、放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置等及び要員の総重量約 350kg（測定装置等約 200kg、要員 150kg（75kg×2人））を積載できる設計とする。</p>		名 称		小型船舶	最大積載重量	kg	350kg以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>小型船舶</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大積載重量</td> <td>kg</td> <td>約 300 (5人乗り: 60kg/人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 小型船舶は、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p>発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>小型船舶は、1艇に予備1艇を含めた2艇を1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア（b）に保管する。</p> <p>1. 積載重量範囲 放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置等及び要員の重量約 270kg（測定装置等約 90kg、要員 180kg（60kg×3人））を満足できる設計とする。</p> <p>小型船舶の最大積載重量は 300kgであり、必要積載量を満足している。</p>		名 称		小型船舶	最大積載重量	kg	約 300 (5人乗り: 60kg/人)	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名 称		小型船舶 (3号及び4号炉共用)																						
最大積載重量	kg	約 375 (5人乗り: 75kg/人)																						
名 称		小型船舶																						
最大積載重量	kg	350kg以上																						
名 称		小型船舶																						
最大積載重量	kg	約 300 (5人乗り: 60kg/人)																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																											
<table border="1" data-bbox="91 225 629 453"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">可搬式気象観測装置 (3号及び4号が共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">計測範囲</td> <td>風向風速計</td> <td>DEG m/s</td> <td>風向：0.0 ~ 540.0 風速：0.0 ~ 60.0</td> </tr> <tr> <td>日射計</td> <td>kW/m²</td> <td>0.000 ~ 2.000</td> </tr> <tr> <td>放射収支計</td> <td>kW/m²</td> <td>-1.000 ~ 2.000</td> </tr> <tr> <td>雨量計</td> <td>mm</td> <td>0.0 ~ 100.0</td> </tr> <tr> <td>湿度計</td> <td>℃</td> <td>-40.0 ~ 60.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>湿度計</td> <td>%</td> <td>0.0 ~ 100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="91 456 629 491">【設定根拠】 可搬式気象観測装置は、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="91 515 629 550">可搬式気象観測装置は、重大事故時の気象観測設備の機能喪失時の代替測定として用いるものである。</p> <p data-bbox="91 574 629 593">なお、可搬式気象観測装置は、1個に予備1個を含めた2個を保管する。</p> <p data-bbox="91 617 629 715">1. 計測範囲 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位、測定値の最小位数を満足するように設計する。 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位及び測定値の最小位数を下記の表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="136 730 600 866"> <thead> <tr> <th>観測項目</th> <th>測定単位</th> <th>測定値の最小位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風 向</td> <td>16 方位</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>風 速</td> <td>m/s</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>日射量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/100</td> </tr> <tr> <td>放射収支量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/500</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		可搬式気象観測装置 (3号及び4号が共用)		計測範囲	風向風速計	DEG m/s	風向：0.0 ~ 540.0 風速：0.0 ~ 60.0	日射計	kW/m ²	0.000 ~ 2.000	放射収支計	kW/m ²	-1.000 ~ 2.000	雨量計	mm	0.0 ~ 100.0	湿度計	℃	-40.0 ~ 60.0		湿度計	%	0.0 ~ 100.0	観測項目	測定単位	測定値の最小位数	風 向	16 方位	1	風 速	m/s	1/10	日射量	kW/m ²	1/100	放射収支量	kW/m ²	1/500	<table border="1" data-bbox="680 212 1218 363"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">代替気象観測設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">計測範囲</td> <td>風向風速計</td> <td>m/s</td> <td>風向 16 方位 風速 0.0~90.0</td> </tr> <tr> <td>日射計</td> <td>kW/m²</td> <td>0~1.100</td> </tr> <tr> <td>放射収支計</td> <td>kW/m²</td> <td>-0.347~1.042</td> </tr> <tr> <td>雨雪量計</td> <td>mm</td> <td>0~100</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="680 367 1218 402">【設定根拠】 代替気象観測設備は、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p data-bbox="680 426 1218 461">代替気象観測設備は、気象観測設備の機能喪失時の代替措置として用いるものである。</p> <p data-bbox="680 485 1218 531">なお、代替気象観測設備は、1台に予備1台を含めた合計2台を第2保管エリア及び第4保管エリアに保管する。</p> <p data-bbox="680 555 1218 662">1. 計測範囲 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位、測定値の最小位数を満足するように設計する。 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位、測定値の最小位数を下記の表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="763 683 1099 799"> <thead> <tr> <th>観測項目</th> <th>測定単位</th> <th>測定値の最小位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風向</td> <td>16 方位</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>m/s</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>日射量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/100</td> </tr> <tr> <td>放射収支量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/500</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		代替気象観測設備		計測範囲	風向風速計	m/s	風向 16 方位 風速 0.0~90.0	日射計	kW/m ²	0~1.100	放射収支計	kW/m ²	-0.347~1.042	雨雪量計	mm	0~100	観測項目	測定単位	測定値の最小位数	風向	16 方位	1	風速	m/s	1/10	日射量	kW/m ²	1/100	放射収支量	kW/m ²	1/500	<table border="1" data-bbox="1270 212 1807 363"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">可搬型気象観測設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">計測範囲</td> <td>風向風速計</td> <td>DEG m/s</td> <td>風向：0 ~ 360 風速：1.0 ~ 60.0</td> </tr> <tr> <td>日射計</td> <td>kW/m²</td> <td>0.000 ~ 2.000</td> </tr> <tr> <td>放射収支計</td> <td>kW/m²</td> <td>-0.250 ~ 1.250</td> </tr> <tr> <td>雨量計</td> <td>mm</td> <td>0.0 ~ 100.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1270 367 1807 402">【設定根拠】 可搬型気象観測設備は、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="1270 426 1807 480">可搬型気象観測設備は、重大事故時の気象観測設備の機能喪失時の代替測定として用いるものである。</p> <p data-bbox="1270 485 1807 555">また、重大事故時等が発生した場合に、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を配備し、風向、風速等の気象項目を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p data-bbox="1270 579 1807 598">可搬型気象観測設備は、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。</p> <p data-bbox="1270 622 1807 745">1. 計測範囲 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位、測定値の最小位数を満足するように設計する。 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位及び測定値の最小位数を下記の表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1279 762 1789 890"> <thead> <tr> <th>観測項目</th> <th>測定単位</th> <th>測定値の最小位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風 向</td> <td>16 方位</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>風 速</td> <td>m/s</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>日射量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/100</td> </tr> <tr> <td>放射線収支量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/500</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		可搬型気象観測設備		計測範囲	風向風速計	DEG m/s	風向：0 ~ 360 風速：1.0 ~ 60.0	日射計	kW/m ²	0.000 ~ 2.000	放射収支計	kW/m ²	-0.250 ~ 1.250	雨量計	mm	0.0 ~ 100.0					観測項目	測定単位	測定値の最小位数	風 向	16 方位	1	風 速	m/s	1/10	日射量	kW/m ²	1/100	放射線収支量	kW/m ²	1/500	<p data-bbox="1836 256 2150 276">【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名 称		可搬式気象観測装置 (3号及び4号が共用)																																																																																																												
計測範囲	風向風速計	DEG m/s	風向：0.0 ~ 540.0 風速：0.0 ~ 60.0																																																																																																											
	日射計	kW/m ²	0.000 ~ 2.000																																																																																																											
	放射収支計	kW/m ²	-1.000 ~ 2.000																																																																																																											
	雨量計	mm	0.0 ~ 100.0																																																																																																											
	湿度計	℃	-40.0 ~ 60.0																																																																																																											
	湿度計	%	0.0 ~ 100.0																																																																																																											
観測項目	測定単位	測定値の最小位数																																																																																																												
風 向	16 方位	1																																																																																																												
風 速	m/s	1/10																																																																																																												
日射量	kW/m ²	1/100																																																																																																												
放射収支量	kW/m ²	1/500																																																																																																												
名 称		代替気象観測設備																																																																																																												
計測範囲	風向風速計	m/s	風向 16 方位 風速 0.0~90.0																																																																																																											
	日射計	kW/m ²	0~1.100																																																																																																											
	放射収支計	kW/m ²	-0.347~1.042																																																																																																											
	雨雪量計	mm	0~100																																																																																																											
観測項目	測定単位	測定値の最小位数																																																																																																												
風向	16 方位	1																																																																																																												
風速	m/s	1/10																																																																																																												
日射量	kW/m ²	1/100																																																																																																												
放射収支量	kW/m ²	1/500																																																																																																												
名 称		可搬型気象観測設備																																																																																																												
計測範囲	風向風速計	DEG m/s	風向：0 ~ 360 風速：1.0 ~ 60.0																																																																																																											
	日射計	kW/m ²	0.000 ~ 2.000																																																																																																											
	放射収支計	kW/m ²	-0.250 ~ 1.250																																																																																																											
	雨量計	mm	0.0 ~ 100.0																																																																																																											
観測項目	測定単位	測定値の最小位数																																																																																																												
風 向	16 方位	1																																																																																																												
風 速	m/s	1/10																																																																																																												
日射量	kW/m ²	1/100																																																																																																												
放射線収支量	kW/m ²	1/500																																																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">60-8 監視測定設備について</p>	<p style="text-align: center;">60-6 適合状況説明資料</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【大飯】資料構成の相違 ・大飯は本説明資料を60条の資料として添付していないため、内容の充足性の確認のため、31条まとめ資料の「2.周辺モニタリング設備について」及び「3.気象観測設備について」を次ページ以降に掲載し、比較する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

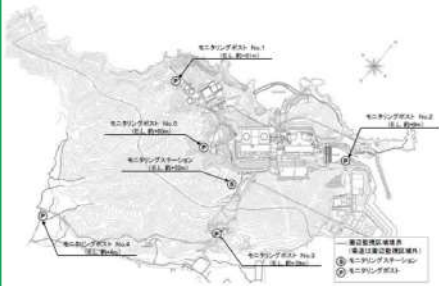

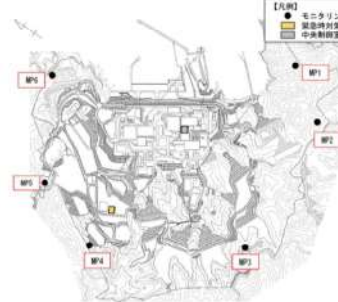

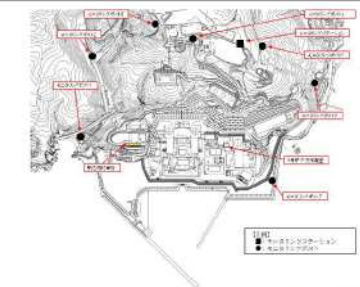


第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【参考として31条まとめ資料の2.3.の目次を掲載】</p> <p>2. 周辺モニタリング設備について</p> <p>2.1 モニタリングステーション及びモニタリングポスト</p> <p>2.1.1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの配置及び計測範囲</p> <p>2.1.2 モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源</p> <p>2.1.3 モニタリングステーション及びモニタリングポストの伝送</p> <p>2.2 移動式放射能測定装置（モニタ車）</p> <p>2.3 代替モニタリング設備</p> <p>2.3.1 可搬式モニタリングポスト</p> <p>2.3.2 放射性物質の濃度測定</p> <p>2.4 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器</p> <p>3. 気象観測設備について</p> <p>3.1 気象観測設備</p> <p>3.2 可搬式気象観測装置</p>	<p><目次></p> <p>1. 環境モニタリング設備について</p> <p>1.1 モニタリングポスト</p> <p>1.1.1 モニタリングポストの配置及び計測範囲</p> <p>1.1.2 モニタリングポストの電源</p> <p>1.1.3 モニタリングポストの伝送</p> <p>1.2 放射能観測車</p> <p>1.3 代替測定</p> <p>1.3.1 可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>1.3.2 可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>1.4 可搬式放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>1.4.1 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定</p> <p>1.4.2 小型船舶による海上モニタリング</p> <p>2. 気象観測設備について</p> <p>2.1 気象観測設備</p> <p>2.2 代替気象観測設備</p>	<p><目次></p> <p>1. 監視測定設備について</p> <p>1.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーション</p> <p>1.1.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置及び計測範囲</p> <p>1.1.2 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源</p> <p>1.1.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送</p> <p>1.1.4 モニタリングポスト</p> <p>1.1.5 モニタリングステーション</p> <p>1.2 放射能観測車</p> <p>1.3 代替測定</p> <p>1.3.1 可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>1.3.2 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>1.4 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>1.4.1 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器</p> <p>1.4.2 小型船舶による海上モニタリング</p> <p>1.4.3 土壌モニタリング</p> <p>2. 気象観測設備について</p> <p>2.1 気象観測設備</p> <p>2.2 可搬式気象観測設備</p> <p>3. 緊急時モニタリングの実施について</p> <p>3.1 陸域・海域モニタリング</p> <p>3.2 海上モニタリング</p> <p>3.3 放射線量測定、気象観測、海水採取位置</p> <p>3.4 モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>3.5 サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（資機材運搬車）</p> <p>3.6 自主対策設備（放射性物質の濃度の測定）</p> <p>3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>3.8 緊急時モニタリングに関する要員の動き</p> <p>4. 重大事故時等に使用する測定室について</p> <p>4.1 バックグラウンドが上昇した場合の措置</p>	<p>【大飯】資料構成の相違</p> <p>・大飯は本説明資料を60条の資料として添付していないため、内容の充足性の確認のため、31条まとめ資料の「2.周辺モニタリング設備について」及び「3.気象観測設備について」を次ページ以降に掲載し、比較する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 参考 環境モニタリング設備等</p>	<p>(補足説明資料)</p> <p>補足説明資料 1. モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源</p> <p>補足説明資料 2. 放射能観測車の台数の根拠</p> <p>補足説明資料 3. 可搬型モニタリングポストの設置について</p> <p>補足説明資料 4. 重大事故時の緊急時モニタリングについて</p> <p>補足説明資料 5. モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの計測結果の保存について</p> <p>補足説明資料 6. 気象観測設備の観測データについて</p> <p>補足説明資料 7. 緊急時モニタリングセンターへの情報連絡について</p> <p>補足説明資料 8. 他の原子力事業者との協体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>補足説明資料 9. 設置許可基準規則第六条との基準適合性</p> <p>補足説明資料 10. 可搬型気象観測設備の観測項目について</p> <p>補足説明資料 11. 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについて</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
<p>2. 周辺モニタリング設備について</p> <p>2.1 モニタリングステーション及びモニタリングポスト</p> <p>2.1.1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの配置及び計測範囲</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時に周辺監視区域境界付近の外部放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングステーション1台及びモニタリングポスト5台を設けており、連続測定したデータは、現地監視盤、中央制御室、事務所で監視、記録を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視を行うことができる。</p> <p>なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信できる。</p> <p>配置図を図2-1-1、計測範囲等を表2-1-1に示す。</p>  <p>図2-1-1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの配置図</p> <p>表2-1-1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの計測範囲等 (主な項目)</p> <table border="1" data-bbox="89 925 448 1149"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">監視対象区域 境界</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション検出器</td> <td>0.01~10⁴µSv/h 1.0~10⁴µSv/h</td> <td>1.0~10⁴µSv/h 1.0~10⁴µSv/h</td> <td>1</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界付近 (7箇所設置)</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>1.0~10⁴µSv/h 1.0~10⁴µSv/h</td> <td>1.0~10⁴µSv/h 1.0~10⁴µSv/h</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モニタリングステーション</td> <td>じんあい測定計</td> <td>0.1~10⁴µSv/h 1.0~10⁴µSv/h</td> <td>1.0~10⁴µSv/h 1.0~10⁴µSv/h</td> <td>1</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界付近</td> </tr> <tr> <td>より測定装置</td> <td>25µSv/h 1.0~10⁴µSv/h</td> <td>1.0~10⁴µSv/h 1.0~10⁴µSv/h</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション検出器</td> <td>1.0~10⁴µSv/h 1.0~10⁴µSv/h</td> <td>1.0~10⁴µSv/h 1.0~10⁴µSv/h</td> <td>各1</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界付近 (5箇所設置)</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>1.0~10⁴µSv/h 1.0~10⁴µSv/h</td> <td>1.0~10⁴µSv/h 1.0~10⁴µSv/h</td> <td>各1</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(モニタリングステーションの写真)</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所	監視対象区域 境界	NaI(Tl)シンチレーション検出器	0.01~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1	周辺監視区域境界付近 (7箇所設置)	電離箱	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1	モニタリングステーション	じんあい測定計	0.1~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1	周辺監視区域境界付近	より測定装置	25µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1	モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション検出器	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	各1	周辺監視区域境界付近 (5箇所設置)	電離箱	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	各1	<p>1. 環境モニタリング設備について</p> <p>1.1 モニタリングポスト</p> <p>1.1.1 モニタリングポストの配置及び計測範囲</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近の放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングポスト6台を設けており、連続測定したデータは、中央制御室で監視し、現場等で記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>モニタリングポストの計測範囲等を第1.1.1表に、モニタリングポストの配置図及び写真を第1.1.1図に示す。</p> <p>第1.1.1表 モニタリングポストの計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="694 606 1164 702"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0~2×10⁴µSv/h 0.01/h</td> <td>計測範囲内で可変</td> <td>各1台</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界周辺 (6カ所設置)</td> </tr> <tr> <td>イオンチェンバ</td> <td>10⁴~10⁵µSv/h 0.01/h</td> <td>計測範囲内で可変</td> <td>各1台</td> </tr> </tbody> </table>  <p>【凡例】 ● モニタリングポスト(計) ● 緊急時対策所 ● 中央制御室</p>  <p>モニタリングポストの写真</p> <p>第1.1.1図 モニタリングポストの配置図及び写真</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所	モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	0~2×10 ⁴ µSv/h 0.01/h	計測範囲内で可変	各1台	周辺監視区域境界周辺 (6カ所設置)	イオンチェンバ	10 ⁴ ~10 ⁵ µSv/h 0.01/h	計測範囲内で可変	各1台	<p>1. 監視測定設備について</p> <p>1.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーション</p> <p>1.1.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置及び計測範囲</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近の放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングポスト7台及びモニタリングステーション1台を設けており、連続測定したデータは、中央制御室で監視し、中央制御室及び現場で記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションの計測範囲等を第1.1.1表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置図及び写真を第1.1.1図に示す。</p> <p>第1.1.1表 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="1299 686 1747 845"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> <th>使用場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">モニタリングポスト(1~7)</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0.01~10⁴µSv/h</td> <td>0.01~10⁴µSv/h</td> <td>各1台</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界付近 (7箇所設置)</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>10⁴~10⁵µSv/h</td> <td>10⁴~10⁵µSv/h</td> <td>各1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モニタリングステーション</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0.01~10⁴µSv/h</td> <td>0.01~10⁴µSv/h</td> <td>各1台</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界付近 (1箇所設置)</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>10⁴~10⁵µSv/h</td> <td>10⁴~10⁵µSv/h</td> <td>各1台</td> </tr> </tbody> </table>    <p>第1.1.1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置図及び写真</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	使用場所	モニタリングポスト(1~7)	NaI(Tl)シンチレーション	0.01~10 ⁴ µSv/h	0.01~10 ⁴ µSv/h	各1台	周辺監視区域境界付近 (7箇所設置)	電離箱	10 ⁴ ~10 ⁵ µSv/h	10 ⁴ ~10 ⁵ µSv/h	各1台	モニタリングステーション	NaI(Tl)シンチレーション	0.01~10 ⁴ µSv/h	0.01~10 ⁴ µSv/h	各1台	周辺監視区域境界付近 (1箇所設置)	電離箱	10 ⁴ ~10 ⁵ µSv/h	10 ⁴ ~10 ⁵ µSv/h	各1台	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・泊では中央制御室でも記録を行うことができる設計とするため、「等」を書き下した。</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所																																																																												
監視対象区域 境界	NaI(Tl)シンチレーション検出器	0.01~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1	周辺監視区域境界付近 (7箇所設置)																																																																												
	電離箱	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1																																																																													
モニタリングステーション	じんあい測定計	0.1~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1	周辺監視区域境界付近																																																																												
	より測定装置	25µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1																																																																													
モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション検出器	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	各1	周辺監視区域境界付近 (5箇所設置)																																																																												
	電離箱	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	1.0~10 ⁴ µSv/h 1.0~10 ⁴ µSv/h	各1																																																																													
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所																																																																												
モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	0~2×10 ⁴ µSv/h 0.01/h	計測範囲内で可変	各1台	周辺監視区域境界周辺 (6カ所設置)																																																																												
	イオンチェンバ	10 ⁴ ~10 ⁵ µSv/h 0.01/h	計測範囲内で可変	各1台																																																																													
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	使用場所																																																																												
モニタリングポスト(1~7)	NaI(Tl)シンチレーション	0.01~10 ⁴ µSv/h	0.01~10 ⁴ µSv/h	各1台	周辺監視区域境界付近 (7箇所設置)																																																																												
	電離箱	10 ⁴ ~10 ⁵ µSv/h	10 ⁴ ~10 ⁵ µSv/h	各1台																																																																													
モニタリングステーション	NaI(Tl)シンチレーション	0.01~10 ⁴ µSv/h	0.01~10 ⁴ µSv/h	各1台	周辺監視区域境界付近 (1箇所設置)																																																																												
	電離箱	10 ⁴ ~10 ⁵ µSv/h	10 ⁴ ~10 ⁵ µSv/h	各1台																																																																													
<p>DB</p>	<p>設計基準対象施設</p>	<p>設計基準対象施設</p>																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.2 モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源系は、電源車（緊急時対策所用）（DB）（3号及び4号炉共用）、野外モニタ分電盤（1号、2号、3号及び4号炉共用）、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置（1号、2号、3号及び4号炉共用）から構成される。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置により電源車（緊急時対策所用）（DB）（設置許可基準規則第31条対応）からの給電が開始されるまでの間の電源の供給が可能な設計とする。</p> <p>また、電源復旧までの期間にわたってモニタリングステーション及びモニタリングポストに電源を供給できるよう、緊急時対策所（3号及び4号炉共用）を経由して電源車（緊急時対策所用）（DB）からも電源の供給が可能な設計とする。</p> <p>また、代替電源設備としては、電源車（緊急時対策所用）（設置許可基準規則第60条対応）からの給電が可能である。</p> <p>なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源系統は、非常用所内電源系統から独立した構成とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置は、設計基準事故時に電源車（緊急時対策所用）（DB）（設置許可基準規則第31条対応）からの電力供給とあいまってモニタリングステーション及びモニタリングポストの機能を維持するのに必要な電力を供給できる容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。（設置許可基準規則第12条対応）モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源構成概略図を図2-1-2に示す。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>1.1.2 モニタリングポストの電源</p> <p>モニタリングポストは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。</p> <p>さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。</p> <p>また、モニタリングポストの電源は、代替電源設備である常設代替交流電源設備により給電が可能な設計とする。</p> <p>無停電電源装置の設備仕様を第1.1.2表に、モニタリングポストの電源構成概略図等を第1.1.2図に示す。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>1.1.2 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源 (1)モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。</p> <p>さらに、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる。</p> <p>また、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は、代替電源設備である常設代替交流電源設備により給電が可能な設計とする。</p> <p>無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様を第1.1.2-1表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等を第1.1.2-1図に示す。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>【大阪】女川実績の反映 ・緊急時対策所を経由する設計は大阪特有 【女川】資料構成の相違</p> <p>【女川、大阪】設備の相違 ・泊では無停電電源装置に加え、非常用発電機を設置する構成としている（島根2号炉同様）。 ・電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計は同じ。</p> <p>【女川、大阪】設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1.1.2表 モニタリングポスト専用の無停電電源装置の設備仕様

名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	備考
無停電電源装置	局舎ごとに1台計6台	3.0kVA	蓄電池	約8時間	外部電源喪失後、非常用ディーゼル発電機から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。

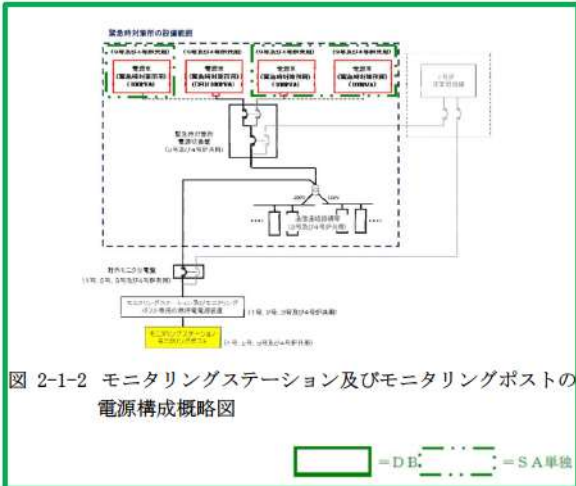
第1.1.2-1表 モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様

第1.1.2-1表 モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様

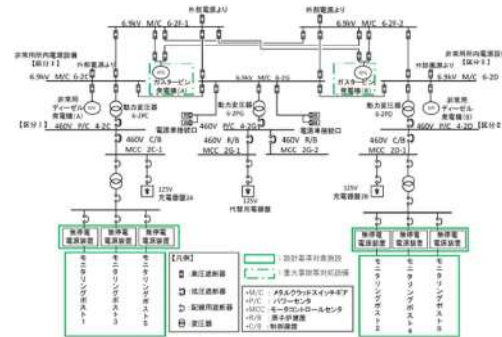
名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考
無停電電源装置	局舎ごとに1台計8台	5kVA	蓄電池	約7分 [※]	—	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。
非常用発電機	局舎ごとに1台計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油	

※無停電電源装置のバックアップ時間について、非常用交流電源設備が所内電源喪失後に自動起動し、約10秒後で電源供給開始されるまでの間、無停電電源装置を經由してモニタリングポスト等に給電するためバックアップ時間を約7分としている。非常用交流電源設備からの電源供給不可時はモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機から約24時間電源供給が可能である。

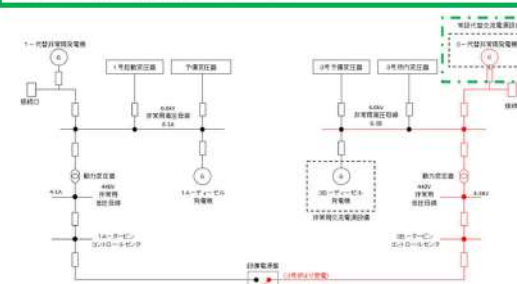
【女川】設備の相違
 ・無停電電源装置のバックアップ時間について、泊は女川と比較して短い時間となっている。これは非常用交流電源設備が所内電源喪失後に自動起動し、約10秒後で電源供給開始されるまでの間、無停電電源装置を經由してモニタリングポスト等に給電するためバックアップ時間を約7分としている。非常用交流電源設備からの電源供給不可時はモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機から約24時間電源供給が可能である。



○電源構成概略



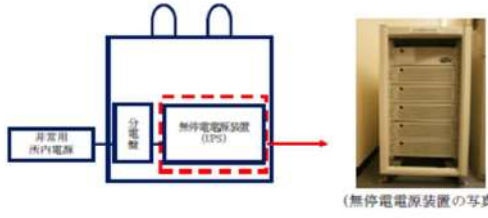
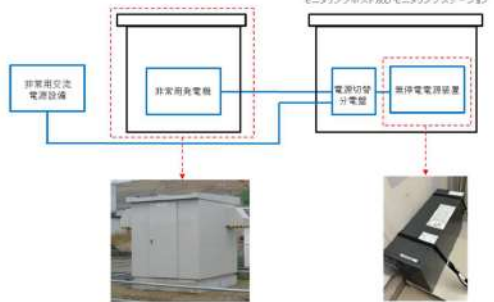
 : 設計基準対象施設
 : 重大事故等対処設備



第1.1.2-1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等 (1/2)

 : 設計基準対象施設
 : 重大事故等対処設備

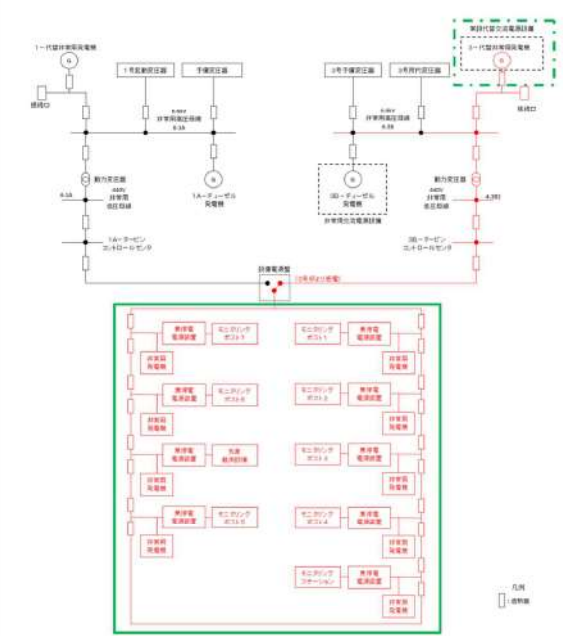
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>○外観写真</p>  <p>第 1.1.2 図 モニタリングポストの電源構成概略図等 (2/2)</p>	<p>泊発電所 3 号炉</p>  <p>第 1.1.2-1 図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等 (2/2)</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川、大飯】設備の相違</p>

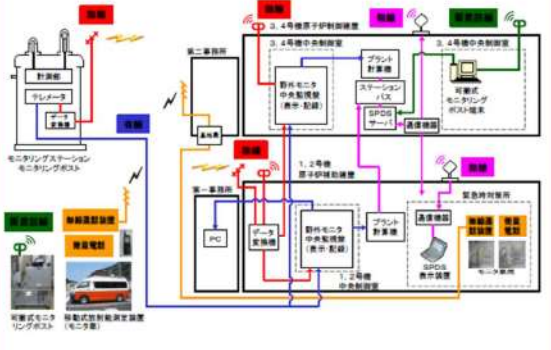
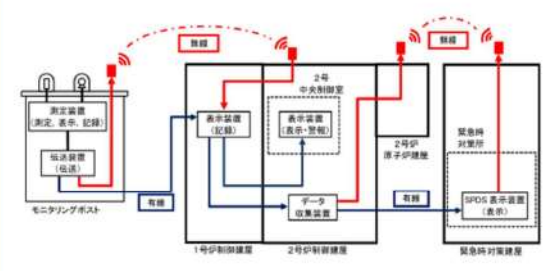
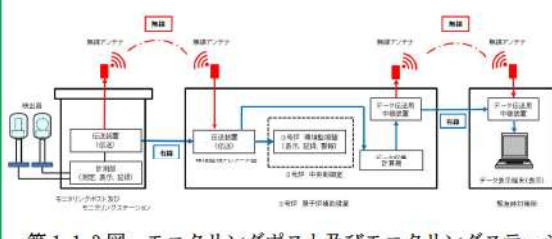
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>(2) モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の運用</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションへ給電する各電源の起動順序・優先順位は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常運転時 モニタリングポスト及びモニタリングステーションは通常運転時、非常用低圧母線のコントロールセンタから無停電電源装置を経由して所内電源を受電している。 ・所内電源喪失直後 所内電源が喪失した場合は、無停電電源装置から継続して受電を行う。 ・所内電源喪失後から約 10 秒後 非常用交流電源設備は、所内電源が喪失後自動起動し、約 10 秒で電源供給が開始され、無停電電源装置を経由して電源供給を行う。 ・非常用交流電源設備電源供給不可時 モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション局舎内に設置している非常用発電機制御盤内の不足電圧継電器により電源喪失を検知することで自動起動し、運転待機状態となる。 自動起動から約 40 秒以内に、自動切替により電源供給を開始する。 また、復電した場合は不足電圧継電器による検知で、所内電源側に自動で切り替わりその後、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が自動停止する。電源供給が開始されるまでの間は、無停電電源装置から継続して電源供給が行われる。 これらの電源供給は自動起動・自動切替で行われることにより、運転員による操作は不要な設計としている。 また、重大事故等時にモニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合は、可搬型モニタリングポストを設置する手順を整備している。 <p>無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様を第 1.1.2-2 表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図を第 1.1.2-2 図に示す。</p>	<p>【女川・大飯】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は島根 2 号炉審査を踏まえ追加

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																					
		<p>第 1.1.2-2 表 無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>台数</th> <th>出力</th> <th>発電方式</th> <th>バックアップ時間</th> <th>燃料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置</td> <td>局舎ごとに 1 台 計 8 台</td> <td>5kVA</td> <td>蓄電池</td> <td>約 7 分[※]</td> <td>—</td> <td>外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び交流活動動力電源喪失後、着陸代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。</td> </tr> <tr> <td>非常用発電機</td> <td>局舎ごとに 1 台 計 8 台</td> <td>5kVA</td> <td>ディーゼルエンジン</td> <td>約 24 時間</td> <td>軽油</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※無停電電源装置のバックアップ時間について、非常用交流電源設備が所内電源喪失後に自動起動し、約 10 秒後で電源供給開始されるまでの間、無停電電源装置を経由してモニタリングポスト等に給電するためバックアップ時間を約 7 分としている。非常用交流電源設備からの電源供給不可時はモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機から約 24 時間電源供給が可能である。</p>  <p>第 1.1.2-2 図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図</p> <p>■：設計基準対象施設 ■■■：重大事故等対処設備</p>	名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考	無停電電源装置	局舎ごとに 1 台 計 8 台	5kVA	蓄電池	約 7 分 [※]	—	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び交流活動動力電源喪失後、着陸代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。	非常用発電機	局舎ごとに 1 台 計 8 台	5kVA	ディーゼルエンジン	約 24 時間	軽油		
名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考																		
無停電電源装置	局舎ごとに 1 台 計 8 台	5kVA	蓄電池	約 7 分 [※]	—	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び交流活動動力電源喪失後、着陸代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。																		
非常用発電機	局舎ごとに 1 台 計 8 台	5kVA	ディーゼルエンジン	約 24 時間	軽油																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3 モニタリングステーション及びモニタリングポストの伝送</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストで測定したデータの伝送を行う構成は、有線及び無線により多様性を有しており、伝送したデータは、中央制御室、事務所で監視、記録を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視を行うことができる。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストの伝送概略図を図2-1-3に示す。</p>  <p>図2-1-3 モニタリングステーション及びモニタリングポストの伝送概略図</p>	<p>1.1.3 モニタリングポストの伝送</p> <p>モニタリングポストで測定したデータの伝送を行う構成は、建屋間*において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定したデータは、モニタリングポスト設置場所、中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト設備の伝送概略図を第1.1.3図に示す。</p> <p>※ 建屋（1号炉制御建屋、2号炉制御建屋及び原子炉建屋、緊急時対策建屋）は、モニタリングポストと同等以上の耐震性を有しており、伝送の多様化の対象範囲は耐震性を有した建屋間とする。</p>  <p>第1.1.3図 モニタリングポスト設備の伝送概略図</p>	<p>1.1.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定したデータの伝送を行う構成は、建屋間*において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定したデータは、モニタリングポスト及びモニタリングステーション設置場所、中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図を第1.1.3図に示す。</p> <p>※ 建屋（3号炉原子炉補助建屋、緊急時対策所）は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションと同等以上の耐震性を有しており、伝送の多様化の対象範囲は耐震性を有した建屋間とする。</p>  <p>第1.1.3図 モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図</p>	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】建屋名称の相違</p>
<p>□ = DB</p>	<p>□ : 設計基準対象施設</p>	<p>□ : 設計基準対象施設</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>1.1.4 モニタリングポスト (1) 機能 モニタリングポストは周辺監視区域境界付近に7台設置しており、空間放射線量率の監視用設備である。 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される空間線量率を計測できる。</p> <p>電源については、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間電源を供給できる設備である。 さらに、モニタリングポスト専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設備である。 また、全交流電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設備である。 伝送については、有線による通信機能のほか、無線による通信機能も有しており、1 / 2号及び3号の中央制御室にて、測定データの常時監視が可能である。</p> <p>(2) 設置状況 モニタリングポストの設置状況を第1.1.4図に示す。</p> <div data-bbox="1267 794 1809 959"> <p>NaI(Tl)シンチレーション検出器 電源無停電装置 モニタリングポスト 非常用発電機</p> </div> <p>第1.1.4図 モニタリングポストの設置状況</p> <p>⚠: 重大事故等対処設備</p>	<p>【女川・大飯】資料構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>1. 1. 5 モニタリングステーション</p> <p>(1) 機能</p> <p>モニタリングステーションは、周辺監視区域境界付近に 1 台設置しており、空間放射線量率の監視用設備である。また、放射性物質濃度測定のためのダスト・よう素採取装置を配備している。</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される空間線量率を計測できる。電源については、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間電源を供給できる設備である。</p> <p>さらに、モニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設備である。</p> <p>また、全交流電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設備である。</p> <p>伝送については、有線による通信機能のほか、無線による通信機能も有しており、1 / 2 号及び 3 号の中央制御室にて、測定データの常時監視が可能である。</p> <p>(2) 設置状況</p> <p>モニタリングステーションの設置状況を第 1. 1. 5 図に示す。</p>  <p>第 1. 1. 5 図 モニタリングステーションの設置状況</p> <p>⚠️: 重大事故等対処設備</p>	<p>【女川・大飯】資料構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
<p>2.2 移動式放射能測定装置（モニタ車）</p> <p>周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、空間放射線量率の監視、測定、記録装置、及び大気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取、測定する装置等を搭載した移動式放射能測定装置（モニタ車）を1台配備している。</p> <p>また、他の当社原子力発電所に移動式放射能測定装置（モニタ車）を5台保有しており、融通を受けることが可能である。</p> <p>更に、原子力事業者間協力協定に基づき、移動式放射能測定装置（モニタ車）11台の融通を受けることが可能である。</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）搭載の各計測器の計測範囲等を表2-2に示す</p> <p>表2-2 移動式放射能測定装置（モニタ車）搭載の各計測器範囲等（主な項目）</p> <table border="1" data-bbox="107 742 638 853"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>記録方法</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動式放射能測定装置（モニタ車）</td> <td>空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>1.0×10⁻²mGy/h～ 1.0×10⁴mGy/h</td> <td>—</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>1.0×10²cpa～ 1.0×10⁶cpa</td> <td>—</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（その他主な搭載機器） 台数：各1個 ・電離箱サーバイメータ ・汚染サーバイメータ ・NaIシンチレーションサーバイメータ ・車載ダストよう素サンプラ ・無線連絡設備 ・衛星電話 ・風向風速計</p> <p>測定範囲：1.0pSv/h～300mSv/h 測定範囲：0～99.9l/min 測定範囲：B.G.～30pGy/h</p> <div data-bbox="168 1037 593 1268">  <p>空気吸収線量率計</p> <p>よう素モニタ</p> </div> <p>（移動式放射能測定装置（モニタ車）の写真）</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録方法	台数	移動式放射能測定装置（モニタ車）	空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 ⁻² mGy/h～ 1.0×10 ⁴ mGy/h	—	記録紙	1		よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 ² cpa～ 1.0×10 ⁶ cpa	—	記録紙	1	<p>1.2 放射能観測車</p> <p>周辺監視区域境界付近の放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、放射線量率を監視し、及び測定し、並びに記録する装置、空気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取し、及び測定する装置等を搭載した放射能観測車を1台配備している。</p> <p>放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等を第1.2表に、放射能観測車の保管場所を第1.2図に示す。</p> <p>なお、東通原子力発電所より放射能観測車1台の融通を受けることが可能である。</p> <p>また、原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、放射能観測車11台の協力を受けることが可能である。</p> <p>第1.2表 放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="672 742 1220 869"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録方法</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射能観測車</td> <td>フィールドモニタ NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0～10⁴ nGy/h</td> <td>「ソフト」記録</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性ダスト測定装置 GM管</td> <td>0～999999 カウント</td> <td>「ソフト」記録</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0～999999 カウント</td> <td>「ソフト」記録</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>（その他主な搭載機器）台数：各1台 ・ダスト・よう素サンプラ ・移動無線設備（車載型） ・衛星電話設備（携帯型） ・風向風速計</p> <div data-bbox="952 973 1220 1173">  <p>（放射能観測車の写真）</p> </div>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数	放射能観測車	フィールドモニタ NaI(Tl)シンチレーション	0～10 ⁴ nGy/h	「ソフト」記録	1台		放射性ダスト測定装置 GM管	0～999999 カウント	「ソフト」記録	1台		放射性よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション	0～999999 カウント	「ソフト」記録	1台	<p>1.2 放射能観測車</p> <p>周辺監視区域境界付近の放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、放射線量率を監視し、及び測定し、並びに記録する装置、空気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取し、及び測定する装置等を搭載した放射能観測車を1台配備している。</p> <p>放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等を第1.2表に、放射能観測車の保管場所を第1.2図に示す。</p> <p>また、原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、放射能観測車11台の協力を受けることが可能である。</p> <p>第1.2表 放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="1265 758 1803 917"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録方法</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射能観測車</td> <td>空気吸収線量率モニタ NaI(Tl)</td> <td>0 mGy/h～</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>塵埃モニタ シンチレーション</td> <td>8.7×10²nGy/h</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ダスト測定装置 GM計数管</td> <td>0 count～</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>よう素測定装置 NaI(Tl)</td> <td>0 count～</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>よう素測定装置 シンチレーション</td> <td>10²～1 count</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1265 925 1803 1101">  <p>空気吸収線量率モニタ検出器</p> <p>ダスト測定装置</p> <p>よう素測定装置</p> <p>（放射能観測車の写真）</p> </div> <p>（その他主な搭載機器）台数：各1台 ・ダスト・よう素サンプラ ・空気吸収線量率サーバイメータ（電離箱・NaI(Tl)） ・気象観測設備（風向風速計・温度湿度計） ・移動無線設備（車載型） ・衛星電話設備（携帯型） ・無線連絡設備（携帯型）</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数	放射能観測車	空気吸収線量率モニタ NaI(Tl)	0 mGy/h～	記録紙	1		塵埃モニタ シンチレーション	8.7×10 ² nGy/h	記録紙	1		ダスト測定装置 GM計数管	0 count～	記録紙	1		よう素測定装置 NaI(Tl)	0 count～	記録紙	1		よう素測定装置 シンチレーション	10 ² ～1 count	記録紙	1	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川・大飯】複数立地との相違 ・北海道電力は複数の原子力発電所の立地点を有しないため、社内の他サイトからの融通はない。 ・ただし原子力事業者間協力協定に基づき協力を受けることが可能である。</p> <p>【大飯】女川実績の反映 【大飯】女川実績の反映</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録方法	台数																																																																		
移動式放射能測定装置（モニタ車）	空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 ⁻² mGy/h～ 1.0×10 ⁴ mGy/h	—	記録紙	1																																																																		
	よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 ² cpa～ 1.0×10 ⁶ cpa	—	記録紙	1																																																																		
名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数																																																																			
放射能観測車	フィールドモニタ NaI(Tl)シンチレーション	0～10 ⁴ nGy/h	「ソフト」記録	1台																																																																			
	放射性ダスト測定装置 GM管	0～999999 カウント	「ソフト」記録	1台																																																																			
	放射性よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション	0～999999 カウント	「ソフト」記録	1台																																																																			
名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数																																																																			
放射能観測車	空気吸収線量率モニタ NaI(Tl)	0 mGy/h～	記録紙	1																																																																			
	塵埃モニタ シンチレーション	8.7×10 ² nGy/h	記録紙	1																																																																			
	ダスト測定装置 GM計数管	0 count～	記録紙	1																																																																			
	よう素測定装置 NaI(Tl)	0 count～	記録紙	1																																																																			
	よう素測定装置 シンチレーション	10 ² ～1 count	記録紙	1																																																																			

DB

：設計基準対象施設



：設計基準対象施設

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1.2図 放射能観測車の保管場所</p> <p style="text-align: center;">[Red Box] : 設計基準対象施設</p>	 <p>第1.2図 放射能観測車の保管場所</p> <p style="text-align: center;">[Red Box] : 設計基準対象施設</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 代替モニタリング設備</p> <p>2.3.1 可搬式モニタリングポスト</p> <p>可搬式モニタリングポストは、3号炉及び4号炉共用で11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所付近における放射線量の測定が可能な個数）、予備として6個を保管している。</p> <p>配置位置を図2-3-1、計測範囲等を表2-3-1、仕様を表2-3-2に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポストの電源は、外部バッテリーにより7日間連続で稼働できる設計としており、外部バッテリーを交換することにより継続して計測できる。</p> <p>また、測定データは、可搬式モニタリングポストの電子メモリに記録するとともに、無線（衛星系回線）により、緊急時対策所に伝送することができる。伝送概略図を図2-3-2に示す。</p>	<p>1.3 代替測定</p> <p>1.3.1 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>重大事故等時、モニタリングポストが機能喪失した際に代替できるように可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト設置位置に6台配置する。</p> <p>また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、可搬型モニタリングポストをモニタリングポストが設置されていない海側に2台、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策建屋屋上に1台配置する。なお、可搬型モニタリングポストは、十分な検知性を有する位置に配置する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは合計9台（予備2台）保管する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの配置場所及び保管場所を第1.3.1-1図、計測範囲等を第1.3.1-1表、仕様を第1.3.1-2表、伝送概略図を第1.3.1-2図に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、外部バッテリーにより5日間以上連続で稼働できる設計としており、外部バッテリーを交換することにより継続して計測できる。</p> <p>また、測定したデータは、可搬型モニタリングポストの電子メモリに記録するとともに、衛星系回線により緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p style="text-align: right;"> : 重大事故等対処設備</p>	<p>1.3 代替測定</p> <p>1.3.1 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>重大事故等時、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した際に代替できるように可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト及びモニタリングステーション設置位置に最大で8台配置する。防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については、防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、代替測定地点を防潮堤内側とする。</p> <p>また、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に該当する事象又は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当する事象（以下、「原災法該当事象」という。）が発生した場合、可搬型モニタリングポストをモニタリングポストが設置されていない海側に3台、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策所付近に1台配置する。可搬型モニタリングポストは、十分な検知性を有する位置に配置する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは合計12台（予備1台）保管する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの配置場所及び保管場所を第1.3.1-1図、計測範囲等を第1.3.1-1表、仕様を第1.3.1-2表、伝送概略図を第1.3.1-2図に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、外部バッテリーにより3.5日間以上連続で稼働できる設計としており、外部バッテリーを交換することにより継続して計測できる。</p> <p>また、測定したデータは、可搬型モニタリングポストの電子メモリに記録するとともに、衛星系回線により緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p style="text-align: right;"> : 重大事故等対処設備</p>	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・必ず8台設置するわけではないため、泊では表現を適正化した。</p> <p>【女川、大飯】設置場所の相違 ・泊では防潮堤の外側にモニタリングポストを設置しているため、別途運用を定めている。</p> <p>【女川】記載行減の相違 ・泊では、大飯と同様に第15条について記載している。</p> <p>【女川・大飯】個別設計の相違</p>

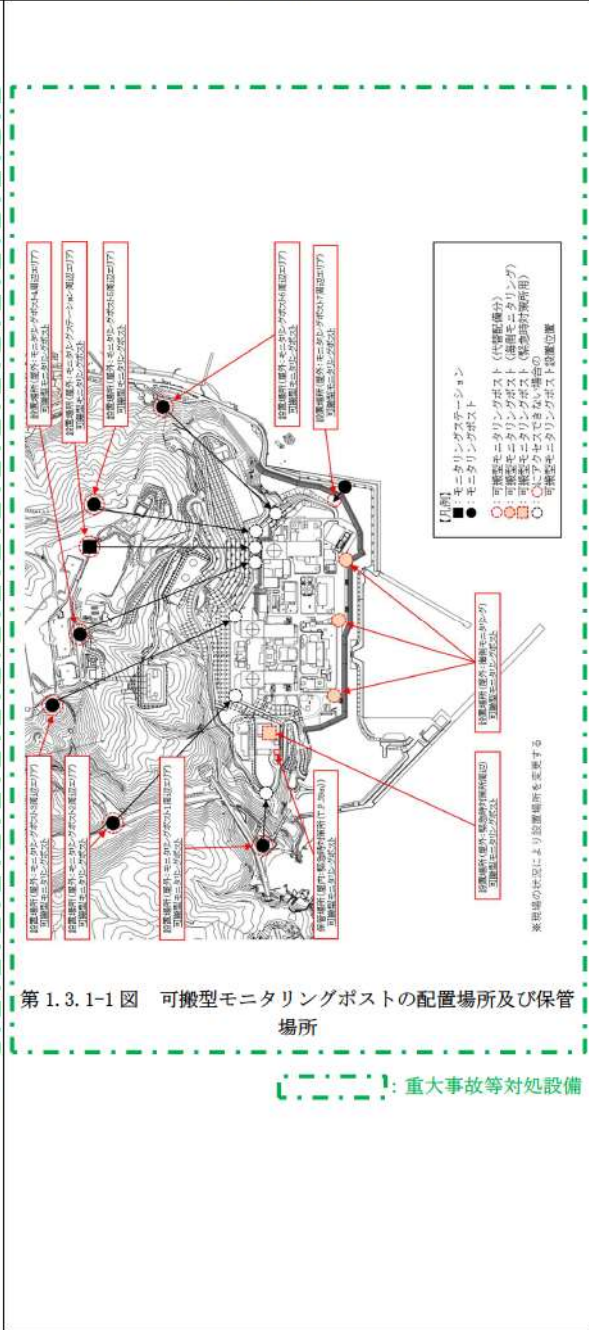
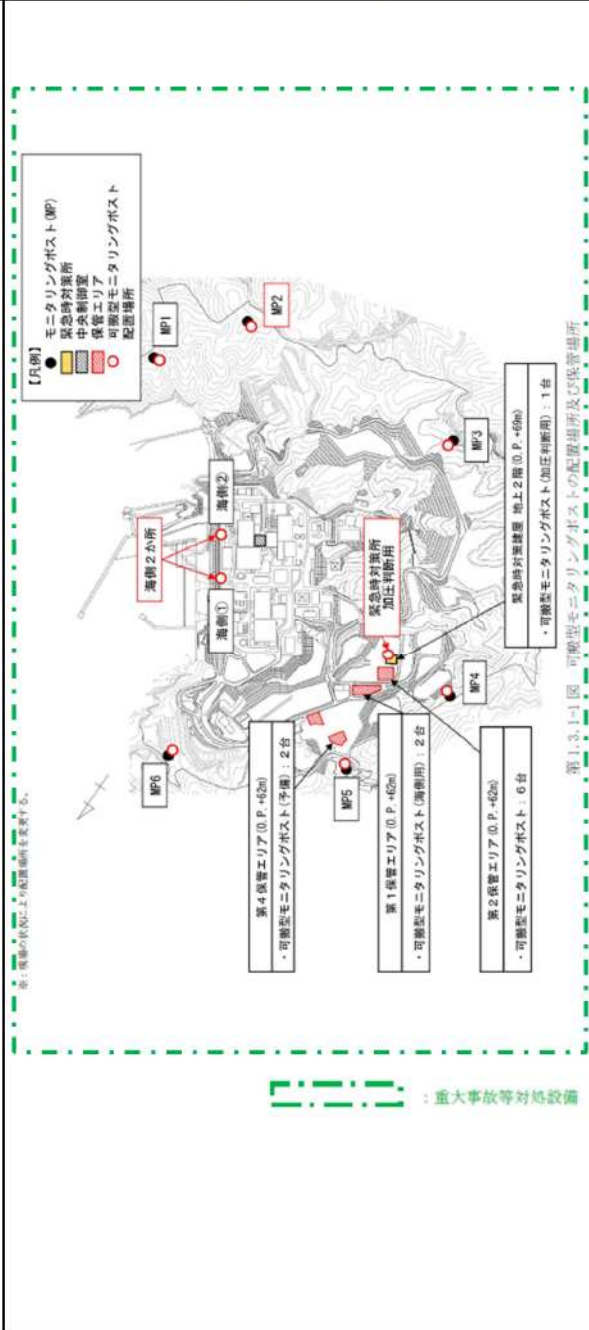
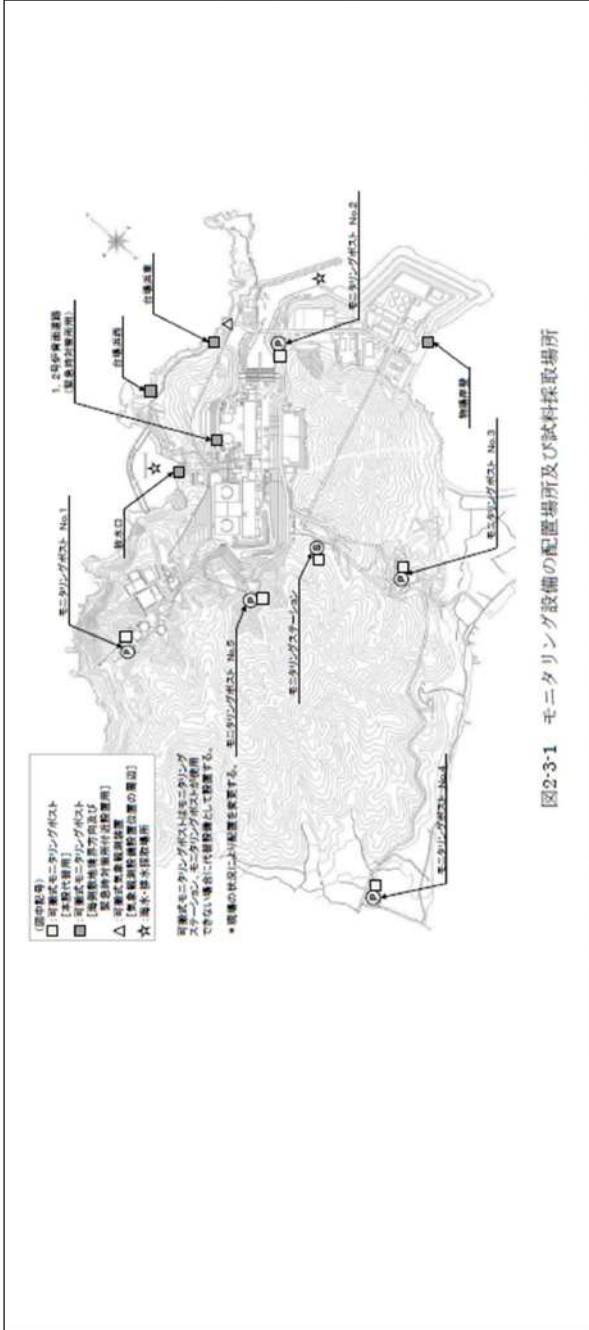
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉


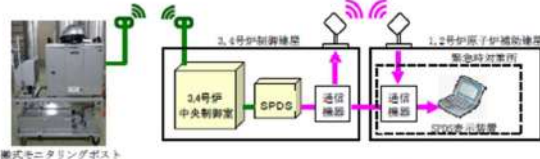

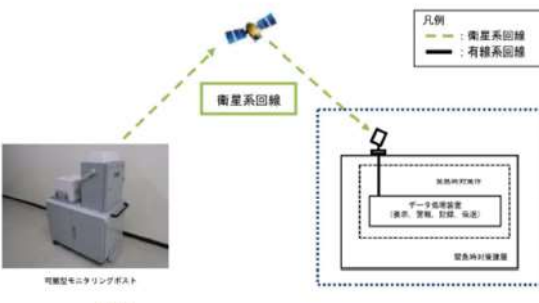

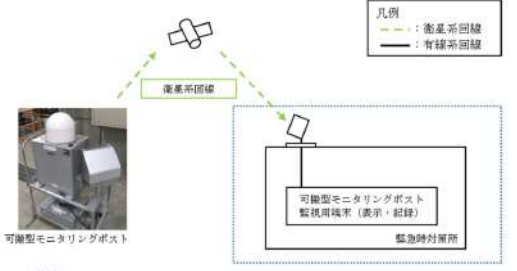
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																			
<p>表2-3-1 可搬式モニタリングポストの計測範囲等 (主な項目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション式</td> <td>B.G. ~ 1.0×10⁴µGy/h</td> <td>—</td> <td>11 (予備6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-3-2 可搬式モニタリングポストの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>7日間程度供給(外部バッテリーを交換することにより継続して計測)</td> </tr> <tr> <td>記録</td> <td>測定値は電子メモリに記録</td> </tr> <tr> <td>伝送</td> <td>無線(衛星系回線)により、緊急時対策所にてデータ収集 ※伝送が不測の場合は、現場で指示を確認する。</td> </tr> <tr> <td>概略寸法</td> <td>検出器部：約500(W)×約670(H)×約300(D)mm 架台部：約820(W)×約470(H)×約500(D)mm</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>検出器部(内蔵バッテリー含む)：約25kg 架台部(外部バッテリー含む)：約45kg ※手順書を整備し、訓練により運搬・設置作業ができることを確認している。設置にかかる時間は、約5.8時間。(2~4名で車両等を用いて11箇所設置)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(空間放射線量率) ・NaI(Tl)シンチレーション検出器</p>  <p>(可搬式モニタリングポストの写真)</p> <p>図2-3-2 可搬式モニタリングポスト伝送概略図</p> 	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	可搬式モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション式	B.G. ~ 1.0×10 ⁴ µGy/h	—	11 (予備6)	項目	内容	電源	7日間程度供給(外部バッテリーを交換することにより継続して計測)	記録	測定値は電子メモリに記録	伝送	無線(衛星系回線)により、緊急時対策所にてデータ収集 ※伝送が不測の場合は、現場で指示を確認する。	概略寸法	検出器部：約500(W)×約670(H)×約300(D)mm 架台部：約820(W)×約470(H)×約500(D)mm	質量	検出器部(内蔵バッテリー含む)：約25kg 架台部(外部バッテリー含む)：約45kg ※手順書を整備し、訓練により運搬・設置作業ができることを確認している。設置にかかる時間は、約5.8時間。(2~4名で車両等を用いて11箇所設置)	<p>第1.3.1-1表 可搬型モニタリングポストの計測範囲等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td rowspan="2">0~10⁶ nGy/h[※]</td> <td rowspan="2">計測範囲内で可変</td> <td rowspan="2">9台 (予備2台)</td> </tr> <tr> <td>半導体</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10⁶Gy/h)を満足する設計とする。</p> <p>第1.3.1-2表 可搬型モニタリングポストの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>外部バッテリー(2個)により5日以上連続で供給可能。 5日後からは、予備の外部バッテリー(2個)と交換することにより継続して計測可能。外部バッテリーは1個当たり約3時間で充電可能。</td> </tr> <tr> <td>記録</td> <td>測定値は本体の電子メモリに1週間程度記録。</td> </tr> <tr> <td>伝送</td> <td>衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能。</td> </tr> <tr> <td>概略寸法</td> <td>本体：約650(W)×約650(D)×約1050(H)mm 外部バッテリー：約420(W)×約330(D)×約180(H)mm</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>合計：約62kg 本体：約38kg 外部バッテリー：約24kg(約12kg/個×2個)</td> </tr> </tbody> </table> <p>可搬型モニタリングポストの写真</p> <p>・NaI(Tl)シンチレーション検出器 ・半導体式検出器</p>  <p>(イメージ)</p> <p>図2-3-2 可搬型モニタリングポストの伝送概略図</p>  <p>第1.3.1-2図 可搬型モニタリングポストの伝送概略図</p> <p>■：緊急時対策棟屋上に常設するアンテナ。緊急時対策所に常設するデータ処理装置等は耐震性を有する設計とする。</p> <p>■：緊急時対策所に常設するアンテナ。緊急時対策所に常設する可搬型モニタリングポスト監視用端末は耐震性を有する設計とする。</p> <p>■：重大事故等対処設備</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	可搬型モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	0~10 ⁶ nGy/h [※]	計測範囲内で可変	9台 (予備2台)	半導体	項目	内容	電源	外部バッテリー(2個)により5日以上連続で供給可能。 5日後からは、予備の外部バッテリー(2個)と交換することにより継続して計測可能。外部バッテリーは1個当たり約3時間で充電可能。	記録	測定値は本体の電子メモリに1週間程度記録。	伝送	衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能。	概略寸法	本体：約650(W)×約650(D)×約1050(H)mm 外部バッテリー：約420(W)×約330(D)×約180(H)mm	重量	合計：約62kg 本体：約38kg 外部バッテリー：約24kg(約12kg/個×2個)	<p>第1.3.1-1表 可搬型モニタリングポストの計測範囲等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td rowspan="2">B.G.~10 µGy/h</td> <td rowspan="2">計測範囲で可変</td> <td rowspan="2">12 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>半導体</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 伊心の新しい構造及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射線量を測定できる設計とする。なお、測定上限値は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10⁶Gy/h)を踏まえ決定する。</p> <p>第1.3.1-2表 可搬型モニタリングポストの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>外部バッテリーにより3.5日間以上供給可能(外部バッテリーを交換することにより継続して計測可能) 外部バッテリーは約4時間で充電可能</td> </tr> <tr> <td>記録</td> <td>測定値は、本体の電子メモリに1週間分記録</td> </tr> <tr> <td>伝送</td> <td>衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能</td> </tr> <tr> <td>概略寸法</td> <td>検出器部：約400(W)×300(D)×857(H)mm 外部バッテリー収納用筐体：約700(W)×420(D)×468(H)mm</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>合計：約78kg 検出器部：約35kg 外部バッテリー収納用筐体(外部バッテリー含む)：約51kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>・NaI(Tl)シンチレーション検出器 ・半導体検出器</p>  <p>外部バッテリー</p> <p>(可搬型モニタリングポストの写真)</p> <p>図2-3-2 可搬型モニタリングポストの伝送概略図</p>  <p>第1.3.1-2図 可搬型モニタリングポストの伝送概略図</p> <p>■：緊急時対策所に常設するアンテナ。緊急時対策所に常設する可搬型モニタリングポスト監視用端末は耐震性を有する設計とする。</p> <p>■：重大事故等対処設備</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	可搬型モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~10 µGy/h	計測範囲で可変	12 (予備1)	半導体	項目	仕様	電源	外部バッテリーにより3.5日間以上供給可能(外部バッテリーを交換することにより継続して計測可能) 外部バッテリーは約4時間で充電可能	記録	測定値は、本体の電子メモリに1週間分記録	伝送	衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能	概略寸法	検出器部：約400(W)×300(D)×857(H)mm 外部バッテリー収納用筐体：約700(W)×420(D)×468(H)mm	重量	合計：約78kg 検出器部：約35kg 外部バッテリー収納用筐体(外部バッテリー含む)：約51kg
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数																																																																		
可搬式モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション式	B.G. ~ 1.0×10 ⁴ µGy/h	—	11 (予備6)																																																																		
項目	内容																																																																					
電源	7日間程度供給(外部バッテリーを交換することにより継続して計測)																																																																					
記録	測定値は電子メモリに記録																																																																					
伝送	無線(衛星系回線)により、緊急時対策所にてデータ収集 ※伝送が不測の場合は、現場で指示を確認する。																																																																					
概略寸法	検出器部：約500(W)×約670(H)×約300(D)mm 架台部：約820(W)×約470(H)×約500(D)mm																																																																					
質量	検出器部(内蔵バッテリー含む)：約25kg 架台部(外部バッテリー含む)：約45kg ※手順書を整備し、訓練により運搬・設置作業ができることを確認している。設置にかかる時間は、約5.8時間。(2~4名で車両等を用いて11箇所設置)																																																																					
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数																																																																		
可搬型モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	0~10 ⁶ nGy/h [※]	計測範囲内で可変	9台 (予備2台)																																																																		
	半導体																																																																					
項目	内容																																																																					
電源	外部バッテリー(2個)により5日以上連続で供給可能。 5日後からは、予備の外部バッテリー(2個)と交換することにより継続して計測可能。外部バッテリーは1個当たり約3時間で充電可能。																																																																					
記録	測定値は本体の電子メモリに1週間程度記録。																																																																					
伝送	衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能。																																																																					
概略寸法	本体：約650(W)×約650(D)×約1050(H)mm 外部バッテリー：約420(W)×約330(D)×約180(H)mm																																																																					
重量	合計：約62kg 本体：約38kg 外部バッテリー：約24kg(約12kg/個×2個)																																																																					
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数																																																																		
可搬型モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~10 µGy/h	計測範囲で可変	12 (予備1)																																																																		
	半導体																																																																					
項目	仕様																																																																					
電源	外部バッテリーにより3.5日間以上供給可能(外部バッテリーを交換することにより継続して計測可能) 外部バッテリーは約4時間で充電可能																																																																					
記録	測定値は、本体の電子メモリに1週間分記録																																																																					
伝送	衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能																																																																					
概略寸法	検出器部：約400(W)×300(D)×857(H)mm 外部バッテリー収納用筐体：約700(W)×420(D)×468(H)mm																																																																					
重量	合計：約78kg 検出器部：約35kg 外部バッテリー収納用筐体(外部バッテリー含む)：約51kg																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>2.3.2 放射性物質の濃度測定</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）のダスト・よう素サンプラ、汚染サーベイメータ又はよう素モニタが機能喪失した際の代替測定装置として可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を配備している。</p> <p>発電所周辺の空气中放射性物質濃度の測定のため、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を用いて測定を行う。</p> <p>また、取水路、放水路等の海水・排水を採取し、可搬型放射線計測装置（NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）により採取試料の放射性物質の測定を行うとともに、必要に応じてZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置を用いて水中の放射性物質の濃度を測定する。海水、排水の採取場所を図2-3-1に示す。</p> <p>なお、重大事故等によりバックグラウンドが上昇し、現場での測定ができなくなった場合は、1、2号炉ホットカウント室で測定を行う。</p>	<p>1.3.2 可搬型放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>重大事故等時、放射能観測車のダスト・よう素サンプラ又は放射性よう素測定装置、放射性ダスト測定装置が機能喪失した際に代替できるよう可搬型放射線計測装置（ダスト・よう素サンプラの代替として可搬型ダスト・よう素サンプラ、放射性よう素測定装置の代替としてγ線サーベイメータ、放射性ダスト測定装置の代替としてβ線サーベイメータ）を用いて、周辺監視区域境界付近における空气中の放射性物質の濃度を監視し、測定し、その結果を記録する。</p> <p>可搬型放射線計測装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。可搬型放射線計測装置の仕様を第1.3.2表、保管場所を第1.3.2図に示す。</p>	<p>1.3.2 放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>重大事故等時、放射能観測車のダスト・よう素サンプラ又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した際に代替できるよう放射能測定装置（ダスト・よう素サンプラの代替として可搬型ダスト・よう素サンプラ、ダスト・よう素測定装置の代替としてGM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ）を用いて、周辺監視区域境界付近における空气中の放射性物質の濃度を監視し、測定し、その結果を記録する。</p> <p>放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。放射能測定装置の仕様を第1.3.2表、保管場所を第1.3.2図に示す。</p> <p>なお、重大事故等によりバックグラウンドが上昇し、現場での測定ができなくなった場合は、緊急時対策所で測定を行う</p>	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違・泊では大飯同様記載した。</p>																																										
<p>第1.3.2表 可搬型放射線計測装置の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2台^{※2,※3} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0~30k_{s⁻¹}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2,※3} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>GM管</td> <td>0~100k_{min⁻¹}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2,※3} (予備1台)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満たす設計とする。</p> <p>※2 「1.4可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」と共用。</p> <p>※3 緊急時対策建屋に2台（予備1台）保管する。</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録	台数	可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	—	—	2台 ^{※2,※3} (予備1台)	γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	0~30k _{s⁻¹}	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} (予備1台)	β線サーベイメータ	GM管	0~100k _{min⁻¹}	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} (予備1台)	<p>第1.3.2表 放射能測定装置の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>記録</th> <th>備数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2台^{※2,※3} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>GM管</td> <td>0~100k_{min⁻¹}</td> <td>—</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2,※3} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>B.G.~50_{μSv/h³⁰}</td> <td>—</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2,※3} (予備1台)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満たす設計とする。</p> <p>※2 「1.4放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」と共用</p> <p>※3 緊急時対策所に2台（予備1台）保管する。</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	備数	可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	—	—	—	2台 ^{※2,※3} (予備1台)	GM汚染サーベイメータ	GM管	0~100k _{min⁻¹}	—	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} (予備1台)	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~50 _{μSv/h³⁰}	—	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} (予備1台)
名称	検出器の種類	計測範囲	記録	台数																																									
可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	—	—	2台 ^{※2,※3} (予備1台)																																									
γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	0~30k _{s⁻¹}	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} (予備1台)																																									
β線サーベイメータ	GM管	0~100k _{min⁻¹}	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} (予備1台)																																									
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	備数																																								
可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	—	—	—	2台 ^{※2,※3} (予備1台)																																								
GM汚染サーベイメータ	GM管	0~100k _{min⁻¹}	—	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} (予備1台)																																								
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~50 _{μSv/h³⁰}	—	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} (予備1台)																																								
<p>（主な可搬型放射線計測装置の写真）</p> 	<p>（イメージ）</p> 	<p>（主な放射能測定装置の写真）</p> 	<p>：重大事故等対処設備</p>																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	 <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																			
<p>2.4 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定するために、小型船舶、可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータを使用する。可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる。</p> <p>発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器の計測範囲等を表2-4に示す。</p> <p>表2-4 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器の計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="71 893 654 1372"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>記録</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダストサンプラ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>汚染サーベイメータ</td> <td>プラスチックシンチレーション式検出器</td> <td>0~300kmin⁻¹</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション式検出器</td> <td>B.G.~30pGy/h</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>ZnSシンチレーションサーベイメータ</td> <td>ZnS(Ag)シンチレーション式検出器</td> <td>0~99.9kmin⁻¹</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>プラスチックシンチレーション式検出器</td> <td>0~300kmin⁻¹</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>電離箱式検出器</td> <td>1.0pSv/h~300mSv/h</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	個数	可搬型ダストサンプラ	-	-	-	-	2 (予備1)	汚染サーベイメータ	プラスチックシンチレーション式検出器	0~300kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	2 (予備1)	NaIシンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション式検出器	B.G.~30pGy/h	-	サンプリング記録	2 (予備1)	ZnSシンチレーションサーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション式検出器	0~99.9kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	1 (予備1)	β線サーベイメータ	プラスチックシンチレーション式検出器	0~300kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	1 (予備1)	電離箱サーベイメータ	電離箱式検出器	1.0pSv/h~300mSv/h	-	サンプリング記録	2 (予備1)	小型船舶	-	-	-	-	1 (予備1)	<p>1.4 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>1.4.1 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定</p> <p>重大事故等時に、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）及び小型船舶を用いて、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における空気中、水中及び土壌中の放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、測定し、その結果を記録する。</p> <p>可搬型放射線計測装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。可搬型放射線計測装置のうちα線サーベイメータは、合計1台（予備1台）を保管する。海上モニタリングのための小型船舶は合計1艇（予備1艇）を保管する。</p> <p>発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の計測範囲等を第1.4.1表に、外観の写真を第1.4.1-1図に、保管場所及び海水・排水試料採取場所を第1.4.1-2図に示す。</p> <p>第1.4.1表 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="654 893 1236 1244"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2台^{※1, ※3} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0~30k_{s⁻¹}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2, ※3} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>GM管</td> <td>0~100k_{min⁻¹}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2, ※3} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>α線サーベイメータ</td> <td>ZnS(Ag)シンチレーション</td> <td>0~100k_{min⁻¹}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1台^{※4} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>電離箱</td> <td>0.001~1000mSv/h^{※1}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※3} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1艇 (予備1艇)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満たす設計とする。 ※2 「1.3.2 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」と共用。 ※3 緊急時対策所に2台（予備1台）保管する。 ※4 緊急時対策建屋に1台（予備1台）保管する。</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録	台数	可搬型ダスト・よう素サンプラ	-	-	-	2台 ^{※1, ※3} (予備1台)	γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	0~30k _{s⁻¹}	サンプリング記録	2台 ^{※2, ※3} (予備1台)	β線サーベイメータ	GM管	0~100k _{min⁻¹}	サンプリング記録	2台 ^{※2, ※3} (予備1台)	α線サーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション	0~100k _{min⁻¹}	サンプリング記録	1台 ^{※4} (予備1台)	電離箱サーベイメータ	電離箱	0.001~1000mSv/h ^{※1}	サンプリング記録	2台 ^{※3} (予備1台)	小型船舶	-	-	-	1艇 (予備1艇)	<p>1.4 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>1.4.1 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器</p> <p>重大事故等時に、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を用いて、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における空気中、水中及び土壌中の放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、測定し、その結果を記録する。</p> <p>放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータ並びに電離箱サーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。放射能測定装置のうちα線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータは、合計1台（予備1台）を保管する。海上モニタリングのための小型船舶は合計1艇（予備1艇）を保管する。</p> <p>発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の計測範囲等を第1.4.1-1表に、数量の考え方を第1.4.1-2表に、外観の写真を第1.4.1-1図に、保管場所及び海水・排水試料採取場所を第1.4.1-2図に示す。</p> <p>第1.4.1-1表 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器の計測範囲</p> <table border="1" data-bbox="1236 893 1818 1212"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>記録</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2^{※1, ※4} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>GM管</td> <td>0~100k_{min⁻¹}</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2^{※1, ※3} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>B.G.~20μGy/h^{※1}</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2^{※1, ※4} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>α線シンチレーションサーベイメータ</td> <td>ZnS(Ag)シンチレーション</td> <td>0~100k_{min⁻¹}</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1^{※4} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>プラスチックシンチレーション</td> <td>0~100k_{min⁻¹}</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1^{※4} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>電離箱</td> <td>1.0μSv/h~300mSv/h^{※1}</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2^{※3} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満たす設計とする。 ※2 「1.3.2 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」と共用。 ※3 緊急時対策所に2台（予備1台）保管する。 ※4 緊急時対策所に1台（予備1台）保管する。</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	数量	可搬型ダスト・よう素サンプラ	-	-	-	-	2 ^{※1, ※4} (予備1)	GM汚染サーベイメータ	GM管	0~100k _{min⁻¹}	-	サンプリング記録	2 ^{※1, ※3} (予備1)	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~20μGy/h ^{※1}	-	サンプリング記録	2 ^{※1, ※4} (予備1)	α線シンチレーションサーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション	0~100k _{min⁻¹}	-	サンプリング記録	1 ^{※4} (予備1)	β線サーベイメータ	プラスチックシンチレーション	0~100k _{min⁻¹}	-	サンプリング記録	1 ^{※4} (予備1)	電離箱サーベイメータ	電離箱	1.0μSv/h~300mSv/h ^{※1}	-	サンプリング記録	2 ^{※3} (予備1)	小型船舶	-	-	-	-	1 (予備1)	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は数量の考え方を明確化している</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	個数																																																																																																																																	
可搬型ダストサンプラ	-	-	-	-	2 (予備1)																																																																																																																																	
汚染サーベイメータ	プラスチックシンチレーション式検出器	0~300kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	2 (予備1)																																																																																																																																	
NaIシンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション式検出器	B.G.~30pGy/h	-	サンプリング記録	2 (予備1)																																																																																																																																	
ZnSシンチレーションサーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション式検出器	0~99.9kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	1 (予備1)																																																																																																																																	
β線サーベイメータ	プラスチックシンチレーション式検出器	0~300kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	1 (予備1)																																																																																																																																	
電離箱サーベイメータ	電離箱式検出器	1.0pSv/h~300mSv/h	-	サンプリング記録	2 (予備1)																																																																																																																																	
小型船舶	-	-	-	-	1 (予備1)																																																																																																																																	
名称	検出器の種類	計測範囲	記録	台数																																																																																																																																		
可搬型ダスト・よう素サンプラ	-	-	-	2台 ^{※1, ※3} (予備1台)																																																																																																																																		
γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	0~30k _{s⁻¹}	サンプリング記録	2台 ^{※2, ※3} (予備1台)																																																																																																																																		
β線サーベイメータ	GM管	0~100k _{min⁻¹}	サンプリング記録	2台 ^{※2, ※3} (予備1台)																																																																																																																																		
α線サーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション	0~100k _{min⁻¹}	サンプリング記録	1台 ^{※4} (予備1台)																																																																																																																																		
電離箱サーベイメータ	電離箱	0.001~1000mSv/h ^{※1}	サンプリング記録	2台 ^{※3} (予備1台)																																																																																																																																		
小型船舶	-	-	-	1艇 (予備1艇)																																																																																																																																		
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	数量																																																																																																																																	
可搬型ダスト・よう素サンプラ	-	-	-	-	2 ^{※1, ※4} (予備1)																																																																																																																																	
GM汚染サーベイメータ	GM管	0~100k _{min⁻¹}	-	サンプリング記録	2 ^{※1, ※3} (予備1)																																																																																																																																	
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~20μGy/h ^{※1}	-	サンプリング記録	2 ^{※1, ※4} (予備1)																																																																																																																																	
α線シンチレーションサーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション	0~100k _{min⁻¹}	-	サンプリング記録	1 ^{※4} (予備1)																																																																																																																																	
β線サーベイメータ	プラスチックシンチレーション	0~100k _{min⁻¹}	-	サンプリング記録	1 ^{※4} (予備1)																																																																																																																																	
電離箱サーベイメータ	電離箱	1.0μSv/h~300mSv/h ^{※1}	-	サンプリング記録	2 ^{※3} (予備1)																																																																																																																																	
小型船舶	-	-	-	-	1 (予備1)																																																																																																																																	

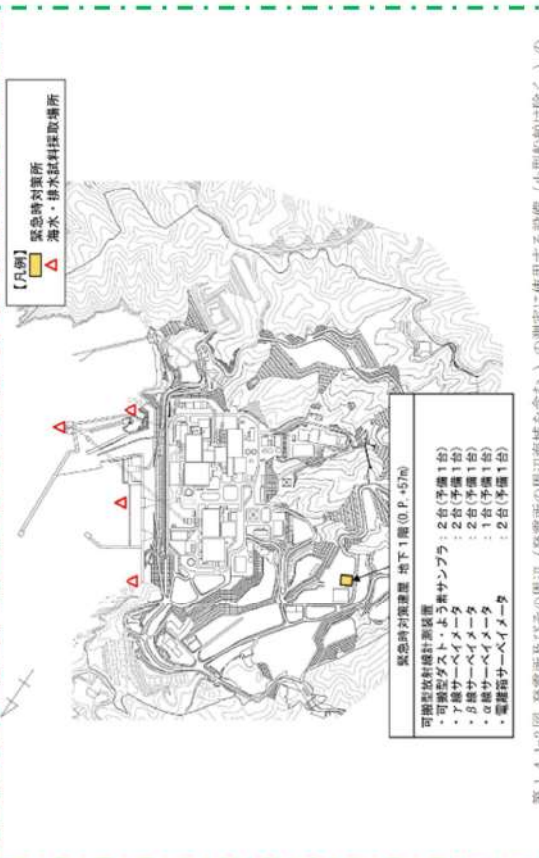
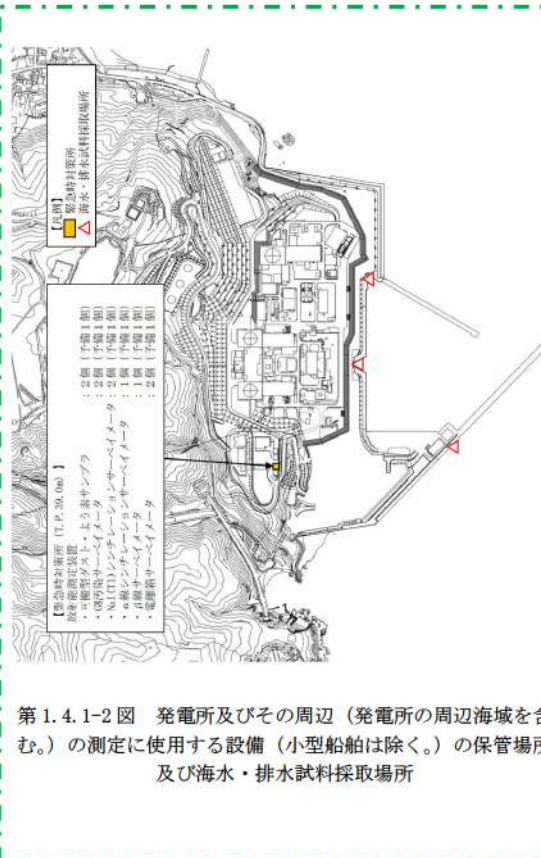
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																												
	<p>【比較のため、本ページ女川欄は 3.4 を掲載】</p> <p>3.4 可搬型放射線計測装置等の数量の考え方 可搬型放射線計測装置等の数量の考え方を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="674 331 1216 699"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>考え方</th> <th>保管場所</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に実施できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>α線サーベイメータ</td> <td>陸上での試料採取を迅速に測定できる数量（1 台＋予備 1 台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>陸上と海上モニタリングで放射線量を同時に実施できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>海上モニタリングが実施できる数量（1 艇＋予備 1 艇）</td> <td>第 1 保管エリア、第 4 保管エリア</td> <td>2 艇</td> </tr> </tbody> </table>	名称	考え方	保管場所	台数	可搬型ダスト・よう素サンプラ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に実施できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）	緊急時対策棟屋	3 台	γ線サーベイメータ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）	緊急時対策棟屋	3 台	β線サーベイメータ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）	緊急時対策棟屋	3 台	α線サーベイメータ	陸上での試料採取を迅速に測定できる数量（1 台＋予備 1 台）	緊急時対策棟屋	2 台	電離箱サーベイメータ	陸上と海上モニタリングで放射線量を同時に実施できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）	緊急時対策棟屋	3 台	小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（1 艇＋予備 1 艇）	第 1 保管エリア、第 4 保管エリア	2 艇	<p>第 1.4.1-2 表 放射能測定装置の数量の考え方</p> <table border="1" data-bbox="1256 260 1816 770"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>考え方</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）</td> <td>1 箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備 1）</td> </tr> <tr> <td>GM 汚染サーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）</td> <td>1 箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備 1）</td> </tr> <tr> <td>NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）</td> <td>1 箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備 1）</td> </tr> <tr> <td>α線シンチレーションサーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計 1 台＋予備 1 台）</td> <td>1 箇所 （緊急時対策所）</td> <td>1 （予備 1）</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計 1 台＋予備 1 台）</td> <td>1 箇所 （緊急時対策所）</td> <td>1 （予備 1）</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>陸上と海上で放射線量を同時に実施できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）</td> <td>1 箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備 1）</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>海上モニタリングが実施できる数量（合計 1 台＋予備 1 台）</td> <td>2 箇所 （T.P.31m）</td> <td>1 （予備 1）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; color: green;">! : 重大事故等対処設備</p>	名称	考え方	保管場所	数量	可搬型ダスト・よう素サンプラ	陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）	1 箇所 （緊急時対策所）	2 （予備 1）	GM 汚染サーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）	1 箇所 （緊急時対策所）	2 （予備 1）	NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）	1 箇所 （緊急時対策所）	2 （予備 1）	α線シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計 1 台＋予備 1 台）	1 箇所 （緊急時対策所）	1 （予備 1）	β線サーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計 1 台＋予備 1 台）	1 箇所 （緊急時対策所）	1 （予備 1）	電離箱サーベイメータ	陸上と海上で放射線量を同時に実施できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）	1 箇所 （緊急時対策所）	2 （予備 1）	小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（合計 1 台＋予備 1 台）	2 箇所 （T.P.31m）	1 （予備 1）	
名称	考え方	保管場所	台数																																																												
可搬型ダスト・よう素サンプラ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に実施できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）	緊急時対策棟屋	3 台																																																												
γ線サーベイメータ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）	緊急時対策棟屋	3 台																																																												
β線サーベイメータ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）	緊急時対策棟屋	3 台																																																												
α線サーベイメータ	陸上での試料採取を迅速に測定できる数量（1 台＋予備 1 台）	緊急時対策棟屋	2 台																																																												
電離箱サーベイメータ	陸上と海上モニタリングで放射線量を同時に実施できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）	緊急時対策棟屋	3 台																																																												
小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（1 艇＋予備 1 艇）	第 1 保管エリア、第 4 保管エリア	2 艇																																																												
名称	考え方	保管場所	数量																																																												
可搬型ダスト・よう素サンプラ	陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）	1 箇所 （緊急時対策所）	2 （予備 1）																																																												
GM 汚染サーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）	1 箇所 （緊急時対策所）	2 （予備 1）																																																												
NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）	1 箇所 （緊急時対策所）	2 （予備 1）																																																												
α線シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計 1 台＋予備 1 台）	1 箇所 （緊急時対策所）	1 （予備 1）																																																												
β線サーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計 1 台＋予備 1 台）	1 箇所 （緊急時対策所）	1 （予備 1）																																																												
電離箱サーベイメータ	陸上と海上で放射線量を同時に実施できる数量（合計 2 台＋予備 1 台）	1 箇所 （緊急時対策所）	2 （予備 1）																																																												
小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（合計 1 台＋予備 1 台）	2 箇所 （T.P.31m）	1 （予備 1）																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>可搬式ダストサンプラ</p>  <p>汚染サーベイメータ</p>  <p>β線サーベイメータ</p>  <p>電離箱サーベイメータ</p> <p>(可搬型放射線計測装置等の写真)</p>  <p>NaIシンチレーションサーベイメータ</p>  <p>ZnSシンチレーションサーベイメータ</p>  <p>小型船舶</p>	 <p>(可搬型ダスト・よう素サンプラのイメージ)</p>  <p>(γ線サーベイメータのイメージ)</p>  <p>(β線サーベイメータのイメージ)</p>  <p>(α線サーベイメータのイメージ)</p>  <p>(電離箱サーベイメータのイメージ)</p>  <p>(小型船舶のイメージ)</p> <p>第1.4.1-1図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の写真</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	 <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ</p>  <p>(NaI(Tl))シンチレーションサーベイメータ</p>  <p>(α線シンチレーションサーベイメータ)</p>  <p>(電離箱サーベイメータ)</p>  <p>(GM汚染サーベイメータ)</p>  <p>(β線サーベイメータ)</p>  <p>小型船舶</p> <p>第1.4.1-1図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の写真</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>相違理由</p>

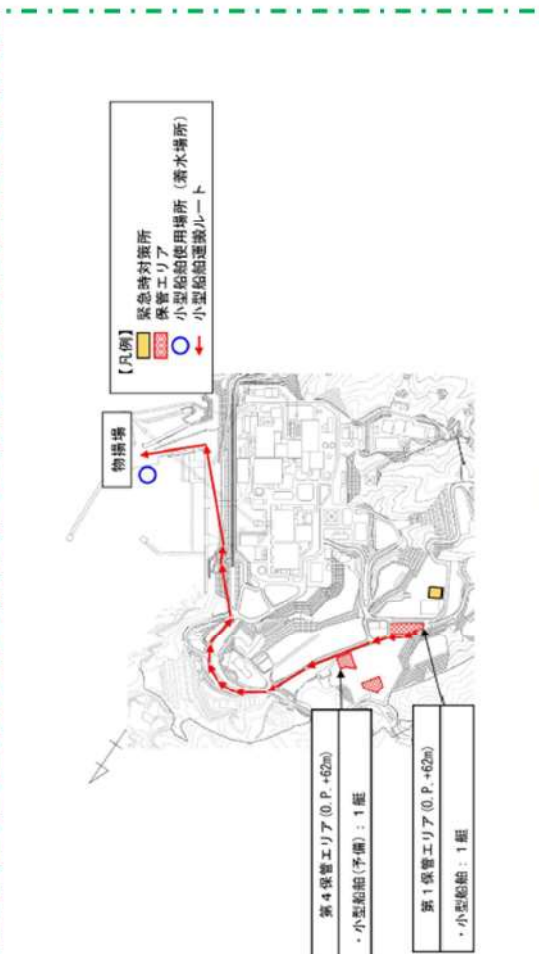

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p>【凡例】 ■ 緊急時対策所 ▲ 排水・排水試料採取場所</p> <p>緊急時対策建屋 地下 1 層 (0. P. +57m)</p> <p>可搬放射線計測装置 ・可搬型ガス・よう素カウンタ : 2 台 (予備 1 台) ・γ線サーベイメータ : 2 台 (予備 1 台) ・β線サーベイメータ : 2 台 (予備 1 台) ・α線サーベイメータ : 1 台 (予備 1 台) ・電線持サーベイメータ : 2 台 (予備 1 台)</p> <p>第 1.4.1-2 図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備（小型船舶は除く。）の保管場所及び海水・排水試料採取場所</p> <p style="text-align: right;">: 重大事故等対処設備</p>	 <p>【凡例】 ■ 緊急時対策所 ▲ 排水・排水試料採取場所</p> <p>【備考】 緊急時対策所 (T. P. 39. 06) ・可搬型ガス・よう素カウンタ : 2 台 (予備 1 台) ・γ線サーベイメータ : 2 台 (予備 1 台) ・β線サーベイメータ : 2 台 (予備 1 台) ・α線サーベイメータ : 1 台 (予備 1 台) ・電線持サーベイメータ : 2 台 (予備 1 台)</p> <p>第 1.4.1-2 図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備（小型船舶は除く。）の保管場所及び海水・排水試料採取場所</p> <p style="text-align: right;">: 重大事故等対処設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

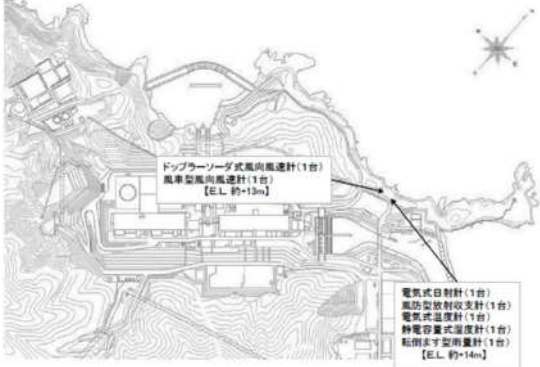

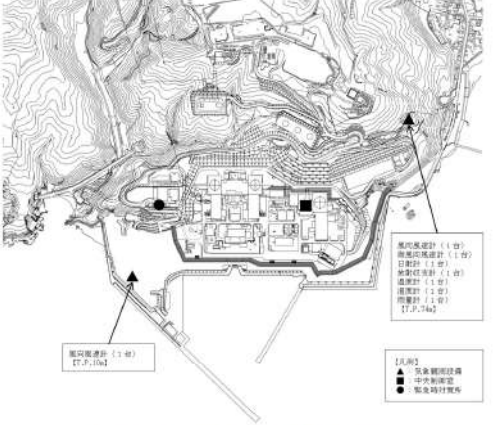
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.4.2 小型船舶による海上モニタリング</p> <p>重大事故等時、発電所の周辺海域へ気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶により、周辺海域の放射線量を電離箱サーベイメータで測定し、その結果を記録するとともに、空気中の放射性物質及び海水のサンプリングを行う。サンプリングした試料については、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータで測定し、その結果を記録する。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に海上モニタリングを行う。</p> <p>小型船舶の保管場所及び運搬ルートを第1.4.2図に示す。</p> <p>a. 艇数：1艇（予備1艇）</p> <p>b. 定員：5名</p> <p>c. モニタリング時に持ち込む主な資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ：1台 ・可搬型ダスト・よう素サンブラ：1台 ・採取用資機材（容器等）：1式 <p>d. 保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1保管エリア：1艇（O.P.+62m） ・第4保管エリア：1艇（O.P.+62m） <p>e. 運搬方法</p> <p>車両にてボートトレーラーを牽引、又は運搬車両にて物揚場まで運搬する。</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>1.4.2 小型船舶による海上モニタリング</p> <p>重大事故等時、発電所の周辺海域へ気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶により、周辺海域の放射線量を電離箱サーベイメータで測定し、その結果を記録するとともに、空気中の放射性物質及び海水のサンプリングを行う。サンプリングした試料については、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータで測定し、その結果を記録する。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に海上モニタリングを行う。</p> <p>小型船舶の保管場所及び運搬ルートを第1.4.2図に示す。</p> <p>a. 艇数：1艇（予備1艇）</p> <p>b. 定員：5名</p> <p>c. モニタリング時に持ち込む主な資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ：1台 ・可搬型ダスト・よう素サンブラ：1台 ・海水採取用機材（容器等）：1式 <p>d. 保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号機西側31mエリア：1台 ・2号機東側31mエリア（b）：1台 <p>e. 運搬方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用積載車輛にて専用港岸壁まで運搬する。 <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>相違理由</p> <p style="text-align: center;">【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p>第 1.4.2 図 小型船舶の保管場所及び運搬ルート</p> <p>第 4 保管エリア (0. P. +62m) ・小型船舶 (予備) : 1 艇</p> <p>第 1 保管エリア (0. P. +62m) ・小型船舶 : 1 艇</p> <p>【R 例】 緊急時対応所 保管エリア 小型船舶使用場所 (潜水機所) 小型船舶運搬ルート</p> <p>物操場</p> <p>：重大事故等対処設備</p>	 <p>第 1.4.2 図 小型船舶の保管場所及び運搬ルート</p> <p>第 1.4.3 土壌モニタリング 発電所敷地内の土壌を採取し、β線サーベイメータによりベータ線を放出する放射性物質の濃度を測定する。また、必要に応じてγ線サーベイメータによりガンマ線、α線サーベイメータによりアルファ線を測定する。</p> <p>：重大事故等対処設備</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川・大飯】 ・泊は土壌モニタリングについて記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備


大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 気象観測設備について</p> <p>3.1 気象観測設備</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理、発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価及び一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度を測定、記録する。</p> <p>気象観測設備の配置図を図3-1、測定項目等を表3-1に示す。</p>  <p>図3-1 気象観測設備の配置図</p> <p style="text-align: right;">DB</p>	<p>2. 気象観測設備について</p> <p>2.1 気象観測設備</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、降水量、温度等を測定し、測定した風向、風速及び大気安定度^{※1}データは、中央制御室及び緊急時対策所に表示し、監視を行うことができる設計とする。</p> <p>また、そのデータを記録し、保存することができる設計とする。</p> <p>気象観測設備の各測定器は周囲の建造物の影響のない位置^{※2}に配置する設計とする。</p> <p>気象観測設備の配置図を第2.1-1図に、測定項目等を第2.1表に示す。また、気象観測設備のデータ伝送系については、第2.1-2図に示すとおりとする。</p> <p>※1 風速、日射量及び放射収支量より求める。 ※2 「露場から建物までの距離は建物の高さから1.5mを引いた値の3倍以上、または露場から10m以上。」「露場中央部における地上1.5mの高さから周囲の建物に対する平均仰角は18度以下。」「(地上気象観測指針(2002 気象庁))</p>  <p>第2.1-1図 気象観測設備の配置図</p> <p style="text-align: right;">: 設計基準対象施設</p>	<p>2. 気象観測設備について</p> <p>2.1 気象観測設備</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度等を測定し、測定した風向、風速及び大気安定度^{※1}データは、中央制御室及び緊急時対策所に表示し、監視を行うことができる設計とする。</p> <p>また、そのデータを記録し、保存することができる設計とする。</p> <p>気象観測設備の各測定器は周囲の建造物の影響のない位置^{※2}に配置する設計とする。</p> <p>気象観測設備の配置図を第2.1-1図に、測定項目等を第2.1表に示す。また、気象観測設備のデータ伝送系については、第2.1-2図に示すとおりとする。</p> <p>※1 風速、日射量及び放射収支量より求める。 ※2 「露場から建物までの距離は建物の高さから1.5mを引いた値の3倍以上、または露場から10m以上。」「露場中央部における地上1.5mの高さから周囲の建物に対する平均仰角は18度以下。」「(地上気象観測指針(2002 気象庁))</p>  <p>第2.1-1図 気象観測設備の配置図</p> <p style="text-align: right;">: 設計基準対象施設</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉

表3-1 気象観測設備の測定項目等

気象観測設備



(恒設の気象観測設備の写真)

台数：1
 (測定項目)
 風向[※]、風速[※]、日射量[※]
 放射収支量[※]、雨量
 温度、湿度

(記録)
 有線にて中央制御室へ伝送し記録。
 また、緊急時対策所の緊急時運転パラメータ伝送システム(S.P.D.S)表示装置にて監視可能。

※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目

[] = DB

女川原子力発電所2号炉

第2.1表 気象観測設備の測定項目等

気象観測設備

風向風速計 (ドップラーソーダ)	日射計・放射収支計	雨雪量計
測定位置：標高175m		
風向風速計(露場)	温度計	湿度計
測定位置：地上高10m		

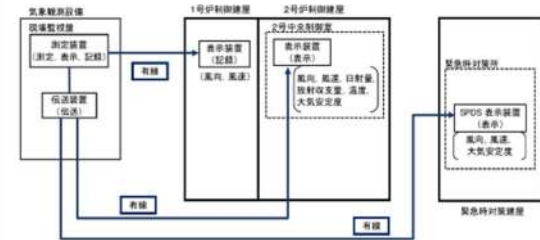
<測定項目>
 風向^{※1}、風速^{※1}、日射量^{※2}、放射収支量^{※1}、降水量、温度、湿度

<台数>
 各1台

<記録>
 全測定項目を現場監視盤にて記録。また、風向、風速は有線系回線により1号中央制御室でも記録。風向、風速、日射量、放射収支量、温度及び大気安定度^{※2}を2号中央制御室で表示。
 また、緊急時対策所に対しては有線系回線により、安全パラメータ表示システム(S.P.D.S)表示装置にて、風向、風速及び大気安定度^{※2}を監視可能。

※1：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に基づく測定項目
 ※2：風速、日射量及び放射収支量より求める。

第2.1-2図 気象観測設備の伝送概略図



[] : 設計基準対象施設

泊発電所3号炉

第2.1表 気象観測設備の測定項目

気象観測設備

(風向風速計) 測定位置：標高84m	(日射計・放射収支計)	(温度計・湿度計)
(風向風速計) 測定位置：地上高10m	(露風向風速計) 測定位置：標高84m	(雨量計)

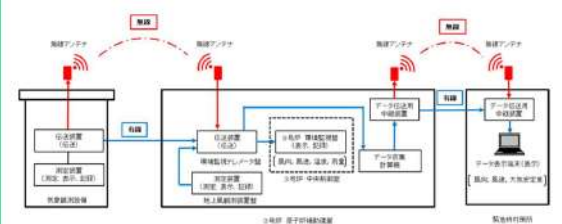
<測定項目>
 風向^{※1}、風速^{※1}、日射量^{※1}、放射収支量^{※1}、雨量、温度、湿度

<台数>
 各1台

<記録>
 全測定項目を現場監視盤にて記録
 有線系回線及び無線系回線にて風向、風速、温度及び雨量を中央制御室へ伝送し記録。
 また、緊急時対策所に対しては有線系回線及び無線系回線により、緊急時運転パラメータ伝送システム(S.P.D.S)表示装置にて、風向、風速及び大気安定度^{※2}を監視可能。

※1：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目
 ※2：風速、日射量及び放射収支量より求める。

第2.1-2図 気象観測設備の伝送概略図



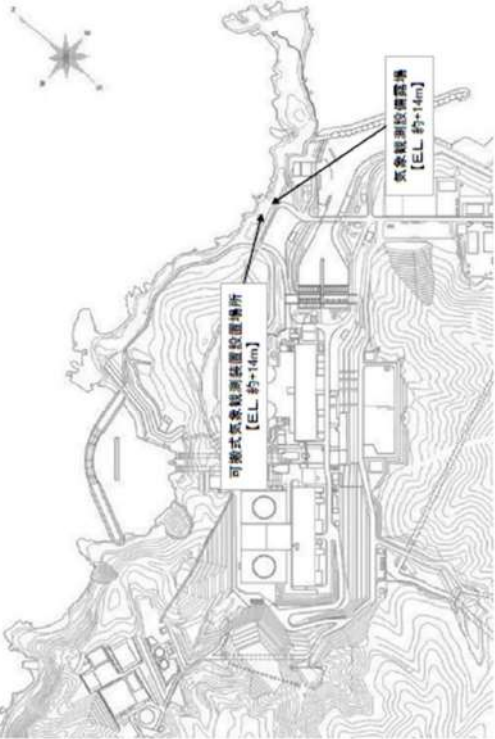
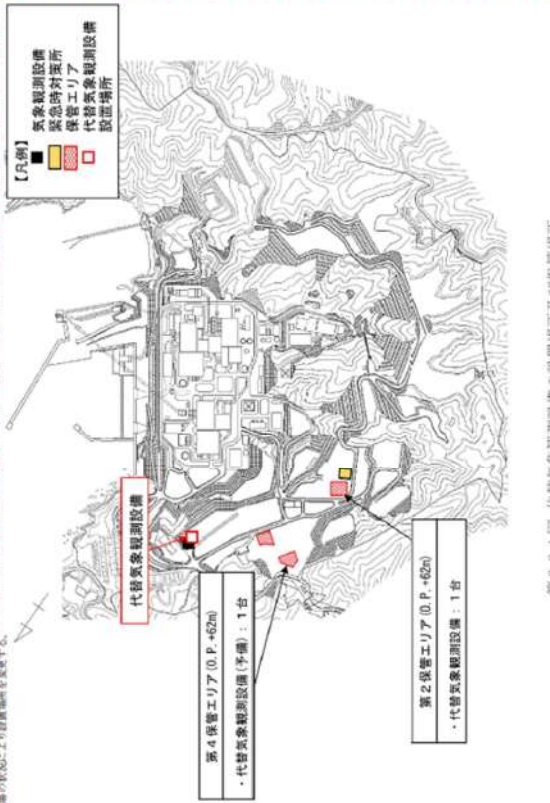
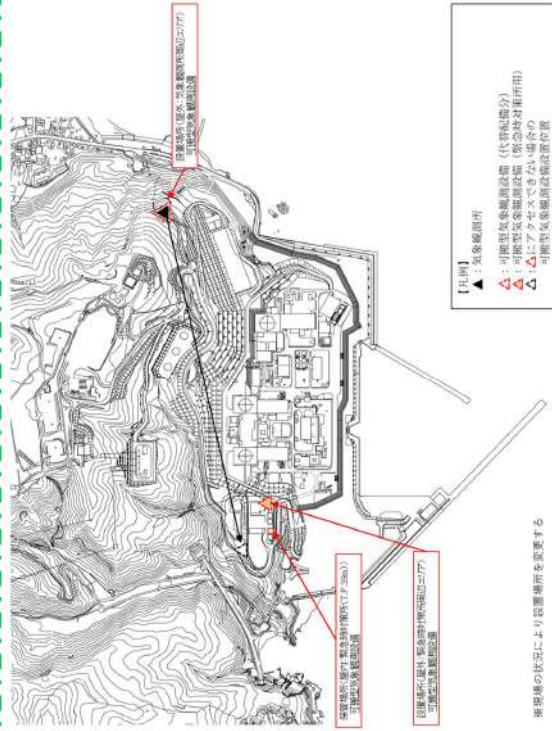
[] : 設計基準対象施設

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


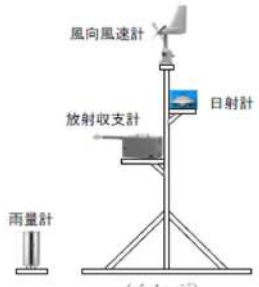

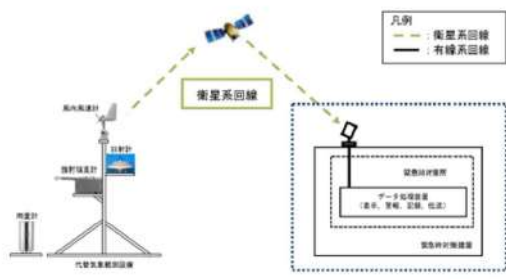
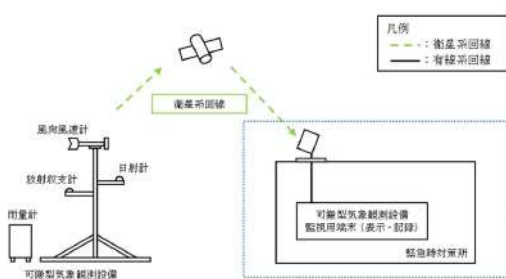
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.2 可搬式気象観測装置</p> <p>気象観測設備が機能喪失した際、可搬式気象観測装置を使用して風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度を測定、記録する。設置場所は、以下の理由より、恒設の気象観測設備露場近傍とする。</p> <p>① グラウンドレベルが恒設の気象観測設備露場と同じ。 ② 設置場所周辺の建物や樹木の影響が少ない。 ③ 事故時に放射性物質が放出された際に緊急時対策所付近の風向・風速を把握できる。</p> <p>可搬式気象観測装置の配置図を図3-2、測定項目等を表3-2に示す。</p> <p>可搬式気象観測装置の電源は、バッテリーを使用し約1.5日間連続稼働できる設計としており、バッテリーを交換することにより継続して計測できる。また、測定データは、可搬式気象観測装置の電子メモリに電磁的に記録するとともに、無線により、緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p>なお、移動式放射能測定装置（モニタ車）に搭載している風向、風速計にて、風向、風速を測定することも可能である。</p>	<p>2.2 代替気象観測設備</p> <p>重大事故等時、気象観測設備が機能喪失した際に代替できるように代替気象観測設備を気象観測設備近傍に設置する。</p> <p>代替気象観測設備は、合計1台（予備1台）を保管する。 代替気象観測設備の設置場所及び保管場所を第2.2-1図、測定項目等を第2.2表、伝送概略図を第2.2-2図に示す。</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>2.2 可搬型気象観測設備</p> <p>重大事故等時、気象観測設備が機能喪失した際に代替できるように可搬型気象観測設備を設置して、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量を測定、記録する。設置場所は、以下の理由により、恒設の気象観測所及び緊急時対策所とする。</p> <p>(1) 気象観測所</p> <p>①グラウンドレベルが恒設の気象観測設備と同じ。 ②配置位置周辺の建物や樹木の影響が少ない。 ③事故時に放射性物質が放出された際に敷地を代表する付近の風向、風速を把握できる。</p> <p>ただし、気象観測所に設置できない場合は、アクセスルート付近であり周辺の建物や樹木の影響が少ない51m倉庫・車庫エリア付近に設置する。</p> <p>(2) 緊急時対策所</p> <p>①事故時に放射性物質が放出された際に緊急時対策所付近の風向、風速等を把握できる。</p> <p>可搬型気象観測設備は、合計2台（予備1台）を保管する。 可搬型気象観測設備の設置位置及び保管場所を第2.2-1図、測定項目等を第2.2表、伝送概略図を第2.2-2図に示す。</p> <p>可搬型気象観測設備の電源は、バッテリーを使用し約3.5日間連続稼働できる設計としており、バッテリーを交換することにより継続して計測できる。また、測定データは、可搬型気象観測設備の電子メモリに電磁的に記録するとともに、衛星系回線により、緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p>なお、放射能観測車に搭載している風向風速計にて、風向及び風速を測定することも可能である。</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は大飯の記載内容も含め記載。 【大飯】設計の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は大飯の記載内容も含め記載。</p> <p>【女川、大飯】運用の相違 ・泊では気象観測所はアクセスルート上にないことを考慮して気象観測所に設置できない場合の運用を記載した。</p> <p>【女川・大飯】運用の相違 ・泊発電所では緊急時対策所付近の風向、風速等を把握するため複数の設置場所を設定している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は大飯の記載内容も含め記載。 【大飯】設計の相違 ・バッテリーの連続稼働期間が異なるが、バッテリー交換により必要期間確保する方針は同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3-2 可搬式気象観測装置の配置場所</p>  <p>※1: 図中の状況により設置場所を変更する</p> <p>：重大事故等対処設備</p>	<p>第2.2-1 図 代替気象観測設備の設置場所及び保管場所</p>  <p>※2: 図中の状況により設置場所を変更する</p> <p>：重大事故等対処設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表3-2 可搬式気象観測装置の測定項目等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>可搬式気象観測装置</p>  <p>(可搬式気象観測装置の写真)</p> <p>個数：1（予備1）</p> <p>(測定項目) 風向^青、風速^青、日射量^青、放射収支量^青、雨量、温度及び湿度 (記録) 電子メモリにて記録。 また、計測データは緊急時対策所へ無線により伝送可能。</p> </div> <p>※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目</p>	<p>第2.2表 代替気象観測設備の測定項目等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>代替気象観測設備</p>  <p>(イメージ)</p> <p><測定項目> 風向^青、風速^青、日射量^青、放射収支量^青、降水量</p> <p><台数> 1台（予備1台）</p> <p><電源> 外部バッテリー（5個）により、24時間以上の供給可能。 24時間後からは、外部バッテリー予備（5個）と交換することにより継続して計測可能。外部バッテリーは1個あたり約12時間で充電可能。</p> <p><記録> 本体の電子メモリに記録。</p> <p><伝送> 衛星系回線により、緊急時対策所へ伝送。</p> <p><重量> 合計：約515kg 本体：約300kg 外部バッテリー：約215kg（約43kg/個×5個）</p> </div> <p>※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に基づく測定項目</p>	<p>第2.2表 可搬型気象観測設備の測定項目等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>可搬型気象観測設備</p>  <p>(可搬型気象観測設備の写真)</p> <p>台数：2（予備1）</p> <p>(測定項目) 風向^青、風速^青、日射量^青、放射収支量^青、雨量</p> <p>(電源) 外部バッテリーにより3.5日間の供給可能。 外部バッテリーを予備と交換することにより継続して計測可能。 外部バッテリーは約4時間で充電可能。</p> <p>(記録) 本体の電子メモリに記録。</p> <p>(伝送) 衛星系回線により緊急時対策所へ伝送。</p> <p>(重量) 合計：約50kg 本体：約44kg 外部バッテリー：約6kg</p> </div> <p>※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目</p>	<p>相違理由</p>
	<p>第2.2-2図 代替気象観測設備の伝送概略図</p>  <p>凡例 - - - 衛星系回線 — 有線系回線</p> <p>緊急時対策建屋上に常設するアンテナ。緊急時対策所に常設するデータ処理装置等は耐震性を有する設計とする。</p> <p>第2.2-2図 代替気象観測設備の伝送概略図</p> <p style="color: green;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>第2.2-2図 可搬型気象観測設備の伝送概略図</p>  <p>凡例 - - - 衛星系回線 — 有線系回線</p> <p>緊急時対策所に常設するアンテナ。緊急時対策所に常設する可搬型気象観測設備監視用端末は耐震性を有する設計とする。</p> <p>第2.2-2図 可搬型気象観測設備の伝送概略図</p> <p style="color: green;">: 重大事故等対処設備</p>	

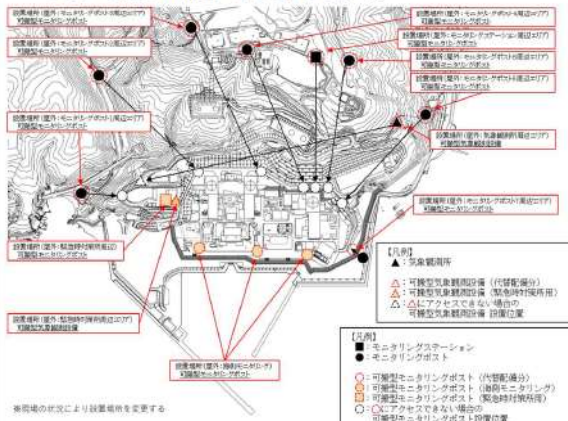
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>3. 緊急時モニタリングの実施について</p> <p>3.1 陸域・海域モニタリング</p> <p>泊発電所では、陸域・海域モニタリングを以下の体制（放管班 4 名：2 名×2 班）で行う（第 3.1 表参照）。</p> <p>(1) モニタリングの準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒事態が発生し、原子力災害対策本部を設置した後、事象の進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、発電所対策本部長の指示により、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの測定データを確認するとともにモニタリングの準備を開始する。 <p>(2) 放射線量及び放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した場合、可搬型モニタリングポストを配備し、放射線量監視を行う。 ・原災法該当事象の発生後（以下「緊急時モニタリング開始判断後」という。）は、以下のモニタリングを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ★放射線量の変化の把握、ブルームの発生・通過等を確認するため、可搬型モニタリングポストを発電所海側及び緊急時対策所付近に配備し、放射線量監視を行う。 ★放射能観測車は、発電所構内を巡回し、発電所構内の放射線量及び放射性物質濃度を監視する。 <p>(3) 気象観測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象観測設備（風向・風速・日射量・放射収支量・雨量）が機能喪失した場合、可搬型気象観測設備を配備し気象観測を行う。 ・緊急時モニタリング開始判断後は、ブルーム通過方向を把握するため、可搬型気象観測設備を緊急時対策所付近に配備し、気象観測を行う。 	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では 3. にて緊急時モニタリングの実施について記載を行っている。女川、大飯ではこれらの一部が後段で整理されているため、各社の該当ページに泊の記載を再掲し、比較している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
		<p>(4) 水中の放射性物質の濃度の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等時に発電用原子炉施設から液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合において発電所及びその周辺の水中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射能測定装置により水中の放射性物質濃度の測定を行う。 <p>第3.1表 陸域・海域モニタリング</p> <table border="1" data-bbox="1256 357 1816 533"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>開始時期</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置</td> <td>・モニタリングポスト、モニタリングステーションの機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後</td> <td rowspan="2">放管班員2名</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備の設置</td> <td>・気象観測設備の機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車による監視</td> <td>・緊急時モニタリング開始判断後</td> <td rowspan="2">放管班員2名</td> </tr> <tr> <td>海水サンプリング</td> <td>・緊急時モニタリング開始判断後</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.2 海上モニタリング</p> <p>重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合、小型船舶で周辺海域を移動し、空気中及び水中の放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水サンプリング 電離箱サーベイメータによる線量測定 可搬型ダスト・よう素サンプラによる空気中の放射性物質の採取 <p>なお、使用する小型船舶は予備を含め2艇用意し、構内高台のそれぞれ別な場所に保管する。</p> <p>第3.2表 海上モニタリング</p> <table border="1" data-bbox="1256 986 1816 1091"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>開始時期</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>・津波等による危険がないと判断される時期で、取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射性物質の濃度が確認された場合等、放管班員が海上モニタリングが必要と判断した場合</td> <td>放管班員2名 +船舶要員1名</td> </tr> </tbody> </table>	項目	開始時期	実施者	可搬型モニタリングポストの設置	・モニタリングポスト、モニタリングステーションの機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後	放管班員2名	可搬型気象観測設備の設置	・気象観測設備の機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後	放射能観測車による監視	・緊急時モニタリング開始判断後	放管班員2名	海水サンプリング	・緊急時モニタリング開始判断後	項目	開始時期	実施者	海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で、取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射性物質の濃度が確認された場合等、放管班員が海上モニタリングが必要と判断した場合	放管班員2名 +船舶要員1名	
項目	開始時期	実施者																				
可搬型モニタリングポストの設置	・モニタリングポスト、モニタリングステーションの機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後	放管班員2名																				
可搬型気象観測設備の設置	・気象観測設備の機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後																					
放射能観測車による監視	・緊急時モニタリング開始判断後	放管班員2名																				
海水サンプリング	・緊急時モニタリング開始判断後																					
項目	開始時期	実施者																				
海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で、取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射性物質の濃度が確認された場合等、放管班員が海上モニタリングが必要と判断した場合	放管班員2名 +船舶要員1名																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>3.3 放射線量測定，気象観測，海水採取位置</p> <p>(1) 放射線量測定として，可搬型モニタリングポストを以下の箇所に配備し測定する（第 3.3 図参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した場合の代替として，固定モニタリング設備 8 箇所に配備する。防潮堤外側にあるモニタリングポスト 7 については，防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し，代替測定地点を防潮堤内側とする。 発電所海側に放射性物質が放出された場合の監視として，海側方位を網羅できるように 3 箇所に配備する。 緊急時対策所でブルーム通過の有無が迅速に確認できるように，緊急時対策所付近の 1 箇所に配備する。 <p>(2) 気象観測として，可搬型気象観測設備を以下の箇所に配備し測定する（第 3.3 図参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象観測設備が機能喪失した場合の代替として，気象観測所 1 箇所に配備する。 ブルーム通過方向の把握のために，緊急時対策所付近 1 箇所に配備する。 <p>(3) 周辺海域の状況把握として，1, 2 号取水口，3 号取水口，1, 2, 3 号放水口付近の海水採取を行う。</p>  <p>第 3.3 図 放射線量測定，気象観測位置</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため大飯欄本ページは添付9.を掲載】</p> <p>9. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>重大事故等により、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポスト周辺の汚染に伴い測定ができなくなることを避けるために、以下のとおり、バックグラウンド低減対策手段を整備する。</p> <p>(1) 汚染予防対策</p> <p>重大事故等により、放射性物質の放出の恐れがあることを確認した場合、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの検出器が汚染することを防止するために、養生を行う。また、時間に余裕がある場合は局舎あるいは設備自体の養生を行う。</p> <p>① モニタリング設備の上から養生シートを被せる。 ② 養生シートをロープ等で固定する。</p>  <p>(2) 汚染除去対策</p> <p>重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングステーション、モニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</p> <p>① サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ② モニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポストの検出器、局舎壁等は拭き取り等を行う。 ③ 周辺のアスファルト、コンクリート面の除染を行う。 ④ 周辺土壌の入替、周辺樹木の伐採等を行う。 ⑤ サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</p>	<p>【比較のため女川欄本ページは3.2を掲載】</p> <p>3.2 モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>事故後の周辺汚染により、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、以下のとおり、バックグラウンドを低減する手段を整備する。</p> <p>(1) モニタリングポスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染予防対策 <p>事故後の周辺汚染により、放射性物質で検出器保護カバーが汚染される場合を想定し、交換用の検出器保護カバーを備える。</p> 汚染除去対策 <p>重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</p> <p>①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ②モニタリングポストの検出器保護カバーの交換を行う。 ③モニタリングポスト局舎壁等の拭取り等を行う。 ④必要に応じて、モニタリングポスト周辺の樹木の伐採、除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。 ⑤サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</p> 	<p>3.4 モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>事故後の周辺汚染により、モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、以下のとおり、バックグラウンドを低減する手段を整備する。</p> <p>(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染予防対策 <p>事故後の周辺汚染により、放射性物質で検出器保護カバーが汚染される場合を想定し、交換用の検出器保護カバーを備える。</p> 汚染除去対策 <p>重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングポスト、モニタリングステーション及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</p> <p>①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ②モニタリングポスト又はモニタリングステーションの検出器保護カバーの交換を行う。 ③モニタリングポスト又はモニタリングステーションの局舎壁等の拭取り等を行う。 ④必要に応じて、モニタリングポスト又はモニタリングステーション周辺の樹木の伐採、除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。 ⑤サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</p> 	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川実績の反映 【大飯】運用の相違 <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川実績の反映として、女川と同様の対策（検出器保護カバーの交換）を行う。 【大飯】運用の相違 <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川実績の反映として、女川と同様の対策（検出器保護カバーの交換）を行う。

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため大飯欄本ページは添付9.を掲載】</p>  <p>周辺土壌の入替等</p> <p>周辺樹木の伐採等</p> <p>(3) バックグラウンド低減の目安について 放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については以下のとおり。 ・モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの通常時の空間放射線量率レベル（通常値） ・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。</p>	<p>【比較のため女川欄本ページは3.2を掲載】</p> <p>(2) 可搬型モニタリングポスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染予防対策 事故後の周辺汚染により、放射性物質で可搬型モニタリングポストが汚染される場合を想定し、可搬型モニタリングポストの設置を行う際、あらかじめ養生を行う。 ・汚染除去対策 重大事故等により、放射性物質の放出後、可搬型モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。 ①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ②あらかじめ養生を行っていた養生シートを取り除く。 ③可搬型モニタリングポスト周辺の除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。 ④サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。 <p>(3) バックグラウンド低減の目安について 放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については、以下のとおり。 ・モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの通常時の放射線量レベル（通常値） ・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、その場合は可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。</p>	 <p>検出器保護カバーの交換</p> <p>土壌の除去等</p> <p>(2) 可搬型モニタリングポスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染予防対策 事故後の周辺汚染により、放射性物質で可搬型モニタリングポストが汚染される場合を想定し、可搬型モニタリングポストの設置を行う際、あらかじめ養生を行う。 ・汚染除去対策 重大事故等により、放射性物質の放出後、可搬型モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。 ①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ②あらかじめ養生を行っていた養生シートを取り除く。 ③可搬型モニタリングポスト周辺の除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。 ④サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。 <p>(3) バックグラウンド低減の目安について 放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については、以下のとおり。 ・モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの通常時の放射線量レベル（通常値） ・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、その場合は可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。</p>	<p>【大飯】 ・女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.5を掲載】</p> <p>3.5 サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（モニタリング資機材運搬車）</p> <p>サーベイメータ等を搭載し、任意の場所のモニタリングを行うモニタリング資機材運搬車を1台配備している。</p> <p>なお、放射能観測車の保守点検時は、モニタリング資機材運搬車を使用可能な状態で待機させる。</p> <p>(1) 台数：1台</p> <p>(2) 主な搭載機器（台数：以下の各1台をモニタリング資機材運搬車に搭載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ ・γ線サーベイメータ ・β線サーベイメータ ・可搬型ダスト・よう素サンブラ ・移動無線設備（車載型） ・衛星電話設備（携帯型）  <p>(モニタリング資機材運搬車の写真)</p>	<p>3.5 サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（資機材運搬車）</p> <p>サーベイメータ等を搭載し、任意の場所のモニタリングを行う資機材運搬車を1台配備している。</p> <p>なお、放射能観測車の保守点検時は、資機材運搬車を使用可能な状態で待機させる。</p> <p>(1) 台数：1台</p> <p>(2) 搭載する機器（個数：各1台）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ ・GM汚染サーベイメータ ・NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ ・可搬型ダスト・よう素サンブラ ・移動無線設備（車載型） ・衛星電話設備（携帯型） ・無線連絡設備（携帯型）  <p>(資機材運搬車の写真)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>【比較のため、本ページ女川欄は 3.6 を掲載】</p> <p>3.6 自主対策設備（放射性物質の濃度の測定） 重大事故等時に機能維持を担保できないが、機能喪失していない場合には、事故対応に有効であるため使用する。 なお、使用にあたっては、必要に応じ試料に前処理を行い、測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Ge 半導体式試料放射能測定装置 ・ 可搬型 Ge 半導体式試料放射能測定装置 ・ ガスフロー測定装置 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>(Ge 半導体式試料放射能測定装置のイメージ)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(可搬型 Ge 半導体式試料放射能測定装置のイメージ)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>(ガスフロー測定装置のイメージ)</p> </div>	<p>3.6 自主対策設備（放射性物質の濃度の測定） 重大事故等時に機能維持を担保できないが、機能喪失していない場合には、事故対応に有効であるため使用する。 なお、使用にあたっては、必要に応じ試料に前処理を行い、測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Ge 半導体測定装置（台数：1 台） ・ 可搬型 Ge 半導体測定装置（台数：1 台） ・ GM 計数装置（台数：1 台） ・ ZnS シンチレーション計数装置（台数：1 台） <div style="display: grid; grid-template-columns: 1fr 1fr; gap: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>(Ge 半導体測定装置)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(可搬型 Ge 半導体測定装置)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>GM 計数装置 (イメージ)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ZnS シンチレーション計数装置 (イメージ)</p> </div> </div>	<p>【女川】設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、本ページ大飯欄は補足資料3.を再掲】</p> <p>3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制 原子力事業者が実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1) 放射線量及び放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒事態が発生した場合、事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングステーション1台、モニタリングポスト5台の稼動状況を確認する。 モニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できない場合は、可搬式モニタリングポストにて放射線量の監視を行う。 可搬式モニタリングポストを海側敷地境界方向及び緊急時対策所付近に配備し、放射線量の監視を行う。 	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.7を掲載】</p> <p>3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制 重大事故等が発生した場合に実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1)放射線量</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングポスト6台の稼動状況を確認する。 モニタリングポストが機能喪失した場合、車両等により可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト位置に配置し、放射線量の代替測定を行う。 <p>なお、現場の状況により配置場所を変更する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側及び緊急時対策建屋屋上に、可搬型モニタリングポスト3台を配置し、放射線量の測定を行う。 <p>【島根2号炉まとめ資料(令和3年6月規制庁公開版)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬式モニタリング・ポストについては、次のとおり配置を行う。可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式気象観測装置の配置位置を第3.7-1図に示す。 <ol style="list-style-type: none"> ①運搬ルートが健全である場合、車両により運搬し基本配置位置へ配置する。 ②運搬ルートにおいて、車両の通行が困難であるが要員の通行が可能な場合は、人力により運搬し基本配置位置へ配置する。 ③上記により配置できない場合は、代替測定場所*1へ配置位置を変更する。配置位置の変更にあたっての判断基準は以下のとおり。 代替測定場所への配置位置変更の判断基準 可搬式モニタリング・ポスト配置位置までの運搬ルートにおいて、地震による道路の寸断、土石流等が発生し、運搬作業の安全が確保できない場合。 ただし、気象庁による防災気象情報（警戒レベル相当情報）、発電所構内雨量計による計測値を参考とし配置位置変更を事前に決定する場合もある。 	<p>3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制 重大事故等が発生した場合に実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1) 放射線量</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングポスト7台及びモニタリングステーション1台の稼動状況を確認する。 モニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合、車両により可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置し、放射線量の代替測定を行う。防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については、防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、代替測定時の基本配置位置を防潮堤内側とする。 また、原災法該当事象が発生した場合、海側及び緊急時対策所付近に可搬型モニタリングポスト4台を設置し、放射線量の測定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 可搬型モニタリングポストについては、次のとおり配置を行う。可搬型モニタリングポスト及び可搬式気象観測設備の配置位置を第3.7-1図に示す。 <ol style="list-style-type: none"> ①運搬ルートが健全である場合、車両により運搬し基本配置位置へ配置する。 ②運搬ルートにおいて、車両の通行が困難であるが要員の通行が可能な場合は、人力により運搬し基本配置位置へ配置する。 ③上記により配置できない場合は、代替測定場所*1へ配置位置を変更する。配置位置の変更にあたっての判断基準は以下のとおり。 代替測定場所への配置位置変更の判断基準 可搬型モニタリングポスト配置位置までの運搬ルートにおいて、地震による道路の寸断等が発生し、運搬作業の安全が確保できない場合。 	<p>【大飯】女川実績の反映（本ページすべて）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊では車両により運搬するため、「等」は不要</p> <p>【女川】設置場所の相違 ・泊では防潮堤の外側にモニタリングポストを設置しているため、別途運用を定めている。</p> <p>【女川】島根審査実績の反映 ・泊では島根2号炉の記載を参考に、代替設置場所への配置位置変更の判断基準及び代替測定場所の選定の考え方を追記した。</p> <p>【女川】記載行減の相違 ・泊では前段で読み替えた文言を用いる。</p> <p>【女川】島根実績の反映 ・代替測定場所への配置について、島根の記載が充実しているため実績を反映した。</p> <p>【島根】地形の相違 ・島根では可搬型モニタリングポストの設置位置で土石流が発生する可能性があるため、降雨について記載している。泊はそのような地形ではないため、これに関する記載はしていない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

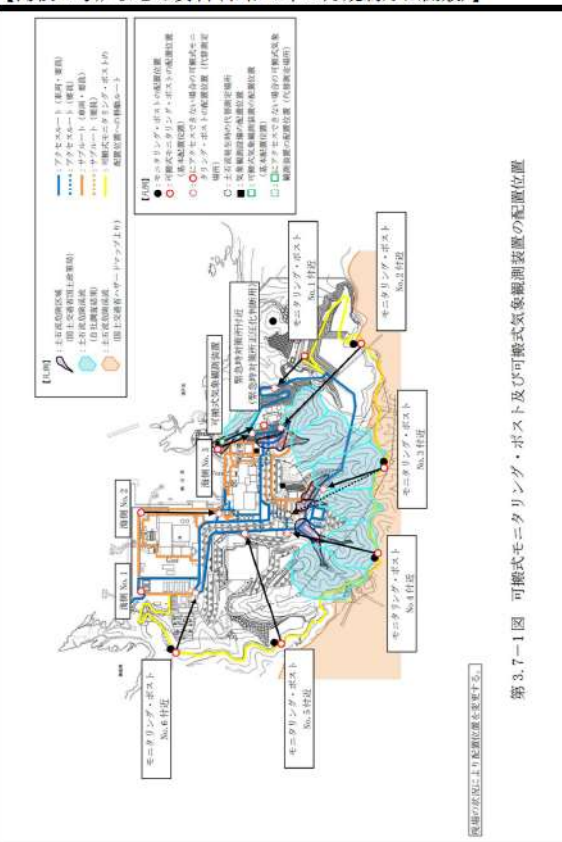
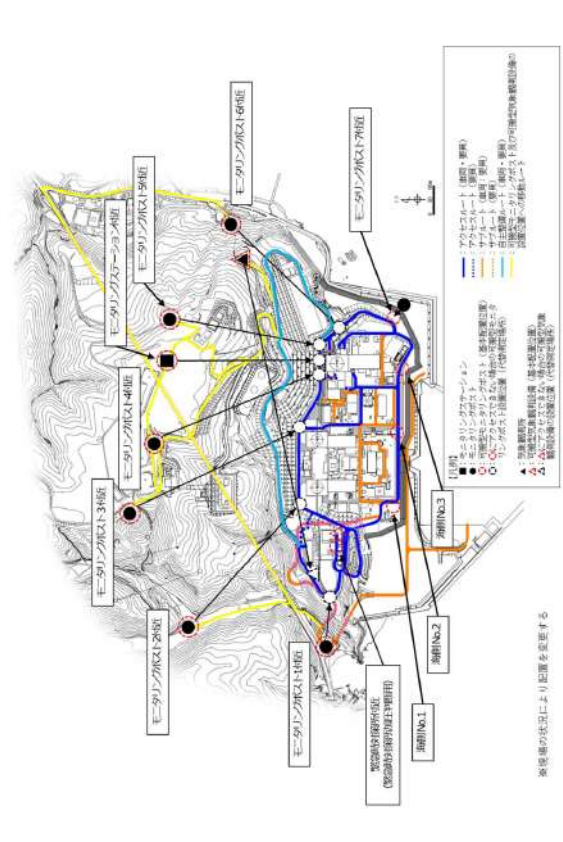
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、本ページ大飯欄は補足資料3.を再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動式放射能測定装置（モニタ車）が使用できない場合は、可搬型放射線計測装置により、発電所構内の放射性物質濃度を測定する。 ・敷地境界付近の放射線量のデータにより、海側方向に放射性物質が放出された場合でも、放出放射量の算出が可能である。 <p>(2) 海水、排水中及び土壌の放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所の周辺海域の状況把握のために、取水路、放水路等の海水、排水の採取を行い、放射性物質の濃度測定を行う。 <p>・また、発電所の周辺海域への放射性物質の漏えいが確認された場合や敷地内でのモニタリングが困難な場合等には、小型船舶による発電所の周辺海域の放射線量及び放射性物質の測定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所敷地内の土壌モニタリングが必要と判断した場合には、放射性物質の濃度を測定する。 <p>(3) 気象観測</p>	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.7.を掲載】</p> <p>【島根2号炉まとめ資料(令和3年6月規制庁公開版)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、発電所構内で土石流が発生した場合において、モニタリング・ポストNo.3代替測定用の可搬式モニタリング・ポストは、アクセスルート上に設定している代替測定場所が土石流の影響により配置できないことから、土石流発生時の代替測定場所へ配置する。 ・万一、代替測定場所への配置が困難な場合は、検知性等を考慮し、原子炉建物からの方位が変わらない場所へ配置、又は、隣接する可搬式モニタリング・ポストでの兼用による測定を行う。 <p>(2) 放射性物質の濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射能観測車の使用可否を確認する。 ・放射能観測車が機能喪失した場合、可搬型放射線計測装置により、空気中の放射性物質の濃度の代替測定を行う。また、スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、可搬型放射線計測装置により、空気中の放射性物質の濃度の測定を行う。 ・放射性廃棄物放出水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、取水口、放水口、一般排水設備出口等で海水、排水の採取を行い、可搬型放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。 ・放射性雲通過後において、気体状の放射性物質が放出された場合、可搬型放射線計測装置により土壌中の放射性物質の濃度を測定する。 ・放射性雲通過後において、気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶、可搬型放射線計測装置による周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に行う。 ・放射性物質の濃度の測定における試料採取場所については、放出状況、風向、風速等を考慮し、選定する。 <p>(3) 気象観測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事象進展に伴う気象情報を的確に把握するため、気象観測設備の稼働状況を確認する。 	<p>・万一、代替測定場所への配置が困難な場合は、検知性等を考慮し、原子炉格納容器からの方位が変わらない場所へ配置、又は、隣接する可搬式モニタリングポストでの兼用による測定を行う。</p> <p>(2) 放射性物質の濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射能観測車の使用可否を確認する。 ・放射能観測車が機能喪失した場合、放射能測定装置により、空気中の放射性物質の濃度の代替測定を行う。また、排気筒ガスモニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、放射能測定装置により空気中の放射性物質の濃度の測定を行う。 ・廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、取水口、放水口、一般排水設備出口等で海水、排水の採取を行い、放射能測定装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。 ・ブルーム通過後において、気体状の放射性物質が放出された場合、放射能測定装置により土壌中の放射性物質の濃度の測定を行う。 ・ブルーム通過後において、気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータによる周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に行う。 ・放射性物質の濃度の測定における試料採取場所については、放出状況、風向、風速等を考慮し、選定する。 <p>(3) 気象観測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事象進展に伴う気象情報を的確に把握するため、気象観測設備の稼働状況を確認する。 ・原災法該当事象が発生した場合、ブルームの通過方向を把握するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備1台を設置し、気象観測を行う。 	<p>【島根】地形の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根では可搬式モニタリングポストの代替測定場所が土石流の影響を受ける可能性があるため記載している。泊はそのような地形ではないため、これに関する記載はしていない。 <p>【島根】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型式の相違 <p>【大飯】女川実績の反映（本ページすべて）</p> <p>【女川】運用の相違 ①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、本ページ大飯欄は補足資料3.を再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象観測設備が使用できない場合は、可搬式気象観測装置で気象観測を行う。 	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.7を掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象観測設備が機能喪失した場合、車両等により代替気象観測設備を気象観測設備位置に配置し、気象観測を行う。なお、現場の状況により配置場所を変更する場合がある。 <p>【島根2号炉まとめ資料(令和3年6月規制庁公開版)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬式気象観測装置については、次のとおり配置を行う。可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式気象観測装置の配置位置を第3.7-1図に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ①発電所内で降雨が確認されておらず、運搬ルートが健全である場合は、車両などにより運搬し基本配置位置へ配置する。 ②上記により配置できない場合は、代替測定場所*2へ配置位置を変更する。配置位置の変更にあたっての判断基準は以下のとおり。 代替測定場所への配置位置変更の判断基準 可搬式気象観測装置配置位置までの運搬ルートにおいて、地震による道路の寸断、土石流などが発生し、運搬作業の安全が確保できない場合。 ただし、気象庁による防災気象情報（警戒レベル相当情報）、発電所構内雨量計による計測値を参考とし配置位置変更を事前に決定する場合もある。 なお、万一、代替測定場所への配置が困難な場合は、気象観測の連続性を考慮し、観測環境が変わらない場所に配置する。 <p>※1：緊急時対策所付近（緊急時対策所加圧判断用）及び海側No.1は、基本配置位置がアクセスルート上であるため、代替測定場所を設定していない。</p> <p>※2：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める場所として、人工芝を敷設することによって露場を確保したうえで、近くに建造物、樹木等のない平坦な場所として第1保管エリア付近を選定している。</p> <p>また、露場面積は「気象観測ガイドブック」（気象庁）に定める30㎡以上を確保する。なお、気象観測装置の設置箇所に人工芝を使用しても観測には影響の無いことが気象庁にて確認されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測所の気象観測設備が機能喪失した場合、車両により可搬型気象観測設備を気象観測設備位置に配置し、気象観測を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 可搬型気象観測設備については、次のとおり配置を行う。可搬型モニタリングポスト及び可搬式気象観測装置の配置位置を第3.7-1図に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ①運搬ルートが健全である場合は、車両などにより運搬し基本配置位置へ配置する。 ②上記により配置できない場合は、代替測定場所*1,2へ配置位置を変更する。配置位置の変更にあたっての判断基準は以下のとおり。 代替測定場所への配置位置変更の判断基準 可搬型気象観測装置配置位置までの運搬ルートにおいて、地震による道路の寸断等が発生し、運搬作業の安全が確保できない場合。 なお、万一、代替測定場所への配置が困難な場合は、気象観測の連続性を考慮し、観測環境が変わらない場所に配置する。 <p>※1：緊急時対策所付近（緊急時対策所加圧判断用）、海側No.1、海側No.2、海側No.3及びモニタリングポスト7付近は、基本配置位置がアクセスルート上であるため、代替測定場所を設定していない。</p> <p>※2：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める場所として、人工芝を敷設する（冬季の積雪期間を除く）ことによって露場を確保したうえで、近くに建造物、樹木等のない平坦な場所として51m倉庫・車庫エリア付近を選定している。選定した代替測定場所を第3.7-2図に示す。</p> <p>また、露場面積は「気象観測ガイドブック」（気象庁）に定める30㎡以上を確保する。なお、可搬型気象観測装置の設置箇所に人工芝を使用しても観測には影響の無いことが気象庁にて確認されている。</p>	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】島根審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では島根2号炉の記載を参考に、代替設置場所への配置位置変更の判断基準及び代替測定場所の選定の考え方を追記した。 <p>【島根】地形の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では可搬型モニタリングポストの設置位置で土石流が発生する可能性があるため、降雨について記載している。泊はそのような地形ではないため、これに関する記載はしていない。 <p>【島根】地形の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では可搬型モニタリングポストの設置位置で土石流が発生する蓋然性が高いため、土石流を取り上げて記載している。泊においても、何らかの要因により運搬作業の安全が確保できない場合は配置位置を代替測定場所へ変更する運用は同じ。 <p>【島根】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本配置位置をアクセスルート上に設定している具体的な設備は異なる。 <p>【島根】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 積雪期間の長い泊では、積雪期間の運用について記載。 <p>【島根】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 選定した具体的な場所は異なる。 <p>【島根】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では代替測定場所の妥当性を確認するため図を追加した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>【島根 2 号炉まとめ資料(令和 3 年 6 月規制庁公開版)】</p>  <p>第 3.7-1 図 可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式気象観測装置の配置位置</p> <p>現場の状況により配置位置を変更する。</p>	 <p>第 3.7-1 図 可搬式モニタリングポスト及び可搬式気象観測装置の配置位置</p>	<p>【島根】地形の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根では可搬型モニタリングポストの設置位置で土石流が発生する可能性があるため、土石流について記載している。泊はそのような地形ではないため、これに関する記載はしていない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																											
<p>【比較のため、本ページ大飯欄は補足資料3.を再掲】</p>	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.7を掲載】</p>																																																																																													
<p>(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p>	<p>(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p>	<p>(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p>																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>モニタリングの考え方</th> <th>対応</th> <th>開始時期の考え方</th> <th>対応要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替</td> <td>可搬式モニタリングポストの配置</td> <td>モニタリングステーション、モニタリングポストが使用できない場合</td> <td rowspan="2">2～4名</td> </tr> <tr> <td>海側敷地境界方向の放射線監視 緊急時対策所付近の状況把握</td> <td></td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後</td> </tr> <tr> <td>空気中のモニタリング</td> <td>空気中（ダスト・よゆ素）の測定</td> <td>重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値等を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>土壌のモニタリング</td> <td>土壌の測定</td> <td>重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>水中のモニタリング</td> <td>海水、排水の測定</td> <td>重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>海上のモニタリング</td> <td>空気中（ダスト・よゆ素）及び海水の測定</td> <td>重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>恒設の気象観測設備の代替</td> <td>可搬式気象観測装置の設置</td> <td>重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合</td> <td>6名</td> </tr> </tbody> </table>	モニタリングの考え方	対応	開始時期の考え方	対応要員	モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替	可搬式モニタリングポストの配置	モニタリングステーション、モニタリングポストが使用できない場合	2～4名	海側敷地境界方向の放射線監視 緊急時対策所付近の状況把握		原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後	空気中のモニタリング	空気中（ダスト・よゆ素）の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値等を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合	2名	土壌のモニタリング	土壌の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）	2名	水中のモニタリング	海水、排水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	2名	海上のモニタリング	空気中（ダスト・よゆ素）及び海水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	4名	恒設の気象観測設備の代替	可搬式気象観測装置の設置	重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合	6名	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>具体的実施事項</th> <th>開始時期の考え方</th> <th>対応要員 (必要想定人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</td> <td>可搬式モニタリングポストの配置 【代替測定】モニタリングポスト 【測定】原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後海側及び緊急時対策棟屋上に配置</td> <td>モニタリングポストが使用できない場合</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td>代替気象観測設備の設置</td> <td>気象観測設備が使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定</td> <td>空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射線観測車が使用できない場合 【測定】スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td>放射線観測車が使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>海水、排水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>放射性廃棄物放出モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>土壌中の放射性物質の濃度の測定 気体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）</td> <td>気体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定</td> <td>気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の第7条第1号の表中におけるイの施設に該当する事象。 (要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。)</p>	手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)	可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬式モニタリングポストの配置 【代替測定】モニタリングポスト 【測定】原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後海側及び緊急時対策棟屋上に配置	モニタリングポストが使用できない場合	4名	代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	代替気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名	可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射線観測車が使用できない場合 【測定】スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	放射線観測車が使用できない場合	2名	可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定	放射性廃棄物放出モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名	可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定 気体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）	気体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）	2名	海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）	2名	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>具体的実施事項</th> <th>開始時期の考え方</th> <th>対応要員 (必要想定人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</td> <td>可搬式モニタリングポストの設置 【代替測定】モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置 【測定】発電所海側及び緊急時対策所付近に設置</td> <td>モニタリングポスト又はモニタリングステーションが使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬式気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td>可搬式気象観測設備の設置</td> <td>気象観測設備が使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬式気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視</td> <td>可搬式気象観測設備の設置</td> <td>原災法該当事象発生と判断した場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定</td> <td>空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射線観測車が使用できない場合 【測定】排気筒モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td>放射線観測車が使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>海水、排水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>気体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定</td> <td>気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 原災法該当事象とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の第7条第一号の表中におけるロの施設に該当する事象。 (要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。)</p>	手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)	可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬式モニタリングポストの設置 【代替測定】モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置 【測定】発電所海側及び緊急時対策所付近に設置	モニタリングポスト又はモニタリングステーションが使用できない場合	2名	可搬式気象観測設備による気象観測項目の代替測定	可搬式気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名	可搬式気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視	可搬式気象観測設備の設置	原災法該当事象発生と判断した場合	2名	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射線観測車が使用できない場合 【測定】排気筒モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	放射線観測車が使用できない場合	2名	放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定	廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名	放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定	気体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）	2名	海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）	3名	
モニタリングの考え方	対応	開始時期の考え方	対応要員																																																																																											
モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替	可搬式モニタリングポストの配置	モニタリングステーション、モニタリングポストが使用できない場合	2～4名																																																																																											
海側敷地境界方向の放射線監視 緊急時対策所付近の状況把握		原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後																																																																																												
空気中のモニタリング	空気中（ダスト・よゆ素）の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値等を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合	2名																																																																																											
土壌のモニタリング	土壌の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）	2名																																																																																											
水中のモニタリング	海水、排水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	2名																																																																																											
海上のモニタリング	空気中（ダスト・よゆ素）及び海水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	4名																																																																																											
恒設の気象観測設備の代替	可搬式気象観測装置の設置	重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合	6名																																																																																											
手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)																																																																																											
可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬式モニタリングポストの配置 【代替測定】モニタリングポスト 【測定】原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後海側及び緊急時対策棟屋上に配置	モニタリングポストが使用できない場合	4名																																																																																											
代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	代替気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名																																																																																											
可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射線観測車が使用できない場合 【測定】スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	放射線観測車が使用できない場合	2名																																																																																											
可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定	放射性廃棄物放出モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名																																																																																											
可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定 気体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）	気体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）	2名																																																																																											
海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）	2名																																																																																											
手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)																																																																																											
可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬式モニタリングポストの設置 【代替測定】モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置 【測定】発電所海側及び緊急時対策所付近に設置	モニタリングポスト又はモニタリングステーションが使用できない場合	2名																																																																																											
可搬式気象観測設備による気象観測項目の代替測定	可搬式気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名																																																																																											
可搬式気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視	可搬式気象観測設備の設置	原災法該当事象発生と判断した場合	2名																																																																																											
放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射線観測車が使用できない場合 【測定】排気筒モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	放射線観測車が使用できない場合	2名																																																																																											
放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定	廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名																																																																																											
放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定	気体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）	2名																																																																																											
海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）	3名																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉 【比較のため、本ページ女川欄は3.8を掲載】	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>3.8 緊急時モニタリングに関する要員の動き 緊急時モニタリングの実施手順及び体制に示す対応要員について、事故発生から放射性雲通過後までの動きを以下に示す。 なお、対応要員数及び対応時間については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p>	<p>3.8 緊急時モニタリングに関する要員の動き 緊急時モニタリングの実施手順及び体制に示す対応要員について、事故発生から放射性雲通過後までの動きを以下に示す。 なお、対応要員数及び対応時間については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p>	<p>3.8 緊急時モニタリングに関する要員の動き 緊急時モニタリングの実施手順及び体制に示す対応要員について、事故発生からブルーム通過後までの動きを以下に示す。 なお、対応要員数及び対応時間については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>4. 重大事故時等に使用する測定室について</p> <p>4.1 バックグラウンドが上昇した場合の措置</p> <p>重大事故時等に環境線量が上昇した場合等は、緊急時対策所に配備する可搬型 Ge 半導体測定装置等を用いて測定を実施する（第 4.1 図参照）。</p> <p>測定試料は、ポリ袋で 2 重養生する等汚染拡大防止対策を確実に実施し、緊急時対策所に持込み測定する。</p> <div data-bbox="1256 379 1816 592"> <p><可搬型Ge半導体測定装置></p> <p><荷運容器></p> <p>緊急時対策施設図例 1.E.23a</p> </div> <p>第 4.1 図 可搬型 Ge 半導体測定装置の外観及び配備場所</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>・泊では 4.1 にてより詳細な記載を行っている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付 周辺モニタリング設備（補足説明資料） <目次></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源 <ol style="list-style-type: none"> (1)モニタリングステーション及びモニタリングポストへの電源供給 (2)モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源及び送電ラインのDB/SAの取り合いについて 2. その他のモニタリング設備 <ol style="list-style-type: none"> (1)サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（モニタリング資機材運搬車） (2)サーベイメータや可搬式ダストサンブラ等 (3)海水・排水の放射性物質の濃度測定 (4)小型船舶によるモニタリング (5)重大事故等時における放射能測定について (6)土壌モニタリング 3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制 <ol style="list-style-type: none"> (1)放射線量及び放射性物質濃度 (2)海水、排水中及び土壌の放射性物質濃度 (3)気象観測 (4)緊急時モニタリングの実施手順及び体制 4. 緊急時モニタリングに関する要員の動き <ol style="list-style-type: none"> (1)事故発生からブルーム通過後までの要員の動き (2)ホットカウント室へのアクセス性について 5. 放射能放出率の算出 <ol style="list-style-type: none"> (1)可搬式モニタリングポストの配置場所 (2)冬季の設置に関する影響 (3)放射能放出率の算出 (4)放出放射エネルギーの計算例 (5)可搬式モニタリングポストによる放射線量率の計測について (6)可搬式モニタリングポストによる放射線量率の検出について (7)ブルーム発生時の移動方向の把握 6. 可搬式気象観測装置の観測項目について <ol style="list-style-type: none"> (1)観測項目 (2)各測定項目の必要性 7. 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制 <ol style="list-style-type: none"> (1)発電所敷地外のモニタリング (2)オフサイトセンターへの情報連絡 8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定） <ol style="list-style-type: none"> (1)原子力事業者間協力協定締結の背景 (2)原子力事業者間協力協定（内容） 			<p>【大阪】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪は目次を作成している。 ・泊では60-6の最初に示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>9. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段 (1)汚染予防対策 (2)汚染除去対策 (3)バックグラウンド低減の目安について</p> <p>10. 移動式放射能測定装置（モニタ車）、可搬式モニタリングポスト等の保管場所</p> <p>11. モニタリングステーション及びモニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト移動式放射能測定装置（モニタ車）のデータ伝送について</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
<p>1. モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源</p> <p>(1) モニタリングステーション及びモニタリングポストへの電源供給</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）」第31条（監視設備）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）」第34条（計測装置）の対応として、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置により電源の供給を可能とするとともに、緊急時対策所を經由して電源車（緊急時対策所用）（DB）からも電源の供給が可能とすることにより、電源復旧までの期間を担保できる設計とする。</p> <p>また、「設置許可基準規則」第60条（監視測定設備）及び「技術基準規則」第75条（監視測定設備）の対応として、代替電源設備（電源車（緊急時対策所用））からの給電が可能である。</p> <p>a. モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置の設備仕様</p> <table border="1" data-bbox="89 742 645 813"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>台数</th> <th>出力</th> <th>発電方式</th> <th>バックアップ時間</th> <th>燃料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置 (UPS)</td> <td>各1台</td> <td>約3kVA×5 (1台当たり)</td> <td>鉛蓄電池</td> <td>約24時間</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>b. モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源（無停電電源装置）概略図</p>  <p>c. 電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）の容量は100kVAであり、モニタリングステーション及びモニタリングポストの負荷も含む合計負荷容量の約78kVAを十分に満足する容量を有している。</p> <p>また、電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）は、電源喪失時から約1時間以内に電源を供給することができる。</p> <p>(2) モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源及び送電ラインのDB/SAの取り合いについて</p>	項目	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考	無停電電源装置 (UPS)	各1台	約3kVA×5 (1台当たり)	鉛蓄電池	約24時間	-			<p>補足説明資料1. モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源</p> <p>(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成について</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、通常時は非常用低圧母線から電源が供給されているが、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの停電検知により自動起動し、定格負荷による連続運転で24時間以上給電可能な非常用発電機（5kVA）を設置している。</p> <p>また、非常用交流電源設備の電源供給時間までの間の停電を防止するため、定格負荷運転で安全側に5分以上の給電可能な無停電電源装置（5kVA）を設置している。</p> <p>無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様を第1表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成と写真を第1図に示す。</p> <p>第1表 無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様</p> <table border="1" data-bbox="1265 678 1798 853"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>台数</th> <th>出力</th> <th>発電方式</th> <th>バックアップ時間</th> <th>燃料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置</td> <td>局舎ごとに1台 計8台</td> <td>5kVA</td> <td>蓄電池</td> <td>約7分*</td> <td>-</td> <td>外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び非常用交流電源設備から給電されるまでの間を確保する。</td> </tr> <tr> <td>非常用発電機</td> <td>局舎ごとに1台 計8台</td> <td>5kVA</td> <td>ディーゼルエンジン</td> <td>約24時間</td> <td>軽油</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※無停電電源装置のバックアップ時間について、非常用交流電源設備が所内電源喪失後に自動起動し、約10秒後で電源供給開始されるまでの間、無停電電源装置を經由してモニタリングポスト等に給電するためバックアップ時間を約7分としている。非常用交流電源設備からの電源供給不可時はモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機から約24時間電源供給が可能である。</p>  <p>第1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成と写真</p>	名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考	無停電電源装置	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	蓄電池	約7分*	-	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び非常用交流電源設備から給電されるまでの間を確保する。	非常用発電機	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油		<p>【大飯】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれもモニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成について補足した資料を作成している。 ・泊は専用の無停電電源設備に加え、専用の非常用発電機を備えることで24時間以上の給電が可能な設計としている。 <p>【大飯】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊ではモニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は緊急時対策所を經由していない。
項目	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考																																
無停電電源装置 (UPS)	各1台	約3kVA×5 (1台当たり)	鉛蓄電池	約24時間	-																																	
名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考																																
無停電電源装置	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	蓄電池	約7分*	-	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び非常用交流電源設備から給電されるまでの間を確保する。																																
非常用発電機	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>全電源喪失時においてモニタリングステーション及びモニタリングポストが健全である場合、電源車（緊急時対策所用）以降の設備も同様に健全であることから、電源車（緊急時対策所用）からの給電が可能である。また、別途緊急時対策所については重大事故等対処設備（SA設備）であるため、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所まではSA設備とした。</p> <p>図 モニタリングステーション及びモニタリングポストの設備構成の位置づけ</p>		<p>(2) 非常用発電機給電可能時間の設定根拠 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの最大所要負荷は4.4 kVA（無停電電源装置の負荷を含む）である。このため、最大所要負荷を満足するように、非常用発電機の容量は5 kVAとしている。 また、定格負荷時の非常用発電機の燃料消費量は1.86 L/hであり、非常用発電機の搭載燃料（軽油）が50 Lであることから、26時間程度の連続運転が可能である。これにより、定格負荷による24時間以上を十分に満足する。</p> <p>(3) 無停電電源装置給電時間の設定根拠 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの最大所要負荷は2.4 kVAであることから、最大所要負荷を満足するように無停電電源装置の容量を5 kVAとした。また、非常用交流電源設備の電源供給が確立するまでに要する時間が10秒以内であるのに対し、所要負荷4.0 kVAにおける無停電電源装置の電源供給時間は、約7分間となっており、10秒を十分満足する時間の電源供給が可能である。</p> <p>(4) 非常用発電機の燃料補給について 非常用発電機の燃料は、24時間連続運転が可能であるため、燃料が枯渇する24時間以内に、原子力災害対策本部の総括班が高台（T.P.31 m）に配備しているタンクローリー（4 KL）を使用して燃料を補給することとしている。</p>	<p>【大飯】設計の相違 ・泊ではモニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は緊急時対策所を経由していない。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、電源設備のバックアップ時間について、より充実した記載となっている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>補足説明資料2. 放射能観測車の台数の根拠</p> <p>放射能観測車は、緊急時モニタリング時に発電所構内を走行しての放射線量の測定、又は風向風速の測定を行える車両である。</p> <p>緊急時モニタリング時の定点的な放射線量等の測定は放射線量についてはモニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストが担い、気象観測については気象観測所及び可搬型気象観測設備が担うことになる。</p> <p>放射能観測車は、機動性があり構内全域を走行して放射線量等の測定をすることが可能であるため定点的な測定とは違うことから緊急時モニタリング時は1台で対応可能である。</p> <p>さらに、必要に応じて原子力事業者間協定に基づき、他社より更に11台の融通が可能な状況である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、より充実した記載となっている。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. その他のモニタリング設備</p> <p>「設置許可基準規則」第60条（監視測定設備）及び「技術基準規則」第75条（監視測定設備）の対応として、可搬式モニタリングポストを、3号炉及び4号炉共用で11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所付近における放射線量の測定が可能な個数）、予備として6個及び移動式放射能測定装置（モータ車）1台を保管及び配備する。</p> <p>また、他の当社原子力発電所に移動式放射能測定装置（モータ車）を5台保有しており融通を受けることが可能である。更に、原子力事業者間協力協定に基づき、移動式放射能測定装置（モータ車）11台の融通を受けることが可能である。</p> <p>上記モニタリング設備の他に、モニタリング資機材運搬車及びサーベイメータや可搬式ダストサンブラ等を組み合わせることで、状況に応じて、発電所内外のモニタリングを総合的に行う。</p> <p>(1) サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（モニタリング資機材運搬車）</p> <p>サーベイメータ等を搭載し、任意の場所のモニタリングを行うモニタリング資機材運搬車を1台配備している。</p> <p>a 台数：1台 b 主な搭載機器（個数：各1個）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ ・汚染サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ ・可搬式ダストサンブラ ・衛星携帯電話  <p>(モニタリング資機材運搬車の写真)</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) サーベイメータや可搬式ダストサンプラ等 サーベイメータや可搬式のサンプラ等は、移動式放射能測定装置（モニタ車）、モニタリング資機材運搬車に搭載する他、状況に応じて、モニタリングに使用する。</p> <p>a. 放射線量の測定 サーベイメータにより現場の放射線量率を測定する。 ・電離箱サーベイメータ（個数：2個）予備1個</p>  <p>(電離箱サーベイメータ)</p> <p>b. 放射性物質の採取 可搬式のサンプラにより空気中の放射性物質（ダスト、よう素）を採取する。 ・可搬式ダストサンプラ（個数：2個）予備1個</p>  <p>(可搬式ダストサンプラ)</p> <p>c. 放射性物質の測定 ・NaIシンチレーションサーベイメータ（個数：2個）予備1個 ・汚染サーベイメータ（個数：2個）予備1個 ・γ線多重波高分析装置（個数：1個） ・ZnSシンチレーションサーベイメータ（個数：1個）予備1個 ・β線サーベイメータ（個数：1個）予備1個 ・GM計数装置（個数：1個） ・ZnSシンチレーション計数装置（個数：1個）</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>各種計測器のイメージを以下に示す。</p>  <p>(Na 137シンチレーションサーベイメータ) (汚染サーベイメータ) (γ線多重放射分析装置)</p>  <p>(Zn 65シンチレーションサーベイメータ) (β線サーベイメータ)</p>  <p>(GM計数装置) (Zn 65シンチレーション計数装置)</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

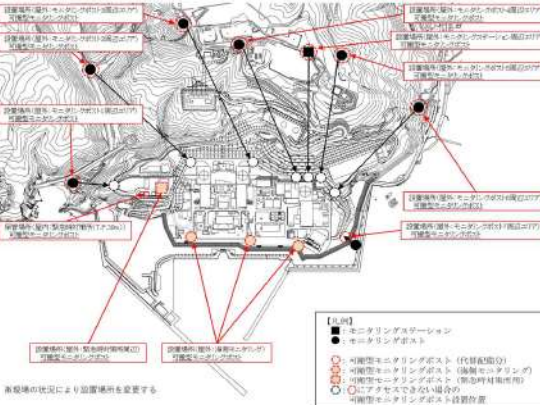
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 海水・排水の放射性物質の濃度測定 発電所の周辺海域については、取水路、放水路等の海水・排水を採取し、可搬型放射線計測装置（Na Iシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）により放射性物質を測定する。また、必要に応じて前処理を行い、ZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置を用いて水中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(4) 小型船舶によるモニタリング 発電所の周辺海域への放射性物質漏えいが確認された場合や敷地内でのモニタリングが困難な場合等には、船舶による発電所の周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>a. 台数：1台（予備1台） b. 最大積載重量：375kg c. モニタリング時に持ち込む主な資機材 ・電離箱サーベイメータ：1個 ・可搬式ダストサンプラ：1個 ・海水採取用機材（容器等）：1式 d. 保管場所 ・1・2号重油タンク近傍エリア（E.L.約+14m） e. 移動：車両等にて荷揚岸壁へ運搬 小型船舶を保管場所から車両等を用いて取水路まで運搬し、海面に着水するまでの時間は、現場での検証の結果、約2時間である。</p> 			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

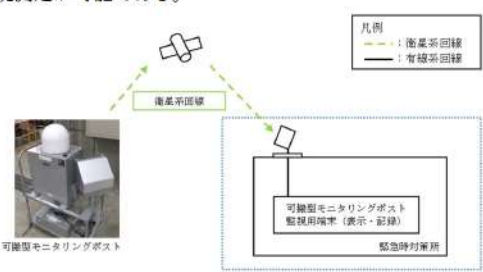
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 重大事故等時における放射能測定について</p> <p>重大事故等時において、バックグラウンドが上昇し、測定が困難になった場合には、1、2号炉ホットカウント室（（1、2号炉原子炉補助建屋内）(E.L.+23.8m)）にて、モニタリングで採取した試料（ダスト、よう素、海水、排水）の放射能測定を行う。</p> <p>ホットカウント室は、可搬型空気浄化装置で、放射性物質（ダスト、よう素）により汚染した空気を浄化することができ、ホットカウント室内に汚染した空気を可能な限り取り込まないようにする。</p> <p>ホットカウント室内の汚染防止対策として、ホットカウント室及びホットカウント室周りをポリシートで養生するとともに、万一汚染した場合は、ポリシートの取替えを行う。</p> <p>また、鉛マット等を測定器の周りに配置し、測定器のバックグラウンドを下げる。</p> <p>なお、放射性ブルーム通過中は放射能測定を実施しない。（放射能測定は他の事業所でも測定可能。）</p> <p>ホットカウント室の配置</p> <p>1、2号炉 原子炉補助建屋 (E.L.+23.8m)</p> <p>特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>(6) 土壌モニタリング</p> <p>発電所敷地内の土壌を採取し、汚染サーベイメータ等により放射性物質を測定する。また、必要に応じてZnSシンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を測定する。</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。

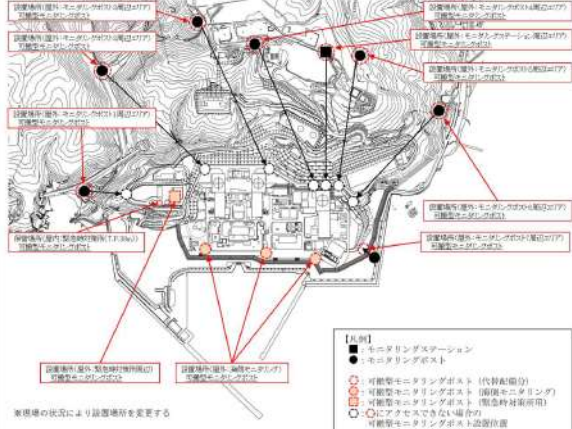
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>補足説明資料3. 可搬型モニタリングポストの設置について</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポストの台数について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、固定モニタリング設備の代替として使用するため、周辺監視区域境界付近に設置している数（モニタリングポスト7台、モニタリングステーション1台）と同等の8台を準備している。</p> <p>また、発電所海側モニタリング用3台、緊急時対策所付近1台を準備している。設置場所は原則、以下のとおりとする。</p>  <p>(2) 可搬型モニタリングポストの保管場所について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、耐震性を有する緊急時対策所に保管する。</p> <p>また、複数台を一括して固縛することにより転倒を防止するとともに、周囲に緩衝材を取り付け衝撃を緩和することにより保管時の健全性を維持する。</p> <p>(3) 可搬型モニタリングポストの設置について</p> <p>重大事故等の発生により、固定モニタリング設備が機能を喪失した場合、原子力災害対策本部の放管班8名のうち2名が、モニタリング情報及びプラント状況から適切な汚染防護装備（タイベック、マスク等）を着用し、資機材運搬車を使用し、可搬型モニタリングポストの保管場所から必要台数を機能喪失した固定モニタリング設備付近に設置する。防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については、防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、代替測定地点を防潮堤内側とする。</p> <p>また、原災法該当事象発生後（以下「緊急時モニタリング開始判断後」という。）は、発電所海側3台及び緊急時対策所付近に1台設置する。</p> <p>なお、設置時には可搬型モニタリングポストの転倒防止脚を使用し転倒防止を図る。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では補足説明資料3にて、可搬型モニタリングポストの設置についての記載を行っている。女川、大飯ではこれらの一部が後段で整理されているため、各社の該当ページに泊の記載を再掲し、比較している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>(4) 伝送データの監視</p> <p>可搬型モニタリングポストのデータは、下図のとおり、衛星系回線を利用したデータ伝送により、リアルタイムに緊急時対策所に設置した可搬型モニタリングポスト監視用端末に伝送、表示される。</p> <p>緊急時対策所の放管班員は、伝送データが伝送、記録されていることを確認し、その数値を定期的に原子力災害対策本部に報告する。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポストは外部バッテリーからの電源供給で、3.5 日以上連続で測定が可能であることから、連続測定の場合は 3 日後までに放管班が予備バッテリー (3.5 日以上連続測定可能) と交換する作業を実施することで 7 日間以上の連続測定が可能である。</p>  <p>凡例 --- 衛星系回線 --- 有線系回線</p> <p>可搬型モニタリングポスト</p> <p>可搬型モニタリングポスト 監視用端末 (表示・記録)</p> <p>緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所に常設するアンテナ、緊急時対策所に常設する可搬型モニタリングポスト監視用端末は耐震性を有する設計とする。</p> <p>(5) 冬季の設置に関する影響</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外気温-19℃ (最寄の気象官署における最低観測温度-18℃を担保した値) でも使用できる設計となっている他、衛星系回線は降雨雪時にも影響を受けにくいものを採用している。(降雨雪の影響を受けにくい無線周波数帯 [2.5 GHz/2.6 GHz[※]] を使用)</p> <p>また、設置場所への運搬については、泊発電所構内において一定 (10 cm) 以上の積雪が観測された時点で、速やかに除雪車による除雪が実施される体制にしていること、また可搬型モニタリングポストを運搬する車両は四輪駆動の車両を準備しているため支障はない。</p> <p>なお、設置場所に積雪があった場合には、運搬車両に除雪用具を積載しており、放管班が除雪することで設置場所を確保することが可能である。</p> <p>※ 地上 ⇒ 衛星間：2.6 GHz, 衛星 ⇒ 地上間：2.5 GHz</p>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では補足説明資料 3 にて、可搬型モニタリングポストの設置についての記載を行っている。女川、大飯ではこれらの一部が後段で整理されているため、各社の該当ページに泊の記載を再掲し、比較している。 <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯の「補足説明資料 5. 放射能放出率の算出」の一部と比較している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>(6) 可搬型モニタリングポストの設置位置について 可搬型モニタリングポストは、泊発電所から 8 方位をほぼ網羅する位置に設置する。 発電所からの位置関係は以下のとおり。</p>  <p>※現場の状況により設置場所を変更する</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

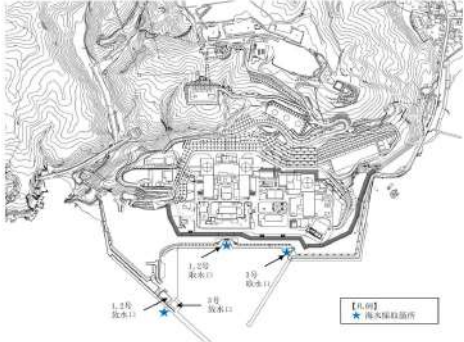
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>原子力事業者が実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1) 放射線量及び放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒事態が発生した場合、事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングステーション1台、モニタリングポスト5台の稼動状況を確認する。 モニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できない場合は、可搬式モニタリングポストにて放射線量の監視を行う。 可搬式モニタリングポストを海側敷地境界方向及び緊急時対策所付近に配備し、放射線量の監視を行う。 移動式放射能測定装置（モニタ車）が使用できない場合は、可搬型放射線計測装置により、発電所構内の放射性物質濃度を測定する。 敷地境界付近の放射線量のデータにより、海側方向に放射性物質が放出された場合でも、放出放射能量の算出が可能である。 		<p>補足説明資料4. 重大事故時の緊急時モニタリングについて</p> <p>警戒事態が発生し、原子力災害対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置した後、事象の進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、発電所対策本部長の指示により、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの測定データを確認するとともにモニタリングの準備を開始する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、放管班は発電所周辺（周辺海域を含む）に放出される放射性物質濃度及び放射線量を監視・測定するとともに、ブルームの発生・通過を判断するために緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(1) 陸域のモニタリングについて</p> <p>重大事故等が発生した場合に、泊発電所から発電所周辺に放出される放射性物質濃度及び放射線量を把握するため陸域モニタリングを実施する。</p> <p>a. 環境モニタリング時の防護装備</p> <p>放管班員は、重大事故発生後のモニタリング情報及びプラント状況から適切な放射線防護装備（タイベック、マスク等）を着用する。なお、冬季においては、タイベックの内側に防寒服を着用する。</p> <p>b. 気象条件の確認</p> <p>原子力災害対策本部の放管班長は、放管班員に対して以下のとおり気象条件の監視、測定、記録を指示する。</p> <p>① 気象観測所による観測</p> <p>気象観測所に設置している気象測器により、敷地内の風向、風速等の気象条件を中央制御室の環境監視盤で監視、測定、記録する。</p> <p>② 可搬型気象観測設備による観測</p> <p>気象観測所の気象観測設備が機能喪失した場合に、可搬型気象観測設備を配備し、敷地内の風向風速等の気象状況を監視、測定、記録する。</p> <p>また、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を設置し、ブルーム通過方向を確認するため、緊急時対策所付近の風向風速等の気象状況を監視、測定、記録する。</p> <p>さらに、気象観測設備のデータが正常に伝送されている場合は、発電所敷地内の気象データを詳細に把握するため、放管班長の指示する場所に可搬型気象観測設備を配備する。</p> <p>なお、可搬型気象観測設備の設置時には、転倒防止脚及び重り等を使用し、転倒防止を図る。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>c. 陸上モニタリングの実施</p> <p>(a) 発電所敷地における放射線量の測定 放管班長は、モニタリングポスト又はモニタリングステーションの放射線量上昇に伴い、敷地内線量率分布を把握する必要があると判断した場合、気象観測設備又は可搬型気象観測設備で確認した風向及び風速を基に、風下方向を主として発電所敷地内の放射線量の測定を実施するよう放管班員に指示する。</p> <p>① 可搬型モニタリングポストによる測定 緊急時モニタリング開始判断後は、発電所海側モニタリングとして、可搬型モニタリングポスト 3 台を配備し、測定、監視、記録する。 また、緊急時モニタリング開始判断後は、緊急時対策所付近用として、可搬型モニタリングポスト 1 台を配備し、測定、監視、記録する。</p> <p>② 放射能観測車、サーベイメータによる測定 敷地内の放射線量を把握するため、放射能観測車搭載の空間吸収線量率モニタで測定、監視、記録する。 また、放射線量が高い場合には、放射能観測車に積載している電離箱サーベイメータ等を使用し、放射線量を測定、記録する。 さらに必要に応じて、資機材運搬車にサーベイメータ等を積載し、放射線量等を測定、記録する。</p> <p>(b) 発電所敷地における放射性物質濃度の測定 放管班長は、モニタリングポスト又はモニタリングステーションの放射線量の上昇に伴い、発電所敷地において放射性物質濃度の確認をする必要があると判断した場合、気象観測設備又は可搬型気象観測設備で確認した風向及び風速を基に、ブルーム通過後は、ブルーム風下方向を主として発電所敷地内の放射性物質濃度の測定を実施するよう放管班員に指示する。 なお、測定にあたっては放射能レベルにより、採取量、測定時間等を調整する。</p> <p>① 空气中放射性物質の測定 敷地内において道路・通路が確保され、車両で寄り付き可能な場所から、放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンブラ、ダスト測定装置及びよう素測定装置等を用いて試料の採取、測定を行い、記録する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 海水、排水中及び土壌の放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電所の周辺海域の状況把握のために、取水路、放水路等の海水、排水の採取を行い、放射性物質の濃度測定を行う。 		<p>(2) 海域のモニタリングについて</p> <p>重大事故等が発生した場合に、泊発電所から発電所周辺海域等に放出される放射性物質の放出源を把握するため泊発電所専用港湾内外の海域の放射能濃度等を測定する。</p> <p>a. 海水サンプリング箇所について</p> <p>重大事故時等の発生により周辺海域の状況把握として、原則、以下の箇所の海水をサンプリングすることにより放射能濃度を把握することとしている。</p>  <p>b. 海水サンプリングの体制</p> <p>泊発電所において原子力防災体制が発令された場合は、原子力災害対策本部が設置される。海水のサンプリングは放管班長の指示により開始する。</p> <p>c. 海水サンプリングの方法について</p> <p>放管班員は、モニタリング情報及びプラント状況から適切な汚染防護装備（タイベック、マスク等）を着用し、さらに救命胴衣を着用して、放射能観測車、資機材運搬車又は業務車両で専用港岸壁まで移動し、採取用資機材を岸壁から海水内に投入して海水をサンプリングする。</p> <p>d. 海水放射能の測定及び測定結果の報告</p> <p>採取した海水は放射能測定装置でガンマ線放出核種の放射能の測定を実施する。分析結果は速やかに放管班長に報告するとともに、記録し保管する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・また、発電所の周辺海域への放射性物質の漏えいが確認された場合や敷地内でのモニタリングが困難な場合等には、小型船舶による発電所の周辺海域の放射線量及び放射性物質の測定を行う。</p> <p>・発電所敷地内の土壌モニタリングが必要と判断した場合には、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(3) 気象観測</p> <p>・気象観測設備が使用できない場合は、可搬式気象観測装置で気象観測を行う。</p>		<p>(3) 海上モニタリングについて</p> <p>放管班員2名は、海水中の放射性物質濃度の測定で海水サンプリングを実施し水中の放射性物質濃度の測定を実施するが、このサンプリングで海水への放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合には、周辺海域への放射性物質の濃度等を確認するため、小型船舶を使用した海上モニタリング（船上においては、採取用資機材を使用した海水サンプリング、サーベイメータによる放射線量の測定、ダスト・よう素サンプラによる空気中の放射性物質の採取）を実施する。</p> <p>なお、使用する船舶は予備を含め2隻用意し、発電所構内高台（T.P.31m以上）のそれぞれ別な場所に保管する。</p> <p>(4) ブルーム発生時の対処について</p> <p>緊急時モニタリングにおけるブルーム発生への対処については以下のとおりである。</p> <p>a. ブルーム発生の連絡</p> <p>(a) モニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備が使用可能な場合</p> <p>事故発生後、放射能観測車を使用した緊急時モニタリング実施中、対策本部において、モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポスト（発電所海側3台及び緊急時対策所付近1台）による放射線量の測定データ、気象観測設備及び可搬型気象観測設備（緊急時対策所付近1台）の風向、風速の測定データから炉心風下方向の放射線量の上昇によりブルーム発生の兆候が認められた場合、放管班長から移動無線設備（車載型）等を使用して放射能観測車の放管班員にその旨を連絡する。</p> <p>(b) モニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備が機能喪失の場合</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量及び可搬型気象観測設備による風向、風速の測定データから炉心風下方向の放射線量の上昇によりブルーム発生の兆候が認められた場合、放管班長から移動無線設備（車載型）等を使用して放射能観測車の放管班員にその旨を連絡する。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違</p> <p>・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制				
モニタリングの考え方やポストの代替	対応	開始時期の考え方やモニタリングポストが使用できない場合	対応要員	
モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替	可搬式モニタリングポストの配置	モニタリングステーション、モニタリングポストが使用できない場合	2~4名	
海側敷地境界方向の放射線監視 緊急時対策所付近の状況把握		原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後		
空気中のモニタリング	空気中（ダスト・よゆ素）の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合	2名	
土壌のモニタリング	土壌の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）	2名	
水中のモニタリング	海水、排水の測定	重大事故等発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	2名	
海上のモニタリング	空気中（ダスト・よゆ素）及び海水の測定	重大事故等発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	4名	
恒設の気象観測設備の代替	可搬式気象観測装置の設置	重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合	6名	
			<p>b. ブルーム発生時の対処 連絡を受けた（あるいは自ら判断した）放射能観測車の放管班員は、放管班長からの指示に従い速やかに緊急時モニタリングを中止し、緊急時対策所又は放射線量の低い風上方向へ退避する。 なお、退避する際においても車載の空間吸収線量率モニタや電離箱サーベイメータによる測定を実施し、移動に伴う放射線量の変動を把握する。</p> <p>c. ブルーム通過後の対処 緊急時対策所又は風上方向に退避後、モニタリングポスト、モニタリングステーション又は可搬型モニタリングポストの測定データ等によりブルームが通過したと判断された場合、放管班員は放管班長の指示に従い緊急時モニタリングを再開する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>
			<p>緊急時モニタリングの基本的フロー（例）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																													
		<p>(5) 緊急時モニタリングの成立性について 各モニタリング項目のおおよその所要時間は以下のとおりである。(要員 2 名×2 班 (A 班, B 班) での実施)。 A 班は可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備の設置については、約 490 分で実施可能、B 班は約 200 分で放射能観測車を用いた空間放射線・放射能物質濃度の測定、海水中の放射性物質濃度の測定が実施可能である。</p> <table border="1" data-bbox="1254 379 1814 1088"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">緊急時対策所付近の可搬型モニタリングポストの設置、発電所海側に可搬型モニタリングポストの設置【A 班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約 10 分</td> </tr> <tr> <td>② 防護装備着用 約 20 分</td> </tr> <tr> <td>③ 可搬型モニタリングポスト 1 台を保管場所から移動・設置・測定開始 約 20 分</td> </tr> <tr> <td>④ 車両準備・移動 約 10 分</td> </tr> <tr> <td>⑤ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 3 台を積載)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 可搬型モニタリングポスト 3 台 (発電所海側) を設置・測定開始 約 40 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①～⑥の合計 約 120 分</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">緊急時対策所付近の可搬型気象観測設備の設置【A 班】 (防護装備含む)</td> <td>① 事前打合せ 約 10 分</td> </tr> <tr> <td>② 防護装備着用 約 20 分</td> </tr> <tr> <td>③ 保管場所からの移動 約 10 分</td> </tr> <tr> <td>④ 可搬型気象観測設備 1 台を設置・測定開始 約 40 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①～④の合計 約 80 分</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">可搬型モニタリングポストの設置【A 班】 (防護装備、車両準備・積載含む) ※固定モニタリング設備 (8 箇所)</td> <td>① 事前打合せ 約 10 分</td> </tr> <tr> <td>② 防護装備着用 約 20 分</td> </tr> <tr> <td>③ 車両準備・移動 約 10 分</td> </tr> <tr> <td>④ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 4 台を積載)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 可搬型モニタリングポスト 4 台設置・測定開始 約 50 分 (要員 2 名×1 班で実施、移動時間含む)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 保管場所に移動 約 10 分</td> </tr> <tr> <td>⑦ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 4 台を積載)</td> </tr> <tr> <td>⑧ 可搬型モニタリングポスト 4 台設置・測定開始 約 50 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①～⑧の合計 約 190 分</td> </tr> </tbody> </table>	項目	所要時間	緊急時対策所付近の可搬型モニタリングポストの設置、発電所海側に可搬型モニタリングポストの設置【A 班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分	② 防護装備着用 約 20 分	③ 可搬型モニタリングポスト 1 台を保管場所から移動・設置・測定開始 約 20 分	④ 車両準備・移動 約 10 分	⑤ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 3 台を積載)	⑥ 可搬型モニタリングポスト 3 台 (発電所海側) を設置・測定開始 約 40 分	①～⑥の合計 約 120 分		緊急時対策所付近の可搬型気象観測設備の設置【A 班】 (防護装備含む)	① 事前打合せ 約 10 分	② 防護装備着用 約 20 分	③ 保管場所からの移動 約 10 分	④ 可搬型気象観測設備 1 台を設置・測定開始 約 40 分	①～④の合計 約 80 分		可搬型モニタリングポストの設置【A 班】 (防護装備、車両準備・積載含む) ※固定モニタリング設備 (8 箇所)	① 事前打合せ 約 10 分	② 防護装備着用 約 20 分	③ 車両準備・移動 約 10 分	④ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 4 台を積載)	⑤ 可搬型モニタリングポスト 4 台設置・測定開始 約 50 分 (要員 2 名×1 班で実施、移動時間含む)	⑥ 保管場所に移動 約 10 分	⑦ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 4 台を積載)	⑧ 可搬型モニタリングポスト 4 台設置・測定開始 約 50 分	①～⑧の合計 約 190 分		<p>【大飯】記載方針の相違 ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>
項目	所要時間																															
緊急時対策所付近の可搬型モニタリングポストの設置、発電所海側に可搬型モニタリングポストの設置【A 班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分																															
	② 防護装備着用 約 20 分																															
	③ 可搬型モニタリングポスト 1 台を保管場所から移動・設置・測定開始 約 20 分																															
	④ 車両準備・移動 約 10 分																															
	⑤ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 3 台を積載)																															
	⑥ 可搬型モニタリングポスト 3 台 (発電所海側) を設置・測定開始 約 40 分																															
①～⑥の合計 約 120 分																																
緊急時対策所付近の可搬型気象観測設備の設置【A 班】 (防護装備含む)	① 事前打合せ 約 10 分																															
	② 防護装備着用 約 20 分																															
	③ 保管場所からの移動 約 10 分																															
	④ 可搬型気象観測設備 1 台を設置・測定開始 約 40 分																															
①～④の合計 約 80 分																																
可搬型モニタリングポストの設置【A 班】 (防護装備、車両準備・積載含む) ※固定モニタリング設備 (8 箇所)	① 事前打合せ 約 10 分																															
	② 防護装備着用 約 20 分																															
	③ 車両準備・移動 約 10 分																															
	④ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 4 台を積載)																															
	⑤ 可搬型モニタリングポスト 4 台設置・測定開始 約 50 分 (要員 2 名×1 班で実施、移動時間含む)																															
	⑥ 保管場所に移動 約 10 分																															
	⑦ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 4 台を積載)																															
	⑧ 可搬型モニタリングポスト 4 台設置・測定開始 約 50 分																															
①～⑧の合計 約 190 分																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由										
		<table border="1" data-bbox="1288 140 1780 630"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・移動 約 10 分</td> </tr> <tr> <td>※気象観測設備の代替測定</td> <td>④ 機材積載 約 20 分（可搬型気象観測設備 1 台を積載） ⑤ 可搬型気象観測設備 1 台を設置・測定開始 約 40 分 ①～⑤の合計 約 100 分</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車による監視【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・積載 約 10 分 ④ ダスト・よう素測定：約 30 分/箇所（3）・（1）（1） ⑤ 放射線測定（空間線量率モニター）：連続測定可 ①～④（⑤は④と同時に進行）の合計 約 70 分</td> </tr> <tr> <td>海水サンプリング【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・積載 約 10 分 ④ 移動・試料採取 約 20 分×3 箇所、60 分/3 箇所 ⑤ 試料測定 約 10 分×3 箇所分、30 分/3 箇所分 ①～⑤の合計約 130 分</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1265 635 1630 657">(6) 陸域のモニタリングの訓練について</p> <p data-bbox="1288 662 1818 774">緊急時モニタリングのうち陸域のモニタリングについては、放管班の緊急時モニタリング訓練を通して技術力を維持しており具体的には、放管班 2 名で以下の項目を実施している。</p> <ul data-bbox="1310 778 1818 917" style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリングポスト設置訓練（放射線防護具着用，冬季実施） ・ダスト・よう素サンプリング訓練（放射線防護具着用） ・サーベイメータによる測定訓練（放射線防護具着用） ・上記項目の連絡訓練 <p data-bbox="1288 922 1818 976">また、定例業務により定期的に以下の測定を実施している。</p> <ul data-bbox="1310 981 1818 1037" style="list-style-type: none"> ・走行状態での放射線量の測定 ・定点で停止状態での放射線量の測定，風向風速の測定 <p data-bbox="1288 1069 1818 1212">緊急時モニタリングについてはブルーム通過時の対処も含め、放射能観測車による上記の訓練及び定例の業務から放射線量測定及び風向風速測定により適切に判断し実施できる。なお、今後も継続して訓練を行い必要な改善を実施していくこととしている。</p> <p data-bbox="1265 1244 1630 1267">(7) 海上モニタリングの成立性について</p> <p data-bbox="1288 1272 1818 1444">海上のモニタリングについては、海上という特殊な場所でのモニタリングとなることから、津波等における危険が十分に小さいと判断される時期で、海水への放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合に、発電所周辺海域への放射能等を確認するため、小型船舶を使用して実施する。</p> <p data-bbox="1310 1449 1818 1471">なお、使用する小型船舶は予備を含め 2 艇用意し、発電所</p>	項目	所要時間	可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・移動 約 10 分	※気象観測設備の代替測定	④ 機材積載 約 20 分（可搬型気象観測設備 1 台を積載） ⑤ 可搬型気象観測設備 1 台を設置・測定開始 約 40 分 ①～⑤の合計 約 100 分	放射能観測車による監視【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・積載 約 10 分 ④ ダスト・よう素測定：約 30 分/箇所（3）・（1）（1） ⑤ 放射線測定（空間線量率モニター）：連続測定可 ①～④（⑤は④と同時に進行）の合計 約 70 分	海水サンプリング【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・積載 約 10 分 ④ 移動・試料採取 約 20 分×3 箇所、60 分/3 箇所 ⑤ 試料測定 約 10 分×3 箇所分、30 分/3 箇所分 ①～⑤の合計約 130 分	<p data-bbox="1848 140 2027 162">【大飯】記載方針の相違</p> <p data-bbox="1848 167 2161 221">・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>
項目	所要時間												
可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・移動 約 10 分												
※気象観測設備の代替測定	④ 機材積載 約 20 分（可搬型気象観測設備 1 台を積載） ⑤ 可搬型気象観測設備 1 台を設置・測定開始 約 40 分 ①～⑤の合計 約 100 分												
放射能観測車による監視【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・積載 約 10 分 ④ ダスト・よう素測定：約 30 分/箇所（3）・（1）（1） ⑤ 放射線測定（空間線量率モニター）：連続測定可 ①～④（⑤は④と同時に進行）の合計 約 70 分												
海水サンプリング【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・積載 約 10 分 ④ 移動・試料採取 約 20 分×3 箇所、60 分/3 箇所 ⑤ 試料測定 約 10 分×3 箇所分、30 分/3 箇所分 ①～⑤の合計約 130 分												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<p>構内高台（T.P.31m以上）のそれぞれ別な場所に保管する。</p> <p>・要員</p> <table border="1" data-bbox="1272 204 1803 319"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>開始時期</th> <th>要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>・津波等による危険がないと判断される時期で取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射線物質濃度が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合</td> <td>放管班2名 船舶要員1名※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：船舶要員は、シルトフェンス設置要員または放管班員を充当する。</p> <p>・所要時間</p> <table border="1" data-bbox="1272 367 1803 526"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>所用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>① 事前打合せ 約10分 ② 防護装着用 約20分 ③ 船舶の運轉・資機材積載：80分 ④ 採取測定地点移動 20分/海上1箇所程度 ⑤ 試料採取/測定・サーベイ：70分/海上1箇所程度 ①～⑤の合計約200分</td> </tr> </tbody> </table>	項目	開始時期	要員	海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射線物質濃度が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合	放管班2名 船舶要員1名※	項目	所用時間	海上モニタリング	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装着用 約20分 ③ 船舶の運轉・資機材積載：80分 ④ 採取測定地点移動 20分/海上1箇所程度 ⑤ 試料採取/測定・サーベイ：70分/海上1箇所程度 ①～⑤の合計約200分	
項目	開始時期	要員											
海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射線物質濃度が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合	放管班2名 船舶要員1名※											
項目	所用時間												
海上モニタリング	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装着用 約20分 ③ 船舶の運轉・資機材積載：80分 ④ 採取測定地点移動 20分/海上1箇所程度 ⑤ 試料採取/測定・サーベイ：70分/海上1箇所程度 ①～⑤の合計約200分												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

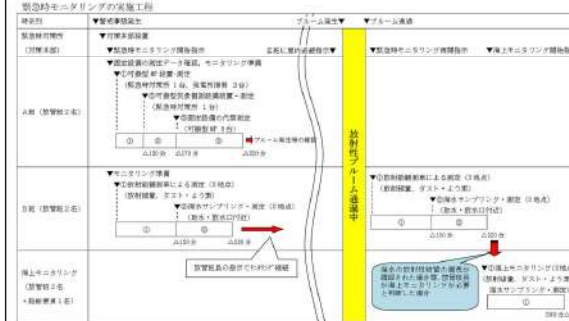
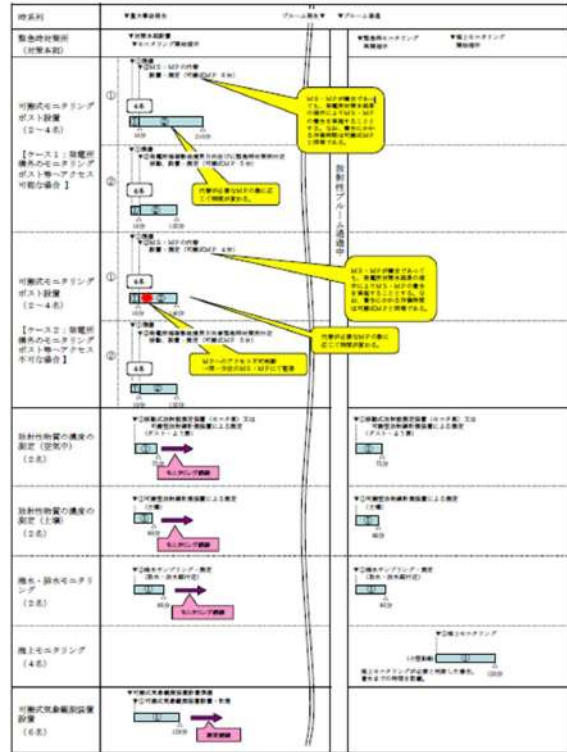
大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

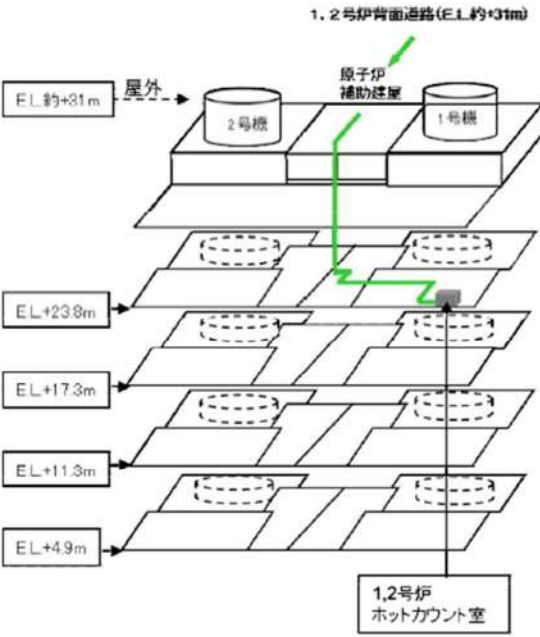
相違理由

4. 緊急時モニタリングに関する要員の動き
 「3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制」に示す対応要員について、事故発生からブルーム通過後までの動きを以下に示す。
 (1) 事故発生からブルーム通過後までの要員の動き



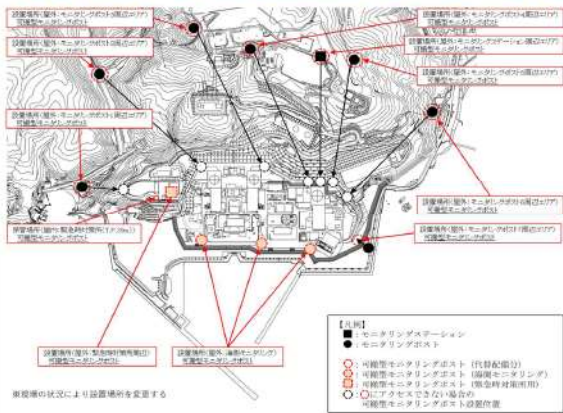
【大飯】記載方針の相違
 ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) ホットカウント室へのアクセス性について 海水及び排水サンプリングで採取したサンプリング試料の放射能測定を実施する1,2号炉のホットカウント室については、耐震Sクラスの補助建屋内にあり、補助建屋へアクセスする1,2号炉背面道路（E.L.約+31m）からホットカウント室（E.L.+23.8m）までのアクセスルートについては、障害となる機器がないためアクセスが可能である。</p>  <p>ホットカウント室へのアクセスルート</p>			<p>【大飯】運用の相違 ・海水及び排水サンプリングで採取した試料の放射能測定についても、泊は女川同様現場において放射能測定装置で測定を行う運用である。（3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制に記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 放射能放出率の算出</p> <p>重大事故等が発生した場合に、海側敷地境界付近を含み原子炉格納施設を囲む8方位をほぼ網羅する位置に可搬式モニタリングポストを設置し、風下方向の放射線量を測定する。また、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータから、放射能放出率を算出し、放出放射エネルギーを求める。</p> <p>(1) 可搬式モニタリングポストの配置場所</p> <p>下図に可搬式モニタリングポストの配置場所を示す。</p> <p>可搬式モニタリングポストは、大飯発電所から8方位をほぼ網羅する位置に設置する。また、アクセスルートが確保できていない等の状況から構外モニタリングポスト付近に設置できない場合は、発電所構内にある同一方位のモニタリングポストまたは可搬式モニタリングポストにて監視する。</p> 		<p>【比較のため泊欄には補足説明資料3.(1)を掲載】</p> <p>(1) 可搬式モニタリングポストの台数について</p> <p>可搬式モニタリングポストは、固定モニタリング設備の代替として使用するため、周辺監視区域境界付近に設置している数（モニタリングポスト7台、モニタリングステーション1台）と同等の8台を準備している。</p> <p>また、発電所海側モニタリング用3台、緊急時対策所付近用1台を準備している。設置場所は原則、以下のとおりとする。</p> 	<p>【大飯】資料構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

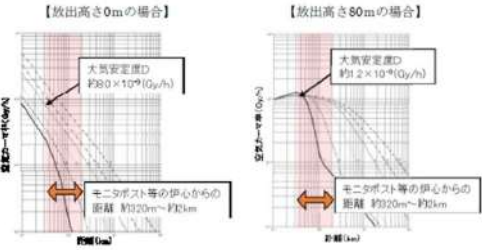
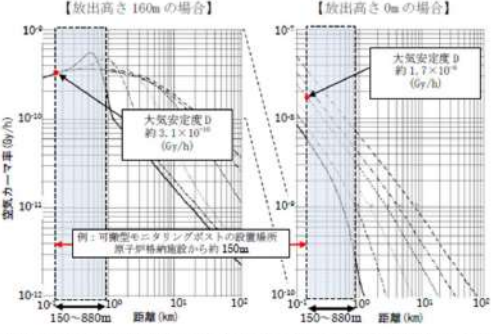
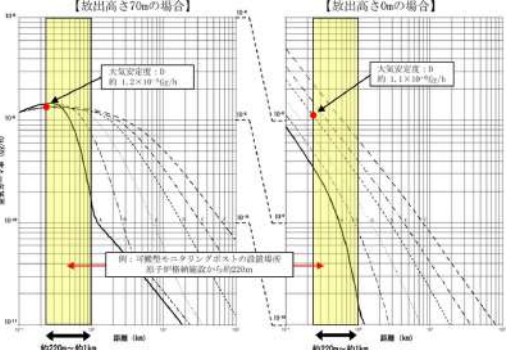
第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 冬季の設置に関する影響</p> <p>可搬式モニタリングポストは、外気温-10℃でも使用できる設計となっている他、衛星系回線は降雨雪時にも影響を受けにくいものを採用している。(降雨雪の影響を受けにくい無線周波数帯 [2.5 GHz/2.6 GHz] を使用)</p> <p>また、設置場所への運搬については、大飯発電所構内において一定(10cm)以上の積雪が観測された時点で、速やかに除雪車による除雪が実施される体制にしているため支障はない。</p> <p>なお、設置場所に積雪があった場合には、運搬車両に除雪用具を積載しており、除雪することで設置場所を確保することが可能である。</p>		<p>【比較のため泊欄には補足説明資料3.(5)を掲載】</p> <p>(5) 冬季の設置に関する影響</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外気温-19℃(最寄の気象官署における最低観測温度-18℃を担保した値)でも使用できる設計となっている他、衛星系回線は降雨雪時にも影響を受けにくいものを採用している。(降雨雪の影響を受けにくい無線周波数帯 [2.5 GHz/2.6 GHz[®]] を使用)</p> <p>また、設置場所への運搬については、泊発電所構内において一定(10 cm)以上の積雪が観測された時点で、速やかに除雪車による除雪が実施される体制にしていること、また可搬型モニタリングポストを運搬する車両は四輪駆動の車両を準備しているため支障はない。</p> <p>なお、設置場所に積雪があった場合には、運搬車両に除雪用具を積載しており、放管班が除雪することで設置場所を確保することが可能である。</p> <p>※ 地上 ⇒ 衛星間：2.6 GHz, 衛星 ⇒ 地上間：2.5 GHz</p>	<p>【大飯】個別設計の相違 【大飯】根拠を明確化</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 放射能放出率の算出</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>（出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会平成22年4月）」より）</p> <p>a. 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times D \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h) D : 風下のモニタリング地点で実測された空気カーマ率^{※1} (μGy/h) D₀ : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率 (μGy/h) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis)^{※2} U : 平均風速 (m/s) E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>b. 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times X \times U / X_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h) X : 風下のモニタリング地点で実測された大気中の放射性ヨウ素濃度^{※1} (Bq/m³) X₀ : 地上高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図より読み取った地表面上における大気中放射性ヨウ素濃度 (Bq/m³) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)^{※2} U : 平均風速 (m/s)</p> <p>※1: モニタリングで得られたデータを使用 ※2: 排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ) (日本原子力研究所2004年6月JAERI-Date/Code 2004-010)</p>	<p>3. 参考 環境モニタリング設備等</p> <p>3.3 放射能放出率の算出</p> <p>3.3.1 環境放射線モニタリング指針に基づく算出</p> <p>(1) 地上高さから放出された場合の測定について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会平成22年4月）」より</p> <p>a. 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times \text{D} \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h) 4 : 安全係数 D : 風下の地表モニタリング地点で実測された空気カーマ率^{※1} (μGy/h) U : 平均風速 (m/s) D₀ : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率^{※2} (μGy/h) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis) E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>b. 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times X \times U / X_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h) 4 : 安全係数 X : 風下の地表モニタリング地点で実測された大気中の放射性ヨウ素濃度^{※1} (Bq/m³) U : 平均風速 (m/s) X₀ : 地上放出高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図より読み取った地表面上における大気中放射性ヨウ素濃度^{※2} (Bq/m³) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)</p> <p>※1: モニタリングで得られたデータを使用 ※2: 排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図及び放射性雲からの等空気カーマ率分布図 (Ⅲ) (日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Date/Code 2004-010)</p>	<p>(8) 環境放射線モニタリング指針に基づく算出について</p> <p>a. 地上高さから放出された場合の測定について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会平成22年4月）」より</p> <p>(a) 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times \text{D} \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h) D : 風下のモニタリング地点で実測された空気カーマ率^{※1} (μGy/h) D₀ : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率 (μGy/h) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis)^{※2} U : 平均風速 (m/s) E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるγ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>(b) 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times X \times U / X_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h) X : 風下のモニタリング地点で実測された放射性ヨウ素濃度^{※1} (Bq/m³) X₀ : 地上高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図から読み取った地表面上における大気中放射性ヨウ素濃度 (Bq/m³) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)^{※2} U : 平均風速 (m/s)</p> <p>※1: モニタリングで得られたデータを使用 ※2: 排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ) (日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Date/Code 2004-010)</p>	<p>【大飯】女川実績の反映 【女川】資料番号の相違</p>

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 放出放射量の計算例</p> <p>以下に、放射性希ガスによる放出放射量の計算例を示す。 (風速は「1m」、大気安定度は「D」とする。)</p> <p>放射性希ガス放出率 = $4 \times D \times U / D_0 / E$ $= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^3 / 0.5 = 3.3 \times 10^8$ (GBq/h) (3.3×10^{17} Bq/h)</p> <p>4 : 安全係数 D : モニタリング地点 (風下方向) 実測された空間放射線量率 $\Rightarrow 50$ mGy/h ($5 \times 10^4 \mu$Gy/h) ※ 1 Sv = 1 Gy とした U : 放出地上高さにおける平均風速 $\Rightarrow 1.0$ m/s D₀ : $1.2 \times 10^3 \mu$Gy/h E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー $\Rightarrow 0.5$ MeV/dis</p> <p>※ 放射性ヨウ素の放出放射量は、可搬型ダストサンプラにより採取、測定したデータから算出する。</p> <p>(5) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の計測について</p> <p>重大事故等が発生した場合に、周辺監視区域境界に設置している固定モニタリング設備 (モニタリングステーション1台、モニタリングポスト5台) が機能を喪失した場合の代替用に6個及び海側敷地境界方向に5個可搬式モニタリングポストを設置し、風下方向の放射線量を測定する。</p> <p>なお、ブルームが高い位置から放出された場合でも、ブルームが通過する上空と地表面の間に放射線を遮へいするものが無いため、地表面に設置する可搬式モニタリングポストで十分に計測が可能である。</p>  <p>図 地表面における放射性雲からのγ線による空気カーマ率分布</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ)」 (日本原子力研究所2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010) (日本原子力研究所2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010)</p>	<p>【比較のため(3)を移動して掲載】</p> <p>(3) 放射能放出率の計算例 <放射能放出率の計算例></p> <p>以下に、放射性希ガスによる放射能放出率の計算例を示す。 (風速は「1m/s」、大気安定度は「D」とする。)</p> <p>放射性希ガス放出率 = $4 \times D \times U / D_0 / E$ $= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^3 / 0.5 = 3.3 \times 10^8$ (GBq/h) (3.3×10^{17} Bq/h)</p> <p>4 : 安全係数 D : 地表モニタリング地点で (風下方向) 実測された空間放射線量率 $\Rightarrow 50$ mGy/h ($5 \times 10^4 \mu$Gy/h) ※ 1 Sv = 1 Gy とした U : 放出地上高さにおける平均風速 $\Rightarrow 1.0$ m/s D₀ : 空気カーマ率のうちの地上放出高さ及び大気安定度が該当する層から読み取った地表地点における空気カーマ率 $\Rightarrow 3.1 \times 10^3 \mu$Gy/h E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー $\Rightarrow 0.5$ MeV/dis</p> <p>※ 放射性ヨウ素の放出放射量は、可搬型ダスト・より濃サンプラにより採取し、可搬型放射線計測装置により測定したデータから算出する。</p> <p>(2) 高い位置から放出された場合の測定について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、地表面に配置するため、高所から放射性雲が放出された場合、放射線量率としては低くなる。しかしながら、放射性雲が通過する上空と地表面の間に放射線を遮蔽するものがないため、地表面に配置する可搬型モニタリングポストで十分に測定が可能である。</p>  <p>【放出高さ160mの場合】 【放出高さ0mの場合】</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ)」 (日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010) (条件等加筆)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒高さ 0.P. +175m* ・敷地グラウンドレベル 0.P. +15m* ・可搬型モニタリングポスト設置場所 (原子炉格納施設から約150~880m) ※ 2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動を考慮すると、表記値より一層に1m以下 <p>第3.3.1-1図 各大気安定度における地表面での放射性雲からのγ線による空気カーマ率分布図</p>	<p>b. 放射能放出率の算出 <放射能放出率の計算例></p> <p>以下に、放射性希ガスによる放射能放出率の計算例を示す。 (風速は「1m/s」、大気安定度は「D」とする。)</p> <p>放射性希ガス放出率 = $4 \times D \times U / D_0 / E$ $= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^3 / 0.5 = 3.3 \times 10^8$ (GBq/h) (3.3×10^{17} Bq/h)</p> <p>4 : 安全係数 D : モニタリング地点 (風下方向) で実測された空間放射線量率 $\Rightarrow 50$ mGy/h ($5 \times 10^4 \mu$Gy/h) ※ 1 Sv = 1 Gy とした U : 放出地上高さにおける平均風速 $\Rightarrow 1.0$ m/s D₀ : $1.2 \times 10^3 \mu$Gy/h E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるγ線実効エネルギー $\Rightarrow 0.5$ MeV/dis</p> <p>※ 放射性ヨウ素の放出放射量は、可搬型ダスト・より濃サンプラにより採取・測定したデータから算出する。</p> <p>c. 高い位置から放出された場合の測定について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、地表面に配置するため、高所からブルームが放出された場合、放射線量率としては低くなる。しかしながら、ブルームが通過する上空と地表面の間に放射線を遮蔽するものがないため、地表面に配置する可搬型モニタリングポストで十分に測定が可能である。</p>  <p>【放出高さ70mの場合】 【放出高さ0mの場合】</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ)」 (日本原子力研究所2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒高さ : T.P. 83.1m ・敷地グラウンドレベル : T.P. 10.0m ・可搬型モニタリングポスト設置場所 (原子炉格納施設から約220m~約1km) <p>第1図 各大気安定度における地表面でのブルームからのγ線による空気カーマ率分布図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																				
	<p>3.3.2 可搬型モニタリングポストの配置位置における放射^青性雲の検知性について</p> <p>(1) 環境放射線モニタリング指針に基づく評価 ^青放射^青性雲が放出された場合において、放射^青性雲は必ずしも可搬型モニタリングポストの配置位置を通過するわけではなく、間隙を通過するケースも考えられる。そのため、^青第 3.3.2-1 表の条件において、放出高さ及び大気安定度が該当する空気カーマ率図（^青第 3.3.2-1 図、^青第 3.3.2-2 図）を用いて、配置する可搬型モニタリングポストの検知性を評価した。</p> <p style="text-align: center;">第 3.3.2-1 表 評価条件</p> <table border="1" data-bbox="689 544 1211 895"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定内容</th> <th>設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速</td> <td>1.0m/s</td> <td>それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として 1.0m/s を設定した。</td> </tr> <tr> <td>風向</td> <td>8 方位</td> <td>可搬型モニタリングポストの配置位置を考慮した。</td> </tr> <tr> <td>大気安定度</td> <td>D（中立）</td> <td>女川原子力発電所で観測された大気安定度のうち、最も出現頻度の高い大気安定度を採用（2012 年 1 月～12 月）した。</td> </tr> <tr> <td>放出位置</td> <td>2 号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管（地上高約 37m、標高約 50 m）</td> <td>2 号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管からの放出を想定した。</td> </tr> <tr> <td>評価地点</td> <td>可搬型モニタリングポストの配置位置</td> <td>当該配置場所での放射^青性雲の検知性を確認するため。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定内容	設定理由	風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として 1.0m/s を設定した。	風向	8 方位	可搬型モニタリングポストの配置位置を考慮した。	大気安定度	D（中立）	女川原子力発電所で観測された大気安定度のうち、最も出現頻度の高い大気安定度を採用（2012 年 1 月～12 月）した。	放出位置	2 号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管（地上高約 37m、標高約 50 m）	2 号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管からの放出を想定した。	評価地点	可搬型モニタリングポストの配置位置	当該配置場所での放射 ^青 性雲の検知性を確認するため。	<p>(9) 可搬型モニタリングポスト設置場所におけるブルーム^青の検知性について</p> <p>a. 環境放射線モニタリング指針に基づく評価 ^青ブルームが放出された場合において、ブルームは必ずしも可搬型モニタリングポストの配置位置を通過するわけではなく、間隙を通過するケースも考えられる。そのため、^青第 1 表の条件において、放出高さ及び大気安定度が該当する空気カーマ率図（^青第 1 図、^青第 2 図）を用いて、配置する可搬型モニタリングポストの検知性を評価した。</p> <p style="text-align: center;">第 1 表 評価条件</p> <table border="1" data-bbox="1301 544 1771 935"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定内容</th> <th>設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速</td> <td>1.0m/s</td> <td>それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として 1.0m/s を設定した。</td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>8 方位</td> <td>可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。</td> </tr> <tr> <td>大気安定度</td> <td>D（中立）</td> <td>泊発電所構内で最も出現頻度の高い大気安定度を採用した。</td> </tr> <tr> <td>放出位置</td> <td>3 号炉格納容器（地上高 70m）</td> <td>3 号炉原子炉格納容器からの漏えいを想定</td> </tr> <tr> <td>評価地点</td> <td>可搬型モニタリングポストの設置場所</td> <td>当該設置場所でのブルーム^青の検知性確認のため。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定内容	設定理由	風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として 1.0m/s を設定した。	風速	8 方位	可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。	大気安定度	D（中立）	泊発電所構内で最も出現頻度の高い大気安定度を採用した。	放出位置	3 号炉格納容器（地上高 70m）	3 号炉原子炉格納容器からの漏えいを想定	評価地点	可搬型モニタリングポストの設置場所	当該設置場所でのブルーム ^青 の検知性確認のため。	
項目	設定内容	設定理由																																					
風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として 1.0m/s を設定した。																																					
風向	8 方位	可搬型モニタリングポストの配置位置を考慮した。																																					
大気安定度	D（中立）	女川原子力発電所で観測された大気安定度のうち、最も出現頻度の高い大気安定度を採用（2012 年 1 月～12 月）した。																																					
放出位置	2 号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管（地上高約 37m、標高約 50 m）	2 号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管からの放出を想定した。																																					
評価地点	可搬型モニタリングポストの配置位置	当該配置場所での放射 ^青 性雲の検知性を確認するため。																																					
項目	設定内容	設定理由																																					
風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として 1.0m/s を設定した。																																					
風速	8 方位	可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。																																					
大気安定度	D（中立）	泊発電所構内で最も出現頻度の高い大気安定度を採用した。																																					
放出位置	3 号炉格納容器（地上高 70m）	3 号炉原子炉格納容器からの漏えいを想定																																					
評価地点	可搬型モニタリングポストの設置場所	当該設置場所でのブルーム ^青 の検知性確認のため。																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="694 191 1187 925" style="text-align: center;"> <p>【放出高さ40m、大気安定度D】</p> <p>第3.3.2-2図 風下直角方向空気カーマ率</p> </div> <div data-bbox="694 606 1120 877" style="text-align: center;"> <p>【放出高さ40m】</p> <p>第3.3.2-1図 風下軸上空空気カーマ率</p> </div> <p>第3.3.2-2図 風下直角方向空気カーマ率 第3.3.2-1図 風下軸上空空気カーマ率</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（Ⅲ）」 （日本原子力研究所 2004年6月 JAERI Data/Code 2004-010）</p> <p>(2) 評価結果 各風向における評価地点での放射線量率を読み取り（第3.3.2-3図）、その感度を第3.3.2-2表に示す。 ここでは、風向きによる差を確認するために、風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1と規格化して求めた。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約2桁低くなるが、最低でも1.4×10^{-2}程度の感度を有しており、放射性雲通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p>	<div data-bbox="1411 191 1657 526" style="text-align: center;"> <p>第1図 風下軸上空空気カーマ率</p> </div> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（Ⅲ）」 （日本原子力研究所 2004年6月 JAERI Data/Code 2004-010）</p> <div data-bbox="1411 750 1680 957" style="text-align: center;"> <p>第2図 風下直角方向空気カーマ率</p> </div> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（Ⅲ）」 （日本原子力研究所 2004年6月 JAERI Data/Code 2004-010）</p> <p>b. 評価結果 各風向における評価地点での放射線量率を読み取り（第3図）、その感度を第2表に示す。 ここでは、風向きによる差を確認するために、風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1と規格化して求めた。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも1.4×10^{-1}程度の感度を有しており、ブルーム通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p>	<p>【女川】解析結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																													
	<p>第3.3.2-2表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（1）</p> <p>評価地点での放射線量率の感度 （風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価地点</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト No.1</td> <td>4.3×10⁻⁴</td> <td>1.9×10⁻⁴</td> <td>7.7×10⁻⁵</td> <td>8.5×10⁻⁵</td> <td>6.7×10⁻⁴</td> <td>6.3×10⁻⁵</td> <td>2.9×10⁻⁵</td> <td>2.2×10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.2</td> <td>2.2×10⁻⁴</td> <td>3.8×10⁻⁵</td> <td>5.8×10⁻⁵</td> <td>2.9×10⁻⁴</td> <td>5.7×10⁻⁵</td> <td>1.1×10⁻⁴</td> <td>2.9×10⁻⁵</td> <td>1.7×10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.3</td> <td>8.7×10⁻⁵</td> <td>6.9×10⁻⁵</td> <td>1.2×10⁻⁵</td> <td>9.5×10⁻⁵</td> <td>1.4×10⁻⁵</td> <td>5.3×10⁻⁵</td> <td>1.9×10⁻⁵</td> <td>1.7×10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.4</td> <td>2.6×10⁻⁵</td> <td>1.2×10⁻⁵</td> <td>6.5×10⁻⁶</td> <td>9.6×10⁻⁶</td> <td>4.8×10⁻⁵</td> <td>2.1×10⁻⁵</td> <td>5.7×10⁻⁵</td> <td>7.4×10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.5</td> <td>4.3×10⁻⁴</td> <td>3.8×10⁻⁵</td> <td>2.3×10⁻⁵</td> <td>2.4×10⁻⁵</td> <td>2.9×10⁻⁵</td> <td>2.1×10⁻⁵</td> <td>1.4×10⁻⁵</td> <td>1.3×10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.6</td> <td>2.6×10⁻⁵</td> <td>1.5×10⁻⁵</td> <td>1.2×10⁻⁵</td> <td>5.2×10⁻⁶</td> <td>3.3×10⁻⁶</td> <td>7.9×10⁻⁶</td> <td>2.9×10⁻⁶</td> <td>8.7×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>海側(No.1)</td> <td>5.2×10⁻⁵</td> <td>5.8×10⁻⁵</td> <td>1.9×10⁻⁵</td> <td>7.1×10⁻⁵</td> <td>6.7×10⁻⁵</td> <td>5.3×10⁻⁵</td> <td>3.5×10⁻⁵</td> <td>1.3×10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>海側(No.2)</td> <td>8.7×10⁻⁵</td> <td>1.9×10⁻⁵</td> <td>7.7×10⁻⁵</td> <td>9.5×10⁻⁵</td> <td>1.4×10⁻⁵</td> <td>5.3×10⁻⁵</td> <td>3.8×10⁻⁵</td> <td>4.3×10⁻⁵</td> </tr> </tbody> </table> <p>■：風下方向の評価地点を示す。 □：風下方向中のうち、最も高い値となるもの。</p> <p>第3.3.2-3図 可搬型モニタリングポストの設置場所及び放射線量率の感度（風向：北）</p> <p>また、可搬型モニタリングポストの配置位置にアクセスできない場合の代替測定場所（第3.3.2-4図）での放射線量率の感度について同様に評価した。その感度を第3.3.2-3表に示す。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも2.2×10⁻⁵程度の感度を有しており、放射性雲通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p>	評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト No.1	4.3×10 ⁻⁴	1.9×10 ⁻⁴	7.7×10 ⁻⁵	8.5×10 ⁻⁵	6.7×10 ⁻⁴	6.3×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻⁵	2.2×10 ⁻⁵	モニタリングポスト No.2	2.2×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁵	5.8×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻⁴	5.7×10 ⁻⁵	1.1×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁵	1.7×10 ⁻⁵	モニタリングポスト No.3	8.7×10 ⁻⁵	6.9×10 ⁻⁵	1.2×10 ⁻⁵	9.5×10 ⁻⁵	1.4×10 ⁻⁵	5.3×10 ⁻⁵	1.9×10 ⁻⁵	1.7×10 ⁻⁵	モニタリングポスト No.4	2.6×10 ⁻⁵	1.2×10 ⁻⁵	6.5×10 ⁻⁶	9.6×10 ⁻⁶	4.8×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁵	5.7×10 ⁻⁵	7.4×10 ⁻⁵	モニタリングポスト No.5	4.3×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁵	2.3×10 ⁻⁵	2.4×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁵	1.4×10 ⁻⁵	1.3×10 ⁻⁵	モニタリングポスト No.6	2.6×10 ⁻⁵	1.5×10 ⁻⁵	1.2×10 ⁻⁵	5.2×10 ⁻⁶	3.3×10 ⁻⁶	7.9×10 ⁻⁶	2.9×10 ⁻⁶	8.7×10 ⁻⁶	海側(No.1)	5.2×10 ⁻⁵	5.8×10 ⁻⁵	1.9×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁵	6.7×10 ⁻⁵	5.3×10 ⁻⁵	3.5×10 ⁻⁵	1.3×10 ⁻⁵	海側(No.2)	8.7×10 ⁻⁵	1.9×10 ⁻⁵	7.7×10 ⁻⁵	9.5×10 ⁻⁵	1.4×10 ⁻⁵	5.3×10 ⁻⁵	3.8×10 ⁻⁵	4.3×10 ⁻⁵	<p>第2表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（1）</p> <p>評価地点での放射線量率の感度 （風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価地点</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト1</td> <td>1.4×10⁻⁵</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> <td>1.4×10⁻⁵</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> <td>2.1×10⁻⁵</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト2</td> <td>1.8×10⁻⁵</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> <td>1.4×10⁻⁵</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> <td>4.3×10⁻⁶</td> <td>6.4×10⁻⁶</td> <td>2.1×10⁻⁵</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト3</td> <td>3.8×10⁻⁵</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> <td>4.3×10⁻⁶</td> <td>4.3×10⁻⁶</td> <td>2.1×10⁻⁵</td> <td>2.1×10⁻⁵</td> <td>4.3×10⁻⁶</td> <td>2.1×10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト4</td> <td>1.1×10⁻⁵</td> <td>8.4×10⁻⁶</td> <td>8.7×10⁻⁶</td> <td>8.0×10⁻⁶</td> <td>1.4×10⁻⁵</td> <td>1.4×10⁻⁵</td> <td>2.1×10⁻⁵</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>8.7×10⁻⁶</td> <td>5.1×10⁻⁶</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> <td>3.9×10⁻⁶</td> <td>8.4×10⁻⁶</td> <td>4.3×10⁻⁶</td> <td>5.0×10⁻⁶</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト5</td> <td>1.1×10⁻⁵</td> <td>2.1×10⁻⁵</td> <td>2.0×10⁻⁵</td> <td>5.7×10⁻⁶</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> <td>4.3×10⁻⁶</td> <td>4.3×10⁻⁶</td> <td>2.1×10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト6</td> <td>8.7×10⁻⁶</td> <td>5.8×10⁻⁶</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> <td>3.4×10⁻⁵</td> <td>5.0×10⁻⁶</td> <td>8.7×10⁻⁶</td> <td>4.3×10⁻⁶</td> <td>5.0×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト7</td> <td>1.4×10⁻⁵</td> <td>1.4×10⁻⁵</td> <td>3.9×10⁻⁶</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> <td>8.4×10⁻⁶</td> <td>8.4×10⁻⁶</td> <td>5.7×10⁻⁶</td> <td>1.1×10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>海側a-3</td> <td>4.3×10⁻⁵</td> <td>3.8×10⁻⁵</td> <td>8.0×10⁻⁶</td> <td>4.3×10⁻⁶</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> <td>8.2×10⁻⁶</td> <td>8.7×10⁻⁶</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>海側a-2</td> <td>2.0×10⁻⁵</td> <td>2.1×10⁻⁵</td> <td>4.4×10⁻⁶</td> <td>1.4×10⁻⁵</td> <td>2.1×10⁻⁵</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> <td>3.2×10⁻⁵</td> <td>5.0×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>海側a-1</td> <td>2.1×10⁻⁵</td> <td>2.9×10⁻⁵</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> <td>7.1×10⁻⁶</td> <td>1.4×10⁻⁵</td> <td>4.3×10⁻⁶</td> <td>8.7×10⁻⁶</td> <td>8.4×10⁻⁶</td> </tr> </tbody> </table> <p>■：風下方向の評価地点を示す。 □：風下方向中のうち、最も高い値となるもの。</p> <p>第3図 可搬型モニタリングポストの設置場所及び放射線量率の感度評価の例（風向：北西）</p> <p>また、可搬型モニタリングポストの配置位置にアクセスできない場合の代替測定場所（第4図）での放射線量率の感度について同様に評価した。その感度を第3表に示す。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも5.7×10⁻⁵程度の感度を有しており、ブルーム通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p>	評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト1	1.4×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶	1.4×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	2.1×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶	モニタリングポスト2	1.8×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶	1.4×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶	4.3×10 ⁻⁶	6.4×10 ⁻⁶	2.1×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶	モニタリングポスト3	3.8×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶	4.3×10 ⁻⁶	4.3×10 ⁻⁶	2.1×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁵	4.3×10 ⁻⁶	2.1×10 ⁻⁵	モニタリングポスト4	1.1×10 ⁻⁵	8.4×10 ⁻⁶	8.7×10 ⁻⁶	8.0×10 ⁻⁶	1.4×10 ⁻⁵	1.4×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶	モニタリングステーション	8.7×10 ⁻⁶	5.1×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	3.9×10 ⁻⁶	8.4×10 ⁻⁶	4.3×10 ⁻⁶	5.0×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	モニタリングポスト5	1.1×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁵	2.0×10 ⁻⁵	5.7×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	4.3×10 ⁻⁶	4.3×10 ⁻⁶	2.1×10 ⁻⁵	モニタリングポスト6	8.7×10 ⁻⁶	5.8×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	3.4×10 ⁻⁵	5.0×10 ⁻⁶	8.7×10 ⁻⁶	4.3×10 ⁻⁶	5.0×10 ⁻⁶	モニタリングポスト7	1.4×10 ⁻⁵	1.4×10 ⁻⁵	3.9×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	8.4×10 ⁻⁶	8.4×10 ⁻⁶	5.7×10 ⁻⁶	1.1×10 ⁻⁵	海側a-3	4.3×10 ⁻⁵	3.8×10 ⁻⁵	8.0×10 ⁻⁶	4.3×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	8.2×10 ⁻⁶	8.7×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	海側a-2	2.0×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁵	4.4×10 ⁻⁶	1.4×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶	3.2×10 ⁻⁵	5.0×10 ⁻⁶	海側a-1	2.1×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	1.4×10 ⁻⁵	4.3×10 ⁻⁶	8.7×10 ⁻⁶	8.4×10 ⁻⁶	<p>【女川】解析結果の相違</p>
評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.1	4.3×10 ⁻⁴	1.9×10 ⁻⁴	7.7×10 ⁻⁵	8.5×10 ⁻⁵	6.7×10 ⁻⁴	6.3×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻⁵	2.2×10 ⁻⁵																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.2	2.2×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁵	5.8×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻⁴	5.7×10 ⁻⁵	1.1×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁵	1.7×10 ⁻⁵																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.3	8.7×10 ⁻⁵	6.9×10 ⁻⁵	1.2×10 ⁻⁵	9.5×10 ⁻⁵	1.4×10 ⁻⁵	5.3×10 ⁻⁵	1.9×10 ⁻⁵	1.7×10 ⁻⁵																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.4	2.6×10 ⁻⁵	1.2×10 ⁻⁵	6.5×10 ⁻⁶	9.6×10 ⁻⁶	4.8×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁵	5.7×10 ⁻⁵	7.4×10 ⁻⁵																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.5	4.3×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁵	2.3×10 ⁻⁵	2.4×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁵	1.4×10 ⁻⁵	1.3×10 ⁻⁵																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.6	2.6×10 ⁻⁵	1.5×10 ⁻⁵	1.2×10 ⁻⁵	5.2×10 ⁻⁶	3.3×10 ⁻⁶	7.9×10 ⁻⁶	2.9×10 ⁻⁶	8.7×10 ⁻⁶																																																																																																																																																																																								
海側(No.1)	5.2×10 ⁻⁵	5.8×10 ⁻⁵	1.9×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁵	6.7×10 ⁻⁵	5.3×10 ⁻⁵	3.5×10 ⁻⁵	1.3×10 ⁻⁵																																																																																																																																																																																								
海側(No.2)	8.7×10 ⁻⁵	1.9×10 ⁻⁵	7.7×10 ⁻⁵	9.5×10 ⁻⁵	1.4×10 ⁻⁵	5.3×10 ⁻⁵	3.8×10 ⁻⁵	4.3×10 ⁻⁵																																																																																																																																																																																								
評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト1	1.4×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶	1.4×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	2.1×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト2	1.8×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶	1.4×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶	4.3×10 ⁻⁶	6.4×10 ⁻⁶	2.1×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト3	3.8×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶	4.3×10 ⁻⁶	4.3×10 ⁻⁶	2.1×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁵	4.3×10 ⁻⁶	2.1×10 ⁻⁵																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト4	1.1×10 ⁻⁵	8.4×10 ⁻⁶	8.7×10 ⁻⁶	8.0×10 ⁻⁶	1.4×10 ⁻⁵	1.4×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶																																																																																																																																																																																								
モニタリングステーション	8.7×10 ⁻⁶	5.1×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	3.9×10 ⁻⁶	8.4×10 ⁻⁶	4.3×10 ⁻⁶	5.0×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト5	1.1×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁵	2.0×10 ⁻⁵	5.7×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	4.3×10 ⁻⁶	4.3×10 ⁻⁶	2.1×10 ⁻⁵																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト6	8.7×10 ⁻⁶	5.8×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	3.4×10 ⁻⁵	5.0×10 ⁻⁶	8.7×10 ⁻⁶	4.3×10 ⁻⁶	5.0×10 ⁻⁶																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト7	1.4×10 ⁻⁵	1.4×10 ⁻⁵	3.9×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	8.4×10 ⁻⁶	8.4×10 ⁻⁶	5.7×10 ⁻⁶	1.1×10 ⁻⁵																																																																																																																																																																																								
海側a-3	4.3×10 ⁻⁵	3.8×10 ⁻⁵	8.0×10 ⁻⁶	4.3×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	8.2×10 ⁻⁶	8.7×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶																																																																																																																																																																																								
海側a-2	2.0×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁵	4.4×10 ⁻⁶	1.4×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶	3.2×10 ⁻⁵	5.0×10 ⁻⁶																																																																																																																																																																																								
海側a-1	2.1×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻⁵	7.1×10 ⁻⁶	7.1×10 ⁻⁶	1.4×10 ⁻⁵	4.3×10 ⁻⁶	8.7×10 ⁻⁶	8.4×10 ⁻⁶																																																																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																													
<p>第3表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（代替測定位置）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>風向</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト No.1代替位置</td> <td>2.2 × 10⁻²</td> <td>3.8 × 10⁻²</td> <td>1.9 × 10⁻¹</td> <td>9.6 × 10⁻¹</td> <td>1.4 × 10¹</td> <td>4.0 × 10²</td> <td>1.9 × 10³</td> <td>1.7 × 10⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.2代替位置</td> <td>1.7 × 10⁻²</td> <td>3.1 × 10⁻²</td> <td>7.7 × 10⁻²</td> <td>7.1 × 10⁻¹</td> <td>2.9 × 10¹</td> <td>8.0 × 10²</td> <td>2.4 × 10³</td> <td>1.7 × 10⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.3代替位置</td> <td>1.3 × 10⁻²</td> <td>1.2 × 10⁻²</td> <td>1.5 × 10⁻²</td> <td>6.2 × 10⁻²</td> <td>4.3 × 10⁻¹</td> <td>4.0 × 10¹</td> <td>4.8 × 10²</td> <td>1.7 × 10³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.4代替位置</td> <td>3.5 × 10⁻⁴</td> <td>1.2 × 10⁻⁴</td> <td>1.2 × 10⁻⁴</td> <td>1.4 × 10⁻⁴</td> <td>4.8 × 10⁻⁴</td> <td>8.0 × 10⁻³</td> <td>9.5 × 10⁻²</td> <td>8.5 × 10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.5代替位置</td> <td>3.5 × 10⁻³</td> <td>4.6 × 10⁻³</td> <td>2.3 × 10⁻³</td> <td>2.4 × 10⁻³</td> <td>3.8 × 10⁻³</td> <td>2.0 × 10⁻²</td> <td>4.3 × 10⁻²</td> <td>2.2 × 10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.6代替位置</td> <td>2.2 × 10⁻¹</td> <td>3.8 × 10⁻¹</td> <td>5.8 × 10⁻¹</td> <td>3.8 × 10⁻¹</td> <td>3.8 × 10⁻¹</td> <td>8.0 × 10⁻¹</td> <td>2.4 × 10⁰</td> <td>4.3 × 10⁰</td> </tr> <tr> <td>海側(No.1)代替位置</td> <td>8.7 × 10⁻¹</td> <td>7.7 × 10⁻¹</td> <td>3.8 × 10⁻¹</td> <td>2.9 × 10⁻¹</td> <td>2.4 × 10⁻¹</td> <td>2.0 × 10⁻¹</td> <td>2.4 × 10⁻¹</td> <td>3.5 × 10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>海側(No.2)代替位置</td> <td>1.7 × 10⁻¹</td> <td>3.1 × 10⁻¹</td> <td>7.7 × 10⁻¹</td> <td>7.1 × 10⁻¹</td> <td>2.9 × 10⁻¹</td> <td>2.0 × 10⁻¹</td> <td>1.4 × 10⁻¹</td> <td>1.3 × 10⁻¹</td> </tr> </tbody> </table> <p>■：風下方向の評価地点を示す。 —：風下方向中のうち、最も高い値となるもの。</p> <p>※：海側の状況により設置場所を変更する。</p> <div data-bbox="784 654 1209 1005"> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モニタリングポスト ■ 緊急時対策所 □ 中央制御室 ○ 可搬型モニタリングポスト ○ にアクセスできない場合の可搬型モニタリングポストの設置場所 </div> <p>第3.3.2-4 図 可搬型モニタリングポストの設置場所にアクセスできない場合の代替測定場所</p>	風向	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト No.1代替位置	2.2 × 10 ⁻²	3.8 × 10 ⁻²	1.9 × 10 ⁻¹	9.6 × 10 ⁻¹	1.4 × 10 ¹	4.0 × 10 ²	1.9 × 10 ³	1.7 × 10 ⁴	モニタリングポスト No.2代替位置	1.7 × 10 ⁻²	3.1 × 10 ⁻²	7.7 × 10 ⁻²	7.1 × 10 ⁻¹	2.9 × 10 ¹	8.0 × 10 ²	2.4 × 10 ³	1.7 × 10 ⁴	モニタリングポスト No.3代替位置	1.3 × 10 ⁻²	1.2 × 10 ⁻²	1.5 × 10 ⁻²	6.2 × 10 ⁻²	4.3 × 10 ⁻¹	4.0 × 10 ¹	4.8 × 10 ²	1.7 × 10 ³	モニタリングポスト No.4代替位置	3.5 × 10 ⁻⁴	1.2 × 10 ⁻⁴	1.2 × 10 ⁻⁴	1.4 × 10 ⁻⁴	4.8 × 10 ⁻⁴	8.0 × 10 ⁻³	9.5 × 10 ⁻²	8.5 × 10 ⁻¹	モニタリングポスト No.5代替位置	3.5 × 10 ⁻³	4.6 × 10 ⁻³	2.3 × 10 ⁻³	2.4 × 10 ⁻³	3.8 × 10 ⁻³	2.0 × 10 ⁻²	4.3 × 10 ⁻²	2.2 × 10 ⁻¹	モニタリングポスト No.6代替位置	2.2 × 10 ⁻¹	3.8 × 10 ⁻¹	5.8 × 10 ⁻¹	3.8 × 10 ⁻¹	3.8 × 10 ⁻¹	8.0 × 10 ⁻¹	2.4 × 10 ⁰	4.3 × 10 ⁰	海側(No.1)代替位置	8.7 × 10 ⁻¹	7.7 × 10 ⁻¹	3.8 × 10 ⁻¹	2.9 × 10 ⁻¹	2.4 × 10 ⁻¹	2.0 × 10 ⁻¹	2.4 × 10 ⁻¹	3.5 × 10 ⁻¹	海側(No.2)代替位置	1.7 × 10 ⁻¹	3.1 × 10 ⁻¹	7.7 × 10 ⁻¹	7.1 × 10 ⁻¹	2.9 × 10 ⁻¹	2.0 × 10 ⁻¹	1.4 × 10 ⁻¹	1.3 × 10 ⁻¹	<p>60-補足-127</p>	<p>第3表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（代替測定位置）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>風向</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト1</td> <td>3.8 × 10⁻²</td> <td>4.8 × 10⁻²</td> <td>8.4 × 10⁻²</td> <td>5.0 × 10⁻¹</td> <td>6.0 × 10⁰</td> <td>2.1 × 10¹</td> <td>7.1 × 10¹</td> <td>1.4 × 10²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト2</td> <td>6.7 × 10⁻²</td> <td>1.4 × 10⁻¹</td> <td>2.1 × 10⁻¹</td> <td>3.4 × 10⁻¹</td> <td>1.4 × 10⁰</td> <td>1.4 × 10¹</td> <td>3.7 × 10¹</td> <td>7.4 × 10¹</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト3</td> <td>1.0 × 10⁻²</td> <td>2.1 × 10⁻²</td> <td>3.7 × 10⁻²</td> <td>2.1 × 10⁻¹</td> <td>2.1 × 10⁰</td> <td>2.1 × 10¹</td> <td>3.8 × 10¹</td> <td>2.1 × 10²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト4</td> <td>3.7 × 10⁻²</td> <td>2.2 × 10⁻²</td> <td>4.3 × 10⁻²</td> <td>2.1 × 10⁻¹</td> <td>1.4 × 10⁰</td> <td>1.4 × 10¹</td> <td>2.1 × 10¹</td> <td>3.8 × 10¹</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>3.8 × 10⁻³</td> <td>1.7 × 10⁻³</td> <td>1.3 × 10⁻³</td> <td>3.0 × 10⁻³</td> <td>3.0 × 10⁻²</td> <td>2.1 × 10⁻¹</td> <td>1.4 × 10⁻¹</td> <td>2.9 × 10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト5</td> <td>1.4 × 10⁻²</td> <td>4.3 × 10⁻²</td> <td>6.4 × 10⁻²</td> <td>6.4 × 10⁻¹</td> <td>6.0 × 10⁰</td> <td>1.4 × 10¹</td> <td>7.1 × 10¹</td> <td>1.4 × 10²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト6</td> <td>1.5 × 10⁻²</td> <td>1.1 × 10⁻²</td> <td>8.8 × 10⁻²</td> <td>1.8 × 10⁻¹</td> <td>1.7 × 10⁰</td> <td>2.1 × 10¹</td> <td>7.1 × 10¹</td> <td>6.4 × 10¹</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト7</td> <td>1.4 × 10⁻²</td> <td>1.4 × 10⁻²</td> <td>2.9 × 10⁻²</td> <td>1.1 × 10⁻¹</td> <td>6.4 × 10⁻¹</td> <td>3.0 × 10⁰</td> <td>3.7 × 10⁰</td> <td>2.1 × 10¹</td> </tr> <tr> <td>海側(No.1)代替位置</td> <td>4.3 × 10⁻¹</td> <td>3.8 × 10⁻¹</td> <td>3.8 × 10⁻¹</td> <td>4.3 × 10⁻¹</td> <td>7.1 × 10⁻¹</td> <td>6.7 × 10⁻¹</td> <td>6.7 × 10⁻¹</td> <td>7.1 × 10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>海側(No.2)代替位置</td> <td>6.7 × 10⁻¹</td> <td>2.1 × 10⁻¹</td> <td>1.4 × 10⁻¹</td> <td>1.4 × 10⁻¹</td> <td>2.1 × 10⁻¹</td> <td>1.7 × 10⁻¹</td> <td>6.7 × 10⁻¹</td> <td>3.8 × 10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>海側(No.1)代替位置</td> <td>2.1 × 10⁻¹</td> <td>3.8 × 10⁻¹</td> <td>7.1 × 10⁻¹</td> <td>7.1 × 10⁻¹</td> <td>1.4 × 10⁻¹</td> <td>4.3 × 10⁻¹</td> <td>3.7 × 10⁻¹</td> <td>6.4 × 10⁻¹</td> </tr> </tbody> </table> <p>■：風下方向の評価地点を示す。 —：風下方向中のうち、最も高い値となるもの。</p> <div data-bbox="1276 654 1792 1069"> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モニタリングポスト ■ 緊急時対策所 □ 中央制御室 ○ 可搬型モニタリングポスト ○ にアクセスできない場合の可搬型モニタリングポストの設置場所 ○ モニタリングステーション ○ アシメトリック（風上・側） ○ アシメトリック（風下・側） ○ サーフット（風上・側） ○ サーフット（風下・側） ○ サーフット（風上・側） ○ サーフット（風下・側） ○ 緊急時モニタリングポスト（風上・側） ○ 緊急時モニタリングポスト（風下・側） ○ 緊急時モニタリングポスト（風上・側） ○ 緊急時モニタリングポスト（風下・側） </div> <p>第4 図 可搬型モニタリングポストの設置場所にアクセスできない場合の代替測定場所</p>	風向	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト1	3.8 × 10 ⁻²	4.8 × 10 ⁻²	8.4 × 10 ⁻²	5.0 × 10 ⁻¹	6.0 × 10 ⁰	2.1 × 10 ¹	7.1 × 10 ¹	1.4 × 10 ²	モニタリングポスト2	6.7 × 10 ⁻²	1.4 × 10 ⁻¹	2.1 × 10 ⁻¹	3.4 × 10 ⁻¹	1.4 × 10 ⁰	1.4 × 10 ¹	3.7 × 10 ¹	7.4 × 10 ¹	モニタリングポスト3	1.0 × 10 ⁻²	2.1 × 10 ⁻²	3.7 × 10 ⁻²	2.1 × 10 ⁻¹	2.1 × 10 ⁰	2.1 × 10 ¹	3.8 × 10 ¹	2.1 × 10 ²	モニタリングポスト4	3.7 × 10 ⁻²	2.2 × 10 ⁻²	4.3 × 10 ⁻²	2.1 × 10 ⁻¹	1.4 × 10 ⁰	1.4 × 10 ¹	2.1 × 10 ¹	3.8 × 10 ¹	モニタリングステーション	3.8 × 10 ⁻³	1.7 × 10 ⁻³	1.3 × 10 ⁻³	3.0 × 10 ⁻³	3.0 × 10 ⁻²	2.1 × 10 ⁻¹	1.4 × 10 ⁻¹	2.9 × 10 ⁻¹	モニタリングポスト5	1.4 × 10 ⁻²	4.3 × 10 ⁻²	6.4 × 10 ⁻²	6.4 × 10 ⁻¹	6.0 × 10 ⁰	1.4 × 10 ¹	7.1 × 10 ¹	1.4 × 10 ²	モニタリングポスト6	1.5 × 10 ⁻²	1.1 × 10 ⁻²	8.8 × 10 ⁻²	1.8 × 10 ⁻¹	1.7 × 10 ⁰	2.1 × 10 ¹	7.1 × 10 ¹	6.4 × 10 ¹	モニタリングポスト7	1.4 × 10 ⁻²	1.4 × 10 ⁻²	2.9 × 10 ⁻²	1.1 × 10 ⁻¹	6.4 × 10 ⁻¹	3.0 × 10 ⁰	3.7 × 10 ⁰	2.1 × 10 ¹	海側(No.1)代替位置	4.3 × 10 ⁻¹	3.8 × 10 ⁻¹	3.8 × 10 ⁻¹	4.3 × 10 ⁻¹	7.1 × 10 ⁻¹	6.7 × 10 ⁻¹	6.7 × 10 ⁻¹	7.1 × 10 ⁻¹	海側(No.2)代替位置	6.7 × 10 ⁻¹	2.1 × 10 ⁻¹	1.4 × 10 ⁻¹	1.4 × 10 ⁻¹	2.1 × 10 ⁻¹	1.7 × 10 ⁻¹	6.7 × 10 ⁻¹	3.8 × 10 ⁻¹	海側(No.1)代替位置	2.1 × 10 ⁻¹	3.8 × 10 ⁻¹	7.1 × 10 ⁻¹	7.1 × 10 ⁻¹	1.4 × 10 ⁻¹	4.3 × 10 ⁻¹	3.7 × 10 ⁻¹	6.4 × 10 ⁻¹	<p>60-補足-127</p>
風向	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.1代替位置	2.2 × 10 ⁻²	3.8 × 10 ⁻²	1.9 × 10 ⁻¹	9.6 × 10 ⁻¹	1.4 × 10 ¹	4.0 × 10 ²	1.9 × 10 ³	1.7 × 10 ⁴																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.2代替位置	1.7 × 10 ⁻²	3.1 × 10 ⁻²	7.7 × 10 ⁻²	7.1 × 10 ⁻¹	2.9 × 10 ¹	8.0 × 10 ²	2.4 × 10 ³	1.7 × 10 ⁴																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.3代替位置	1.3 × 10 ⁻²	1.2 × 10 ⁻²	1.5 × 10 ⁻²	6.2 × 10 ⁻²	4.3 × 10 ⁻¹	4.0 × 10 ¹	4.8 × 10 ²	1.7 × 10 ³																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.4代替位置	3.5 × 10 ⁻⁴	1.2 × 10 ⁻⁴	1.2 × 10 ⁻⁴	1.4 × 10 ⁻⁴	4.8 × 10 ⁻⁴	8.0 × 10 ⁻³	9.5 × 10 ⁻²	8.5 × 10 ⁻¹																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.5代替位置	3.5 × 10 ⁻³	4.6 × 10 ⁻³	2.3 × 10 ⁻³	2.4 × 10 ⁻³	3.8 × 10 ⁻³	2.0 × 10 ⁻²	4.3 × 10 ⁻²	2.2 × 10 ⁻¹																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.6代替位置	2.2 × 10 ⁻¹	3.8 × 10 ⁻¹	5.8 × 10 ⁻¹	3.8 × 10 ⁻¹	3.8 × 10 ⁻¹	8.0 × 10 ⁻¹	2.4 × 10 ⁰	4.3 × 10 ⁰																																																																																																																																																																																								
海側(No.1)代替位置	8.7 × 10 ⁻¹	7.7 × 10 ⁻¹	3.8 × 10 ⁻¹	2.9 × 10 ⁻¹	2.4 × 10 ⁻¹	2.0 × 10 ⁻¹	2.4 × 10 ⁻¹	3.5 × 10 ⁻¹																																																																																																																																																																																								
海側(No.2)代替位置	1.7 × 10 ⁻¹	3.1 × 10 ⁻¹	7.7 × 10 ⁻¹	7.1 × 10 ⁻¹	2.9 × 10 ⁻¹	2.0 × 10 ⁻¹	1.4 × 10 ⁻¹	1.3 × 10 ⁻¹																																																																																																																																																																																								
風向	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト1	3.8 × 10 ⁻²	4.8 × 10 ⁻²	8.4 × 10 ⁻²	5.0 × 10 ⁻¹	6.0 × 10 ⁰	2.1 × 10 ¹	7.1 × 10 ¹	1.4 × 10 ²																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト2	6.7 × 10 ⁻²	1.4 × 10 ⁻¹	2.1 × 10 ⁻¹	3.4 × 10 ⁻¹	1.4 × 10 ⁰	1.4 × 10 ¹	3.7 × 10 ¹	7.4 × 10 ¹																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト3	1.0 × 10 ⁻²	2.1 × 10 ⁻²	3.7 × 10 ⁻²	2.1 × 10 ⁻¹	2.1 × 10 ⁰	2.1 × 10 ¹	3.8 × 10 ¹	2.1 × 10 ²																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト4	3.7 × 10 ⁻²	2.2 × 10 ⁻²	4.3 × 10 ⁻²	2.1 × 10 ⁻¹	1.4 × 10 ⁰	1.4 × 10 ¹	2.1 × 10 ¹	3.8 × 10 ¹																																																																																																																																																																																								
モニタリングステーション	3.8 × 10 ⁻³	1.7 × 10 ⁻³	1.3 × 10 ⁻³	3.0 × 10 ⁻³	3.0 × 10 ⁻²	2.1 × 10 ⁻¹	1.4 × 10 ⁻¹	2.9 × 10 ⁻¹																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト5	1.4 × 10 ⁻²	4.3 × 10 ⁻²	6.4 × 10 ⁻²	6.4 × 10 ⁻¹	6.0 × 10 ⁰	1.4 × 10 ¹	7.1 × 10 ¹	1.4 × 10 ²																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト6	1.5 × 10 ⁻²	1.1 × 10 ⁻²	8.8 × 10 ⁻²	1.8 × 10 ⁻¹	1.7 × 10 ⁰	2.1 × 10 ¹	7.1 × 10 ¹	6.4 × 10 ¹																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト7	1.4 × 10 ⁻²	1.4 × 10 ⁻²	2.9 × 10 ⁻²	1.1 × 10 ⁻¹	6.4 × 10 ⁻¹	3.0 × 10 ⁰	3.7 × 10 ⁰	2.1 × 10 ¹																																																																																																																																																																																								
海側(No.1)代替位置	4.3 × 10 ⁻¹	3.8 × 10 ⁻¹	3.8 × 10 ⁻¹	4.3 × 10 ⁻¹	7.1 × 10 ⁻¹	6.7 × 10 ⁻¹	6.7 × 10 ⁻¹	7.1 × 10 ⁻¹																																																																																																																																																																																								
海側(No.2)代替位置	6.7 × 10 ⁻¹	2.1 × 10 ⁻¹	1.4 × 10 ⁻¹	1.4 × 10 ⁻¹	2.1 × 10 ⁻¹	1.7 × 10 ⁻¹	6.7 × 10 ⁻¹	3.8 × 10 ⁻¹																																																																																																																																																																																								
海側(No.1)代替位置	2.1 × 10 ⁻¹	3.8 × 10 ⁻¹	7.1 × 10 ⁻¹	7.1 × 10 ⁻¹	1.4 × 10 ⁻¹	4.3 × 10 ⁻¹	3.7 × 10 ⁻¹	6.4 × 10 ⁻¹																																																																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>(6) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の検出について</p> <p>a. 重大事故等時における敷地内の空間放射線量率測定に必要な最大測定レンジについて</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、敷地内で空間放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは福島第一原子力発電所の実績を踏まえて92mSv/h程度（炉心からの距離320m程度の場合）が必要であると考えられる。当社のモニタリング設備は、炉心から約320m～2kmの範囲で各方位に分散して設置されており、100mSv/hの測定レンジがあればブルーム発生を感知することは十分に可能である。</p> <p>仮に炉心に近いモニタリング箇所で直接・スカイシャイン線の影響により測定範囲を超えたとしても、近隣のモニタリング設備の測定値により推定することは可能である。</p> <p>b. 最大レンジの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった。これをもとに炉心から約320mと約2kmを計算すると線量率は、約3～92mSv/hとなる。 <p>(距離と線量率の関係)</p> <table border="1" data-bbox="96 1141 376 1284"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離 (m)</th> <th>線量率 (mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約320</td> <td>約13～92^{※1}</td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11^{※2}</td> </tr> <tr> <td>約2,000</td> <td>約3～8^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：風速1m/s、放出高さ30m、大気安定度A～F「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布（Ⅱ）」（日本原子力研究所2004年6月JAERI-Data/Code 2004-010）を用いて算出 ※2：福島第一原子力発電所の原子炉建屋より約900mの距離にある正門付近 ※3：福島第一原子力発電所の原子炉建屋より約2000mの距離にある正門付近</p> <p>・事故後、福島第一原子力発電所の事務所本館南側（原子炉施設より約200m）の仮設モニタリングポストで空間線量率は1mSv/h程度であった。</p> <p>・瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、設置場所を変更する等の対応を実施する。</p>	炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)	約320	約13～92 ^{※1}	約900	約11 ^{※2}	約2,000	約3～8 ^{※3}	<p>3.3.3 可搬型モニタリングポストの計測範囲</p> <p>(1) 重大事故等時における放射線量率測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、モニタリングポストの代替として敷地境界で放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて約12～20mSv/h程度（炉心との距離が最も短い（2号炉とモニタリングポスト6）約750m程度の場合）が必要と考えられる。また、海側への放出を考慮して配置する可搬型モニタリングポストと炉心との距離は約150m程度であるため、同様に約13～160mSv/h程度が必要である。このため、1000mSv/hの測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、女川原子力発電所の有効性評価におけるCs-137の放出量は約1.4TBqであるため、測定される放射線量率はさらに低くなると想定される。</p> <p>仮に、測定レンジを超えたとしても、近隣の可搬型モニタリングポスト等の測定値より推定することが可能である。また、瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、配置位置を変更する等の対応を実施する。</p> <p>(2) 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射線量率の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった（2011.3.15 9:00）。これをもとに炉心から約150m及び750mを計算すると、放射線量率は、それぞれ約13～160mSv/h及び約12～20mSv/hとなる。</p> <p>(距離と放射線量率の関係)</p> <table border="1" data-bbox="689 1157 947 1300"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離 (m)</th> <th>放射線量率 (mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海側 約150</td> <td>約13～160^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト 代替 約750</td> <td>約12～20^{※1}</td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：風速1m/s、放出高さ30m、大気安定度A～F「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布（Ⅱ）」（日本原子力研究所2004年6月JAERI-Data/Code 2004-010）を用いて算出 ※2：福島第一原子力発電所の原子炉建屋より約900mの距離にある正門付近</p>	炉心からの距離 (m)	放射線量率 (mSv/h)	海側 約150	約13～160 ^{※1}	モニタリングポスト 代替 約750	約12～20 ^{※1}	約900	約11 ^{※2}	<p>(10) 可搬型モニタリングポストのレンジについて</p> <p>a. 重大事故等時における敷地内の空間放射線量率測定に必要な最大測定レンジについて</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、モニタリングポストの代替として敷地境界で放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて約13～124mSv/h程度（炉心との距離が最も短い（3号炉とモニタリングポスト7）約250m程度の場合）が必要と考えられる。また、海側への放出を考慮して配置する可搬型モニタリングポストと炉心との距離は約220m程度であるため、同様に約13～128mSv/h程度が必要である。このため、1,000mSv/hの測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、泊発電所3号炉の有効性評価におけるCs-137の放出量は約0.51TBqであるため、測定される放射線量率はさらに低くなると想定される。</p> <p>仮に、測定レンジを超えたとしても、近隣の可搬型モニタリングポスト等の測定値より推定することが可能である。また、瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、配置位置を変更する等の対応を実施する。</p> <p>b. 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射線量率の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった（2011.3.15 9:00）。これを基に炉心から約220mと1kmを計算すると、放射線量率は、約7～128mSv/hとなる。</p> <p>(距離と線量率の関係)</p> <table border="1" data-bbox="1261 1157 1563 1300"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離 (m)</th> <th>線量率 (mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約220</td> <td>約13～128^{※1}</td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11^{※2}</td> </tr> <tr> <td>約1,000</td> <td>約7～11^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：風速1m/s、放出高さ30m、大気安定度A～F「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布（Ⅱ）」（日本原子力研究所2004年6月JAERI-Data/Code 2004-010）を用いて算出 ※2：福島第一原子力発電所の原子炉建屋より約900mの距離にある正門付近 ※3：福島第一原子力発電所の原子炉建屋より約1000mの距離にある正門付近</p>	炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)	約220	約13～128 ^{※1}	約900	約11 ^{※2}	約1,000	約7～11 ^{※3}	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】設計の相違 ・プラント設計、プラント配置設計の相違による線量の相違</p> <p>【女川】個別解析結果の相違</p> <p>【女川】設計の相違 ・プラント設計、プラント配置設計の相違による線量の相違</p>
炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)																										
約320	約13～92 ^{※1}																										
約900	約11 ^{※2}																										
約2,000	約3～8 ^{※3}																										
炉心からの距離 (m)	放射線量率 (mSv/h)																										
海側 約150	約13～160 ^{※1}																										
モニタリングポスト 代替 約750	約12～20 ^{※1}																										
約900	約11 ^{※2}																										
炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)																										
約220	約13～128 ^{※1}																										
約900	約11 ^{※2}																										
約1,000	約7～11 ^{※3}																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【島根2号炉まとめ資料(令和3年6月規制庁公開版)】</p> <p>(3) 重大事故等時における初期対応段階での空間放射線量率の測定について</p> <p>可搬式モニタリング・ポストによる放射線量率の測定は、放射性物質の放出開始前から必要に応じ測定を行うため、原災法該当事象に該当する敷地境界付近の放射線量率である5μSv/h(5,000nGy/h)を可搬式モニタリング・ポストによっても検知できる必要がある。</p> <p>可搬式モニタリング・ポストの計測範囲は10nGy/h～10⁹nGy/hであり、「3.3.2(2) 評価結果」に示す可搬式モニタリング・ポストの検知性で確認した結果から、1/20程度の放射線量率(250nGy/h)を想定した場合においても、測定することが可能である。</p>	<p>c. 重大事故等時における初期対応段階での空間放射線量率の測定について</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量率の測定は、放射性物質の放出開始前から必要に応じ測定を行うため、原災法該当事象に該当する敷地境界付近の放射線量率である5μSv/h(5,000nGy/h)を可搬型モニタリングポストによっても検知できる必要がある。</p> <p>可搬型モニタリングポストの計測範囲はB.G.～1,000mGy/hであり、「(9)b. 評価結果」に示す可搬型モニタリングポストの検知性で確認した結果から、1/7程度の放射線量率(約714nGy/h)を想定した場合においても、測定することが可能である。</p>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は島根2号炉の知見を踏まえ記載を拡充したため、島根2号炉と比較する。 <p>【島根】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下、同様の相違は相違理由を省略する <p>【島根】設備仕様の相違</p> <p>【島根】個別解析結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は島根より感度の低下が小さい。

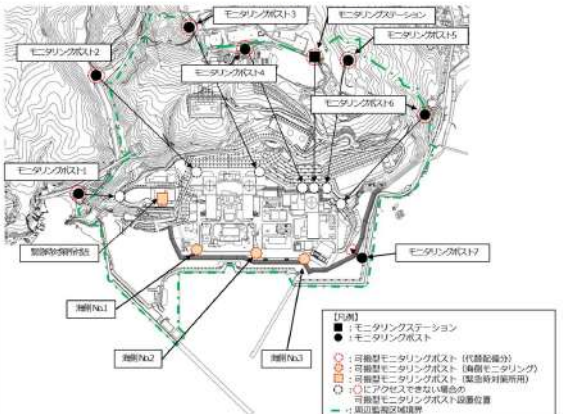
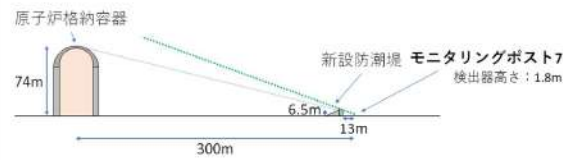
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>(11) 防潮堤によるモニタリングポスト及び可搬型モニタリングポスト計測への影響について</p> <p>a. モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに可搬型モニタリングポストの設置場所の考え方</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに可搬型モニタリングポストの設置場所は、設置許可基準規則を踏まえ以下の通り選定した。また、モニタリングポスト 7 が機能喪失した場合の代替測定に用いる可搬型モニタリングポスト及び海側に設置する可搬型モニタリングポスト（3 箇所）の設置場所については、新設防潮堤の内側と外側いずれに設置すべきかを第 1 表にて検討し、設置判断の容易さの観点においてメリットが大きい防潮堤の内側に設置することとした。新設防潮堤の内側及び外側に設置した場合のいずれにおいても、新設防潮堤から十分な離隔距離を確保することで、バックグラウンドとなる放射線の影響が小さいこと、また、3 号炉原子炉格納容器及び放出されるブルームからの放射線を遮る範囲が狭いことを確認しており、問題なく測定が可能であることから、新設防潮堤の計測への影響は軽微であるため、第 1 表においては、測定以外の観点について防潮堤の外側又は内側に設置する場合のそれぞれについてメリット及びデメリットを整理した。</p> <p>【設置許可基準規則第 31 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、放射線量を監視、測定するため、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限している周辺監視区域境界付近に設置している。 <p>【設置許可基準規則第 60 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリングポスト又はモニタリングステーションを代替する目的で設置する可搬型モニタリングポストは、原則、代替しようとするモニタリングポスト又はモニタリングステーションの設置位置に設置する。ただし、防潮堤外側にあるモニタリングポスト 7 については、設置判断の容易さを考慮し、代替測定地点を防潮堤内側とする。 当該箇所への移動ルートが通行できない場合はアクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更する。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置する可搬型モニタリングポストについては、設置判断の容易さを考慮し、防潮堤内のアクセスルート上に設置する。 	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																						
		<p>・ 緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断を行うために設置する可搬型モニタリングポストは、緊急時対策所付近に設置する。</p> <p>第 1 表：可搬型モニタリングポストの設置場所における選定比較表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>比較項目</th> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新設防潮堤外側に設置</td> <td>設置判断の容易さ</td> <td>特になし</td> <td rowspan="2">△</td> </tr> <tr> <td>設置時間</td> <td>手順の明確化及び的確な状況の把握により対応は可能であるが、津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置場所が異なることから、設置前に状況を確認し対応手順を使い分ける必要が生じ、事故時対応が複雑になる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新設防潮堤内側に設置</td> <td>設置判断の容易さ</td> <td>以下のとおり内側に設置した場合と遜色なく設置可能。 ・海側 3 箇所に設置した場合：70 分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全 8 箇所）：190 分</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>設置時間</td> <td>特になし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新設防潮堤外側に設置</td> <td>設置判断の容易さ</td> <td>津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置する手順を使い分ける必要がなく、設置判断も含め運用が単純化でき、速やかに設置手順に移行できる。</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>設置時間</td> <td>特になし</td> </tr> </tbody> </table>	比較項目	メリット	デメリット	評価	新設防潮堤外側に設置	設置判断の容易さ	特になし	△	設置時間	手順の明確化及び的確な状況の把握により対応は可能であるが、津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置場所が異なることから、設置前に状況を確認し対応手順を使い分ける必要が生じ、事故時対応が複雑になる。	新設防潮堤内側に設置	設置判断の容易さ	以下のとおり内側に設置した場合と遜色なく設置可能。 ・海側 3 箇所に設置した場合：70 分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全 8 箇所）：190 分	○	設置時間	特になし	新設防潮堤外側に設置	設置判断の容易さ	津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置する手順を使い分ける必要がなく、設置判断も含め運用が単純化でき、速やかに設置手順に移行できる。	○	設置時間	特になし	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <p>・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載</p>
比較項目	メリット	デメリット	評価																						
新設防潮堤外側に設置	設置判断の容易さ	特になし	△																						
	設置時間	手順の明確化及び的確な状況の把握により対応は可能であるが、津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置場所が異なることから、設置前に状況を確認し対応手順を使い分ける必要が生じ、事故時対応が複雑になる。																							
新設防潮堤内側に設置	設置判断の容易さ	以下のとおり内側に設置した場合と遜色なく設置可能。 ・海側 3 箇所に設置した場合：70 分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全 8 箇所）：190 分	○																						
	設置時間	特になし																							
新設防潮堤外側に設置	設置判断の容易さ	津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置する手順を使い分ける必要がなく、設置判断も含め運用が単純化でき、速やかに設置手順に移行できる。	○																						
	設置時間	特になし																							
		<p>b. 新設防潮堤の外側に設置するモニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの配置</p> <p>a. の考え方で整理した結果、3 号炉の原子炉から見て新設防潮堤の外側に設置するのは、第 1 図に示す通り、常設のモニタリングポスト 7 のみである。モニタリングポスト 7 から 3 号炉の原子炉方向を見たときの新設防潮堤との位置関係は第 2 図の通りである。この位置関係における新設防潮堤による観測への影響を c. 及び d. にて確認した。</p>																							

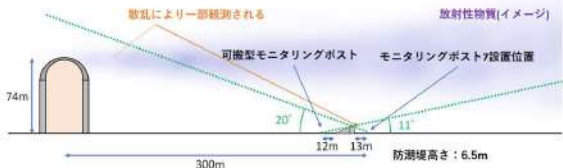
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;">泊発電所 3 号炉</p>  <p style="text-align: center;">第 1 図 モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに可搬型モニタリングポスト配置</p>  <p style="text-align: center;">第 2 図 モニタリングポスト 7 から 3 号炉の原子炉方向を見たときの新設防潮堤との位置関係</p> <p>c. 平常時の観測に対する影響【設置許可基準規則第 31 条】 「原子力発電所放射線モニタリング指針 JEAG4606-2017」では、モニタリングポストによる測定時に考慮すべき事項として「地形的に狭隘な場所、コンクリート法面付近のような、バックグラウンド放射線が特殊な場所ではできるだけ避ける。」と記載があることから、新設防潮堤によるバックグラウンドへの影響を検討した。 旧防潮壁設置によるモニタリングポスト観測への影響を確認した結果、設置の前後 1 年間での年間平均値は、設置前(平成 24 年)37.5 nGy/h、設置後(平成 26 年)38.1nGy/h であり、モニタリングポスト 1～6 及びモニタリングステーションの平成 24 年と平成 26 年の年間平均値(変動幅は-0.2nGy/h～+0.6nGy/h)と比較しても、モニタリングポスト 7 の変動値(+0.6nGy/h)は他のモニタリングポスト等の年間平均値の変動幅内にあることを確認している。 第 3 図及び第 4 図に示す通り、新設防潮堤とモニタリングポスト 7 の距離は若干近づく(2m 程度)ものの 12m 程度の距離があり、影響は小さいと考えられる。 また、防潮堤の内側に設置する可搬型モニタリングポ</p>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

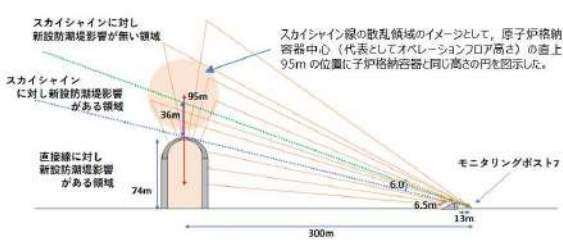
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>トについてもバックグラウンドへの影響を低減するため、防潮堤から 12m 以上離れた距離に設置することとする。</p>  <p>第 3 図 モニタリングポスト 7 に対する新設防潮堤と旧防潮堤の位置関係</p>  <p>第 4 図 モニタリングポスト 7 と旧防潮堤の写真</p> <p> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>d. 事故時の観測に対する影響【設置許可基準規則第 31 条】 【設置許可基準規則第 60 条】 空間放射線量率を測定するに当たり抛り所とすべきものに、原子力災害対策指針補足参考資料である「緊急時モニタリングについて(平成 30 年 4 月 4 日制定, 令和 3 年 12 月 21 日改訂)」があり、建物等による遮蔽の影響について極力低減を図るものとされている。そこで、第 2 図に示した位置関係を踏まえ、放射線の経路ごとに感度への影響について検討を行った。</p> <p>(a) クラウドシャイン線の観測への影響 事故時に放出された放射性物質は、風によりある方位に集中する可能性があるため、各方位でクラウドシャイン線を観測できることが重要である。 放射性物質がモニタリングポスト 7 の方位に移動する場合には、第 5 図で示す通り放射性物質が放出された直後はモニタリングポスト 7 の位置から線源を直接見込むことはできず、新設防潮堤は相当の厚みを有するため、直接線の観測は困難である。しかし、放射性物質がモニタリングポスト 7 の方位に拡散した場合には、モニタリングポスト 7 の方位における年平均風速は 2.4m/s であり、原子炉格納容器から新設防潮堤影響のない範囲までの距離を保守的に約 150m と仮定しても、放射性物質の移動時間的には約 1 分と比較的速やかに通り抜け</p>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>ることになり、それ以降はクラウドシャイン線が直接監視できる状況となるため、放射線監視が可能である。また、見込まない範囲の放射性物質からの放射線が一部散乱し、線量率の増加に寄与する。</p> <p>新設防潮堤により見えない角度は地面から 20° 程度の範囲であり、検出器上方の 180° に対し 11%程度であり影響は小さい。</p> <p>新設防潮堤の内側に設置する可搬型モニタリングポストについては、防潮堤からの距離を 12m 以上確保することとしているが、仮に 12m とした場合の位置関係を第5図に示した。新設防潮堤の内側に設置した場合は放出直後の放射性物質を線源として見込むことが可能な上、新設防潮堤により見えない角度は地面から 11° 程度であり、モニタリングポスト7の位置での影響と同様に影響は小さいことを確認した。</p>  <p>第5図 クラウドシャイン線の観測</p> <p>また、放射性物質がモニタリングポスト7の方位に移動しない場合は、他のモニタリングポストにて観測が可能である。</p> <p>(b) 直接線・スカイシャイン線の観測への影響</p> <p>新設防潮堤の内側に設置する可搬型モニタリングポストについては、原子炉格納容器の方位に新設防潮堤がないため、直接線及びスカイシャイン線への影響はない。</p> <p>モニタリングポスト7の位置における影響を検討したところ、以下に示すとおり、新設防潮堤の遮蔽を考慮しても、新設防潮堤が無い場合と比較し同オーダーレベルでの観測が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新設防潮堤によりモニタリングポスト7の設置位置から原子炉格納容器を直視することはできず、新設防潮堤は相当の厚みを有するため、直接線の計測は困難と考えられる。 ● ただし、直接線は原子炉格納容器外側の外部遮蔽により強く低減されるため、炉心損傷時に発生する直接線とスカイシャイン線ではスカイシャイン線の寄与の方が支配的であることから、計測に対する影響 	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>は小さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 例として有効性評価で想定する格納容器過圧破損モード「大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」では約 1:10 となる。 ● スカイシャイン線については、新設防潮堤の影響を受ける角度（領域）は 6.0° と狭く、例えば 0.5MeV γ 線の空気に対する平均自由行程は 95m 程度であり、多くのスカイシャイン線による放射線が新設防潮堤の影響が無い領域まで到達するため、スカイシャイン線は十分計測することが可能である。  <p>第 6 図 直接線及びスカイシャイン線の経路</p> <p>また、直接線及びスカイシャイン線は格納容器が線源となるため、他モニタリングポストでも共通して線量率が増加傾向を示すことから、他モニタリングポストの観測結果も踏まえ、総合的にモニタリングを行うことが可能である。</p> <p>(c) 計測における感度低下の影響確認</p> <p>(a) 及び (b) で記載の通り防潮堤の内側に設置する可搬型モニタリングポストの感度への影響とモニタリングポスト 7 の位置における影響は同程度と見込まれるため、代表してモニタリングポスト 7 の位置における感度低下の影響を確認する。</p> <p>以下に示すとおり、感度低下の影響を考慮しても事故時の計測が可能である。</p> <p>【設置許可基準規則第 31 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一例として、設計基準事故である LOCA 時ににおいて原子炉格納容器からモニタリングポスト 7 方向の風向となった場合、モニタリングポスト 7 における線源（ブルーム）からの線量率は新設防潮堤の影響が無い場合で約 $10 \mu\text{Sv/h}$ 以上となる。 ● (a) 及び (b) で記載の通り、クラウドシャインによる感度の低下は 11% 程度、直接スカイシャイン線については同オーダーでの計測が可能と考えているものの、こ 	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

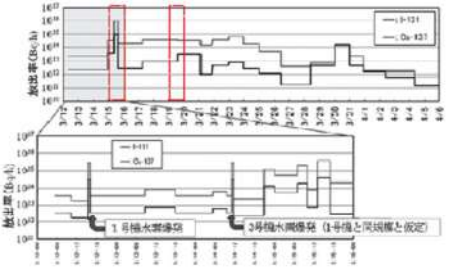
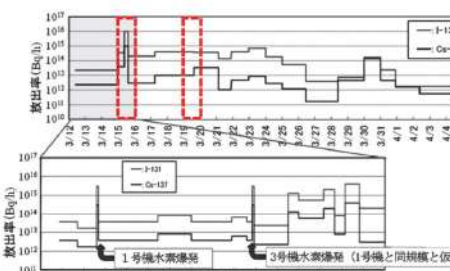
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>れにより感度が1/10に低下したと仮定しても、モニタリングポストの計測範囲は0.87nGy/h～100mGy/hであり、LOCA時の線量率の1/10の線量率（1μGy/h）を計測することができる。</p> <p>【設置許可基準規則第60条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有効性評価で想定する格納容器過圧破損モード「大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」の場合、炉心損傷後（原子炉格納容器破損前）のモニタリングポスト7における直接線・スカイシャイン線の線量率の最大は、新設防潮堤の影響が無い場合の解析値で約3.5mSv/hとなる。 ● （a）及び（b）で記載の通り、新設防潮堤の影響として、クラウドシャインによる感度の低下は11%程度、直接スカイシャイン線については同オーダーでの計測が可能と考えているものの、これにより感度が1/10に低下したと仮定しても、モニタリングポストの計測範囲は0.87nGy/h～100mGy/hであり、炉心損傷時の線量率の1/10の線量率（350μGy/h）を計測することができる。 	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) プルーム発生時の移動方向の把握</p> <p>モニタリング設備で監視している空間放射線量率の時間変化より、プルームの移動方向を知ることができる。以下の図のように、プルームがモニタリング箇所近づいてくると、近づいてこない場合では空間放射線量率の時間変化に違いが出ることから、プルームの移動方向の特定が可能である。</p> <p>モニタリング箇所直上通過</p> <p>プルームが近づくと検査率が上昇する</p> <p>プルームが離れると検査率が下降する</p> <p>放射性物質が沈着した場合は、その分バックグラウンドが上昇する</p> <p>【モニタリング箇所上空にプルームが近づいてくる場合】</p> <p>プルーム出現と同時に、検査率が急激に上昇する</p> <p>プルームが離れると検査率が下降する</p> <p>放射性物質の沈着が少いため、バックグラウンドの上昇なし。</p> <p>【モニタリング箇所上空にプルームが近づいてこない場合】</p> <p>(出典：「福島原子力事故調査報告書」東京電力株式会社)</p>		<p>(12) プルーム発生時の移動方向の把握</p> <p>モニタリング設備で監視している空間放射線量率の時間変化より、プルームの移動方向を知ることができる。以下の図のように、プルームがモニタリング箇所近づいてくると、近づいてこない場合では空間放射線量率の時間変化に違いが出ることから、プルームの移動方向の特定が可能である。</p> <p>モニタリング箇所直上通過</p> <p>プルームが近づくと検査率が上昇する</p> <p>プルームが離れると検査率が下降する</p> <p>放射性物質が沈着した場合は、その分バックグラウンドが上昇する</p> <p>【モニタリング箇所上空にプルームが近づいてくる場合】</p> <p>プルーム出現と同時に、検査率が急激に上昇する</p> <p>プルームが離れると検査率が下降する</p> <p>放射性物質の沈着が少いため、バックグラウンドの上昇なし。</p> <p>【モニタリング箇所上空にプルームが近づいてこない場合】</p> <p>(出典：「福島原子力事故調査報告書」東京電力株式会社)</p>	

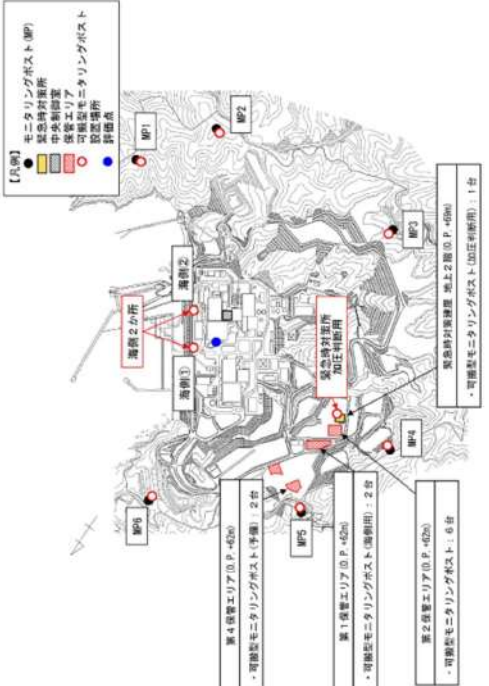
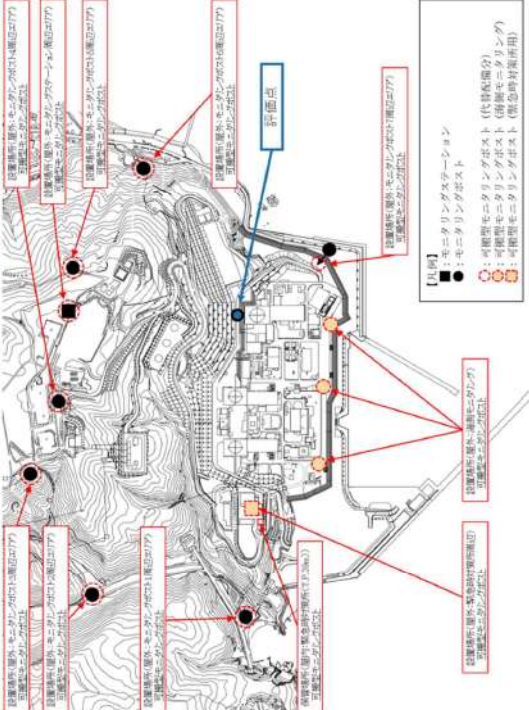
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.3.4 可搬型放射線計測装置の計測範囲</p> <p>(1) 重大事故等時における放射性物質濃度測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、放射能観測車の代替として放射性物質濃度を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて、Cs-137 で約 $2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$、I-131 で約 $5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ が必要である。</p> <p>このため、$3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ の測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、女川原子力発電所の有効性評価におけるCs-137の放出量は約1.4TBqであるため、測定される放射性物質濃度はさらに低くなると想定される。</p> <p>(2) 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射性物質濃度の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の濃度は、Cs-137 が約 $2.4 \times 10^{-6} \text{Bq/cm}^3$、I-131 が約 $5.9 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ であった(2011.3.19)。この日における福島第一原子力発電所からの放出率の推定値が、事故後の最大放出率の推定値の約1/100程度であることを踏まえると、Cs-137 が約 $2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$、I-131 が約 $5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ となる。</p>  <p>第3.3.4-1図 Cs-137とI-131の放出率推定値の時間変化 出典：「放射性物質の大気拡散評価」(永井晴康 Jpn. J. Health Phys., 47(1), 13 ~ 16(2012))</p>	<p>(13) 放射能測定装置の計測範囲</p> <p>a. 重大事故等時における放射性物質濃度測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、放射能観測車の代替として放射性物質濃度を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて、Cs-137 で約 $2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$、I-131 で約 $5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ が必要である。</p> <p>このため、$3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ の測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、泊発電所3号炉の有効性評価におけるCs-137の放出量は約0.51TBqであるため、測定される放射性物質濃度はさらに低くなると想定される。</p> <p>b. 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射性物質濃度の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の濃度は、Cs-137 が約 $2.4 \times 10^{-6} \text{Bq/cm}^3$、I-131 が約 $5.9 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ であった(2011.3.19)。この日における福島第一原子力発電所からの放出率の推定値が、事故後の最大放出率の推定値の約1/100程度であることを踏まえると、Cs-137 が約 $2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$、I-131 が約 $5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ となる。</p>  <p>出典：「放射性物質の大気拡散評価」(永井晴康 Jpn. J. Health Phys., 47(1), 13 ~ 16(2012))</p>	<p>【女川】個別解析結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3.3.5 可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量評価</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外部バッテリー（2 個）により 5 日間以上電源供給が可能であり、5 日後からは予備の外部バッテリー（2 個）と交換することにより、必要な期間継続して計測が可能な設計としている。なお、外部バッテリーは、第 1 保管エリア、第 2 保管エリア、第 4 保管エリア及び緊急時対策建屋内に保管し、通常時から充電を行うことで、5 日目に確実に交換できる設計とする。</p> <p>また、9 台すべての可搬型モニタリングポストの外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、移動時間も含めて約 380 分で可能である。</p> <p>ここでは、以下の評価条件から、可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量の評価を示す。</p> <p><被ばく線量の評価条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災プラント：女川原子力発電所 2 号炉 ・想定シナリオ：「大破断LOCA 時に高圧炉心スプレイ系及び低圧注水機能喪失並びに全交流動力電源が喪失したシーケンス」において、原子炉格納容器フィルタベント系を経由した格納容器ベントを実施するシナリオ ・評価点：評価点を第 3.3.5-1 図に示す。評価点は格納容器ベント実施プラントから作業エリアまでの距離よりも、格納容器ベント実施プラントに近い範囲内で選定した。 ・大気拡散条件：2 号炉周辺現場作業エリアのうち厳しい評価結果を与える作業場所の相対濃度及び相対線量を参照 ・評価時間：合計 380 分 （移動合計時間約 290 分 + 作業時間約 10 分 × 9 か所） ・作業開始時間：格納容器ベント実施 10 時間後から作業開始（事故発生から 63 時間後） ・作業場所まわりの遮蔽：考慮しない ・マスクによる防護係数：50 	<p>(14) 可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量評価</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外部バッテリーにより 3.5 日間以上電源供給が可能であり、それ以降は予備のバッテリーと交換することにより、必要な期間継続して計測が可能な設計としている。なお、外部バッテリーは緊急時対策所内に保管し、通常時から充電を行うことで、確実に交換できる設計とする。</p> <p>また、12 台すべての可搬型モニタリングポストの外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、移動時間も含めて約 290 分で可能である。</p> <p>ここでは、以下の評価条件から、可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量の評価を示す。</p> <p><被ばく線量の評価条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災プラント：泊発電所 3 号炉 ・想定シナリオ：大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故 ・評価点：評価点を第 1 図に示す。評価点は発災プラントから作業エリアまでの距離よりも、発災プラントに近い範囲内で選定した。 ・大気拡散条件：3 号炉周辺現場作業エリアのうち厳しい評価結果を与える作業場所の相対濃度及び相対線量を参照 ・評価時間：合計 290 分（移動時間等合計約 170 分 + 作業時間約 10 分 × 12 箇所） ・作業開始時間：バッテリー交換が必要となる 3.5 日に対して余裕を持たせ、事故後 2.0 日（48 時間）から作業開始 ・作業場所周りの遮蔽：考慮しない。 ・マスクによる防護係数：50 	<p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッテリーの連続稼働期間が異なるが、バッテリー交換により必要期間確保する方針は同様である。 <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置設計、可搬型モニタリングポスト設置台数が異なることによる移動時間の相違 <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故シーケンスの相違 <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置設計、可搬型モニタリングポスト設置台数が異なることによる移動時間の相違 <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッテリーの連続稼働期間が異なるが、バッテリー交換により必要期間確保する方針は同様である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3.5.5-1図 評価点及び可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所</p> <p>・被ばく経路：以下を考慮</p> <ol style="list-style-type: none"> ①原子炉建屋内等の放射性物質からのガンマ線による屋外での被ばく ②放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による屋外での被ばく ③大気中に放出された放射性物質の吸入摂取による屋外での被ばく ④地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく ⑤原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく ⑥原子炉格納容器フィルタベント系配管に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく 	 <p>第1図 評価点及び可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所</p> <p>被ばく経路：以下を考慮</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建屋内からのガンマ線による被ばく <ul style="list-style-type: none"> ・直接ガンマ線 ・スカイシャインガンマ線 (2) 大気中へ放出された放射性物質による被ばく <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドシャインによる外部被ばく ・グランドシャインによる外部被ばく ・吸入摂取による内部被ばく 	<p>【女川】設計の相違</p> <p>・泊発電所では重大事故でフィルタベント設備を使用しない。</p>

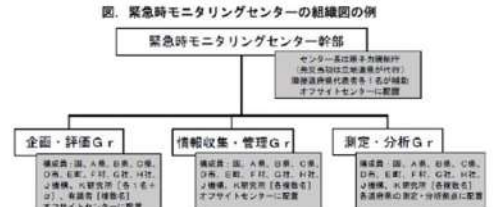
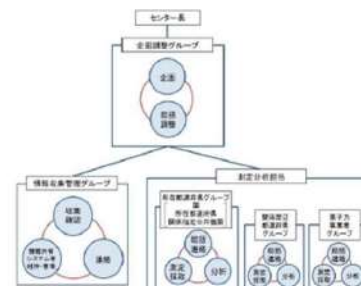
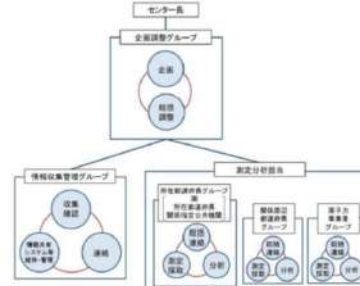
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由								
	<table border="1" data-bbox="678 185 1200 300"> <tr> <td>作業開始時間</td> <td>格納容器ベント実施 10 時間後[※]</td> </tr> <tr> <td>作業に係る被ばく線量</td> <td>約 45mSv</td> </tr> </table> <p data-bbox="678 304 1200 411">※バッテリーは 5 日間以上電源供給が可能のため、交換は格納容器ベント（約 2.6 日）後となる。また、格納容器ベント開始から 10 時間は待避することから、作業時の線量として格納容器ベント実施 10 時間後の線量を想定した。</p>	作業開始時間	格納容器ベント実施 10 時間後 [※]	作業に係る被ばく線量	約 45mSv	<table border="1" data-bbox="1256 185 1809 300"> <tr> <td>作業開始時間</td> <td>事故後 48 時間後[※]</td> </tr> <tr> <td>作業に係る被ばく線量</td> <td>約 40mSv</td> </tr> </table> <p data-bbox="1256 304 1809 357">※バッテリー交換が必要となる 3.5 日に対して余裕を持たせつつ、保守的な評価となるよう事故後 2.0 日（48 時間）の線量を想定した。</p>	作業開始時間	事故後 48 時間後 [※]	作業に係る被ばく線量	約 40mSv	<p data-bbox="1843 260 2092 280">【女川】個別解析結果による相違</p>
作業開始時間	格納容器ベント実施 10 時間後 [※]										
作業に係る被ばく線量	約 45mSv										
作業開始時間	事故後 48 時間後 [※]										
作業に係る被ばく線量	約 40mSv										



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由									
		<p>補足説明資料 5. モニタリングポスト, モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの計測結果の保存について</p> <p>モニタリングポスト, モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの空間放射線量率の計測結果は, 次表のとおり記録及び保存している。</p> <table border="1" data-bbox="1249 411 1818 533"> <thead> <tr> <th></th> <th>固定モニタリング設備</th> <th>可搬型モニタリングポスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記録</td> <td>泊 3 号炉中央制御室の環境監視盤及び現場に記録</td> <td>緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に記録</td> </tr> <tr> <td>保存</td> <td>泊 3 号炉中央制御室の環境監視盤本体及び現場に保存</td> <td>緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に保存</td> </tr> </tbody> </table> <p>補足説明資料 6. 気象観測設備の観測データについて</p> <p>気象観測設備による観測データは, 1, 2 号炉中央制御室及び 3 号炉中央制御室の環境監視盤に表示し, 運転員による監視を行っている。</p> <p>観測データに異常が認められた場合には, 運転員から設備主管箇所に連絡され, 原因調査及び修繕等の対応を行う。</p> <p>また, 気象観測設備は定期的に点検・校正し, 健全性を確認している。</p>		固定モニタリング設備	可搬型モニタリングポスト	記録	泊 3 号炉中央制御室の環境監視盤及び現場に記録	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に記録	保存	泊 3 号炉中央制御室の環境監視盤本体及び現場に保存	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に保存	
	固定モニタリング設備	可搬型モニタリングポスト										
記録	泊 3 号炉中央制御室の環境監視盤及び現場に記録	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に記録										
保存	泊 3 号炉中央制御室の環境監視盤本体及び現場に保存	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に保存										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
<p>7. 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 発電所敷地外のモニタリング</p> <p>原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成25年6月5日 全部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。</p>  <p>図. 緊急時モニタリングセンターの組織図の例</p> <table border="1" data-bbox="112 590 604 925"> <caption>表. 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成の例</caption> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>要員の適性</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時モニタリングセンター幹部</td> <td>緊急時モニタリング全般を統括できる者</td> <td>国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは連絡係で代行</td> </tr> <tr> <td>企画・評価グループ</td> <td>緊急時モニタリング項目の決定 関係機関との調整 緊急時モニタリング結果の解析 緊急時モニタリング結果に基づく住民の適切な対応</td> <td>国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。</td> </tr> <tr> <td>情報収集・管理グループ</td> <td>緊急時モニタリング結果の収集、整理 緊急時モニタリング結果の報告、発信 関係機関との情報授受</td> <td>各組織から上がる情報を（EPC放射線班）で集約するために、関係機関を中心し、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で構成。</td> </tr> <tr> <td>測定・分析グループ</td> <td>緊急時モニタリングにおける測定、分析を行える者</td> <td>道府県のモニタリング実施機関を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で構成。</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：原子力規制委員会 緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム第5回委員会（H25.3.11） 配布資料2（会合での意見反映版）</p>	機能	要員の適性	人員構成	緊急時モニタリングセンター幹部	緊急時モニタリング全般を統括できる者	国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは連絡係で代行	企画・評価グループ	緊急時モニタリング項目の決定 関係機関との調整 緊急時モニタリング結果の解析 緊急時モニタリング結果に基づく住民の適切な対応	国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。	情報収集・管理グループ	緊急時モニタリング結果の収集、整理 緊急時モニタリング結果の報告、発信 関係機関との情報授受	各組織から上がる情報を（EPC放射線班）で集約するために、関係機関を中心し、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で構成。	測定・分析グループ	緊急時モニタリングにおける測定、分析を行える者	道府県のモニタリング実施機関を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で構成。	<p>3.9 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成30年10月1日一部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、第3.9-1図及び第3.9表のとおり、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。</p>  <p>第3.9-1図 緊急時モニタリングセンターの体制図</p> <table border="1" data-bbox="672 734 1209 1053"> <caption>第3.9表 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成</caption> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整グループ</td> <td>・ 上席放射線防災専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・ 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>情報収集管理グループ</td> <td>・ 国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>測定分析担当</td> <td>・ 所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を用いたのち測定対象範囲の測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：緊急時モニタリングセンター設置要領 第3版（令和元年6月25日）</p>	機能	人員構成	企画調整グループ	・ 上席放射線防災専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・ 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	情報収集管理グループ	・ 国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	測定分析担当	・ 所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を用いたのち測定対象範囲の測定	<p>補足説明資料7. 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成30年10月1日 一部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、第1図及び第1表のとおり、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。</p>  <p>第1図 緊急時モニタリングセンターの組織図の例</p> <table border="1" data-bbox="1254 734 1792 1053"> <caption>第1表 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成の例</caption> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整グループ</td> <td>・ 緊急時モニタリングセンター内の総括 ・ 緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等</td> </tr> <tr> <td>情報収集管理グループ</td> <td>・ 緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 ・ 緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 ・ 情報共有システムの維持・異常対応等</td> </tr> <tr> <td>測定分析担当</td> <td>・ 企画調整グループで作成された指示書に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤を用いたのち測定対象範囲の測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：緊急時モニタリングセンター設置要領 第3版（令和元年6月25日）</p>	機能	人員構成	企画調整グループ	・ 緊急時モニタリングセンター内の総括 ・ 緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等	情報収集管理グループ	・ 緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 ・ 緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 ・ 情報共有システムの維持・異常対応等	測定分析担当	・ 企画調整グループで作成された指示書に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤を用いたのち測定対象範囲の測定	<p>【大飯】女川実績の反映</p>
機能	要員の適性	人員構成																																
緊急時モニタリングセンター幹部	緊急時モニタリング全般を統括できる者	国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは連絡係で代行																																
企画・評価グループ	緊急時モニタリング項目の決定 関係機関との調整 緊急時モニタリング結果の解析 緊急時モニタリング結果に基づく住民の適切な対応	国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。																																
情報収集・管理グループ	緊急時モニタリング結果の収集、整理 緊急時モニタリング結果の報告、発信 関係機関との情報授受	各組織から上がる情報を（EPC放射線班）で集約するために、関係機関を中心し、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で構成。																																
測定・分析グループ	緊急時モニタリングにおける測定、分析を行える者	道府県のモニタリング実施機関を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で構成。																																
機能	人員構成																																	
企画調整グループ	・ 上席放射線防災専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・ 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成																																	
情報収集管理グループ	・ 国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成																																	
測定分析担当	・ 所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を用いたのち測定対象範囲の測定																																	
機能	人員構成																																	
企画調整グループ	・ 緊急時モニタリングセンター内の総括 ・ 緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等																																	
情報収集管理グループ	・ 緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 ・ 緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 ・ 情報共有システムの維持・異常対応等																																	
測定分析担当	・ 企画調整グループで作成された指示書に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤を用いたのち測定対象範囲の測定																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) オフサイトセンターへの情報連絡 原子力事業者防災業務計画において、緊急時モニタリングセンターが設置されるオフサイトセンターに、以下の状況を把握し、所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>a. 事故の発生時刻及び場所 b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 c. 被ばくおよび障害等人身災害にかかわる状況 d. 発電所敷地周辺における放射線および放射能の測定結果 e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況 f. 気象状況 g. 収束の見通し h. 放射能影響範囲の推定結果 i. その他必要と認める事項</p> </div>	<p>(2) 原子力事業者防災業務計画において、以下の状況を把握し、オフサイトセンターに所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事象発生時刻及び場所 ② 事象発生の原因、状況及び拡大防止措置 ③ 被ばく及び障害等人身災害に係る状況 ④ 発電所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果 ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況 ⑥ 気象状況 ⑦ 収束の見通し ⑧ その他必要と認める事項 <p>(3) オフサイトセンターから緊急時モニタリングセンターへの情報のやり取りは、第3.9-2図のとおりである。事業者はオフサイトセンターへ情報連絡する事項（放出源情報）を連絡し、オフサイトセンターは、その情報を緊急時モニタリングセンターに提供することとなる。</p>  <p>第3.9-2図 緊急時モニタリング関連の情報のやり取り 出典：緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）第6版（令和元年7月5日）</p>	<p>(2) 原子力事業者防災業務計画において、以下の状況を把握し、オフサイトセンターに所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>a. 事故の発生時刻及び場所 b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 c. 被ばく及び障害等人身事故にかかわる状況 d. 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果 e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況 f. 気象状況 g. 収束の見通し h. その他必要と認める事項</p> </div> <p>(3) オフサイトセンターから緊急時モニタリングセンターへの情報のやり取りは、第2図のとおりである。事業者はオフサイトセンターへ情報連絡する事項（放出源情報）を連絡し、オフサイトセンターは、その情報を緊急時モニタリングセンターに提供することとなる。</p>  <p>第2図 緊急時モニタリング関連の情報のやり取り 出典：緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）第7版（令和3年12月21日）</p>	<p>【大飯】女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景 平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。 この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容） (目的) 原災法第14条※の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的としている。</p> <p>※原災法第14条（他の原子力事業所への協力） 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。</p> <p>(事業者) 電力9社（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州）、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容) 発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について支援本部への協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p>3.10他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1)原子力事業者間協力協定締結の背景 平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。 この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2)原子力事業者間協力協定（内容） (目的) 原災法第14条*の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的とする。</p> <p>※原災法第14条（他の原子力事業所への協力） 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。</p> <p>(事業者) 北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容) 発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p>補足説明資料8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景 平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。 この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容） (目的) 原災法第14条*の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的とする。</p> <p>*原災法第14条（他の原子力事業所への協力） 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。</p> <p>(事業者) 電力9社（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州）、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容) 発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p>【女川】大飯実績の反映</p> <p>【大飯】女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>【比較のため本ページ女川欄には 3.1 を掲載】</p> <p>3.1 その他条文との基準適合性</p> <p>3.1.1 設置許可基準規則第 6 条</p> <p>監視設備に関する要求事項のうち、設置許可基準規則第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>(1) 風（台風）</p> <p>敷地付近で観測された最大瞬間風速は、大船渡特別地域気象観測所での観測記録（1940 年～2012 年）によれば 44.2m/s（2002 年 10 月 2 日）である。</p> <p>監視設備が風（台風）の影響を受けた場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(2) 竜巻</p> <p>気象庁「竜巻等の突風データベース」（1961 年～2012 年）に基づき、竜巻検討地域における過去に発生した竜巻による最大風速及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速によって定めた基準竜巻の最大風速は 92m/s であり、女川原子力発電所の立地する地域特性から地形効果による基準竜巻の割増しも不要と考えるが、将来的な気候変動による竜巻発生の不確実性を考慮し、安全側に切り上げて設計竜巻の最大風速は 100m/s と設定した。</p> <p>監視設備が竜巻により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(3) 凍結</p> <p>石巻特別地域気象観測所の観測記録（1887 年～2012 年）によれば、最低気温は-14.6℃（1919 年 1 月 6 日）である。</p> <p>監視設備が凍結の影響を受けた場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>補足説明資料 9. 設置許可基準規則第六条との基準適合性</p> <p>監視設備に関する要求事項のうち、設置許可基準規則第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>(1) 風（台風）</p> <p>最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所での観測記録（気象庁の気象統計情報における観測記録。）によると、風速の観測記録史上 1 位の最大風速は 49.8m/s（寿都特別地域気象観測所、1952 年 4 月 15 日）であり、この観測記録は移転前の局地的な強風の影響を受けやすい場所に設置されていた時の記録であり、移転後の最大風速は 20.3 m/s（2004 年 2 月 23 日）である。また、小樽特別地域気象観測所での最大風速は 27.9m/s（1954 年 9 月 27 日）である。いずれも設計基準風速（36m/s 地上高 10m, 10 分間平均）に包絡される。</p> <p>監視設備が風（台風）の影響を受けた場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(2) 竜巻</p> <p>日本で過去に発生した最大の竜巻規模は F3（風速 70m/s～92m/s）である。</p> <p>観測記録の統計処理による年超過確率によれば、発電所における 10⁻⁵/年値は風速 65m/s である。</p> <p>設計竜巻の最大風速は、これらのうち最も保守的な値である F3 の風速範囲の上限値 92m/s とする。</p> <p>安全施設は、設計竜巻の最大風速を安全側に切り上げた 100m/s に対して、竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>監視設備は、設計竜巻の最大風速を安全側に切り上げた 100m/s に対して機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(3) 凍結</p> <p>最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所での観測記録（1884 年～2020 年）及び小樽特別地域気象観測所の観測記録（1943 年～2020 年）で-18.0℃（小樽特別地域気象観測所 1954 年 1 月 24 日）である。</p> <p>監視設備が凍結の影響を受けた場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>【女川】立地箇所の相違による気象観測結果の相違</p> <p>【女川】立地箇所の相違による気象観測結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>【比較のため本ページ女川欄には 3.1 を掲載】</p> <p>(4)積雪 建築基準法施行令第 86 条第 3 項に基づき宮城県が作成した積雪量分布によると、女川地区は 40cm である。また、石巻特別地域気象観測所の観測記録（1887 年～2012 年）によれば、最深積雪量は 43cm（1923 年 2 月 17 日）である。</p> <p>発電所建屋内の監視設備及び地下布設の通信回線は、建屋の壁等により積雪の影響を受けない設計とする。 また、屋外に設置する監視設備は、除雪するなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。</p> <p>(5)落雷 監視設備が落雷により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(6)地滑り 監視設備が地滑りにより機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(7)火山の影響 監視設備に影響を与える可能性のある火山事象は降下火砕物であり、文献調査、敷地内の地質調査結果及び降下火砕物シミュレーション結果に基づく層厚は 15cm である。 発電所建屋内の監視設備及び地下布設の通信回線は、建屋の壁等により降下火砕物の影響を受けない設計とする。 また、屋外に設置する監視設備は、除灰するなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。</p> <p>(8)森林火災 監視設備は、消火活動により可能な限り森林火災からの影響の軽減を図る設計とする。 監視設備が森林火災により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(9)生物学的事象 監視設備は、貫通部の穴じまいや目張りをするなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。 監視設備が小動物の侵入に対し機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>(4) 積雪 建築基準法及び同施行令第 86 条第 3 項に基づく北海道建築基準法施行細則によると、建築物を設計する際に要求される基準積雪量は、泊村においては 150cm である。また、寿都特別地域気象観測所での観測記録（1893 年～2020 年）及び小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943～2020 年）によれば、月最深積雪の最大値は、189cm（寿都特別地域気象観測所 1945 年 3 月 17 日）である。 監視設備は、積雪による荷重に対し機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(5) 落雷 監視設備は、落雷により機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(6) 地滑り 監視設備は、地滑りにより機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(7) 火山の影響 監視設備は、降下火砕物による荷重に対して機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(8) 外部火災 監視設備は、消火活動により可能な限り森林火災からの影響の軽減を図る設計とする。 監視設備が森林火災により機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(9) 生物学的事象 監視設備は、貫通部の穴じまいや目張りをするなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。 監視設備が小動物の侵入に対し機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>【女川】立地箇所の相違による気象観測結果の相違 ・記載表現は泊の 6 条を踏襲している。</p> <p>【女川】設計の相違 ・積雪に対する設計方針が異なるが、安全機能を確保は他の気象に対する対応と同様である。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は火山の影響に対し、代替設備でモニタリング設備の安全機能を確保するため、火山事象影響について記載しない方針としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【比較のため本ページ女川欄には3.1を掲載】</p> <p>(10) 電磁的障害 監視設備は、ラインフィルタ等の設置等により、電磁的障害に対し機能喪失しない設計とする。 監視設備が電磁的障害により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>(10) 電磁的障害 監視設備は、ラインフィルタの設置等により、電磁的障害による擾乱に対し機能喪失しない設計とする。 監視設備が電磁的障害により機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、本ページ大飯欄は補足資料6.を掲載】</p> <p>6. 可搬式気象観測装置の観測項目について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合、放出放射エネルギー評価や大気中における放射性物質拡散状態の推定を行うために、気象観測設備が使用できない場合は、可搬式気象観測装置で以下の項目について気象観測を行う。</p> <p>(1) 観測項目 風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度</p> <p>なお、風向、風速、日射量及び放射収支量については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目である。</p> <p>(2) 各測定項目の必要性 放出放射エネルギー、大気安定度及び放射性物質の降雨による地表への沈着の推定には、それぞれ以下の観測項目が必要となる。</p> <p>a. 放出放射エネルギー 風向、風速、大気安定度</p> <p>b. 大気安定度 風速、日射量、放射収支量</p> <p>c. 放射性物質の降雨による地表への沈着の推定 雨量</p>		<p>補足説明資料10. 可搬式気象観測設備の観測項目について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合、放出放射エネルギー評価や大気中における放射性物質拡散状態の推定を行うために、気象観測設備が機能喪失した場合及びブルームの通過方向を緊急時対策所にて把握する場合は、可搬式気象観測設備で以下の項目について気象観測を行う。</p> <p>(1) 観測項目 風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量</p> <p>風向、風速、日射量及び放射収支量については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目である。</p> <p>(2) 各測定項目の必要性 放出放射エネルギー、大気安定度及び放射性物質の降雨による地表への沈着の推定には、それぞれ以下の観測項目が必要となる。</p> <p>a. 放出放射エネルギー 風向、風速、大気安定度</p> <p>b. 大気安定度 風速、日射量、放射収支量</p> <p>c. 放射性物質の降雨による地表への沈着の推定 雨量</p>	<p>①の相違</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・測定項目は異なるが、泊も「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定められた項目を網羅している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料14</p> <p>DBとしての電源車（緊急時対策所用）（DB）の無停電電源装置の位置付けについて</p> <p>1. 電源車の条文要求上の位置付け</p> <p>DBとしての電源車（緊急時対策所用）（DB）は、第34条で要求されている「異常が発生した場合に適切な措置をとるため」に必要な設備の一つとして設置しているものであり、次項のとおり異常時において使用する機器等の負荷をカバーする容量を備えている。</p> <p>緊急時対策所等の電源構成は添付1のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第34条（緊急時対策所）</p> <p>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p> </div>		<p>補足説明資料 11. 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについて</p> <p>1. 無停電電源装置の条文要求上の位置付け</p> <p>設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、第31条で要求されている「無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計」として設置しているものであり、次項のとおり必要な負荷をカバーする容量を備えている。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成は第1図のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第31条（監視設備）</p> <p>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>許可基準規則の解釈 第31条（監視設備）</p> <p>5 第31条において、モニタリングポストについては、非常用所内電源に接続しない場合、無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計であること。また、モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計であること。</p> </div>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯及び女川には本資料はないが、島根2号炉のまとめ資料確認結果として、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについての資料を追加した。 ・島根2号炉ではモニタリングポスト及びモニタリングステーションの非常用発電機を保安電源設備に位置付けているが、泊では保安電源設備には該当しないことを説明した資料である。 ・大飯発電所3/4号炉緊急時対策所のまとめ資料において、保安電源の該非について同等の資料があったため参考に大飯欄に掲載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>なお、当該の電源車（緊急時対策所用）（DB）は、以下の理由により第 33 条（保安電源設備）に規定される保安電源には該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所は重要安全施設には該当しない。 ・非常用電源設備を施設する必要がある「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」については、技術基準規則解釈第 45 条に明確化されているが、これに緊急時対策所は含まれない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第 33 条（保安電源設備）</p> <p>発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> </div>		<p>第 1 図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図</p> <p>なお、当該の無停電電源装置及び非常用発電機は、以下の理由により第 33 条（保安電源設備）に規定される保安電源には該当しない。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは重要安全施設には該当しない。</p> <p>非常用電源設備を施設する必要がある「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」については、技術基準規則解釈第 45 条に明確化されているが、これにモニタリングポスト及びモニタリングステーションは含まれない。</p> <div style="text-align: right; color: green; font-weight: bold;"> ■ : 重大事故等対処設備 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第 33 条（保安電源設備）</p> <p>発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>技術基準規則 第45条（保安電源設備） 発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を施設しなければならない。</p> <p>技術基準規則解釈 第45条（保安電源設備） 1 第1項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいう。 ・第2条第2項第9号ホに規定される装置 ・燃料プール補給水系 ・第34条第1項第6号に規定する事故時監視計器 ・原子炉制御室外からの原子炉停止装置 ・PWRの加圧器逃がし弁（手動開閉機能）及び同元弁 ・非常用電源設備の機能を達成するための燃料系</p> <p>2. 緊急時対策所の電源車の容量</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）の容量は100kVAであり、合計負荷容量の約78kVAを十分に満足する容量を有している。</p> <p>3. 電源車に対する規制要求事項</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）については、設計基準事故時に緊急時対策所に必要な設備としてMS-3と位置づけられることから、以下の条文に対する基準適合性について整理した。詳細については、添付2に示す。</p> <p>第3条（地盤） 第4条（地震） 第5条（津波） 第6条（地震、津波以外の自然現象） 第8条（火災） 第9条（溢水） 第10条（誤操作の防止） 第12条（安全施設）</p>		<p>技術基準規則 第45条（保安電源設備） 発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を施設しなければならない。</p> <p>技術基準規則解釈 第45条（保安電源設備） 1 第1項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいう。 ・第2条第2項第9号ホに規定される装置 ・燃料プール補給水系 ・第34条第1項第6号に規定する事故時監視計器 ・原子炉制御室外からの原子炉停止装置 ・PWRの加圧器逃がし弁（手動開閉機能）及び同元弁 ・非常用電源設備の機能を達成するための燃料系</p> <p>2. 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の容量</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の容量は5kVAであり、無停電電源装置及び非常用発電機はモニタリングポスト又はモニタリングステーション以外に負荷を担わないため、十分な容量を有している。</p> <p>3. モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機に対する規制要求事項</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機については、設計基準事故時にモニタリングポスト及びモニタリングステーションに必要な設備としてMS-3と位置づけられることから、以下の条文に対する基準適合性が求められるが、ハザードにより機能喪失した場合は、代替措置により安全機能を確保するため、第10条及び第12条に対する適合性を添付1に整理した。</p> <p>第3条（地盤） 第4条（地震） 第5条（津波） 第6条（地震、津波以外の自然現象） 第8条（火災） 第9条（溢水） 第10条（誤操作の防止） 第12条（安全施設）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 異常時における電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）の運用について</p> <p>緊急時対策所は、通常時は発電所の1号機側非常用所内電源系統から受電するが、事故発生による緊急時対策所立ち上げ以降は、専用の電源車（緊急時対策所用）（DB）から受電する。しかし、事故発生後においても、1号機側非常用所内電源系統から受電が継続している場合は、その状態を継続可能と考える。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）1台に加えて、代替交流電源として電源車（緊急時対策所用）3台を分散して配備する。電源車（緊急時対策所用）（DB）の起動失敗等により電源供給ができない場合は、SAに移行するおそれがある事象として電源車（緊急時対策所用）の起動を実施する。これにより、緊急時対策所等への電源供給に支障がない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>優先順位：電源車（緊急時対策所用）（DB）⇒電源車（緊急時対策所用）①⇒電源車（緊急時対策所用）②⇒電源車（緊急時対策所用）③</p> <p>※1号機側非常用所内電源系統から受電が継続している場合は、使用する場合があります。</p> </div> <p>5. 31条（監視設備）における電源確保について</p> <p>31条においては、電源復旧までの期間を担保する電源として、モニタリングステーション及びモニタリングポスト（以下、「モニタリングポスト等」という。）の専用の無停電電源装置を活用する。モニタリングポスト等の無停電電源装置は約24時間の電源供給が可能な容量を有しており、SAに移行するまでの時間である約30分*に対して十分な余裕を確保していることから、31条の要求事項を満足している。</p> <p>なお、電源車（緊急時対策所用）（DB）からモニタリングポスト等への電源供給が可能であり容量も確保されていることから、異常時には当該電源車を使用できる。また、全交流動力電源が喪失し30分が経過した以降の電源確保対応としては、SA対応として可搬式モニタリングポストを活用することで、確実な対応が可能である。</p> <p>6. 35条（通信連絡設備）における電源の確保について</p> <p>35条においては、設計基準事故が発生した場合の対応として、非常用所内電源系又は無停電電源に接続することが要求されており、設計基準事故が発生した場合に緊急時対策所において適切な措置をとる上で必要な機器等に無停電電源装置を配置している。これらの無停電電源装置は約2時間以上の電源供給が可能な容量を有しており、SAに移行するまでの時間である約30分*に対して十分な余裕を確保していることから、35条の要</p>		<p>4. 異常時における無停電電源装置及び非常用発電機の運用について</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、通常時、非常用低圧母線のコントロールセンタから無停電電源装置を経由して所内電源を受電している。</p> <p>所内電源喪失時は、無停電電源装置から継続して受電を行う。所内電源喪失後約10秒で非常用交流電源装置（ディーゼル発電機）から無停電電源装置を経由して受電を行う。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション局舎内に設置している非常用発電機制御盤内の不足電圧継電器により電源喪失を検知することで自動起動し、運転待機状態となる。</p> <p>自動起動から約40秒以内に、自動切替により電源供給を開始する。非常用発電機は約24時間電源供給が可能である。</p> <p>また、復電した場合は不足電圧継電器による検知で、所内電源側に自動で切り替わりその後、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が自動停止する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>許可基準規則</p> <p>三 Cクラス ・特約地帯外に於ておこなわれる作業に際する期間で補えること。 ・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と静的地帯力を含み合わせ、その結果生ずる応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる積載及び基準による許容応力係数を許容積載とするこ と。 ・機器・設備等については、運転運転時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と静 的地帯力も含み合わせ、その結果生ずる応力に対して、応答が全体的におお びに安定状態に留まること。 2 第4条第2項に規定する「地震の発生によって生ずる点それぞれがある設計基準対 象施設の安全性能の喪失に起因する設計基準対象施設的安全性能の喪失（地震 地震により発生するおそれがある津波及び閉鎖型船舶の衝突等による安全性能の 喪失を含む。）及びそれらに起因する設計基準対象施設による安全性能の喪失 を起因の安全性能が喪失した場合の相対的な程度（以下「地震重要度分 類」という。）をいう。設計基準対象施設は、地震重要度に応じて、以下のクラス（以 下「地震重要度分類」という。）に分類するものとする。 三 Cクラス 8 Cクラスに属する施設及びCクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施 設と同等の安全性が要求される施設をいう。 4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によ ること。 二 静荷地帯力 ①建物・構築物 ・水平地震力は、地震動せん断力係数C_hに、次に示す施設の新築重要度分類に 応じた係数を乗じ、さらに当該階層以上の重量を乗じて算定すること。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>三 Cクラス ・特約地帯外に於ておこなわれる作業に際する期間で補えること。 ・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と 静的地帯力を含み合わせ、その結果生ずる応力に対して、建築基準法等の 安全上適切と認められる積載及び基準による許容応力係数を許容積載とするこ と。 ・機器・設備等については、運転運転時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と静 的地帯力も含み合わせ、その結果生ずる応力に対して、応答が全体的におお びに安定状態に留まること。 2 第4条第2項に規定する「地震の発生によって生ずる点それぞれがある設計基準対 象施設の安全性能の喪失に起因する設計基準対象施設的安全性能の喪失（地震 地震により発生するおそれがある津波及び閉鎖型船舶の衝突等による安全性能の 喪失を含む。）及びそれらに起因する設計基準対象施設による安全性能の喪失 を起因の安全性能が喪失した場合の相対的な程度（以下「地震重要度分 類」という。）をいう。設計基準対象施設は、地震重要度に応じて、以下のクラス（以 下「地震重要度分類」という。）に分類するものとする。 三 Cクラス 8 Cクラスに属する施設及びCクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施 設と同等の安全性が要求される施設をいう。 4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によ ること。 二 静荷地帯力 ①建物・構築物 ・水平地震力は、地震動せん断力係数C_hに、次に示す施設の新築重要度分類に 応じた係数を乗じ、さらに当該階層以上の重量を乗じて算定すること。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p>	<p>設置許可基準規則</p> <p>（安全施設）第十二条 安全施設は、その安 全機能の重要度に応じて、安全機能が確保さ れたものでなければならぬ。 2 安全機能を有する系統のうち、安全機能 の重要度が特に高い安全機能を有するもの は、当該系統を構成する機械又は器具の単一 故障（単一の原因によって一つの機械又は器 具が所定の安全機能を失うこと（故障要因 による多重故障を言わず。）をいう。以下同</p>	<p>適合性</p> <p>している。 所内電路が喪失した場合は、モニタリ グポスト及びモニタリングポスト専用 用の無停電電源装置から継続して受電を行 う。 これらの電源供給は自動で行われること により、運転員による操作は不要な設計と している。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステ ーション専用の無停電電源装置及び非常用 発電機の重要度分類指針に基づく重要度分 類は「MS3」に該当し、MS3に対する要求 に適合した設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステ ーション専用の無停電電源装置及び非常用 発電機の重要度分類指針に基づく重要度分 類は「安全機能を有する系統のうち、安全機 能の重要度が特に高い安全機能を有するも の」に該当しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>許可基準相別</p> <p>物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区域の分限に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずること。</p> <p>① 原子炉の電源停止及び伝達停止を意味し、維持するための安全機能を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区域の隣接物、系統及び機器が設置される火災区域</p> <p>② 燃料は物質の貯蔵又は燃焼を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域</p> <p>③ 緊急停止の待機状態において、消火設備の故障、誤作動又は誤操作が原因と場合のほか、火災感知設備の故障、誤作動又は誤操作が原因とにより消火設備が作動した場合には、発電用原子炉を安全に停止させるための機能を有するものを含むこと。</p> <p>1 第1項は、設計基準において規定する温水に列して、安全施設が安全機能を有するものを含むこと。</p> <p>2 第1項に規定する発電用原子炉施設内における温水とは、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の故障、誤作動等により、冷却系統等の故障又は使用状態異常等により発生する温水をいう。</p> <p>2 設計基準が規定する火災区域は、発電用原子炉施設内の燃料貯蔵庫及び燃料貯蔵庫に設置された燃料貯蔵庫又は燃料貯蔵庫の故障等により発生する温水に列して、燃料貯蔵庫又は燃料貯蔵庫の故障等により発生する温水をいう。</p>	<p>物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区域の分限に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずること。</p> <p>① 原子炉の電源停止及び伝達停止を意味し、維持するための安全機能を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区域の隣接物、系統及び機器が設置される火災区域</p> <p>② 燃料は物質の貯蔵又は燃焼を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域</p> <p>③ 緊急停止の待機状態において、消火設備の故障、誤作動又は誤操作が原因と場合のほか、火災感知設備の故障、誤作動又は誤操作が原因とにより消火設備が作動した場合には、発電用原子炉を安全に停止させるための機能を有するものを含むこと。</p> <p>1 第1項は、設計基準において規定する温水に列して、安全施設が安全機能を有するものを含むこと。</p> <p>2 第1項に規定する発電用原子炉施設内における温水とは、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の故障、誤作動等により、冷却系統等の故障又は使用状態異常等により発生する温水をいう。</p> <p>2 設計基準が規定する火災区域は、発電用原子炉施設内の燃料貯蔵庫及び燃料貯蔵庫に設置された燃料貯蔵庫又は燃料貯蔵庫の故障等により発生する温水に列して、燃料貯蔵庫又は燃料貯蔵庫の故障等により発生する温水をいう。</p>	<p>設置許可基準規則</p> <p>ができるものでなければならぬ。</p> <p>4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならぬ。</p> <p>7 第4項に規定する「発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる」とは、実系統を用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のパイプ系統を用いること等を許容することを意味する。</p> <p>8 第4項に規定する「試験又は検査」については、次の各号によること。</p> <p>一 発電用原子炉の運転中に待機状態にある安全施設は、運転中に定期的に試験又は検査（共用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）に規定される試験又は検査を言</p>	<p>相違理由</p>
<p>適合性</p> <p>を満足している。</p> <p>電源車（緊急時対策用）(DB)は原子炉を安全に停止させるための機能を有しているため、別表外である。なお、消火設備として消火栓を設置している。</p> <p>電源車（緊急時対策用）(DB)は屋外の高さ(EL+3m)に設置しているため、屋内施設からの溢水の影響を蒙らない。</p> <p>また、1号機は温水タンクの屋外への設置に起因しても温水は斜面を流れ落ちること、発電機は車台に搭載しており屋上から約1mの高さの位置にあること、車台そのものは騒音対策としてワエントを取り付けていることから屋外タンクの故障による溢水の影響を蒙ることはない。</p> <p>電源車（緊急時対策用）(DB)は放射線物質を含む液体を内包しない。</p>	<p>規則の解釈（該当箇所の抜粋）</p> <p>の機能に期待されている構築物、系統及び機器が、その間にさらされると考えられる全ての環境条件をいう。</p> <p>7 第4項に規定する「発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる」とは、実系統を用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のパイプ系統を用いること等を許容することを意味する。</p> <p>8 第4項に規定する「試験又は検査」については、次の各号によること。</p> <p>一 発電用原子炉の運転中に待機状態にある安全施設は、運転中に定期的に試験又は検査（共用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）に規定される試験又は検査を言</p>	<p>適合性</p> <p>の局舎内に、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は非常用発電機専用の局舎内に設置されており、通常運転時、運転時の過渡変化時及び設計基準事故時に想定される温度、放射線量等の環境条件により影響を受けない。</p> <p>その他、自然現象により影響を受けた場合でも代替措置により、機能を喪失しない設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機及び非常用発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中にモニタリングポスト及びモニタリングステーションの負荷による試験、検査が可能となる。</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>当該実施が審査区域外へ漏えいしないものではない。</p> <p>（誤操作の防止） 第十二条 設計基準が相違したため、誤操作を防止するための措置を講じたものではない。</p> <p>2. 安全施設は、正常に操作することができ、かつ、緊急時に必要となる理由となった場合に、緊急停止可能な状態にあることである。また、運転が停止しても、運転が再開できる設計であることである。</p> <p>（安全施設） 第十二条 安全施設は、その安全機能の重要な要素を構成するもの、当該要素の故障又は劣化が所定の原因によって一つの要素又は要素の一部に起因して、安全機能が損傷されるものではない。</p> <p>2. 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要な要素を構成するもの、当該要素の故障又は劣化が所定の原因によって一つの要素又は要素の一部に起因して、安全機能が損傷されるものではない。</p>	<p>1. 第一項に規定する「同操作を防止するための措置を講じたもの」には、人間工学的上の誤操作を考慮して、原の配置及び操作員並びに非等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において常用原子炉施設の状態を正確かつ迅速に把握できるように配慮すること並びに保守期間において取りこぼしのないよう留意すること等の措置を講じた設計であることという。また、運転中の異常な状態変化又は設計基準要素の発生後、ある時点で、運転中の操作を中断しなくても必要な安全機能が確保される設計であることという。</p> <p>2. 第二項に規定する「正常に操作することができ」とは、当該設計が必要となる理由となった場合に、緊急停止可能な状態にあることである。また、運転が停止しても、運転が再開できる設計であることである。</p> <p>1. 第一項に規定する「安全機能の重要な要素を構成するもの」には、当該要素の故障又は劣化が所定の原因によって一つの要素又は要素の一部に起因して、安全機能が損傷されるものではない。</p> <p>3. 第二項に規定する「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要な要素を構成するもの」は、上記の設計を踏まえ、以下に示す機能を有するものとする。</p> <p>一 その機能を有する系統の多重性又は多様性を要する安全機能 原子炉緊急停止機能 水素発生抑制機能 原子炉冷却材圧力低下防止機能 原子炉停止装置における除熱のための減量解除去機能、二次系からの放射線発生、二次系への帰還水機能</p>	<p>適合性</p> <p>規定の解釈（該当箇所の抜粋）</p> <p>（安全施設） 第十二条 安全施設は、その安全機能の重要な要素を構成するもの、当該要素の故障又は劣化が所定の原因によって一つの要素又は要素の一部に起因して、安全機能が損傷されるものではない。</p> <p>2. 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要な要素を構成するもの、当該要素の故障又は劣化が所定の原因によって一つの要素又は要素の一部に起因して、安全機能が損傷されるものではない。</p> <p>5. 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならぬ。</p> <p>10. 第五項に規定する「蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物」とは、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス燃焼又は重量機器の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的損傷、配管の破損又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイクル評価について」（昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会）等によること。</p> <p>11. 第六項に規定する「重要安全施設」については、「常用炉水型原子炉施設的安全機能の重要度分類に関する審査指針」において、重要安全施設は、二以上の重要安全施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、二以上の重要安全施設は、二以上の重要安全施設に</p>	<p>相違理由</p> <p>規定の解釈（該当箇所の抜粋）</p> <p>（安全施設） 第十二条 安全施設は、その安全機能の重要な要素を構成するもの、当該要素の故障又は劣化が所定の原因によって一つの要素又は要素の一部に起因して、安全機能が損傷されるものではない。</p> <p>2. 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要な要素を構成するもの、当該要素の故障又は劣化が所定の原因によって一つの要素又は要素の一部に起因して、安全機能が損傷されるものではない。</p> <p>5. 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならぬ。</p> <p>10. 第五項に規定する「蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物」とは、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス燃焼又は重量機器の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的損傷、配管の破損又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイクル評価について」（昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会）等によること。</p> <p>11. 第六項に規定する「重要安全施設」については、「常用炉水型原子炉施設的安全機能の重要度分類に関する審査指針」において、重要安全施設は、二以上の重要安全施設に</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

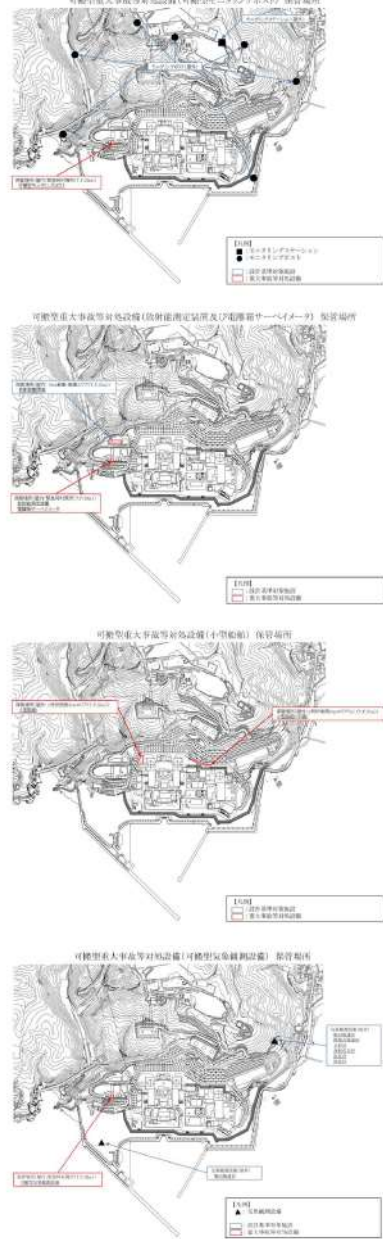
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>許可基準適用 で、多量性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない。</p> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>規則の概観（該当箇所の抜粋） 事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内重圧制御における注水機能、原子炉内圧制御における注水機能 燃料容器内の放射線計測装置の異常低減機能 燃料容器内の冷却機能 燃料容器内の可燃性ガス制御機能 非常用交流電源から非常用の負荷に列し電力を供給する機能 非常用交流電源から非常用の負荷に列し電力を供給する機能 非常用の交流電源機能 非常用の計測制御用直流電源機能 非常用冷却機能 外部用冷却水供給機能 原子炉制御室非常用換気空調機能 正操気供給機能 二、その機能を有する機器の系統があり、それぞれの系統について多量性又は多様性を確保する安全機能 原子炉冷却回路（パワングリ）を構成する配管の閉鎖機能 原子炉冷却回路（パワングリ）を構成する配管の閉鎖機能 原子炉停止系に対する予知信号（常用系として作動させるもの）の発生機能 工学的安全施設に分類される機器（又は系統）に対する作動信号の発生機能 事故時の原子炉の停止状態の把握機能 事故時の炉心冷却状態の把握機能 事故時の放射線計測装置の把握機能 事故時のプラント操作のための情報の把握機能 6 第3項に規定する「指定される全ての環境条件」は、通常運転時、運転時の異常な過渡酸化時及び設計基準事故時において、その過渡が期待されている異常物、系統及び機器が、その間にさらされると考えられる全ての環境条件をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事 故に際するまでの間、2項に規定される全ての環境条件 において、その機能を発揮することによって、その 中でなければならない。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>規則の概観（該当箇所の抜粋） 規則「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションは発電所と共用されており、1号炉及び2号炉から同時に受電可能だが、1号炉及び2号炉から同時に受電することはない。</p> </td> </tr> </table>	<p>許可基準適用 で、多量性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない。</p>	<p>規則の概観（該当箇所の抜粋） 事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内重圧制御における注水機能、原子炉内圧制御における注水機能 燃料容器内の放射線計測装置の異常低減機能 燃料容器内の冷却機能 燃料容器内の可燃性ガス制御機能 非常用交流電源から非常用の負荷に列し電力を供給する機能 非常用交流電源から非常用の負荷に列し電力を供給する機能 非常用の交流電源機能 非常用の計測制御用直流電源機能 非常用冷却機能 外部用冷却水供給機能 原子炉制御室非常用換気空調機能 正操気供給機能 二、その機能を有する機器の系統があり、それぞれの系統について多量性又は多様性を確保する安全機能 原子炉冷却回路（パワングリ）を構成する配管の閉鎖機能 原子炉冷却回路（パワングリ）を構成する配管の閉鎖機能 原子炉停止系に対する予知信号（常用系として作動させるもの）の発生機能 工学的安全施設に分類される機器（又は系統）に対する作動信号の発生機能 事故時の原子炉の停止状態の把握機能 事故時の炉心冷却状態の把握機能 事故時の放射線計測装置の把握機能 事故時のプラント操作のための情報の把握機能 6 第3項に規定する「指定される全ての環境条件」は、通常運転時、運転時の異常な過渡酸化時及び設計基準事故時において、その過渡が期待されている異常物、系統及び機器が、その間にさらされると考えられる全ての環境条件をいう。</p>	<p>3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事 故に際するまでの間、2項に規定される全ての環境条件 において、その機能を発揮することによって、その 中でなければならない。</p>	<p>規則の概観（該当箇所の抜粋） 規則「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションは発電所と共用されており、1号炉及び2号炉から同時に受電可能だが、1号炉及び2号炉から同時に受電することはない。</p>		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>設置許可基準原則 電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設的安全性が向上する場合は、この限りでない。 7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設的安全性を損なわないものでなければならない。</p> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>適合性 規則「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションは発電所と共用されており、1号炉及び2号炉から同時に受電可能だが、1号炉及び2号炉から同時に受電することはない。</p> </td> </tr> </table>	<p>設置許可基準原則 電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設的安全性が向上する場合は、この限りでない。 7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設的安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>適合性 規則「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションは発電所と共用されており、1号炉及び2号炉から同時に受電可能だが、1号炉及び2号炉から同時に受電することはない。</p>	
<p>許可基準適用 で、多量性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない。</p>	<p>規則の概観（該当箇所の抜粋） 事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内重圧制御における注水機能、原子炉内圧制御における注水機能 燃料容器内の放射線計測装置の異常低減機能 燃料容器内の冷却機能 燃料容器内の可燃性ガス制御機能 非常用交流電源から非常用の負荷に列し電力を供給する機能 非常用交流電源から非常用の負荷に列し電力を供給する機能 非常用の交流電源機能 非常用の計測制御用直流電源機能 非常用冷却機能 外部用冷却水供給機能 原子炉制御室非常用換気空調機能 正操気供給機能 二、その機能を有する機器の系統があり、それぞれの系統について多量性又は多様性を確保する安全機能 原子炉冷却回路（パワングリ）を構成する配管の閉鎖機能 原子炉冷却回路（パワングリ）を構成する配管の閉鎖機能 原子炉停止系に対する予知信号（常用系として作動させるもの）の発生機能 工学的安全施設に分類される機器（又は系統）に対する作動信号の発生機能 事故時の原子炉の停止状態の把握機能 事故時の炉心冷却状態の把握機能 事故時の放射線計測装置の把握機能 事故時のプラント操作のための情報の把握機能 6 第3項に規定する「指定される全ての環境条件」は、通常運転時、運転時の異常な過渡酸化時及び設計基準事故時において、その過渡が期待されている異常物、系統及び機器が、その間にさらされると考えられる全ての環境条件をいう。</p>								
<p>3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事 故に際するまでの間、2項に規定される全ての環境条件 において、その機能を発揮することによって、その 中でなければならない。</p>	<p>規則の概観（該当箇所の抜粋） 規則「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションは発電所と共用されており、1号炉及び2号炉から同時に受電可能だが、1号炉及び2号炉から同時に受電することはない。</p>								
<p>設置許可基準原則 電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設的安全性が向上する場合は、この限りでない。 7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設的安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>適合性 規則「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションは発電所と共用されており、1号炉及び2号炉から同時に受電可能だが、1号炉及び2号炉から同時に受電することはない。</p>								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

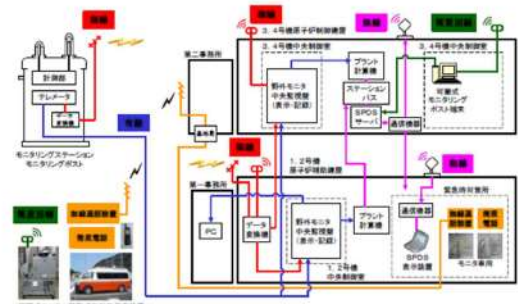
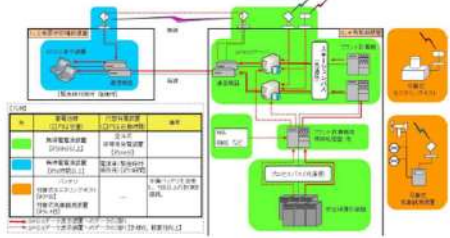
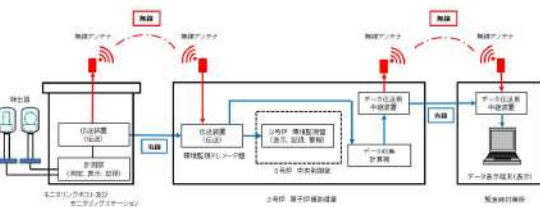
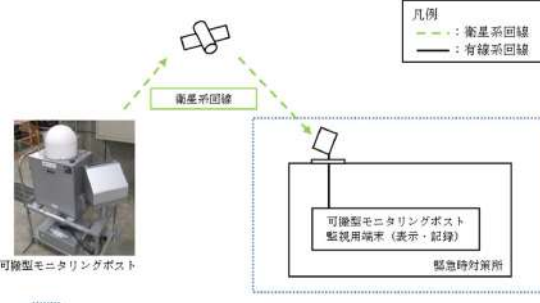
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>許可基準規則</p> <p>器又は設備の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならず、</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>飛散物とは、内部発生エネルギーの高い蒸気又は及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発又は重機機器の落下等によって発生する飛散物を含む。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電気の短絡又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)等によること。</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>適合性</p> <p>は屋外に設置しており、屋内の蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により安全性を損なうことはない。また飛散物の発生源も遠くない。なお、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管については、飛散物が発生する可能性を十分に低く抑えるとともに、破損を想定しても他の設備の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計としている。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。</p> <p>7 安全施設(重要安全施設を除く。)は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならず、</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>11 第60条に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」においてクラスMS-1に分類される下記の機能を有する構造物等を対象とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>電源車(緊急時対策所用)(DB)の重要度分類指針に基づく重要度分類は「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。</p> <p>電源車(緊急時対策所用)(DB)から緊急時対策所への給電系統はプラント非常用電源系統と独立しており、電源系統は共用していない。</p> </td> </tr> </table>	<p>許可基準規則</p> <p>器又は設備の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならず、</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>飛散物とは、内部発生エネルギーの高い蒸気又は及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発又は重機機器の落下等によって発生する飛散物を含む。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電気の短絡又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)等によること。</p>	<p>適合性</p> <p>は屋外に設置しており、屋内の蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により安全性を損なうことはない。また飛散物の発生源も遠くない。なお、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管については、飛散物が発生する可能性を十分に低く抑えるとともに、破損を想定しても他の設備の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計としている。</p>	<p>6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。</p> <p>7 安全施設(重要安全施設を除く。)は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならず、</p>	<p>11 第60条に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」においてクラスMS-1に分類される下記の機能を有する構造物等を対象とする。</p>	<p>電源車(緊急時対策所用)(DB)の重要度分類指針に基づく重要度分類は「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。</p> <p>電源車(緊急時対策所用)(DB)から緊急時対策所への給電系統はプラント非常用電源系統と独立しており、電源系統は共用していない。</p>			
<p>許可基準規則</p> <p>器又は設備の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならず、</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>飛散物とは、内部発生エネルギーの高い蒸気又は及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発又は重機機器の落下等によって発生する飛散物を含む。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電気の短絡又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)等によること。</p>	<p>適合性</p> <p>は屋外に設置しており、屋内の蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により安全性を損なうことはない。また飛散物の発生源も遠くない。なお、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管については、飛散物が発生する可能性を十分に低く抑えるとともに、破損を想定しても他の設備の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計としている。</p>							
<p>6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。</p> <p>7 安全施設(重要安全施設を除く。)は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならず、</p>	<p>11 第60条に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」においてクラスMS-1に分類される下記の機能を有する構造物等を対象とする。</p>	<p>電源車(緊急時対策所用)(DB)の重要度分類指針に基づく重要度分類は「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。</p> <p>電源車(緊急時対策所用)(DB)から緊急時対策所への給電系統はプラント非常用電源系統と独立しており、電源系統は共用していない。</p>							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 移動式放射能測定装置（モニタ車）、可搬式モニタリングポスト等の保管場所</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）、可搬式モニタリングポスト等の保管場所を以下に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポスト等は、1，2号炉背面道路（E.L. 約+31m）のコンテナ内等に保管する。また、固縛し、転倒を防止することにより保管時の健全性を維持する。</p>  <p>● 保管場所については手続書の検封等により変更する可能性がある。</p>		<p>【比較のため、本ページ泊欄は60-2を掲載】</p> 	<p>【大飯】記載箇所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>11. モニタリングステーション及びモニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト、移動式放射能測定装置（モニタ車）のデータ伝送について</p> <p>モニタリングステーション、モニタリングポストで測定したデータの伝送については、有線及び無線により、伝送を行う構成としており多様性を有している。また、伝送したデータは、1、2号炉および3、4号炉中央制御室等で監視、記録を行うことができる。</p>  <p>モニタリング設備のデータ伝送概略図</p> <p>緊急時対策所（指揮所）へのSPDSデータ伝送に係る設備については、SBO時には空冷式非常用発電装置から給電する。</p> <p>また、SBO発生から空冷式非常用発電装置の起動までの時間（約30分）は、無停電電源装置より給電可能である。なお、緊急時対策所（指揮所）のSPDS表示装置、通信機器については、電源車（緊急時対策所用）から給電する。</p> <p>また、SBO発生から電源車（緊急時対策所用）の起動までの時間（約1時間）は、無停電電源装置より給電可能とする。</p>  <p>SBO時におけるSPDSデータ伝送について</p>		<p>【比較のため、本ページ泊欄は1.1.3及び1.3を抜粋して掲載】</p> <p>1.1.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定したデータの伝送を行う構成は、建屋間*において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定したデータは、モニタリングポスト及びモニタリングステーション設置場所、中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図を第1.1.3図に示す。</p> <p>※ 建屋（3号炉原子炉補助建屋、緊急時対策所）は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションと同等以上の耐震性を有しており、伝送の多様化の対象範囲は耐震性を有した建屋間とする。</p>  <p>第1.1.3図 モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図</p> <p>：設計基準対象施設</p>  <p>第1.3.1-2図 可搬型モニタリングポストの伝送概略図</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、電源車（緊急時対策所用）による給電は大飯特有の運用

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>60-3 アクセスルート</p>	<p>60-7 アクセスルート図</p>	<p>60-7 アクセスルート図</p>	


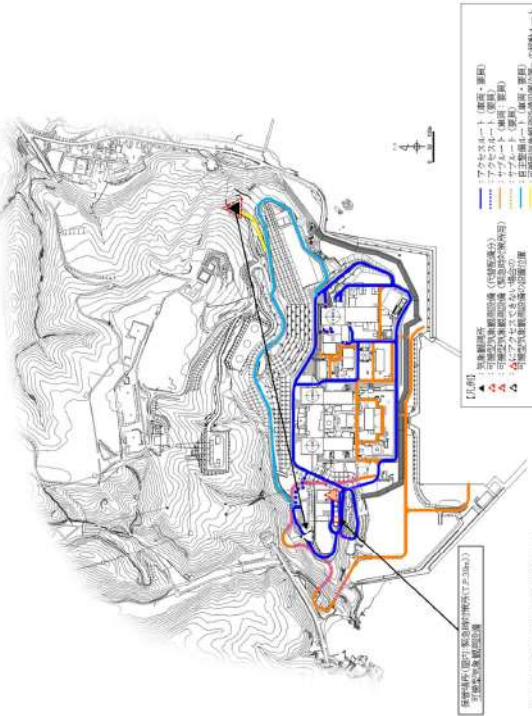
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="73 209 647 1018" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="73 1054 488 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="683 231 1220 1013" style="text-align: center;"> <p>女川原子力発電所2号炉 重大事故時等アクセスルート図〔屋外〕〔1〕</p> <p>【凡例】 ● モニタリングポスト ● 緊急時対策所 ■ 保護エリア ○ 可搬型モニタリングポスト ○ 固定型モニタリングポスト ○ モニタリングポストの設置場所 ○ アクセスルート</p> <p>可搬型モニタリングポスト設置場所 ・緊急時保護エリア(0.7~40m) ・緊急時保護エリア(0.7~40m) ・緊急時保護エリア(0.7~40m)</p> </div> <p>※：現場の状況により設置場所を変更する。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉 重大事故時等アクセスルート図（第60条関係）〔屋外〕（2）</p>	<p>泊発電所3号炉 重大事故時等アクセスルート図〔第60条関係〕〔屋外〕（2）</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 【大飯】記載内容の相違 <ul style="list-style-type: none"> 泊のアクセスルート図は女川2号炉及び島根2号炉の情報と同等になるよう作成している。 【女川】記載表現の相違 <ul style="list-style-type: none"> 泊は島根2号炉のアクセスルート図を参考に凡例を詳細化した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号機 重大事故等時アクセスルート図 [屋外] (3)</p>  <p>※：現状の状況により設置場所を変更する。</p>	<p>泊発電所3号炉 重大事故等時アクセスルート図 [屋外] (3)</p> 	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊のアクセスルート図は女川2号炉及び島根2号炉の情報と同等になるよう作成している。 <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は島根2号炉のアクセスルート図を参考に凡例を詳細化した。

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA61H-9 r.12.0
提出年月日	令和5年7月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

61条

令和5年7月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(女川との比較のため、項目を並べ替えている。)		(女川との比較のため、項目を並べ替えている。)	
	61条 緊急時対策所 目次	目次	
61条 緊急時対策所		61条	
61-1 設置許可基準等に対する適合			
61-8 SA設備基準適合性一覧表	61-1 SA設備基準適合性 一覧表	61-1 SA設備基準適合性一覧表	
	61-2 単線結線図	61-10 単線結線図	
61-2 配置図	61-3 配置図	61-2 配置図	
61-5 系統図	61-4 系統図	61-4 系統図	
61-4 試験・検査説明資料	61-5 試験及び検査	61-3 試験・検査説明資料	
61-6 容量設定根拠	61-6 容量設定根拠	61-5 容量設定根拠	
	61-7 保管場所図	61-11 保管場所図	
61-3 アクセスルート	61-8 アクセスルート図	61-7 アクセスルート図	
	61-9 緊急時対策所について（被ばく評価除く）	61-8 適合状況説明資料（補足説明資料）	【女川】資料構成の相違
			女川「61-9 緊急時対策所について（被ばく評価除く）」は、泊「61-8 適合状況説明資料（補足説明資料）」に対応しているが、資料構成が34条（緊急時対策所）まとめ資料と同一のため、比較は34条の資料で行う。
			【女川】資料構成の相違
			泊「61-9 適合状況説明資料（補足説明資料 通信連絡設備）」は、35条（通信連絡設備）まとめ資料と同一のため、比較は35条の資料で行う。
		61-9 適合状況説明資料（補足説明資料 通信連絡設備）	
61-7 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について	61-10 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について	61-6 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">61-1 設置許可基準規則に対する適合</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 「設置許可基準規則に対する適合」については、女川及び泊では、61条本文にて記載しており、61条本文比較表にて比較することとする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【設置許可基準規則】 （緊急時対策所）</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>（解釈）</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。</p> <p>また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画</p>			<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>「設置許可基準規則に対する適合」については、女川及び泊では、61条本文にて記載しており、61条本文比較表にて比較することとする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動に対する地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「1.5.2重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所の機能に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊</p>			<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>「設置許可基準規則に対する適合」については、女川及び泊では、61条本文にて記載しており、61条本文比較表にて比較することとする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを使用する。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7 日間で100mSv を超えないことを判断基準とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSv を超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7 日間で100mSv を超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムについては、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置については、「10.2 代替電源設備」にて</p>			<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>「設置許可基準規則に対する適合」については、女川及び泊では、61条本文にて記載しており、61条本文比較表にて比較することとする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>記載する。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（通信連絡）として、緊急時対策所から中央制御室、屋内外の作業場所、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合、代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）を使用する。</p> <p>代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクより、タンクローリーを用いて、燃料を補給できる設計とする。燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>			<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>「設置許可基準規則に対する適合」については、女川及び泊では、61条本文にて記載しており、61条本文比較表にて比較することとする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">61-8 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p style="text-align: center;">61-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p style="text-align: center;">61-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉

女川原子力発電所 2 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

表 3-4 号炉 SA 設備適合性一覧表

項目	基準		基準		基準		基準		基準		基準	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備

女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	基準	適合性	備考
緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備	適合	
緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備	適合	
緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備	適合	

(比較のため後段に再掲する。)

泊発電所 3 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	基準	適合性	備考
緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備	適合	
緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備	適合	
緊急時電源供給設備	緊急時電源供給設備	適合	

【女川・大飯】記載表現の相違
 ・女川は 1 シートに 2 つの設備を記載
 ・泊は 1 シートに 1 つの設備を記載
 ・大飯は 1 シートに 7 つの設備を記載
 ・いずれも 43 条への適合性を説明している。

-記号「1」は、本表記載内容(相違内容)に該当する欄を指します。
 -「1」以外に内容に適合する記載の記号がないこととして、適合性を判断し、相違内容を記載してのり記載する。
 -「1」は当該設備が有るか否かを示し、記載する設備がないことを示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA設備基準適合性 一覧表（常設）

41号	緊急時対策所	大飯発電所3号炉内設置設備（設備名称）	設備仕様	大飯発電所4号炉内設置設備（設備名称）	設備仕様
41	緊急時対策所	緊急時対策所（注1） 緊急時対策所（注2）	緊急時対策所（注1） 緊急時対策所（注2）	緊急時対策所（注1） 緊急時対策所（注2）	緊急時対策所（注1） 緊急時対策所（注2）
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA設備基準適合性 一覧表（常設）

41号	緊急時対策所	大飯発電所3号炉内設置設備（設備名称）	設備仕様	大飯発電所4号炉内設置設備（設備名称）	設備仕様
41	緊急時対策所	緊急時対策所（注1） 緊急時対策所（注2）	緊急時対策所（注1） 緊急時対策所（注2）	緊急時対策所（注1） 緊急時対策所（注2）	緊急時対策所（注1） 緊急時対策所（注2）
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所
		緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

41号	緊急時対策所	大飯発電所3号炉内設置設備（設備名称）	設備仕様	相違理由
41	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	相違理由
		緊急時対策所	緊急時対策所	相違理由
		緊急時対策所	緊急時対策所	相違理由
		緊急時対策所	緊急時対策所	相違理由
		緊急時対策所	緊急時対策所	相違理由
		緊急時対策所	緊急時対策所	相違理由
		緊急時対策所	緊急時対策所	相違理由
		緊急時対策所	緊急時対策所	相違理由
		緊急時対策所	緊急時対策所	相違理由
		緊急時対策所	緊急時対策所	相違理由

【女川・大飯】記載表現の相違
 ・女川は1シートに2つの設備を記載
 ・泊は1シートに1つの設備を記載
 ・大飯は1シートに7つの設備を記載
 ・いずれも43条への適合性を説明している。

・注1注2 緊急時対策所は設備名称の記載は必ずしも必要ではありません。
 ・注3注4の記載は設備仕様と設備名称の記載は必ずしも必要ではありません。設備名称の記載は必ずしも必要ではありません。設備名称の記載は必ずしも必要ではありません。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

Table with multiple columns for comparison between Ohi 3/4 reactors and the reference reactor. Columns include equipment names and their status (A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S, T, U, V, W, X, Y, Z).

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

Table for Onagawa 2 reactor SA equipment compliance. Columns include equipment names and their status (A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S, T, U, V, W, X, Y, Z).

泊発電所3号炉

Table for Ohi 3 reactor SA equipment compliance. Columns include equipment names and their status (A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S, T, U, V, W, X, Y, Z).

相違理由

- 【女川・大飯】記載表現の相違
・女川は1シートに2つの設備を記載
・泊は1シートに1つの設備を記載
・大飯は1シートに7つの設備を記載
・いずれも43条への適合性を説明している。
【泊】
・比較できるよう並び替えを実施。

*2:注記(赤、青)欄記載している欄内内容に追加する欄外記載です。
*1:「J」は記載内容が相違する欄外記載であることを示し、相違する設計方針の相違を示す。相違内容を明示しての記載です。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

女川原子力発電所 2 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

女川原子力発電所 2 号炉 S A 設備基準適合性一覧表（可搬型）

項目	設備名称	規格	適合性
設備	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
設備	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合

（比較のため前段から再掲する。）

泊発電所 3 号炉 S A 設備基準適合性 一覧表（可搬）

項目	設備名称	規格	適合性	備考
設備	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
設備	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）
	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合	【緊急時電源】 （緊急時電源）

【女川・大飯】記載表現の相違
 ・女川は 1 シートに 2 つの設備を記載
 ・泊は 1 シートに 1 つの設備を記載
 ・大飯は 1 シートに 7 つの設備を記載
 ・いずれも 43 条への適合性を説明している。

-記号等：赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 -記号等：青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 -記号等：緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>大飯発電所 3 / 4 号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名 (施設別名称)</th> <th>規格 (型式別名称)</th> <th>規格区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 号機</td> <td>炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線</td> <td>規格</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>(炉内)監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 2 号機</td> <td>炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線</td> <td>規格</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>(炉内)監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 3 号機</td> <td>炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線</td> <td>規格</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>(炉内)監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名 (施設別名称)	規格 (型式別名称)	規格区分	第 1 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	第 2 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	第 3 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	<p>女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (可搬型)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名 (施設別名称)</th> <th>規格 (型式別名称)</th> <th>規格区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 号機</td> <td>炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線</td> <td>規格</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>(炉内)監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 2 号機</td> <td>炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線</td> <td>規格</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>(炉内)監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 3 号機</td> <td>炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線</td> <td>規格</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>(炉内)監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名 (施設別名称)	規格 (型式別名称)	規格区分	第 1 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	第 2 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	第 3 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	<p>泊発電所 3 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (可搬)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名 (施設別名称)</th> <th>規格 (型式別名称)</th> <th>規格区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 号機</td> <td>炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線</td> <td>規格</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>(炉内)監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 2 号機</td> <td>炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線</td> <td>規格</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>(炉内)監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 3 号機</td> <td>炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線</td> <td>規格</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>(炉内)監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視装置(炉内監視装置)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名 (施設別名称)	規格 (型式別名称)	規格区分	第 1 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	第 2 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	第 3 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は 1 シートに 2 つの設備を記載 ・泊は 1 シートに 1 つの設備を記載 ・大飯は 1 シートに 7 つの設備を記載 ・いずれも 43 条への適合性を説明している。
項目	設備名 (施設別名称)	規格 (型式別名称)	規格区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第 1 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第 2 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第 3 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
項目	設備名 (施設別名称)	規格 (型式別名称)	規格区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第 1 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第 2 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第 3 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
項目	設備名 (施設別名称)	規格 (型式別名称)	規格区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第 1 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第 2 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第 3 号機	炉内監視・制御・出力調整用大気圧/放射線	規格	D																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	(炉内)監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	炉内監視	炉内監視装置(炉内監視装置)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>・記号「赤」：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違) ・「青」：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違) ・「緑」：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		<p>泊発電所 3 号炉 S A 設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>緊急時対応要員</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>緊急時対応要員 (常設)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>37</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>38</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>39</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>41</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>42</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>43</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>44</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>45</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>46</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>52</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>55</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>56</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>57</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>59</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>61</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>62</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>64</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>65</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>66</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>67</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>68</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>69</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>70</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>71</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>73</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>74</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>76</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>77</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>78</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>79</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>81</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>82</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>83</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>84</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>86</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>87</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>88</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>89</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>91</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>92</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>93</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>94</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>95</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>96</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>97</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>98</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>99</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>緊急時対応要員 (非常時)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	項目内容	規格	備考	1	緊急時対応要員	—	—	2	緊急時対応要員 (常設)	—	—	3	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	4	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	5	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	6	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	7	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	8	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	9	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	10	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	11	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	12	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	13	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	14	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	15	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	16	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	17	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	18	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	19	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	20	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	21	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	22	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	23	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	24	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	25	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	26	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	27	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	28	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	29	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	30	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	31	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	32	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	33	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	34	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	35	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	36	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	37	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	38	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	39	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	40	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	41	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	42	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	43	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	44	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	45	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	46	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	47	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	48	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	49	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	50	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	51	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	52	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	53	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	54	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	55	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	56	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	57	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	58	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	59	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	60	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	61	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	62	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	63	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	64	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	65	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	66	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	67	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	68	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	69	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	70	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	71	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	72	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	73	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	74	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	75	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	76	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	77	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	78	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	79	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	80	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	81	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	82	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	83	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	84	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	85	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	86	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	87	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	88	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	89	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	90	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	91	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	92	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	93	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	94	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	95	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	96	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	97	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	98	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	99	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	100	緊急時対応要員 (非常時)	—	—	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は 1 シートに 2 つの設備を記載 ・泊は 1 シートに 1 つの設備を記載 ・大飯は 1 シートに 7 つの設備を記載 ・いずれも 43 条への適合性を説明している。 <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>女川には当該設備の記載がない。</p>
項目名	項目内容	規格	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1	緊急時対応要員	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	緊急時対応要員 (常設)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
10	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
11	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
12	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
13	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
14	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
15	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
16	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
17	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
18	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
19	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
20	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
21	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
22	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
23	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
24	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
25	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
26	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
27	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
28	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
29	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
30	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
31	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
32	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
33	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
34	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
35	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
36	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
37	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
38	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
39	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
40	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
41	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
42	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
43	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
44	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
45	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
46	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
47	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
48	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
49	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
50	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
51	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
52	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
53	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
54	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
55	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
56	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
57	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
58	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
59	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
60	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
61	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
62	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
63	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
64	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
65	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
66	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
67	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
68	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
69	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
70	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
71	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
72	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
73	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
74	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
75	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
76	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
77	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
78	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
79	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
80	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
81	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
82	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
83	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
84	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
85	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
86	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
87	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
88	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
89	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
90	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
91	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
92	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
93	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
94	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
95	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
96	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
97	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
98	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
99	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
100	緊急時対応要員 (非常時)	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 S A設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>① 断熱層・遮断圧力・湿度 ② 断熱層の天候による影響 ③ 冷却系による影響（破ばくノ影響） ④ 放射線 ⑤ 断熱層（耐震補強以外の状態を含む）</p> <p>原子炉格納容器内の室内設備 原子炉格納容器外の室内設備 IS-LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SOTR時に使用する設備 その他の室内設備</p> <p>A B C D E F</p> <p>⑥ 断熱層による影響 ⑦ 断熱層等からの放射線</p> <p>⑧ 断熱層による影響 ⑨ 断熱層等からの放射線</p> <p>系統性に考慮 する しない</p> <p>注：断熱層を透過する系統については、I：通常時に断熱層を透過する系統、II：断熱層又は断熱層から漏洩できる系統、III：断熱層を透過しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 考慮事項 ・ 操作環境 ① 環境条件（破ばくノ影響等） ② 空間確保 ③ 足場の確保 ④ 放射線、照度の確保 ・ 操作手順 ⑤ 工具 ⑥ 設備の運転、点検 ・ 操作内容 ⑦ 断熱層等からの放射線 ⑧ 断熱層等からの放射線 ⑨ 断熱層等からの放射線 ⑩ 断熱層等からの放射線 ⑪ 断熱層等からの放射線 ⑫ 断熱層等からの放射線 ⑬ 断熱層等からの放射線 ⑭ 断熱層等からの放射線 ⑮ 断熱層等からの放射線 ⑯ 断熱層等からの放射線 ⑰ 断熱層等からの放射線 ⑱ 断熱層等からの放射線 ⑲ 断熱層等からの放射線 ⑳ 断熱層等からの放射線 ㉑ 断熱層等からの放射線 ㉒ 断熱層等からの放射線 ㉓ 断熱層等からの放射線 ㉔ 断熱層等からの放射線 ㉕ 断熱層等からの放射線 ㉖ 断熱層等からの放射線 ㉗ 断熱層等からの放射線 ㉘ 断熱層等からの放射線 ㉙ 断熱層等からの放射線 ㉚ 断熱層等からの放射線 ㉛ 断熱層等からの放射線 ㉜ 断熱層等からの放射線 ㉝ 断熱層等からの放射線 ㉞ 断熱層等からの放射線 ㉟ 断熱層等からの放射線 ㊱ 断熱層等からの放射線 ㊲ 断熱層等からの放射線 ㊳ 断熱層等からの放射線 ㊴ 断熱層等からの放射線 ㊵ 断熱層等からの放射線 ㊶ 断熱層等からの放射線 ㊷ 断熱層等からの放射線 ㊸ 断熱層等からの放射線 ㊹ 断熱層等からの放射線 ㊺ 断熱層等からの放射線 ㊻ 断熱層等からの放射線 ㊼ 断熱層等からの放射線 ㊽ 断熱層等からの放射線 ㊾ 断熱層等からの放射線 ㊿ 断熱層等からの放射線</p> <p>A 最 B C</p> <p>注：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A部、A部、A部等)</p>		<p>泊3号炉 S A設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>① 断熱層・断熱圧力・湿度 ② 断熱層の天候による影響 ③ 冷却系による影響（破ばくノ影響） ④ 放射線 ⑤ 断熱層（耐震補強以外の状態を含む）</p> <p>原子炉格納容器内の室内設備 原子炉格納容器外の室内設備 IS-LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SOTR時に使用する設備 その他の室内設備</p> <p>A B C D E F</p> <p>⑥ 断熱層による影響 ⑦ 断熱層等からの放射線</p> <p>⑧ 断熱層による影響 ⑨ 断熱層等からの放射線</p> <p>系統性に考慮 する しない</p> <p>注：断熱層を透過する系統については、I：通常時に断熱層を透過する系統、II：断熱層又は断熱層から漏洩できる系統、III：断熱層を透過しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 考慮事項 ・ 操作環境 ① 環境条件（破ばくノ影響等） ② 空間確保 ③ 足場の確保 ④ 放射線、照度の確保 ・ 操作手順 ⑤ 工具 ⑥ 設備の運転、点検 ・ 操作内容 ⑦ 断熱層等からの放射線 ⑧ 断熱層等からの放射線 ⑨ 断熱層等からの放射線 ⑩ 断熱層等からの放射線 ⑪ 断熱層等からの放射線 ⑫ 断熱層等からの放射線 ⑬ 断熱層等からの放射線 ⑭ 断熱層等からの放射線 ⑮ 断熱層等からの放射線 ⑯ 断熱層等からの放射線 ⑰ 断熱層等からの放射線 ⑱ 断熱層等からの放射線 ⑲ 断熱層等からの放射線 ⑳ 断熱層等からの放射線 ㉑ 断熱層等からの放射線 ㉒ 断熱層等からの放射線 ㉓ 断熱層等からの放射線 ㉔ 断熱層等からの放射線 ㉕ 断熱層等からの放射線 ㉖ 断熱層等からの放射線 ㉗ 断熱層等からの放射線 ㉘ 断熱層等からの放射線 ㉙ 断熱層等からの放射線 ㉚ 断熱層等からの放射線 ㉛ 断熱層等からの放射線 ㉜ 断熱層等からの放射線 ㉝ 断熱層等からの放射線 ㉞ 断熱層等からの放射線 ㉟ 断熱層等からの放射線 ㊱ 断熱層等からの放射線 ㊲ 断熱層等からの放射線 ㊳ 断熱層等からの放射線 ㊴ 断熱層等からの放射線 ㊵ 断熱層等からの放射線 ㊶ 断熱層等からの放射線 ㊷ 断熱層等からの放射線 ㊸ 断熱層等からの放射線 ㊹ 断熱層等からの放射線 ㊺ 断熱層等からの放射線 ㊻ 断熱層等からの放射線 ㊼ 断熱層等からの放射線 ㊽ 断熱層等からの放射線 ㊾ 断熱層等からの放射線 ㊿ 断熱層等からの放射線</p> <p>A B C</p> <p>注：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A部、A部、A部等)</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載充実（大飯参照） 【大飯】記載分類記号等の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>	<p>【女川】記載充実（大飯参照） 【大飯】記載分類記号等の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故対応設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故対応設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-	<p>【女川】記載充実（大飯参照） 【大飯】記載分類記号等の相違</p>
区分	設計方針	関連資料	備考								
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-								

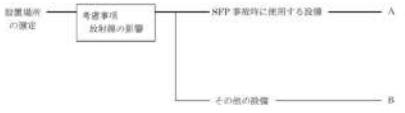



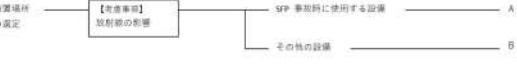
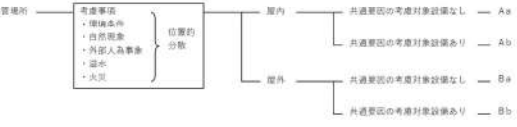


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか <p>手続数量の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> A 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 B 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 C ①、②以外 <p>手続数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① フラント空検中等立型可搬型重大事故等対処設備の機能を要されない時期に保守点検を実施するかどうか ② 保守点検中でも使用可能（外観目視、点検・点検、メダチェック、機能確認等一式点検（点検済みの設備との取替を含む）の際に事前に取替可能な状態であることを要するかどうか等）である設備 <p>③、④以外</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか <p>手続数量も含めて設計方針とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> A 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 B 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 C ①、②以外 	<p>【女川】記載充実（大阪参照） 【大阪】記載分類記号等の相違</p>
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 単一かつ確実な接続 ② 接続部の標準の統一 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> コネクタ接続 より簡単な接続規格等による接続 <p>配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ボルト締フランジ接続 より簡単な接続規格等による接続 その他の標準 接続なし 	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 単一かつ確実な接続 ② 接続部の標準の統一 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> 端子のボルト・ネジによる接続 通信・計装各設備電源 <p>水・空気配管</p> <ul style="list-style-type: none"> 大口径等 ボルト締フランジ接続 小口径等 より簡単な接続規格等による接続 油配管、計装付属配管 専用の接続方法による接続 	<p>【大阪】記載充実（女川参照）</p>
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所（建屋外から供給するものに限る）</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線による影響因子 ・洪水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象 <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内（壁面含む） 屋内及び屋外 その他（空気） 接続箇所なし 	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所（建屋外から供給するものに限る）</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境条件 ・洪水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象 <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内（壁面含む） その他（空気） 	<p>【大阪】記載充実（女川参照）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

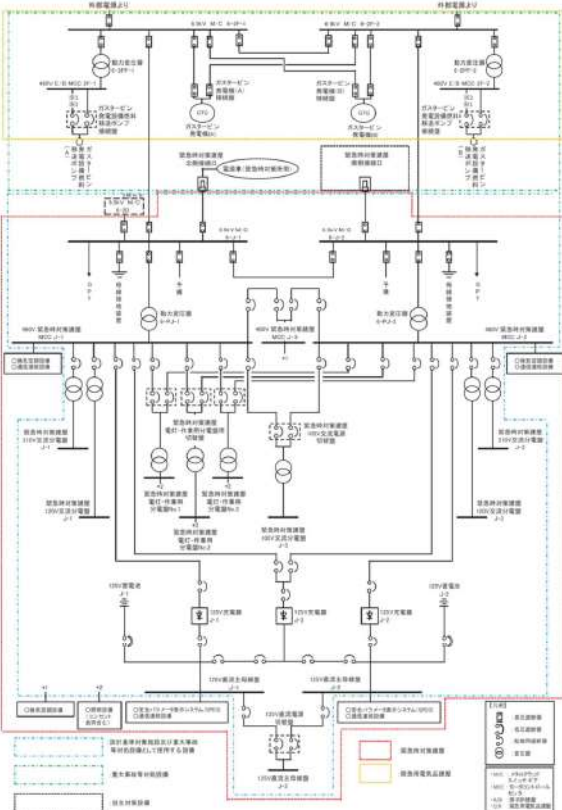
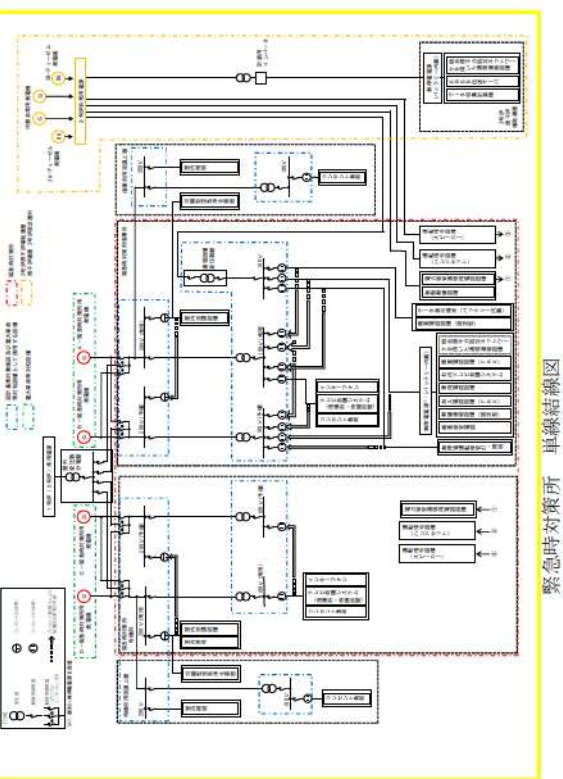
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+ a 又は b を記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因故障について</p> 	<p>【女川】記載充実（大飯参照） 【大飯】記載分類記号等の相違</p>
<p>61-8-8</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>61-2 単線結線図</p>	<p>61-10 単線結線図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p>図 61-2-1 緊急時対策建屋 単線結線図</p>	 <p>緊急時対策所 単線結線図</p>	<p>【女川】・設計の相違 (相違理由①)</p>

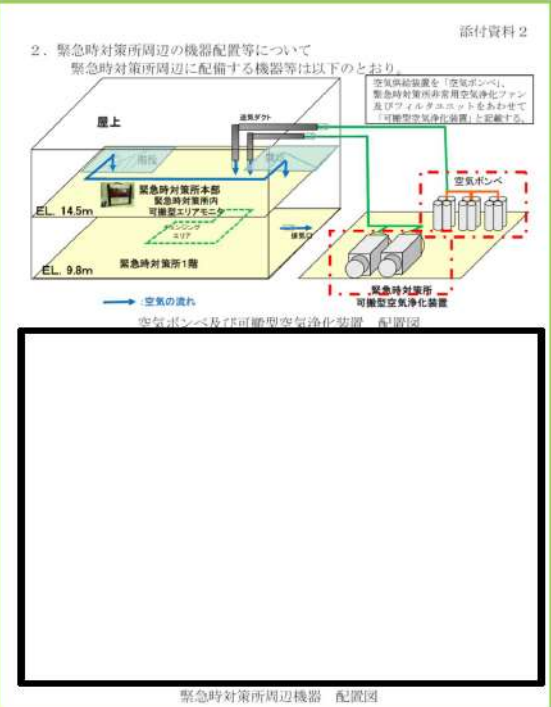
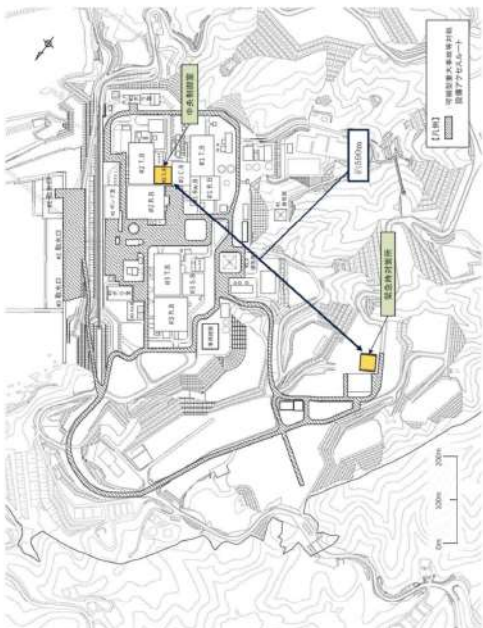
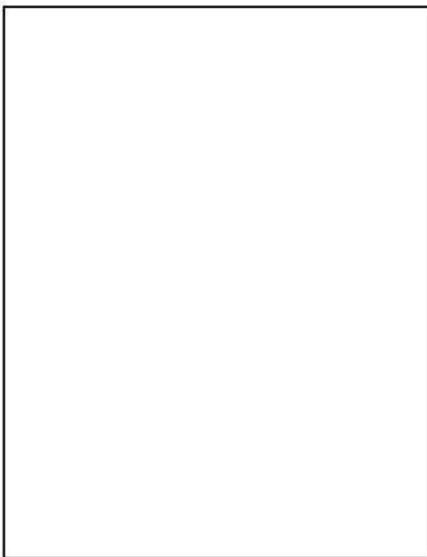
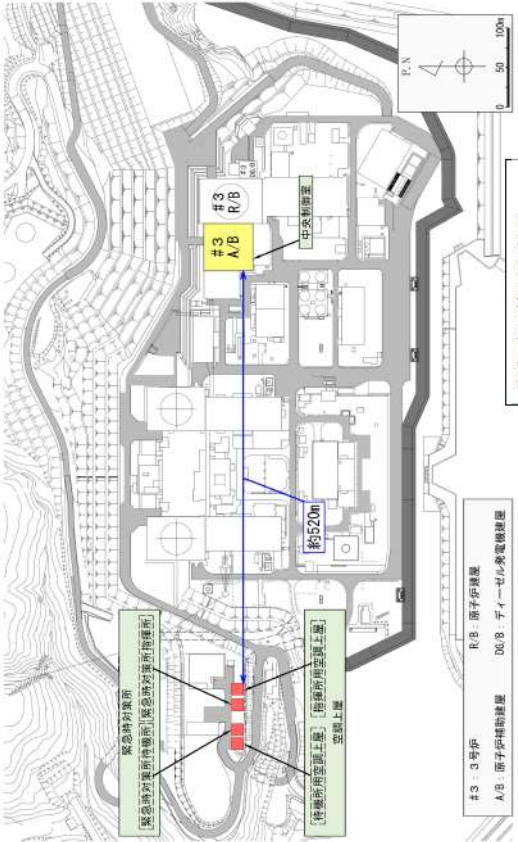
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>61-2 配置図</p>	<p>61-3 配置図</p>	<p>61-2 配置図</p>	

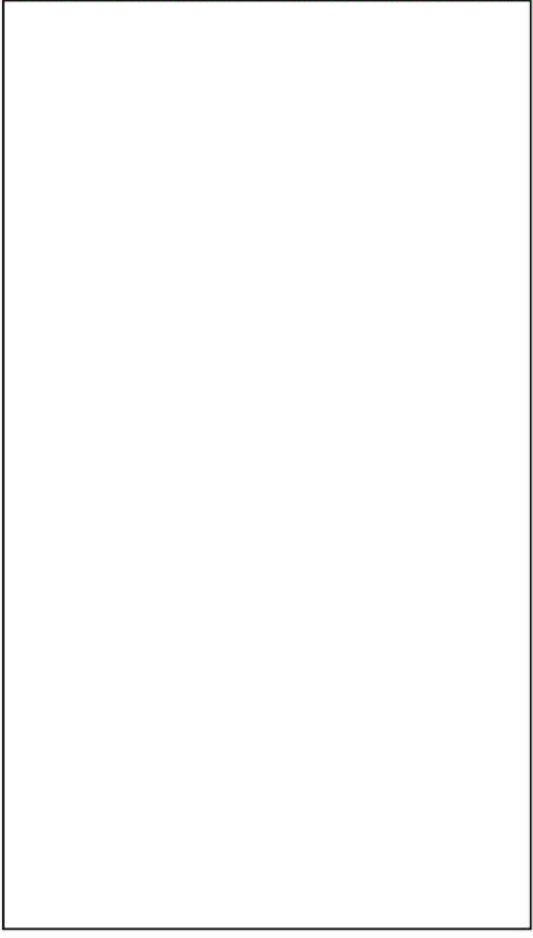
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>添付資料2</p> <p>2. 緊急時対策所周辺の機器配置等について 緊急時対策所周辺に配備する機器等は以下のとおり</p>  <p>緊急時対策所周辺機器 配置図</p> <p>緊急時対策所内資機材配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安電話（携帯型） ・食料、飲料水 ・酸素濃度計 ・二酸化炭素計 ・可搬型エアモニター ・簡易トイレセット ・汚染防護服（タイベック） ・全面マスク ・交換カードリッジ ・表面汚染サーベイメータ ・ガンマ線測定用サーベイメータ等 	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図61-3-1 緊急時対策所 配置図</p>  <p>図61-3-2 緊急時対策所 配置図</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>緊急時対策所配置図</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違（相違理由①）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p>  <p>図61-3-1 5号炉内緊急時対策所配置図</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所)</p> <p>5号炉原子炉建屋 3階平面図</p> <p>図61-3-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 及び (待機場所) 配置図</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■：机 ●：本部要員 <p>(a) 緊急時対策所 レイアウト</p> <p>図61-3-3 緊急時対策所の要員 配置図 (その1)</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■：机 ●：本部要員 ●：現場要員 <p>(a) 緊急時対策所 ブルーム通過中レイアウト</p> <p>図61-3-4 緊急時対策所の要員 配置図 (その2)</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>緊急時対策所指揮所</p> <p>緊急時対策所待機所</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 (相違理由①)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="672 159 705 486" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 詳細な内容は別添資料の観点から公開できません。 </div> <div data-bbox="712 167 1176 965" style="border: 1px solid black; height: 500px; margin-top: 10px;"> </div> <div data-bbox="1187 383 1220 758" style="text-align: center; font-size: small;"> 図 61-3-5 緊急時対策所 電源設備（燃料系統） 配置図 </div>		<p>【女川】記載箇所の相違 後段の「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 換気空調系配置図」にまとめて記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="672 159 705 478" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特記事項の内容は商業施設の観点から公開できません。 </div> <div data-bbox="712 159 1176 965" style="border: 1px solid black; height: 500px; margin-top: 10px;"></div> <div data-bbox="1187 279 1220 853" style="font-size: small; margin-top: 10px;"> 図 61-3-6 緊急時対策所、電源車（緊急時対策所用）及び緊急時対策所用高圧母線 配置図 </div>		<p>【女川】設計の相違（相違理由⑥）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p>図 61-3-14 代替交流電源設備 配置図</p>	 <p>緊急時対策所用発電機配置図 (1)</p> <p>緊急時対策所用発電機配置図 (2)</p>	<p>【女川】配置設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>5号炉原子力建屋緊急時対策所(対策本部)</p> <p>5号炉原子力建屋緊急時対策所(待機場所)</p> <p>【凡例】 ●：酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタ、差圧計、保管理所 ●：酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、測定箇所 ●：可搬型エリアモニタ測定箇所 ●：差圧計測定箇所</p> <p>5号炉原子力建屋 3階平面図</p> <p>図 61-3-23 5号炉原子力建屋緊急時対策所 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタ、差圧計 配置図</p>	<p>5号炉原子力建屋緊急時対策所(待機場所)</p> <p>特図5の内容は図電機部の観点から公開できません。</p> <p>図 61-3-15 緊急時対策所 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタ、差圧計 配置図</p>	<p>緊急時対策所 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタ、圧力計 配置図</p> <p>緊急時対策所 酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタ、圧力計 配置図</p> <p>データ収集計算機、ENSS 伝送サーバ 配置図</p> <p>図 61-3-15 緊急時対策所 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタ、差圧計 配置図</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】配置設計の相違</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

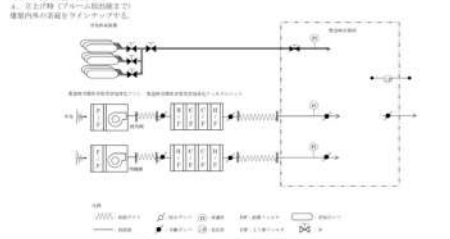
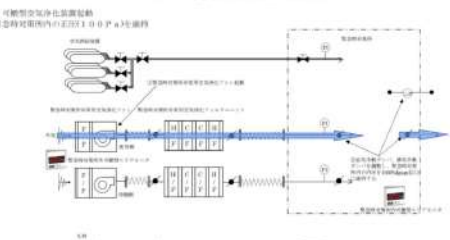
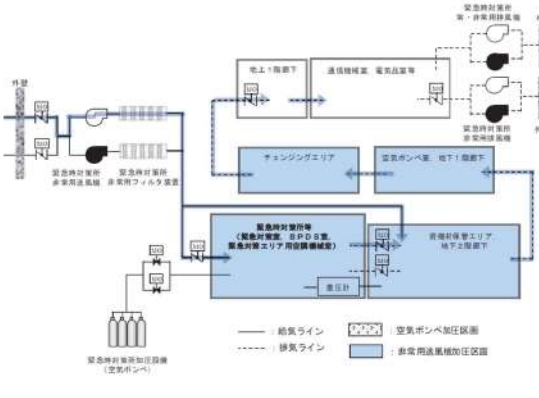
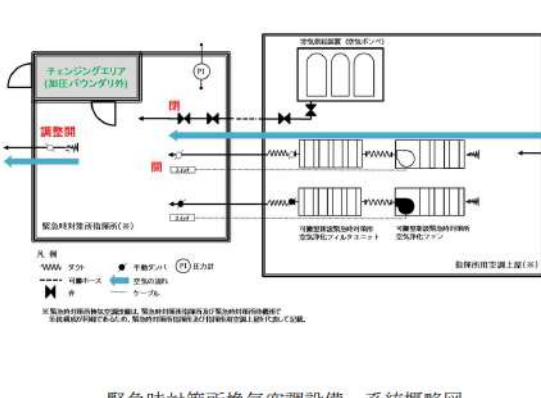
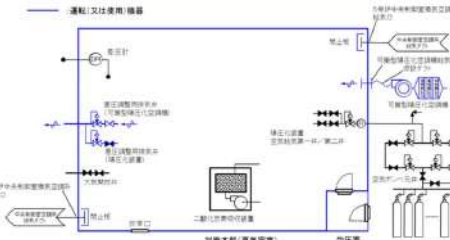
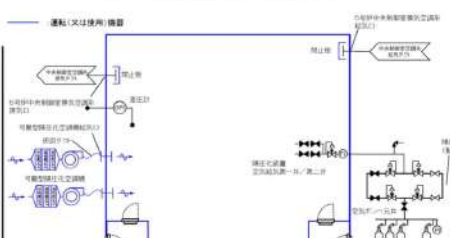
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>61-5 系統図</p>	<p>61-4 系統図</p>	<p>61-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.1.3 換気設備の構成(主機)</p> <p>4. 正圧時(プルーム通過前まで)</p>  <p>図61A.1 緊急時対策所換気設備の概略系統図</p> <p>4. 可搬型空気浄化装置稼働時</p> <p>・緊急時対策所内の正圧1.00Paを維持</p>  <p>図61A.2 緊急時対策所可搬型空気浄化装置稼働時の概略系統図</p>	 <p>図61-4-1 緊急時対策所換気空調系 系統概略図 (プルーム通過前及び通過後：非常用送風機による正圧化)</p>	 <p>緊急時対策所換気空調設備 系統概略図 (プルーム通過前及び通過後：可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化)</p>	<p>【女川】設計の相違 (相違理由①) 【女川】設計の相違 (相違理由②)</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違 (2-3③の相違)</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p>  <p>図61-3-1 3号炉原子炉室内緊急時対策所 (対策本部) 換気設備 系統概略図 (プルーム通過前及び通過後：可搬型換気空調機による正圧化)</p>  <p>図61-3-2 3号炉原子炉室内緊急時対策所 (待機場用) 換気設備 系統概略図 (プルーム通過前及び通過後：可搬型換気空調機による正圧化)</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. プールーム(青ガス通過中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空気浄化アンモニア自動空気浄化装置(ポンプ停止) ・ 緊急時対策室内の正圧を維持 <p>図61-5-3 空気供給装置への切替の概略系統図</p> <p>4. プールーム通過中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空気浄化アンモニア自動空気浄化装置(ポンプ停止) ・ 緊急時対策室内の正圧(1.0kPa)を維持 <p>図61-5-4 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替の概略系統図</p>	<p>図61-4-2 緊急時対策所換気空調系 系統概略図 (プルーム通過中：加圧設備による正圧化)</p>	<p>緊急時対策所換気空調設備 系統概略図 (プルーム通過中：空気供給装置による正圧化)</p>	<p>【女川】設計の相違 (相違理由①) 【女川】設計の相違 (相違理由②)</p> <p>【柏崎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載方針の相違 (2-3③の相違)
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>図61-6-2 3号炉原子力建屋内緊急時対策所 (対策本部) 換気設備 系統概略図 (プルーム通過中：加圧装置(空気ポンプ)による正圧化)</p> <p>図61-6-1 3号炉原子力建屋内緊急時対策所 (内務場所) 換気設備 系統概略図 (プルーム通過中：加圧装置(空気ポンプ)による正圧化)</p>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="981 148 1211 167" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 特記の内容は商業機密の観点から公開できません。 </div> <div data-bbox="669 183 1225 507" style="border: 1px solid black; height: 200px; margin: 10px 0;"></div> <div data-bbox="790 523 1099 542" style="text-align: center;"> 図61-4-3 緊急時対策建屋加圧バウンダリ イメージ図 (1/2) </div> <div data-bbox="981 592 1211 611" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 特記の内容は商業機密の観点から公開できません。 </div> <div data-bbox="669 627 1225 951" style="border: 1px solid black; height: 200px; margin: 10px 0;"></div> <div data-bbox="790 967 1099 986" style="text-align: center;"> 図61-4-3 緊急時対策建屋加圧バウンダリ イメージ図 (2/2) </div>		<p>・記載方針の相違 女川は加圧範囲が多くバウンダリを明記</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

2.3 電源設備

緊急時対策所の常設電源は、通常時は、発電所の非常用所内電源系統から受電するが、全交流電源喪失以降は、代替交流電源設備の電源車 (緊急時対策所用) から受電する。電源車 (緊急時対策所用) は、予備を含めて3台配備し、多重性を確保するとともに、補修点検の対応を可能にする。

電源構成を図4に示す。

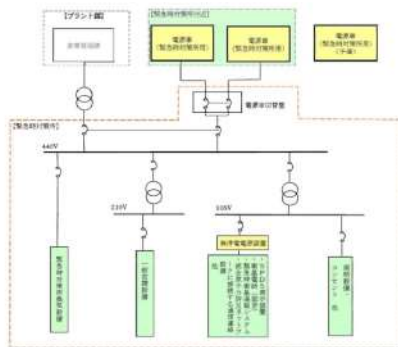


図 61.5.5 緊急時対策所 給電系統概要図

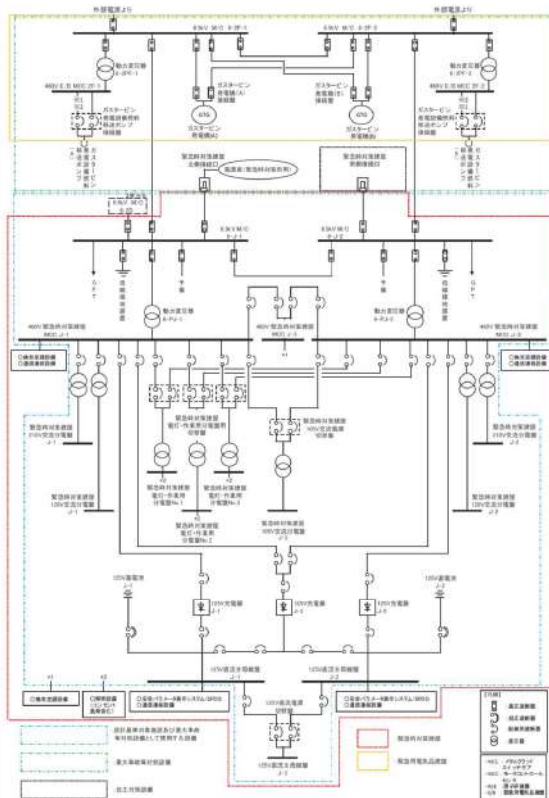
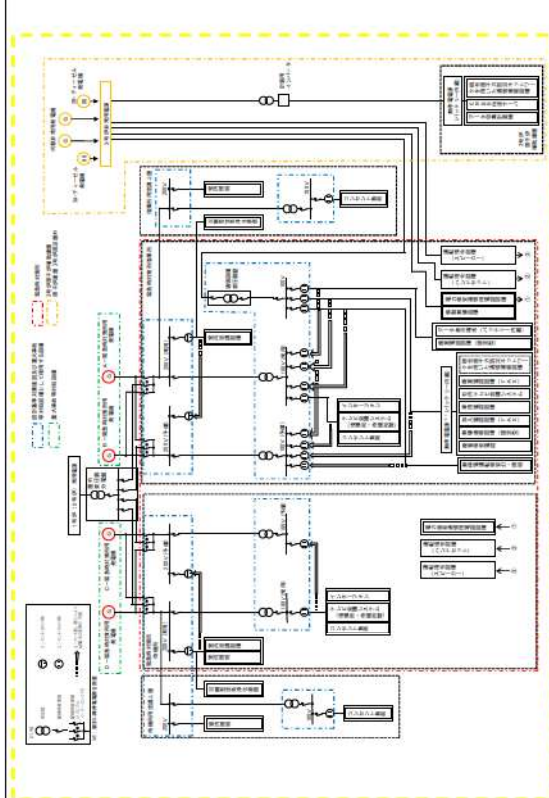


図 61-2-1 緊急時対策建屋 単線結線図

61-2 単線結線図より再掲



緊急時対策所 単線結線図

【大飯・女川】・設計の相違 (相違理由①)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

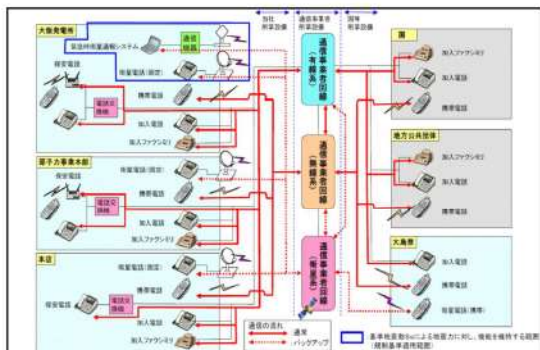


図 61.5.6 通信設備（発電所外）（社外）の系統図（1/2）〔通信設備（発電所外）（社内）と共用のものを含む〕

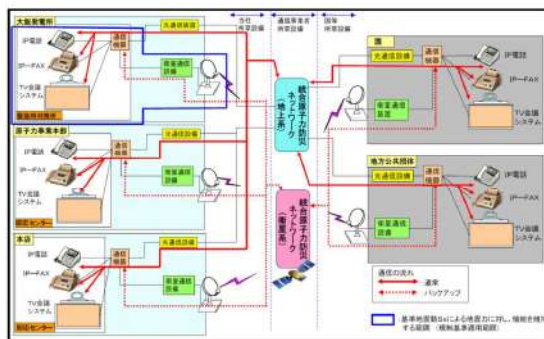
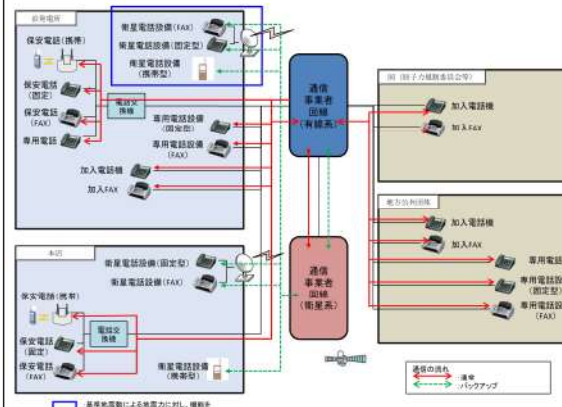


図 61.5.7 通信設備（発電所外）（社外）の系統図（2/2）

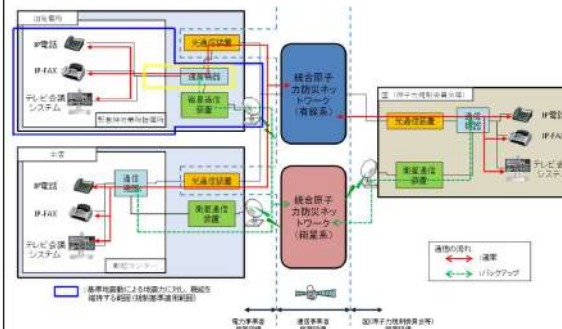
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その1）



通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その2）

【女川】記載充実（大飯参照）
 【大飯】設備構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図 61.5.7 通信連絡設備の電源及び代替電源設備の系統図 (1/3)</p>	<p>図 61.5.7 通信連絡設備の電源及び代替電源設備の系統図 (2/3)</p>		<p>電源は61-補足説明資料39ページにて記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図61.5.7 通信連絡設備の電源及び代替電源設備の系統図 (3/3)</p> <p>この図は、大飯発電所3/4号炉の通信連絡設備の電源供給と代替電源設備の系統を示しています。図には、各種電源（常時用、非常用、緊急用）からの電力供給経路、変圧器、配電盤、および通信機器（無線機、有線機）の接続が詳細に描かれています。また、緊急時に備えた蓄電池（バッテリー）の充電と放電システムも示されています。</p>		<p>図61.5.8 緊急時対策所情報収集設備の概要</p> <p>この図は、緊急時対策所における情報収集設備の概要を示しています。無線LAN、衛星通信、無線LANルーター、無線LANアクセスポイント、無線LANクライアント、無線LANアダプター、無線LANコントローラー、無線LANスイッチ、無線LANアクセサリ、無線LANケーブル、無線LAN接続機器、無線LAN接続機器の接続が示されています。また、無線LAN接続機器の接続方法も示されています。</p>	<p>電源は61-補足説明資料39ページにて記載</p> <p>【大飯】・記載方針の相違</p>
<p>図61.5.8 緊急時対策所情報収集設備の概要</p> <p>この図は、緊急時対策所における情報収集設備の概要を示しています。無線LAN、衛星通信、無線LANルーター、無線LANアクセスポイント、無線LANクライアント、無線LANアダプター、無線LANコントローラー、無線LANスイッチ、無線LANアクセサリ、無線LANケーブル、無線LAN接続機器、無線LAN接続機器の接続が示されています。また、無線LAN接続機器の接続方法も示されています。</p>		<p>安全パラメータ表示システム (SPDS) の概要</p> <p>この図は、安全パラメータ表示システム (SPDS) の概要を示しています。無線LAN、衛星通信、無線LANルーター、無線LANアクセスポイント、無線LANクライアント、無線LANアダプター、無線LANコントローラー、無線LANスイッチ、無線LANアクセサリ、無線LANケーブル、無線LAN接続機器、無線LAN接続機器の接続が示されています。また、無線LAN接続機器の接続方法も示されています。</p>	

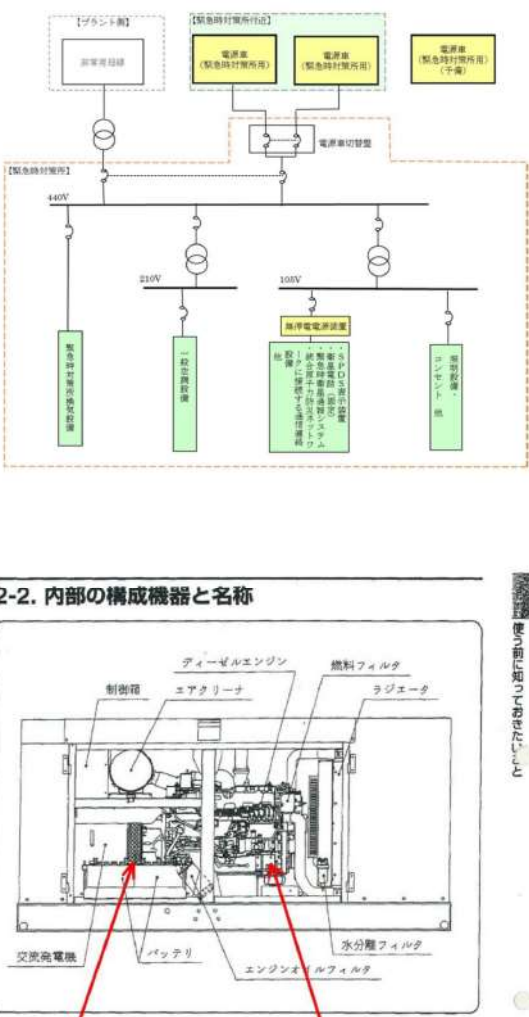
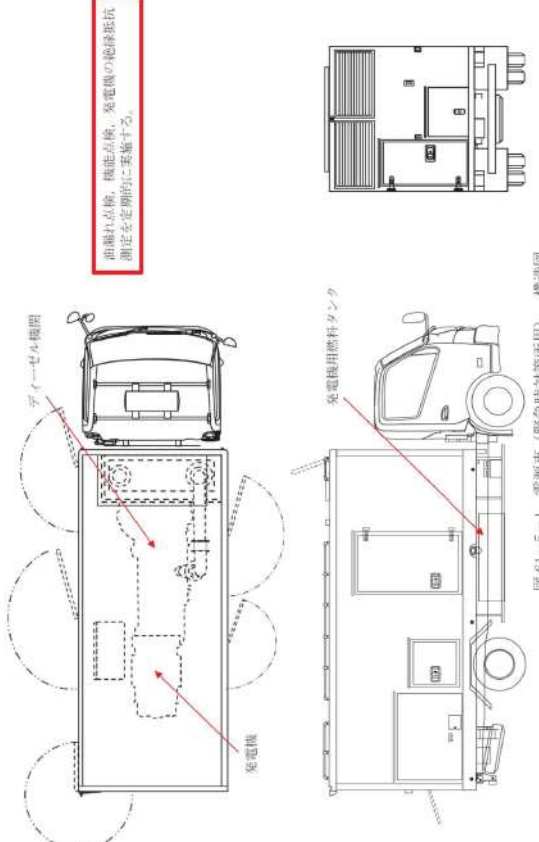
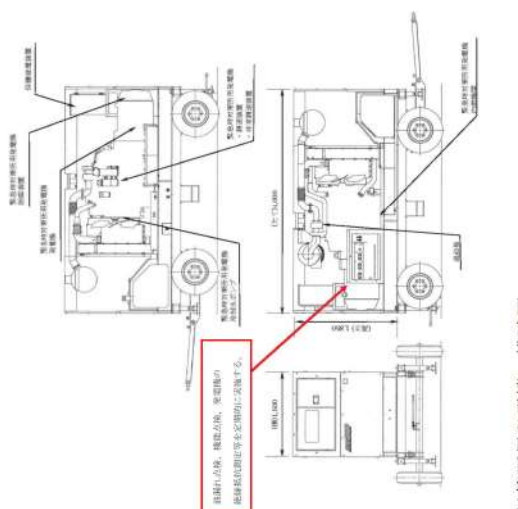
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

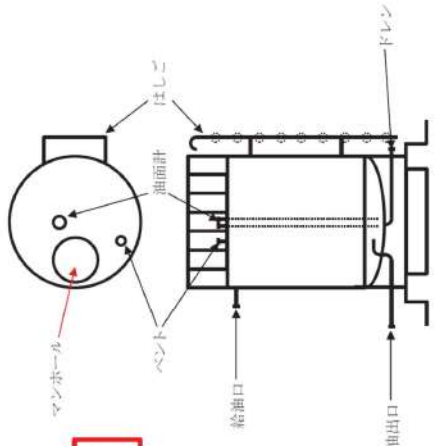
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">61-4 試験・検査説明書</p>	<p style="text-align: center;">61-5 試験及び検査</p>	<p style="text-align: center;">61-3 試験・検査説明資料</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

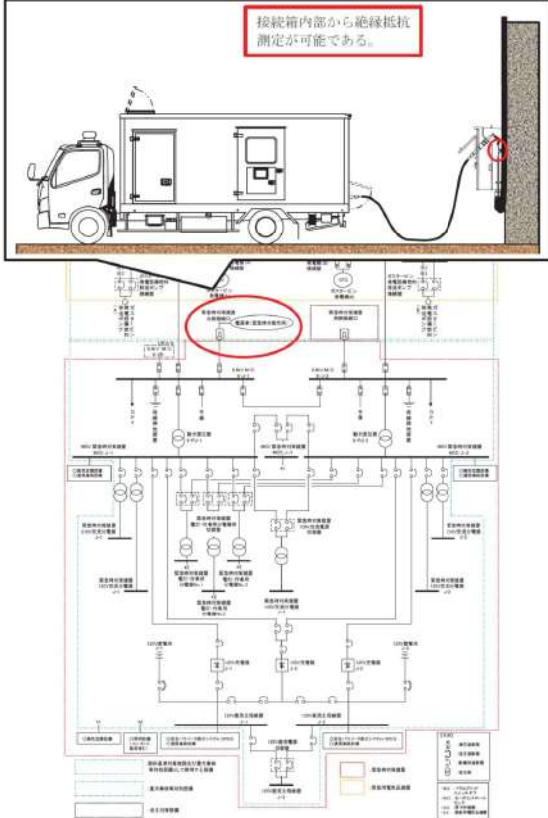
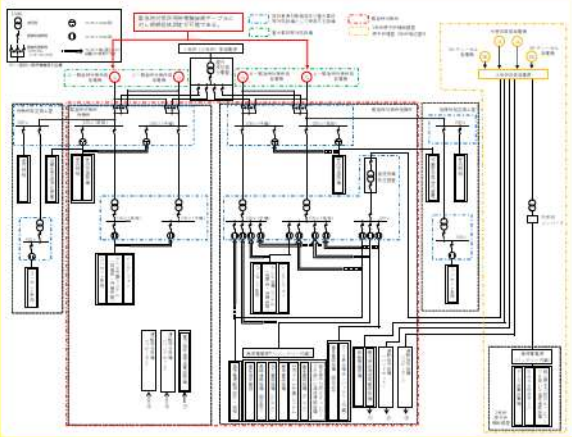
第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源車（緊急時対策所用） 試験・検査内容</p>  <p>2-2. 内部の構成機器と名称</p> <p>タイセルエンジン、燃料フィルタ、ラジエータ、エンジンオイルフィルタ、水分離フィルタ、バッテリー、交流発電機、制御箱、エアクリーナ</p> <p>ポルトを取り外すことで発電機の分解点検が可能</p> <p>シリンダーカバー、ピストンを取り外すことで内燃機関の分解点検が可能</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>油漏れ点検、機能点検、発電機の絶縁抵抗測定を定期的に実施する。</p> <p>図 61-5-1 電源車（緊急時対策所用） 構造図</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>目視点検、機能点検、発電機の絶縁抵抗測定等を定期的に実施する。</p> <p>緊急時対策所用発電機 構造図</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>設備構造は異なるが、同様な試験検査が可能であることに相違ない。</p>

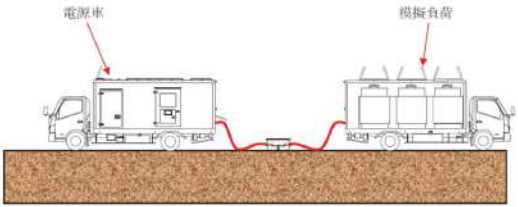
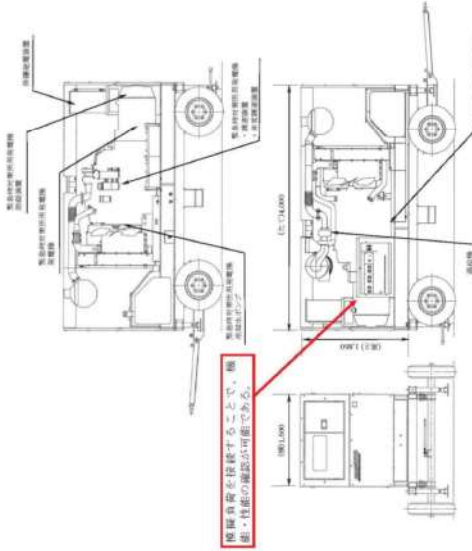
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="1187 491 1216 869">図 61-5-2 緊急時対策用軽油タンク 概要図</p>		<p data-bbox="1839 140 2049 162">・設計の相違（相違理由⑦）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="920 156 1093 201">接続箱内部から絶縁抵抗測定が可能である。</p> <p data-bbox="786 979 1111 1002">図 61-5-3 電源専用ケーブル 試験系統図</p>	 <p data-bbox="1323 608 1742 630">緊急時対策所用発電機用ケーブル 試験系統図</p>	<p data-bbox="1839 145 2157 221">・設備構成の相違 設備構造は異なるが、同様な試験検査が可能であることに相違ない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

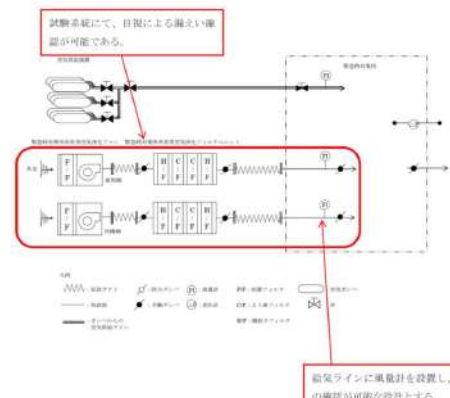
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>電源車 模擬負荷</p> <p>図 61-5-4 電源車 (緊急時対策所用) 試験系統図 (模擬負荷による電源車の出力性能確認)</p>	 <p>緊急時対策所用発電機 試験系統図 (模擬負荷による緊急時対策所用発電機の出力性能確認)</p> <p>模擬負荷を接続することで、機・性能の確認が可能である。</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>設備構造は異なるが、同様な試験検査が可能であることに相違ない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>緊急時対策所用高圧母線 J 系は絶縁抵抗測定が可能である。</p>		<p>・設計の相違 (相違理由①)</p>
	<p>図 61-5-5 緊急時対策所用高圧母線 J 系 試験系統図</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>可搬型空気浄化装置及び空気供給装置 試験・検査内容</p>  <p>試験系統にて、目視による漏えい確認が可能である。</p> <p>給気ラインに風量計を設置し、高量の確認が可能な設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="112 622 560 766"> <caption>【試験・検査項目】</caption> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機能・性能確認</td> <td>非常用空気浄化ファンを運転する。</td> <td>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内の給気ラインで、定格流量 33~40m³/min が確保できること。</td> </tr> <tr> <td>漏えい確認</td> <td>試験系統のダクトの外観確認を行う。</td> <td>試験系統において、著しい漏えいがないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判定基準	機能・性能確認	非常用空気浄化ファンを運転する。	緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内の給気ラインで、定格流量 33~40m³/min が確保できること。	漏えい確認	試験系統のダクトの外観確認を行う。	試験系統において、著しい漏えいがないこと。	<p>○緊急時対策所の気密性、正圧化に関する試験・検査性について</p> <p>緊急時対策所の気密性、正圧化に関する点検及び検査は表61-5-1及び図61-5-6、7のとおりである。</p> <p>表61-5-1 緊急時対策所の気密性、正圧化機能に関する試験・検査性</p> <table border="1" data-bbox="694 367 1187 510"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>外観検査</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、差圧計各々の点検を行うとともに、これら設備を組み合わせた状態で緊急時対策所の気密性、正圧化機能・性能が正常であることを確認する。</p> <p>緊急時対策所の機能・性能検査は、緊急時対策建屋地下階に対して、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置により定格流量により緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階を規定差圧に正圧化できることを確認する。</p> <p>また、緊急時対策所においては、機能・性能検査として緊急時対策所加圧設備の空気ポンベより規定流量の空気を緊急時対策所に供給した場合、緊急時対策所を規定差圧に正圧化できることを確認する。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	外観確認	又は停止中	機能・性能試験	気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認	<p>○緊急時対策所の気密性、正圧化に関する試験・検査性について</p> <p>緊急時対策所の気密性、正圧化に関する点検及び検査は次の表及び図の通りである。</p> <p>表 緊急時対策所の気密性、正圧化に関する試験・検査性</p> <table border="1" data-bbox="1276 367 1769 510"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>外観検査</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、圧力計各々の点検を行うとともに、これら設備を組み合わせた状態で緊急時対策所の気密性、正圧化機能・性能が正常であることを確認する。</p> <p>緊急時対策所の機能・性能検査は、緊急時対策所に対して、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットにより定格流量により緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を規定差圧に正圧化できることを確認する。</p> <p>また、緊急時対策所においては、機能・性能検査として空気供給装置の空気ポンベにより、規定流量の空気を緊急時対策所に供給した場合、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を規定差圧に正圧化できることを確認する。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	外観確認	又は停止中	機能・性能試験	気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認	<p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違 記載は異なるが、試験検査が可能であることに相違ない。</p> <p>【女川】 ・設計の相違 女川は必要な設備を緊急時対策所等（緊急時対策室、SPDS室、緊急時対策エリア用空調機械室）に配備しており、これらのエリアを正圧化する。 泊は必要な設備を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に配備しており、これらのエリアを正圧化する。</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由①） 【女川】・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
検査項目	検査方法	判定基準																												
機能・性能確認	非常用空気浄化ファンを運転する。	緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内の給気ラインで、定格流量 33~40m³/min が確保できること。																												
漏えい確認	試験系統のダクトの外観確認を行う。	試験系統において、著しい漏えいがないこと。																												
発電用原子炉の状態	項目	内容																												
運転中	外観検査	外観確認																												
又は停止中	機能・性能試験	気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認																												
発電用原子炉の状態	項目	内容																												
運転中	外観検査	外観確認																												
又は停止中	機能・性能試験	気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認																												
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>○5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の気密性、隔圧化に関する試験・検査性について</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の気密性、隔圧化に関する点検及び検査は表61-5-1のとおりである。</p> <p>表61-5-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の気密性、隔圧化機能に関する試験・検査性</p> <table border="1" data-bbox="112 1005 560 1133"> <thead> <tr> <th>プラント状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>外観検査</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>気密性、隔圧化機能の確認 運転性能の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>可搬型隔圧化空調機、差圧計各々の点検を行うと共に、これら設備を組み合わせた状態で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の気密性、隔圧化機能・性能が正常であることを確認する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能・性能検査は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に対して、可搬型隔圧化空調機により定格流量により高気密室内を規定差圧に隔圧化できることを確認する。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所においては、機能・性能検査として5号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ポンベ隔圧化装置の空気ポンベより規定流量の空気を高気密室に供給した場合、高気密室内を規定差圧に隔圧化できることを確認する。二酸化炭素吸収装置の機能・性能検査は、対策要員が待機している10時間に発生する二酸化炭素を吸収するために必要な二酸化炭素吸収剤量が確保されていることを確認する。</p>	プラント状態	項目	内容	運転中	外観検査	外観確認	又は停止中	機能・性能試験	気密性、隔圧化機能の確認 運転性能の確認																					
プラント状態	項目	内容																												
運転中	外観検査	外観確認																												
又は停止中	機能・性能試験	気密性、隔圧化機能の確認 運転性能の確認																												

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

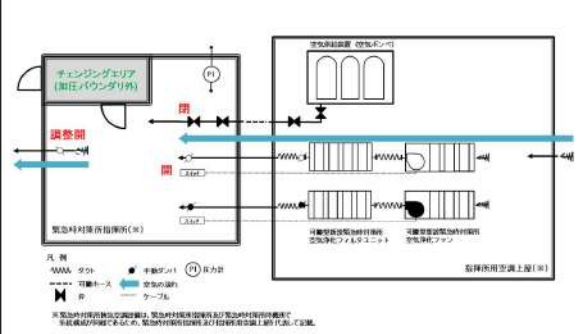
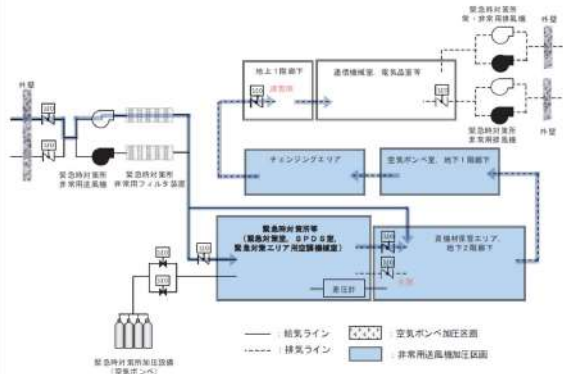
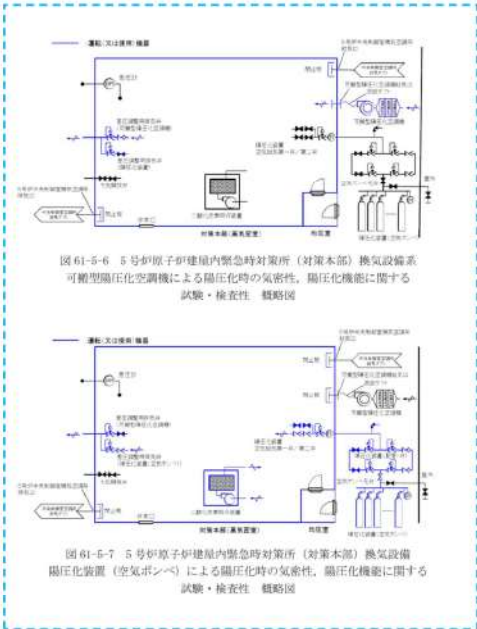
大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

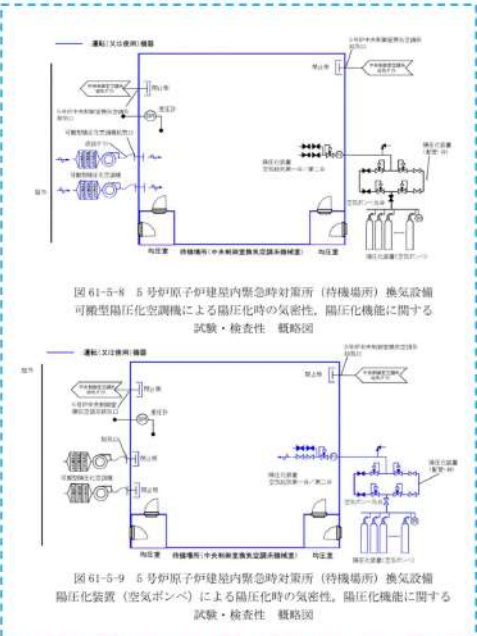
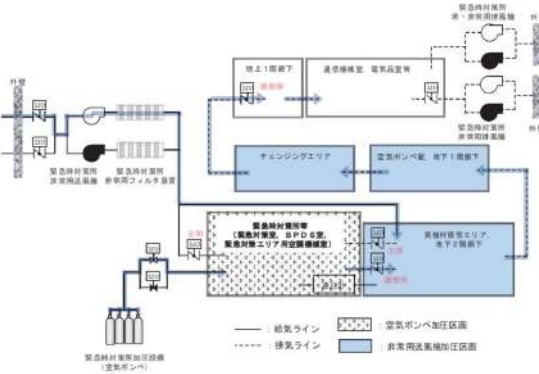
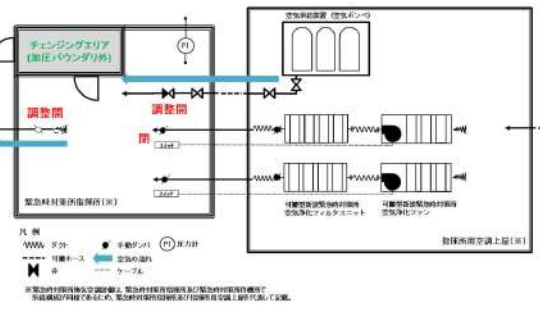
【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】



【女川】設計の相違 (相違理由①⑧)

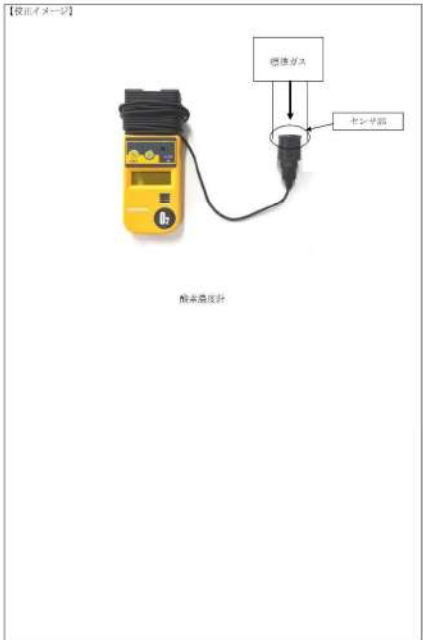




【柏崎】
 ・記載方針の相違 (2-3③の相違)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p>  <p>図 61-5-8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 換気設備可搬型隔圧化空調機による隔圧化時の気密性、隔圧化機能に関する試験・検査性 概略図</p> <p>図 61-5-9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 換気設備隔圧化装置 (空気ボンベ) による隔圧化時の気密性、隔圧化機能に関する試験・検査性 概略図</p>	 <p>図 61-5-7 緊急時対策所加圧設備による正圧化時の気密性、正圧化機能に関する試験・検査性 概略図 (ブルーム通過中)</p>	 <p>緊急時対策所空気供給装置による正圧化時の気密性、正圧化機能に関する試験・検査性 概要図 (ブルーム通過中)</p>	<p>【女川】設計の相違 (相違理由①⑧)</p>



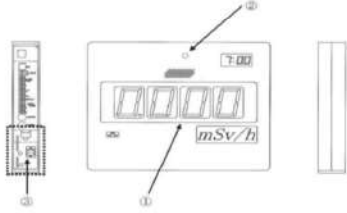
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

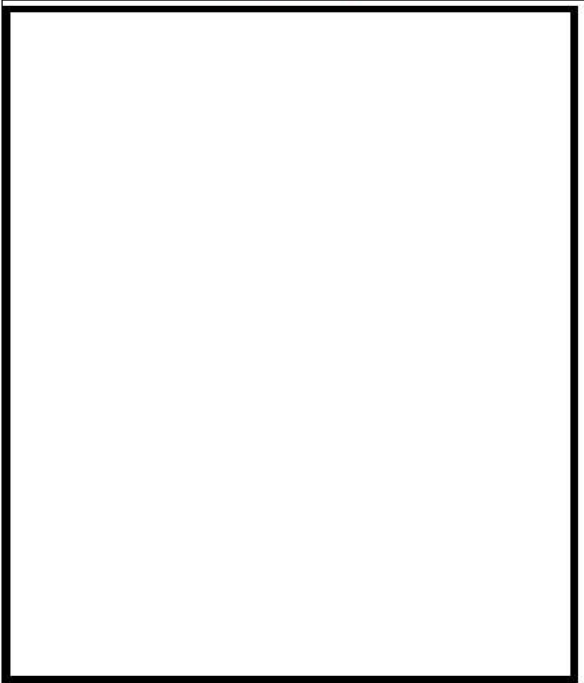
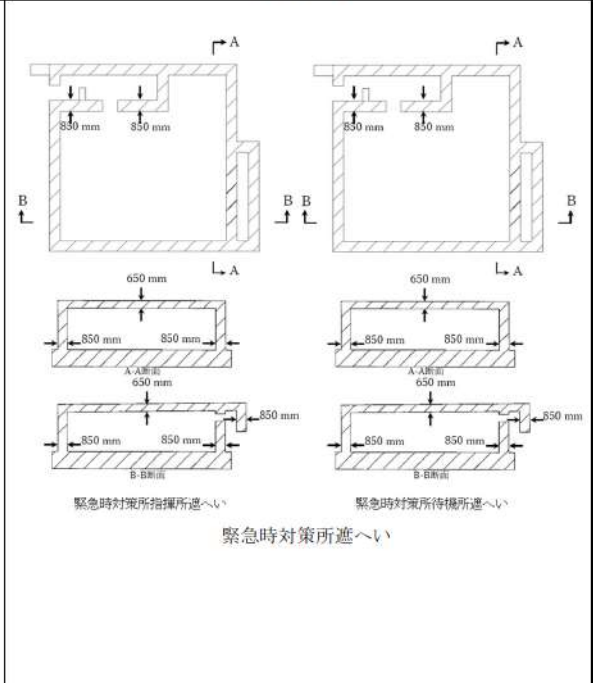

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>酸素濃度計 試験・検査内容</p> 	<p>○酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び差圧計の試験・検査性について</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び差圧計は、運転中又は停止中においても校正ガスによる性能検査が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計概略図を図61-5-8、二酸化炭素濃度計概略図を図61-5-9に示す。</p>  <p>図 61-5-8 酸素濃度計の概略図</p>  <p>図 61-5-9 二酸化炭素濃度計の概略図</p>	<p>○酸素濃度・二酸化炭素濃度計の試験及び検査について</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は発電用原子炉の運転中又は停止中においても校正ガスによる性能検査が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計外観図を以下に示す。</p>  <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計の外観図</p>	<p>【女川】記載箇所の相違</p> <p>治の圧力計については、後頁にて記載する。</p> <p>【大阪】・設計の相違</p> <p>設備構造は異なるが、同様な試験検査が可能であることに相違ない。</p>
<p>二酸化炭素濃度計 試験・検査内容</p> 			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

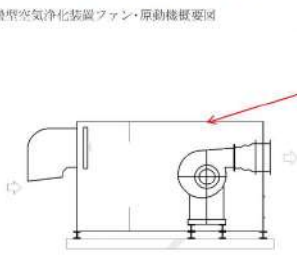
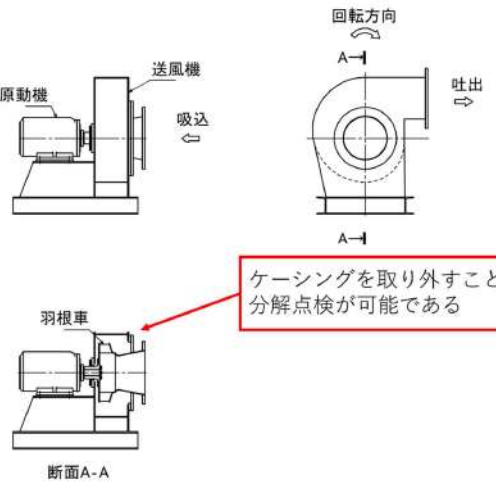
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
<p>緊急時対策所内可搬型エアモニタ及び</p> <p>緊急時対策所外可搬型エアモニタ 試験・検査内容</p> <p>・試験構成</p>  <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="91 751 629 963"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の外観を目視（または品質記録）により確認する。</td> <td>有害な欠陥（表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの）がないこと。</td> </tr> <tr> <td>校正検査</td> <td>標準線源を照射して基準線量当量率に対するモニタ指示値を確認する。</td> <td>基準線量当量率に対して±30%以内であること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判定基準	外観検査	各部の外観を目視（または品質記録）により確認する。	有害な欠陥（表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの）がないこと。	校正検査	標準線源を照射して基準線量当量率に対するモニタ指示値を確認する。	基準線量当量率に対して±30%以内であること。	<p>○緊急時対策所可搬型エアモニタの試験・検査性について</p> <p>緊急時対策所可搬型エアモニタは、運転中又は停止中においても模擬入力による機能・性能試験及び校正が可能とし、機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所可搬型エアモニタ概略図を図61-5-10に示す。</p>  <p>図61-5-10 緊急時対策所可搬型エアモニタの概略図</p>	<p>○緊急時対策所可搬型エアモニタの試験・検査性について</p> <p>緊急時対策所可搬型エアモニタは、発電用原子炉の運転中又は停止中においても模擬入力による機能・性能試験及び構成が可能とし、機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所可搬型エアモニタ概略図を以下に示す。</p>  <table border="1" data-bbox="1361 608 1592 708"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>本体（表示部）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>Si半導体検出器 収納部</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>電源ユニット部</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所可搬型エアモニタ</p>	番号	名 称	1	本体（表示部）	2	Si半導体検出器 収納部	3	電源ユニット部	<p>【大飯】・設計の相違</p> <p>設備構造は異なるが、同様な試験検査が可能であることに相違ない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>泊は女川と同様に、61条添付資料に試験・検査項目を記載している。</p>
検査項目	検査方法	判定基準																		
外観検査	各部の外観を目視（または品質記録）により確認する。	有害な欠陥（表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの）がないこと。																		
校正検査	標準線源を照射して基準線量当量率に対するモニタ指示値を確認する。	基準線量当量率に対して±30%以内であること。																		
番号	名 称																			
1	本体（表示部）																			
2	Si半導体検出器 収納部																			
3	電源ユニット部																			

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

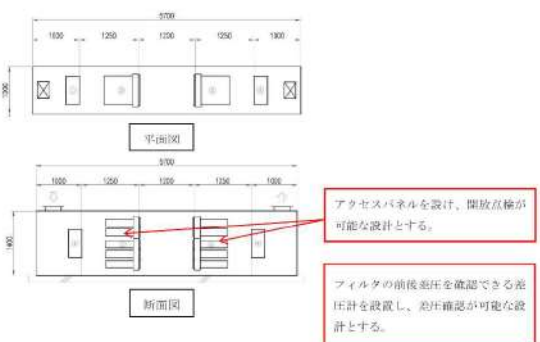
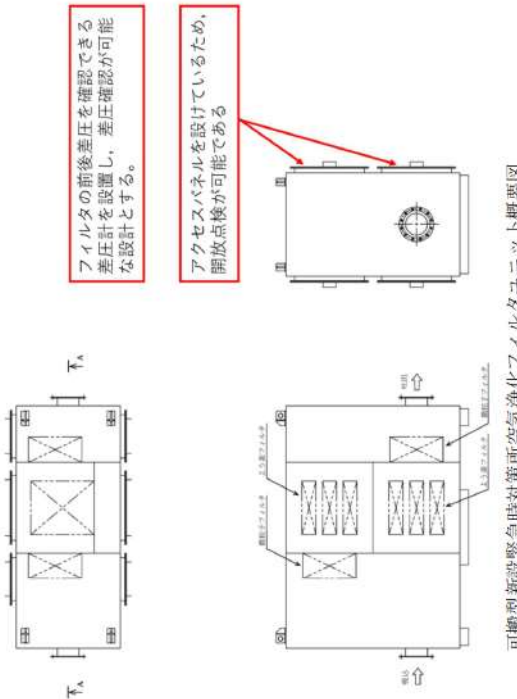
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】・記載方針の相違 (記載充実)</p>
<p> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

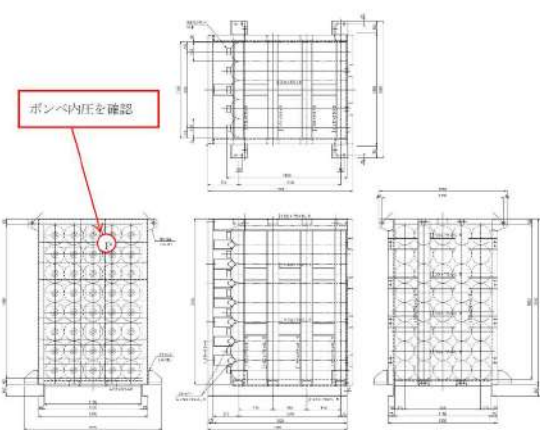
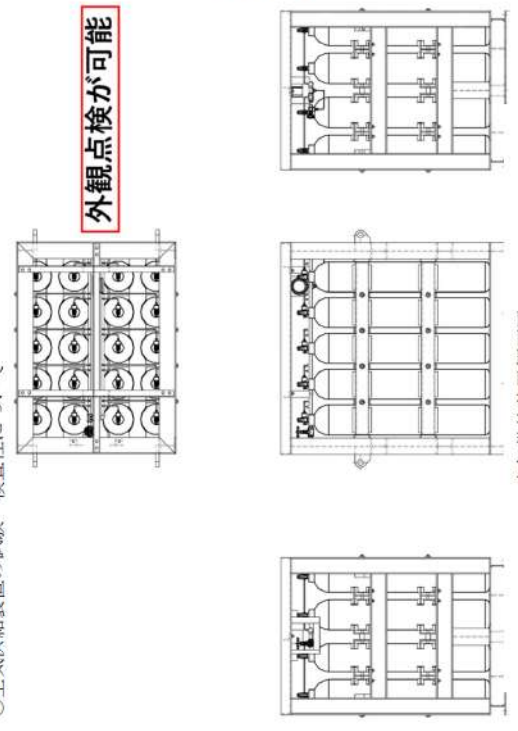
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型空気浄化装置 試験・検査内容</p> <p>可搬型空気浄化装置ファン・原動機概要図</p>  <p>ファンケーシングを取り外すことで分解点検が可能である。</p>		<p>○可搬型空気浄化装置の試験・検査性について</p>  <p>ケーシングを取り外すことで、分解点検が可能である</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン概要図</p>	<p>【女川】・記載方針の相違（記載充実）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

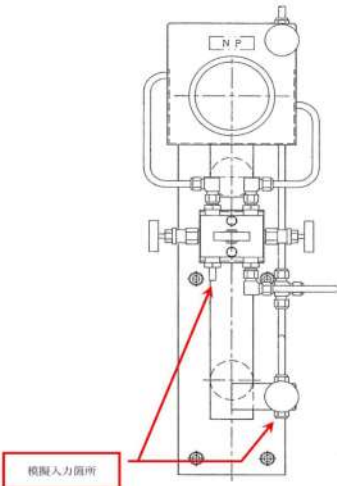
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型空気浄化装置フィルタユニット概要図</p>  <p>アクセスパネルを設け、開放点検が可能な設計とする。</p> <p>フィルタの前後差圧を確認できる差圧計を設置し、差圧確認が可能な設計とする。</p>		 <p>フィルタの前後差圧を確認できる差圧計を設置し、差圧確認が可能な設計とする。</p> <p>アクセスパネルを設けているため、開放点検が可能である。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット概要図</p>	<p>【女川】・記載方針の相違（記載充実）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>空気供給装置 試験・検査内容</p> <p>空気供給装置概要図</p> 		<p>外観点検が可能</p>  <p>○空気供給装置の試験・検査性について</p> <p>空気供給装置概要図</p>	<p>【大飯・女川】・記載方針の相違（記載充実）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>○圧力計の試験・検査性について</p>  <p>模範入力箇所</p> <p>圧力計概要図</p> <p>※内容は今後の改訂版に際して適宜修正する。</p>	<p>【大飯・女川】・記載方針の相違（記載充実）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉

安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び安全パラメータ伝送システム 試験・検査内容

【試験構成】

【試験・検査項目】

検査項目	検査方法	判断基準
数量確認	在否確認	存在すること
外観確認	損傷確認	損傷がないこと
機能・性能の確認	通信確認	通信に異常のないこと

※ データ照合については、必要に応じて実施

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

○安全パラメータ表示システム（SPDS）の試験・検査性について

安全パラメータ表示システム（SPDS）における試験及び検査は下表のとおりである。安全パラメータ表示システム（SPDS）の概要を下図に示す。

対応設備	試験・検査項目
安全パラメータ表示システム（SPDS）	機能の確認、外観の確認

※データ照合については、必要に応じて実施

図 安全パラメータ表示システム（SPDS）の概要

※試験区間：緊急時対策所指揮所 ～ 3号炉原子炉補助建屋
 ※試験区間：3号炉原子炉補助建屋 ～ 国（ERSS伝送）

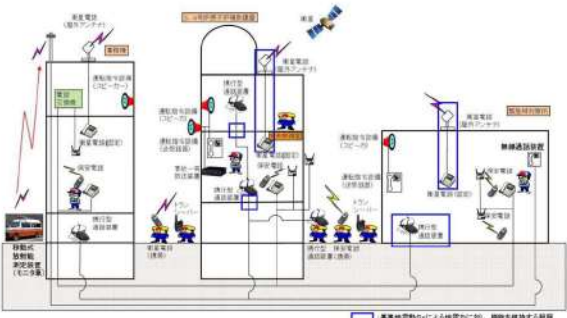
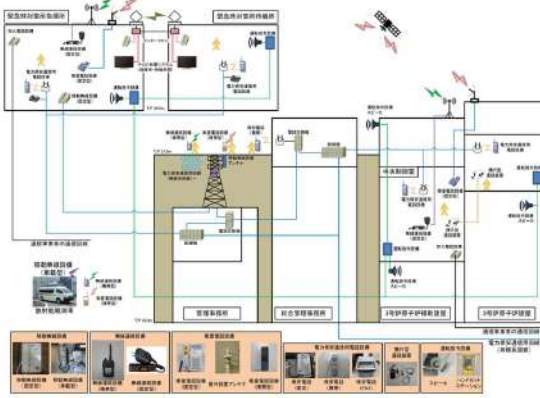
相違理由

【女川】・記載充実（大阪参照）
 女川は、通信連絡設備側に安全パラメータ表示システム（SPDS）の試験・検査図面を記載している。

【大阪】・記載方針の相違
 試験・検査項目は同様である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>通信連絡設備の概要</p> <p>1. 通信連絡設備（発電所内用）の試験・検査</p> <table border="1" data-bbox="80 292 645 446"> <thead> <tr> <th>対応設備</th> <th>試験・検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話（固定）</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（携帯）</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（可搬）</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> <tr> <td>携帯型通話装置</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> </tbody> </table> 	対応設備	試験・検査項目	衛星電話（固定）	数量確認、外観確認、通話通信確認	衛星電話（携帯）	数量確認、外観確認、通話通信確認	衛星電話（可搬）	数量確認、外観確認、通話通信確認	トランシーバー	数量確認、外観確認、通話通信確認	携帯型通話装置	数量確認、外観確認、通話通信確認		<p>○通信連絡設備（発電所内）の試験・検査性について</p> <p>通信連絡設備（発電所内）における試験及び検査は下表のとおりである。 通信連絡設備（発電所内）の概要を下图に示す。</p> <p>表 通信連絡設備（発電所内）の試験・検査</p> <table border="1" data-bbox="1249 319 1818 470"> <thead> <tr> <th>対応設備</th> <th>試験・検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯型通話装置</td> <td>通話通信の確認、外観の確認</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）</td> <td>通話通信の確認、外観の確認</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）</td> <td>通話通信の確認、外観の確認</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</td> <td>通話通信の確認、外観の確認</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>通話通信の確認、外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 通信連絡設備（発電所内）の概要 [通信連絡設備（発電所外）と共用を含む]</p>	対応設備	試験・検査項目	携帯型通話装置	通話通信の確認、外観の確認	無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認	衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	通話通信の確認、外観の確認	インターフォン	通話通信の確認、外観の確認	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載充実（大飯参照） <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の相違
対応設備	試験・検査項目																										
衛星電話（固定）	数量確認、外観確認、通話通信確認																										
衛星電話（携帯）	数量確認、外観確認、通話通信確認																										
衛星電話（可搬）	数量確認、外観確認、通話通信確認																										
トランシーバー	数量確認、外観確認、通話通信確認																										
携帯型通話装置	数量確認、外観確認、通話通信確認																										
対応設備	試験・検査項目																										
携帯型通話装置	通話通信の確認、外観の確認																										
無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認																										
衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認																										
テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	通話通信の確認、外観の確認																										
インターフォン	通話通信の確認、外観の確認																										

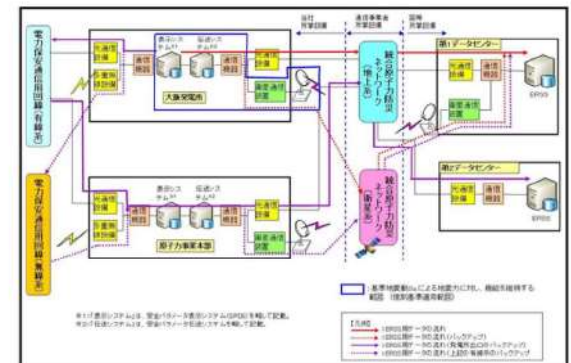
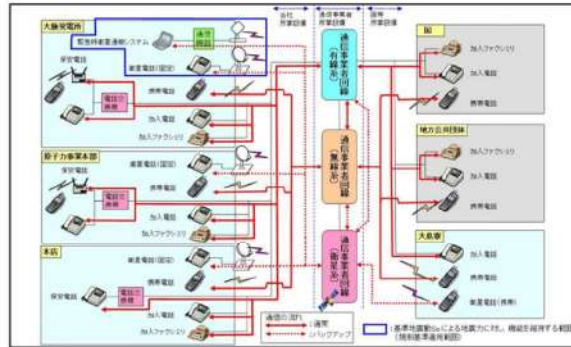
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉

2. 通信連絡設備（発電所外用）〔社外〕の試験・検査

対応設備	試験・検査項目
衛星電話（固定）	数量確認、外観確認、通話通信確認
衛星電話（携帯）	数量確認、外観確認、通話通信確認
衛星電話（可搬）	数量確認、外観確認、通話通信確認
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX（有線系、無線系））	数量確認、外観確認、通話通信確認
安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び安全パラメータ伝送システム	数量確認、外観確認、機能・性能の確認
緊急時衛星通報システム	数量確認、外観確認、機能・性能の確認



女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

○通信連絡設備（発電所外用）の試験・検査性について

通信連絡設備（発電所外用）における試験及び検査は下表のとおりである。
 通信連絡設備（発電所外用）の概要を下図に示す。

表 通信連絡設備（発電所外用）の試験・検査

対応設備	試験・検査項目
衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、衛星電話設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP電話、IP-FAX、テレビ会議システム）	通話通信の確認、外観の確認

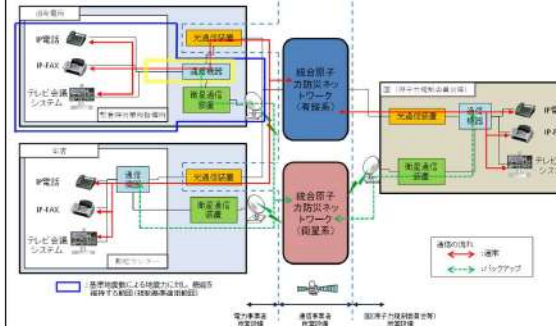
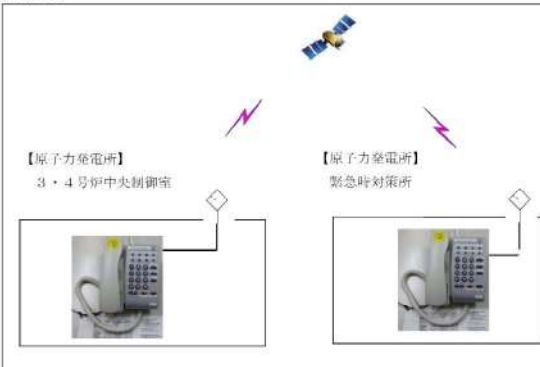
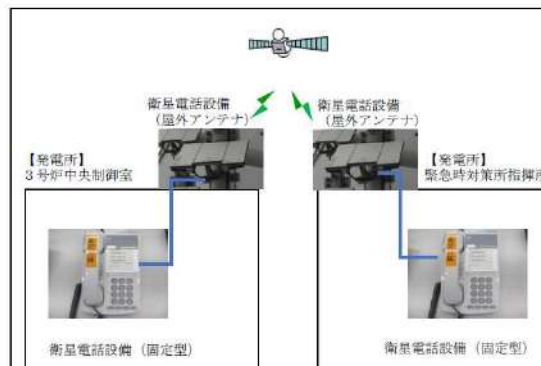

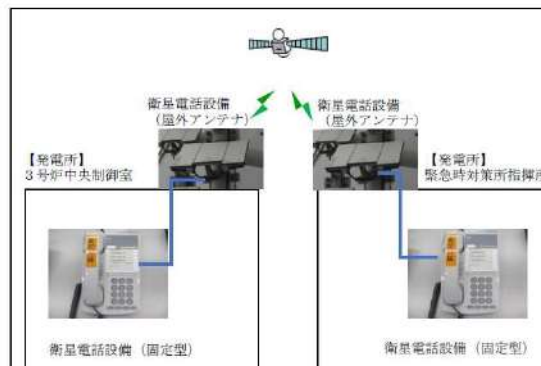



図 通信連絡設備（発電所外用）の概要

- 【女川】
- ・記載充実（大飯参照）
- 【大飯】
- ・設備構成の相違




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>衛星電話（固定） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【原子力発電所】 3・4号炉中央制御室</p> <p>【原子力発電所】 緊急時対策所</p> <p>試験区間：3・4号炉中央制御室～緊急時対策所</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="100 686 638 845"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること 着信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話確認</td> <td>通話が可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること 着信が可能であること	通話確認	通話が可能であること	<p>衛星電話設備（固定型） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【発電所】 3号炉中央制御室</p> <p>【発電所】 緊急時対策所指揮所</p> <p>衛星電話設備（固定型）</p> <p>衛星電話設備（固定型）</p> <p>【凡例】 ——：有線（建屋内） ※試験区間：中央制御室～緊急時対策所指揮所</p> <p>衛星電話設備（FAX） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【本店】 即応センター</p> <p>【発電所】 緊急時対策所指揮所</p> <p>衛星電話設備（FAX）</p> <p>衛星電話設備（FAX）</p> <p>【凡例】 ——：有線（建屋内） ※試験区間：緊急時対策所指揮所～即応センター</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>衛星電話設備（固定型） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【発電所】 3号炉中央制御室</p> <p>【発電所】 緊急時対策所指揮所</p> <p>衛星電話設備（固定型）</p> <p>衛星電話設備（固定型）</p> <p>【凡例】 ——：有線（建屋内） ※試験区間：中央制御室～緊急時対策所指揮所</p> <p>衛星電話設備（FAX） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【本店】 即応センター</p> <p>【発電所】 緊急時対策所指揮所</p> <p>衛星電話設備（FAX）</p> <p>衛星電話設備（FAX）</p> <p>【凡例】 ——：有線（建屋内） ※試験区間：緊急時対策所指揮所～即応センター</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 ・記載充実（大飯参照）</p> <p>【大飯】 ・設備構成の相違</p> <p>【女川】【大飯】・設備の相違（相違理由①）</p>
検査項目	検査方法	判断基準															
数量確認	在否確認	存在すること															
外観確認	損傷確認	損傷がないこと															
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること 着信が可能であること															
	通話確認	通話が可能であること															

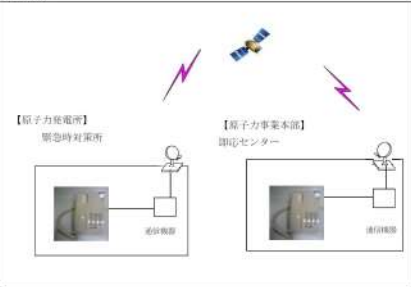

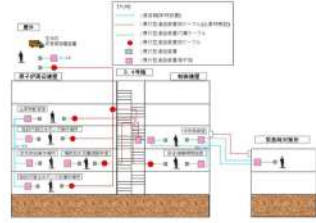
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

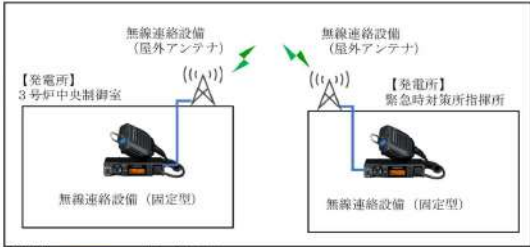
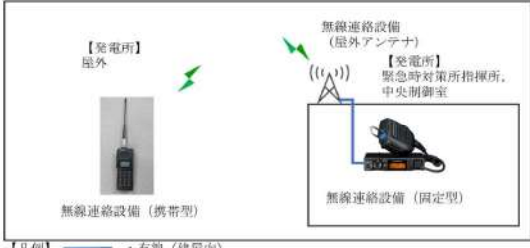
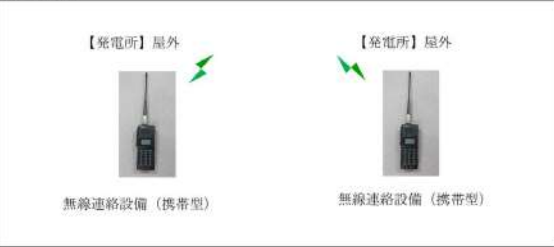
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>衛星電話（携帯） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>試験区間：現場 ～ 緊急時対策所</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="123 619 622 762"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>着信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話確認</td> <td>通話が可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること		着信が可能であること	通話確認	通話が可能であること		<p>衛星電話設備（携帯型） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【凡例】 —：有線（建屋内）</p> <p>※試験区間：屋外～緊急時対策所指揮所、屋外～中央制御室</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載充実（大飯参照） <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の相違
検査項目	検査方法	判断基準																	
数量確認	在否確認	存在すること																	
外観確認	損傷確認	損傷がないこと																	
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること																	
		着信が可能であること																	
	通話確認	通話が可能であること																	
<p>衛星電話（携帯） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>試験区間：現場 ～ 現場</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="107 1295 622 1455"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>着信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話確認</td> <td>通話が可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること		着信が可能であること	通話確認	通話が可能であること			
検査項目	検査方法	判断基準																	
数量確認	在否確認	存在すること																	
外観確認	損傷確認	損傷がないこと																	
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること																	
		着信が可能であること																	
	通話確認	通話が可能であること																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

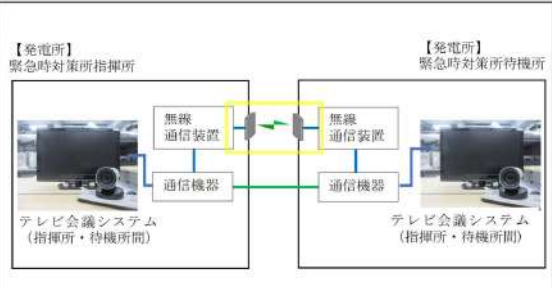
第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>衛星電話（可搬） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【原子力発電所】 緊急時対策所 衛星電話</p> <p>【原子力事業本部】 御心センター 衛星電話</p> <p>試験区画：緊急時対策所 ～ 原子力事業本部</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="174 614 548 758"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>目視確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話確認</td> <td>着信が可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>携行型通話装置 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>携行型通話装置 通話装置ケーブル 携行型通話装置</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="174 1045 560 1157"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>目視確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話確認</td> <td>着信が可能であること</td> </tr> </tbody> </table> 	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	目視確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること	通話確認	着信が可能であること	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	目視確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること	通話確認	着信が可能であること			<p>【大飯】・設計の相違</p>
検査項目	検査方法	判断基準																													
数量確認	在否確認	存在すること																													
外観確認	目視確認	損傷がないこと																													
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること																													
	通話確認	着信が可能であること																													
検査項目	検査方法	判断基準																													
数量確認	在否確認	存在すること																													
外観確認	目視確認	損傷がないこと																													
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること																													
	通話確認	着信が可能であること																													

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

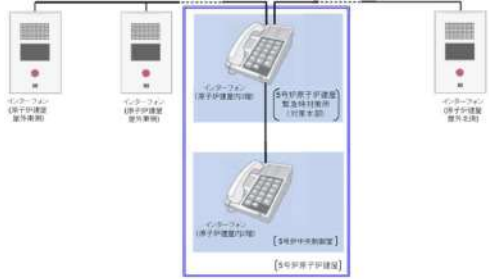
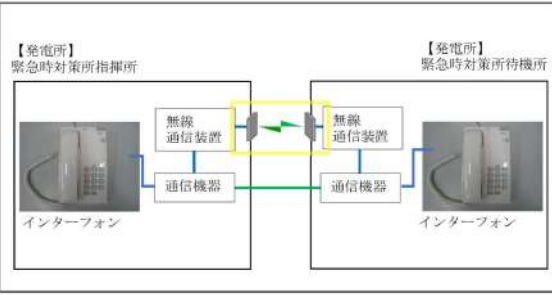
大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>無線連絡設備 (固定型) 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【発電所】3号炉中央制御室 (無線連絡設備 (固定型))</p> <p>【発電所】緊急時対策所指揮所 (無線連絡設備 (固定型))</p> <p>【凡例】 ———— : 有線 (建屋内)</p> <p>※試験区間：中央制御室～緊急時対策所指揮所</p> <p>無線連絡設備 (固定型)、無線連絡設備 (携帯型) 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【発電所】屋外 (無線連絡設備 (携帯型))</p> <p>【発電所】緊急時対策所指揮所、中央制御室 (無線連絡設備 (固定型))</p> <p>【凡例】 ———— : 有線 (建屋内)</p> <p>※試験区間：現場 (携帯型)～緊急時対策所指揮所 (固定型) 現場 (携帯型)～中央制御室 (固定型)</p> <p>無線連絡設備 (携帯型) 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【発電所】屋外 (無線連絡設備 (携帯型))</p> <p>【発電所】屋外 (無線連絡設備 (携帯型))</p> <p>※試験区間：屋外～屋外</p>	<p>・記載の充実</p> <p>【大飯】・設備の相違</p> <p>泊は、無線連絡設備 (固定型) を緊急時対策所に用いることから、試験・検査内容を記載している。なお、女川も緊急時対策所に無線連絡設備 (固定型) を用いるものの、試験・検査内容について通信連絡設備に記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>テレビ会議システム (指揮所・待機所間) 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>※テレビ会議システム (指揮所・待機所間) の無線通信装置及び通信機器は、インターフォンと同じ</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> — : 有線 (建屋内) — : 有線 (建屋間) — : 無線 (建屋間) 	<p>【大飯・女川】・設計の相違 (相違理由⑤)</p>

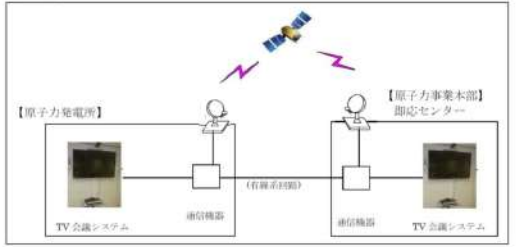
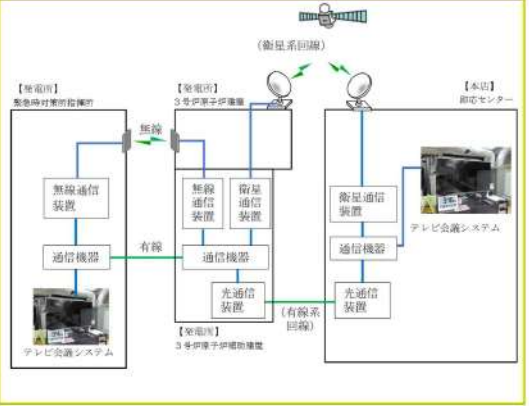
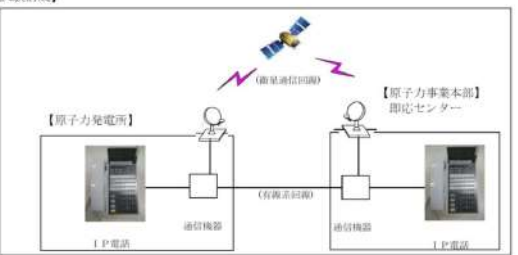
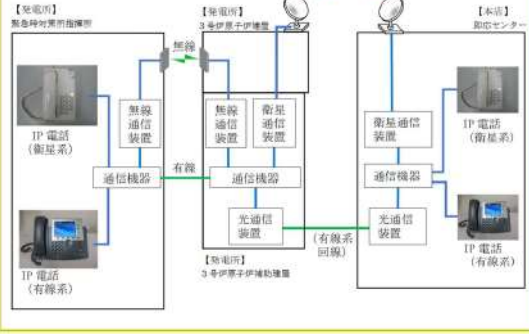
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>○5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの試験・検査性について</p> <p>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、プラント運転中及びプラント停止中に、屋外3箇所を設置するインターフォンと、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉中央制御室に設置するインターフォンとの通話確認を行うことができるようにすることで、機能・性能の確認が可能な設計とする。5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの構成概略を図61-5-14に示す。</p>  <p>図61-5-14 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの概略構成図</p>		<p>インターフォン 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>※インターフォンの無線通信装置及び通信機器は、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）と同じ</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> — : 有線（建屋内） — : 有線（建屋間） — : 無線（建屋間） 	<p>【大飯・女川】・設計の相違（相違理由⑤）</p>

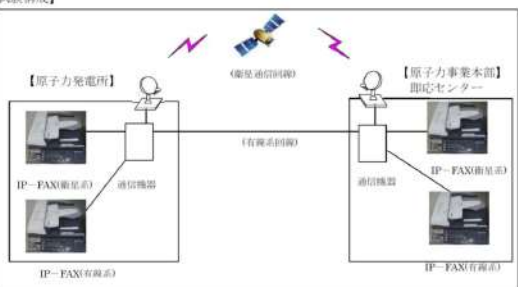
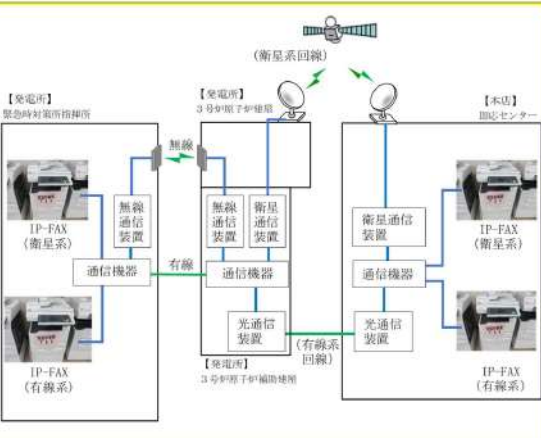
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>TV会議システム（統合原子力防災ネットワーク） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【原子力発電所】 TV会議システム 通信機器 (有線系回線) 【原子力事業本部 即応センター】 通信機器 TV会議システム</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="112 550 571 694"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通話確認（映像含む）</td> <td>着信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話が可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること	通話確認（映像含む）	着信が可能であること	通話が可能であること		<p>泊発電所3号炉</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【発電所】 緊急時対策所指揮所 無線通信装置 通信機器 有線 (有線系回線) 【発電所】 3号伊原子伊補機 無線通信装置 衛星通信装置 通信機器 光通信装置 (有線系回線) 【本部】 即応センター 衛星通信装置 通信機器 光通信装置 テレビ会議システム</p> <p>【凡例】 — : 有線（建屋内）</p>	<p>【女川】 ・記載充実（大飯参照）</p> <p>【大飯】 ・設備構成の相違</p>
検査項目	検査方法	判断基準																
数量確認	在否確認	存在すること																
外観確認	損傷確認	損傷がないこと																
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること																
	通話確認（映像含む）	着信が可能であること																
		通話が可能であること																
<p>IP電話（統合原子力防災ネットワーク） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【原子力発電所】 IP電話 通信機器 (衛星系回線) 【原子力事業本部 即応センター】 通信機器 IP電話</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="112 1244 571 1388"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通話確認</td> <td>着信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話が可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること	通話確認	着信が可能であること	通話が可能であること		<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP電話） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【発電所】 緊急時対策所指揮所 IP電話（衛星系） 無線通信装置 通信機器 有線 (有線系回線) 【発電所】 3号伊原子伊補機 IP電話（衛星系） 無線通信装置 衛星通信装置 通信機器 光通信装置 (有線系回線) 【本部】 即応センター IP電話（衛星系） 無線通信装置 通信機器 光通信装置 IP電話（有線系）</p> <p>【凡例】 — : 有線（建屋内）</p>	
検査項目	検査方法	判断基準																
数量確認	在否確認	存在すること																
外観確認	損傷確認	損傷がないこと																
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること																
	通話確認	着信が可能であること																
		通話が可能であること																


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>IP-FAX（有線系、衛星系）（統合原子力防災ネットワーク） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="100 566 593 710"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>確認方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>存在確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通信確認</td> <td>FAX 送受信が可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	確認方法	判断基準	数量確認	存在確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること	通信確認	FAX 送受信が可能であること		<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-FAX） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【凡例】</p> <p>— : 有線（建屋内）</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載充実（大飯参照） <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の相違
検査項目	確認方法	判断基準															
数量確認	存在確認	存在すること															
外観確認	損傷確認	損傷がないこと															
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること															
	通信確認	FAX 送受信が可能であること															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>緊急時衛星通報システム 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="129 774 616 858"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td>機能・性能の確認</td> <td>通信確認</td> <td>通信に異常のないこと</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	機能・性能の確認	通信確認	通信に異常のないこと			<p>【大飯】大飯3/4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原災法に基づく通報などは、緊急時対策所に設置しているPCにより、衛星回線を使用して地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置している。</p> <p>・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報できる（伊方3号炉および川内1/2号炉と同様）。また、泊3号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。</p>
検査項目	検査方法	判断基準													
数量確認	在否確認	存在すること													
外観確認	損傷確認	損傷がないこと													
機能・性能の確認	通信確認	通信に異常のないこと													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>61-6 容量設定根拠</p>	<p>61-6 容量設定根拠</p>	<p>61-5 容量設定根拠</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>a. 建屋内の正圧維持について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標圧力：100Pa <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） / 隣接区画の陽圧化差圧</p> <p>【設定根拠】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の陽圧化バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） / 隣接区画の陽圧化差圧</p> <p>【設定根拠】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の陽圧化バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。</p> <p>被ばく評価で用いる気象条件における風速（約1.0m/s）に対する動圧に抗する建屋内圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速を10m/sとした。</p> <p>$P（動圧）=0.5 \times \rho \times U^2 \approx 0.5 \times 1.2 \times 10^2 \approx 60Pa$</p> <p>更に余裕を見込み、目標圧力を100Paに設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定条件：建屋体積3000m³、100Paでの建屋アウトリーク率0.15回/h必要な換気流量は7.5m³/minとなる。 	<table border="1" data-bbox="667 164 1211 284"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所/隣接区画の正圧化差圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差圧</td> <td>Pa</td> <td>20 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 緊急時対策所の加圧バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。</p> <p>緊急時対策所の加圧バウンダリの設計に際しては、重大事故等時の室内の温度を、緊急時対策建屋の設計最高温度40.0℃、隣接区画を設計最低温度-4.9℃と仮定すると、緊急時対策所の階層高さは最大5.8mであるため、以下のとおり約11Paの圧力差があれば、温度の影響を無視できると考えられる。</p> $\Delta P = \{(-4.9\text{℃の乾き空気の密度}) - (+40.0\text{℃の乾き空気の密度})\} \times \text{階層高さ}$ $= (1.316 - 1.127) \times 5.8$ $= 0.189 \times 5.8$ $= 1.096 \text{kg/m}^2 (\approx 11\text{Pa})$ <p>このため、緊急時対策所の加圧バウンダリの必要差圧は設計裕度を考慮して隣接区画+20Paとする。</p>	名称		緊急時対策所/隣接区画の正圧化差圧	差圧	Pa	20 以上	機器仕様に関する注記		—	<table border="1" data-bbox="1252 164 1796 284"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所/正圧化差圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差圧</td> <td>Pa</td> <td>100 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の加圧バウンダリは、配置上、屋外に設置されているため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所へのインリークは風の動圧に起因する差圧によるものと考えられる。</p> <p>被ばく評価で用いる気象条件における風速（約3.4m/s）に対する動圧に抗する緊急時対策所内圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速を10m/sとした。</p> <p>$P（動圧）=0.5 \times \rho \times U^2 = 0.5 \times 1.2 \times 10^2 = 60Pa$ ρ：流体の密度 U：流体の速度</p> <p>ここで、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の必要差圧は60Paに余裕を持った100Paに設定する。</p>	名称		緊急時対策所/正圧化差圧	差圧	Pa	100 以上	機器仕様に関する注記		—	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>女川の緊急時対策所は屋内設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p> <p>泊、大飯は緊急時対策所が屋外設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧よりも、風の動圧に起因する差圧の方が大きい。風の動圧に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】 流量に関しては本項の設計漏洩量にて整理</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
名称		緊急時対策所/隣接区画の正圧化差圧																			
差圧	Pa	20 以上																			
機器仕様に関する注記		—																			
名称		緊急時対策所/正圧化差圧																			
差圧	Pa	100 以上																			
機器仕様に関する注記		—																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																
<p>(3) 非常用空気浄化ファンを使用する場合 非常用空気浄化ファンは事故発生後、ブルーム（希ガス）通過時を除いて恒常的に使用する設備であるため、平衡状態において建屋内の圧力並びに酸素濃度及び二酸化炭素濃度を維持・抑制するための条件を満足する必要がある。</p> <p>a. 建屋内の正圧維持について ・目標圧力：100Pa 被ばく評価で用いる気象条件における風速（約1.0m/s）に対する動圧に抗する建屋内部圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速を10m/sとした。 $P（動圧）=0.5 \times \rho \times U^2 \approx 0.5 \times 1.2 \times 10^3 \approx 60Pa$ 更に余裕を見込み、目標圧力を100Paに設定 ・算定条件：建屋体積3000m³、100Paでの建屋アウトリーク率0.15回/h必要な換気流量は7.5m³/minとなる。</p> <p>b. 建屋内酸素濃度維持について（建屋体積は2,500m³とする。） ・許容酸素濃度：19%以上（「鉱山保安法施行規則」を準拠した） ・算出条件：緊急時対策所内の作業は主に机上作業であるものの、建屋内の歩行は行うため、滞在人数150人^{*1}の酸素消費量は、成人の呼吸量（歩行時）^{*2}とした。 必要な最低換気流量は5.1 m³/minとなる。</p> <p>c. 建屋内二酸化炭素濃度抑制について（建屋体積は2,500m³とする。） ・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下（「鉱山保安法施行規則」を準拠した） ・算出条件：滞在人数150人^{*1}の二酸化炭素吐き出し量は、自転車運転を行う程度の作業（中等作業）^{*2}時の量とした。 必要な最低換気流量は7.2 m³/minとなる。</p> <p>a. ～c. より、非常用空気浄化ファンの流量を7.5m³/minとすれば、加圧、酸素濃度、二酸化炭素濃度を維持・抑制するための全ての条件を満たすことができるが、長期間の居住性を考慮し、酸素濃度、二酸化炭素濃度に余裕をみて、非常用空気浄化ファンの流量を33～40m³/minとする。流量を33 m³/minとしたとき、平衡時の酸素濃度は20.4%、二酸化炭素濃度は0.4%となる。</p> <p>※1 事故時に必要な要員110人に余裕を見込んで150人とする ※2 「空気調和・衛生工学便覧」より</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所非常用送風機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/台</td> <td>620以上（注1）、（1,000以上（注2））</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>注1：要求値を示す 注2：公称値を示す</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【設定根拠】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 換気量</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(a) 収容人数 ・収容対策要員人数：200人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(b) 許容二酸化炭素濃度、許容酸素濃度 許容二酸化炭素濃度は、労働安全衛生規則に記載の許容二酸化炭素濃度1.5%に余裕をみて1.0%以下とする。許容酸素濃度は、労働安全衛生法酸素欠乏防止規則に定める18%以上とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(c) 必要換気量の計算式</td> </tr> <tr> <td colspan="3">①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q₁)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・収容人数：n=200人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（労働安全衛生規則に余裕をみた値）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・大気二酸化炭素濃度：C₀=0.03%（標準大気中の二酸化炭素濃度）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・二酸化炭素発生量：M=0.03 m³/h/人（空気調和・衛生工学便覧の軽作業の作業程度の吐出し量）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・必要換気量：Q₁=100Mn/(C-C₀)m³/h（空気調和・衛生工学便覧のCO₂濃度基準必要換気量）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">$Q_1=100 \times 0.03 \times 200 \div (1.0 - 0.03) = 618.56 \approx 620 [m^3/h]$</td> </tr> <tr> <td colspan="3">②酸素濃度基準に基づく必要換気量Q₂</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・収容人数：n=200人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・吸気酸素濃度：a=20.95%（標準大気中の酸素濃度）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・許容酸素濃度：b=18%（労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・成人の呼吸量：c=0.48m³/h/人（空気調和・衛生工学便覧）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度：d=16.4%（空気調和・衛生工学便覧）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・必要換気量：Q₂=c(a-d)n/(a-b)m³/h（空気調和・衛生工学便覧のO₂濃度基準必要換気量）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">$Q_2=0.48 \times (20.95 - 16.4) \times 200 \div (20.95 - 18.0) = 148.07 \approx 149 [m^3/h]$</td> </tr> </tbody> </table>	名称		緊急時対策所非常用送風機	台数	台	1（予備1）	容量	m ³ /h/台	620以上（注1）、（1,000以上（注2））	機器仕様に関する注記		注1：要求値を示す 注2：公称値を示す	【設定根拠】			(1) 換気量			(a) 収容人数 ・収容対策要員人数：200人			(b) 許容二酸化炭素濃度、許容酸素濃度 許容二酸化炭素濃度は、労働安全衛生規則に記載の許容二酸化炭素濃度1.5%に余裕をみて1.0%以下とする。許容酸素濃度は、労働安全衛生法酸素欠乏防止規則に定める18%以上とする。			(c) 必要換気量の計算式			①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q ₁)			・収容人数：n=200人			・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（労働安全衛生規則に余裕をみた値）			・大気二酸化炭素濃度：C ₀ =0.03%（標準大気中の二酸化炭素濃度）			・二酸化炭素発生量：M=0.03 m ³ /h/人（空気調和・衛生工学便覧の軽作業の作業程度の吐出し量）			・必要換気量：Q ₁ =100Mn/(C-C ₀)m ³ /h（空気調和・衛生工学便覧のCO ₂ 濃度基準必要換気量）			$Q_1=100 \times 0.03 \times 200 \div (1.0 - 0.03) = 618.56 \approx 620 [m^3/h]$			②酸素濃度基準に基づく必要換気量Q ₂			・収容人数：n=200人			・吸気酸素濃度：a=20.95%（標準大気中の酸素濃度）			・許容酸素濃度：b=18%（労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則）			・成人の呼吸量：c=0.48m ³ /h/人（空気調和・衛生工学便覧）			・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度：d=16.4%（空気調和・衛生工学便覧）			・必要換気量：Q ₂ =c(a-d)n/(a-b)m ³ /h（空気調和・衛生工学便覧のO ₂ 濃度基準必要換気量）			$Q_2=0.48 \times (20.95 - 16.4) \times 200 \div (20.95 - 18.0) = 148.07 \approx 149 [m^3/h]$			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>2（予備2）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/台</td> <td>285以上（注1）、（1,500以上（注2））</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>注1：要求値を示す 注2：公称値を示す</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【設定根拠】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 換気量</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(a) 収容人数 ・収容対策要員人数：120名（緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各60人/建屋）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(b) 許容二酸化炭素濃度、許容酸素濃度 許容二酸化炭素濃度は、1.0%以下（鉱山保安法施行規則）とする。許容酸素濃度は、19%以上（鉱山保安法施行規則）とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(c) 必要換気量の計算式</td> </tr> <tr> <td colspan="3">①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q₁)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・収容人数：n=60名</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（鉱山保安法施行規則）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・大気二酸化炭素濃度：C₀=0.03%（標準大気中の二酸化炭素濃度）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・二酸化炭素発生量：M=0.046 m³/h/名（空気調和・衛生工学便覧の中等作業の作業程度の吐出し量）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・必要換気量：Q₁=100Mn/(C-C₀)m³/h（空気調和・衛生工学便覧のCO₂濃度基準必要換気量）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">$Q_1=100 \times 0.046 \times 60 \div (1.0 - 0.03) = 284.53 \approx 285 [m^3/h]$</td> </tr> <tr> <td colspan="3">②酸素濃度基準に基づく必要換気量(Q₂)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・収容人数：n=60名</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・吸気酸素濃度：a=20.95%（標準大気中の酸素濃度）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・許容酸素濃度：b=19%（鉱山保安法施行規則）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・成人の呼吸量：c=1.44m³/h/名（空気調和・衛生工学便覧の歩行の呼吸量）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度：d=16.4%（空気調和・衛生工学便覧）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・必要換気量：Q₂=c(a-d)n/(a-b)m³/h（空気調和・衛生工学便覧のO₂濃度基準必要換気量）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">$Q_2=1.44 \times (20.95 - 16.4) \times 60 \div (20.95 - 19.0) = 201.6 \approx 202 [m^3/h]$</td> </tr> </tbody> </table>	名称		可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	台数	台	2（予備2）	容量	m ³ /h/台	285以上（注1）、（1,500以上（注2））	機器仕様に関する注記		注1：要求値を示す 注2：公称値を示す	【設定根拠】			(1) 換気量			(a) 収容人数 ・収容対策要員人数：120名（緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各60人/建屋）			(b) 許容二酸化炭素濃度、許容酸素濃度 許容二酸化炭素濃度は、1.0%以下（鉱山保安法施行規則）とする。許容酸素濃度は、19%以上（鉱山保安法施行規則）とする。			(c) 必要換気量の計算式			①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q ₁)			・収容人数：n=60名			・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（鉱山保安法施行規則）			・大気二酸化炭素濃度：C ₀ =0.03%（標準大気中の二酸化炭素濃度）			・二酸化炭素発生量：M=0.046 m ³ /h/名（空気調和・衛生工学便覧の中等作業の作業程度の吐出し量）			・必要換気量：Q ₁ =100Mn/(C-C ₀)m ³ /h（空気調和・衛生工学便覧のCO ₂ 濃度基準必要換気量）			$Q_1=100 \times 0.046 \times 60 \div (1.0 - 0.03) = 284.53 \approx 285 [m^3/h]$			②酸素濃度基準に基づく必要換気量(Q ₂)			・収容人数：n=60名			・吸気酸素濃度：a=20.95%（標準大気中の酸素濃度）			・許容酸素濃度：b=19%（鉱山保安法施行規則）			・成人の呼吸量：c=1.44m ³ /h/名（空気調和・衛生工学便覧の歩行の呼吸量）			・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度：d=16.4%（空気調和・衛生工学便覧）			・必要換気量：Q ₂ =c(a-d)n/(a-b)m ³ /h（空気調和・衛生工学便覧のO ₂ 濃度基準必要換気量）			$Q_2=1.44 \times (20.95 - 16.4) \times 60 \div (20.95 - 19.0) = 201.6 \approx 202 [m^3/h]$			<p>【大飯】 女川記載方針の反映</p> <p>設計の相違 ・収容人数、二酸化炭素発生量および成人の呼吸量（酸素消費量）の想定作業が異なるため、算出される必要換気量が異なる。</p> <p>設計の相違 ・準拠する法令の相違。 保守的に鉱山保安法を採用している。</p> <p>設計の相違 ・想定する作業の相違。 ファン使用中は机上作業であるものの、緊急時対策所内の歩行や資機材の運搬を行うことから大飯同様想定する作業は「中等作業」とした。</p>
名称		緊急時対策所非常用送風機																																																																																																																																																	
台数	台	1（予備1）																																																																																																																																																	
容量	m ³ /h/台	620以上（注1）、（1,000以上（注2））																																																																																																																																																	
機器仕様に関する注記		注1：要求値を示す 注2：公称値を示す																																																																																																																																																	
【設定根拠】																																																																																																																																																			
(1) 換気量																																																																																																																																																			
(a) 収容人数 ・収容対策要員人数：200人																																																																																																																																																			
(b) 許容二酸化炭素濃度、許容酸素濃度 許容二酸化炭素濃度は、労働安全衛生規則に記載の許容二酸化炭素濃度1.5%に余裕をみて1.0%以下とする。許容酸素濃度は、労働安全衛生法酸素欠乏防止規則に定める18%以上とする。																																																																																																																																																			
(c) 必要換気量の計算式																																																																																																																																																			
①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q ₁)																																																																																																																																																			
・収容人数：n=200人																																																																																																																																																			
・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（労働安全衛生規則に余裕をみた値）																																																																																																																																																			
・大気二酸化炭素濃度：C ₀ =0.03%（標準大気中の二酸化炭素濃度）																																																																																																																																																			
・二酸化炭素発生量：M=0.03 m ³ /h/人（空気調和・衛生工学便覧の軽作業の作業程度の吐出し量）																																																																																																																																																			
・必要換気量：Q ₁ =100Mn/(C-C ₀)m ³ /h（空気調和・衛生工学便覧のCO ₂ 濃度基準必要換気量）																																																																																																																																																			
$Q_1=100 \times 0.03 \times 200 \div (1.0 - 0.03) = 618.56 \approx 620 [m^3/h]$																																																																																																																																																			
②酸素濃度基準に基づく必要換気量Q ₂																																																																																																																																																			
・収容人数：n=200人																																																																																																																																																			
・吸気酸素濃度：a=20.95%（標準大気中の酸素濃度）																																																																																																																																																			
・許容酸素濃度：b=18%（労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則）																																																																																																																																																			
・成人の呼吸量：c=0.48m ³ /h/人（空気調和・衛生工学便覧）																																																																																																																																																			
・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度：d=16.4%（空気調和・衛生工学便覧）																																																																																																																																																			
・必要換気量：Q ₂ =c(a-d)n/(a-b)m ³ /h（空気調和・衛生工学便覧のO ₂ 濃度基準必要換気量）																																																																																																																																																			
$Q_2=0.48 \times (20.95 - 16.4) \times 200 \div (20.95 - 18.0) = 148.07 \approx 149 [m^3/h]$																																																																																																																																																			
名称		可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン																																																																																																																																																	
台数	台	2（予備2）																																																																																																																																																	
容量	m ³ /h/台	285以上（注1）、（1,500以上（注2））																																																																																																																																																	
機器仕様に関する注記		注1：要求値を示す 注2：公称値を示す																																																																																																																																																	
【設定根拠】																																																																																																																																																			
(1) 換気量																																																																																																																																																			
(a) 収容人数 ・収容対策要員人数：120名（緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各60人/建屋）																																																																																																																																																			
(b) 許容二酸化炭素濃度、許容酸素濃度 許容二酸化炭素濃度は、1.0%以下（鉱山保安法施行規則）とする。許容酸素濃度は、19%以上（鉱山保安法施行規則）とする。																																																																																																																																																			
(c) 必要換気量の計算式																																																																																																																																																			
①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q ₁)																																																																																																																																																			
・収容人数：n=60名																																																																																																																																																			
・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（鉱山保安法施行規則）																																																																																																																																																			
・大気二酸化炭素濃度：C ₀ =0.03%（標準大気中の二酸化炭素濃度）																																																																																																																																																			
・二酸化炭素発生量：M=0.046 m ³ /h/名（空気調和・衛生工学便覧の中等作業の作業程度の吐出し量）																																																																																																																																																			
・必要換気量：Q ₁ =100Mn/(C-C ₀)m ³ /h（空気調和・衛生工学便覧のCO ₂ 濃度基準必要換気量）																																																																																																																																																			
$Q_1=100 \times 0.046 \times 60 \div (1.0 - 0.03) = 284.53 \approx 285 [m^3/h]$																																																																																																																																																			
②酸素濃度基準に基づく必要換気量(Q ₂)																																																																																																																																																			
・収容人数：n=60名																																																																																																																																																			
・吸気酸素濃度：a=20.95%（標準大気中の酸素濃度）																																																																																																																																																			
・許容酸素濃度：b=19%（鉱山保安法施行規則）																																																																																																																																																			
・成人の呼吸量：c=1.44m ³ /h/名（空気調和・衛生工学便覧の歩行の呼吸量）																																																																																																																																																			
・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度：d=16.4%（空気調和・衛生工学便覧）																																																																																																																																																			
・必要換気量：Q ₂ =c(a-d)n/(a-b)m ³ /h（空気調和・衛生工学便覧のO ₂ 濃度基準必要換気量）																																																																																																																																																			
$Q_2=1.44 \times (20.95 - 16.4) \times 60 \div (20.95 - 19.0) = 201.6 \approx 202 [m^3/h]$																																																																																																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機</p> <p>【設定根拠】</p> <p>(d) 高気密室の設計漏えい率 高気密室の設計漏えい率は酸素濃度基準に基づく必要換気量に合わせ、64m³/h（20Pa陽圧化時）とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機</p> <p>【設定根拠】</p> <p>(d) 待機場所の設計漏えい率 待機場所は5号炉原子炉建屋地上3階の既設の部屋を流用することから、20Pa陽圧化した状態における気密性について、JISA2201に基づく気密性能試験により確認を実施した。</p>	<p>【設定根拠】（続）</p> <p>(d) 緊急時対策所の設計漏えい量 緊急時対策所の設計漏えい量は、1時間で加圧バウンダリ内体積2,811.6 m³の10%である282 m³/h（20Pa正圧化時）とする。</p> <p>(e) 必要換気量 上記より、緊急時対策所非常用送風機の必要換気量は二酸化炭素基準の必要換気量に対して余裕をもたせた1,000 m³/h/台以上×1台を確保する設計とする。</p>	<p>【設定根拠】（続）</p> <p>(d) 緊急時対策所の漏洩量 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の設計漏えい量は、1時間で緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各加圧バウンダリ内体積519 m³の15%である77.85 m³/h（100Pa正圧化時）とする。</p> <p>(e) 必要換気量 上記より、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの必要換気量は二酸化炭素基準の必要換気量に対して余裕を持たせ、各建屋1,500 m³/h×1台以上を確保する設計とする。</p>	<p>・設計の相違</p> <p>女川の緊急時対策所は屋内設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p> <p>泊、大飯は緊急時対策所が屋外設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧よりも、風の動圧に起因する差圧の方が大きいため、風の動圧に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>・算定条件：建屋体積3000m³、100Paでの建屋アウトリーク率0.15回/h必要な換気流量は7.5m³/minとなる。 （再掲）</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料 より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室</p> <p>【設定根拠】 また、高気密室を陽圧化する場合の差圧制御は、差圧調整弁（可搬型陽圧化空調機）及び差圧調整弁（緊急時対策所陽圧化装置）を切り替えることにより、高気密室から室外への排気量を調整し、ブルーム通過前後においては可搬型陽圧化空調機の560m³/h以上の換気量により20Pa以上の陽圧化状態を維持可能とし、ブルーム通過中においては緊急時対策所陽圧化装置の64m³/h以上の換気量により20Pa以上の陽圧化状態を維持可能な設計とする。</p>	<table border="1" data-bbox="667 180 1232 300"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>式</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>許容漏えい量</td> <td>m³/h</td> <td>282 以下(20Pa 正圧化時)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 緊急時対策所の設計漏えい量は、1時間で加圧バウンダリ内体積2,811.6 m³の10%である282 m³/h以下（20Pa正圧化時）とする。</p> <p>また、緊急時対策所を正圧化する場合の差圧制御は、ブルーム通過前後においては緊急時対策所非常用送風機の620m³/h以上の換気量で、給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁）の差圧制御により緊急時対策建屋外への排気量を調整し、緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階と地上階の差圧を20Pa以上の正圧化状態で維持可能とし、ブルーム通過中においては、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）の290 m³/h以上の換気量で、給排気隔離弁（緊急室室圧調整）により緊急時対策所から室外への排気量を調整し、緊急時対策所と隣接区画の差圧を20Pa以上の正圧化状態で維持可能な設計とする。</p>	名称		緊急時対策所	数量	式	1	許容漏えい量	m ³ /h	282 以下(20Pa 正圧化時)	機器仕様に関する注記		—	<table border="1" data-bbox="1254 180 1818 300"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>式</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>許容漏えい量</td> <td>m³/h</td> <td>77.85 以下(100Pa 正圧化時)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の設計漏えい量は、1時間で緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各加圧バウンダリ内体積519 m³の15%である77.85 m³/h以下（100Pa正圧化時）とする。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化する場合の差圧制御は、ブルーム通過前後においては可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの285m³/h以上の換気量で、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の緊急時対策所排気手動ダンパの操作により緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所外への排気量を調整し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の差圧を100Pa以上の正圧化状態で維持可能とし、ブルーム通過中においては、空気供給装置（空気ポンペ）の89m³/h以上の換気量で、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の緊急時対策所排気手動ダンパにより緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から所外への排気量を調整し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の差圧を100Pa以上の正圧化状態で維持可能な設計とする。</p>	名称		緊急時対策所	数量	式	1	許容漏えい量	m ³ /h	77.85 以下(100Pa 正圧化時)	機器仕様に関する注記		—	<p>・設計の相違 女川の緊急時対策所は屋内設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧を正圧維持の基準としている。 泊、大飯は緊急時対策所が屋外設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧よりも、風の動圧に起因する差圧の方が大きいため、風の動圧に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p> <p>アウトリーク率は保守的に15%としている。（大飯同様）</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
名称		緊急時対策所																									
数量	式	1																									
許容漏えい量	m ³ /h	282 以下(20Pa 正圧化時)																									
機器仕様に関する注記		—																									
名称		緊急時対策所																									
数量	式	1																									
許容漏えい量	m ³ /h	77.85 以下(100Pa 正圧化時)																									
機器仕様に関する注記		—																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>(5) 空気ポンペを12時間使用する場合 空気ポンペは、事故後24時間から36時間（希ガス放出）の間に使用する。 36時間以降も、建屋内の圧力並びに酸素及び二酸化炭素濃度を維持・抑制するための条件を満足する必要がある。</p> <p>a. 建屋内の正圧維持について 必要流量は7.5 m³/minとする。（アウトリーク率：0.15回/h程度）</p> <p>b. 建屋内酸素濃度維持について（建屋体積は2,500m³とする。） ・許容酸素濃度：19%以上（「鉱山保安法施行規則」を準拠した） ・算出条件：緊急時対策所内の作業は主に机上作業であり、ポンペ加圧時は人の出入りもないことから、潜在人数150人※1の酸素消費量は、成人の呼吸量（静座）※2時とし、空気ポンペにより加圧する12時間後も許容酸素濃度を上回らない条件とした。 必要な最低換気量は0.1m³/minとなる。</p> <p>c. 建屋内二酸化炭素濃度抑制について（建屋体積は2,500m³とする。） ・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下（「鉱山保安法施行規則」を準拠した） ・算出条件：滞在人数150人※1の二酸化炭素吐き出し量は、計器監視等を行う程度の作業（極軽作業）※2時の量とし、空気ポンペにより加圧する12時間後も許容二酸化炭素濃度を上回らない条件とした。 必要な最低換気流量は4.5 m³/minとなる。</p> <p>a. ~ c. より、空気ポンペの流量を7.5m³/minとすれば、加圧、酸素濃度、二酸化炭素濃度を維持・抑制するための全ての条件を満たすことができる。また、流量を7.5m³/minとしたとき、空気ポンペによる加圧時間12時間後の酸素濃度は20.2%、二酸化炭素濃度は0.8%となる。 ※1 事故時に必要な要員110人に余裕を見込んで150人とする ※2 「空調和・衛生工学便覧」より</p> <p>d. 空気ポンペ配備数 ポンペ容量は、7.8 m³/本であるため、空気ポンペの必要本数は約720本程度となる。 (7.5 m³/min × 720min ÷ 7.6 m³/本) 720本以上のポンペを配備し、ポンペ交換不要で12時間連続加圧が可能な設計とする。</p>	<table border="1" data-bbox="665 159 1238 335"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本数</td> <td>本</td> <td>415以上（注1）、（540（注2））</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>L/本</td> <td>46.7</td> </tr> <tr> <td>充填圧力</td> <td>MPa</td> <td>19.6（35℃）</td> </tr> </tbody> </table> <p>機器仕様に関する注記 注1：要求値を示す。 注2：公称値を示す。</p> <p>【設定根拠】 必要ポンペ本数としては、以下に示す「(1) 正圧維持に必要となるポンペ本数」に必要となる415本以上確保する設計とする。</p> <p>(1) 正圧維持に必要なポンペ本数 緊急時対策所を10時間正圧化する必要最低限のポンペ本数は、緊急時対策所の設計漏えい量である282m³/h以上の空気ポンペ給気量290m³/hを考慮すると、ポンペ供給可能空気量である7.0 m³/本から下記の通り415本となる。現場に設置するポンペ本数については、メンテナンス予備を考慮し540本確保する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンペ初期充填圧力 : 19.6MPa (at 35℃) ・ポンペ内容積 : 46.7L ・圧力調整弁最低制御圧力 : 3.0MPa ・ポンペ供給可能空気量 : 7.0 m³/本 (at-4.9℃) <p>以上より、必要ポンペ本数は下記の通り415本以上となる。 290m³/h ÷ 7.0 m³/本 × 10 時間 = 415 本</p> <p>(2) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数 緊急時対策所における加圧設備使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ポンペ本数について評価を行った。緊急時対策所内への空気の流れはないものとし、ブルーム通過中に収容する対策要員83名による10時間後の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の変化は、許容酸素濃度18%以上及び許容二酸化炭素濃度1.0%以下を満足する結果となった。したがって、許容酸素濃度及び許容二酸化炭素を維持するのに必要な空気ポンペ本数は正圧維持に必要な415本で十分となる。</p>	名称		緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）	本数	本	415以上（注1）、（540（注2））	容量	L/本	46.7	充填圧力	MPa	19.6（35℃）	<table border="1" data-bbox="1247 159 1821 335"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>空気供給装置（空気ポンペ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本数</td> <td>本/建屋</td> <td>177以上（注1）、（340（注2））</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>L/本</td> <td>46.7</td> </tr> <tr> <td>充填圧力</td> <td>MPa</td> <td>14.7（35℃）</td> </tr> </tbody> </table> <p>機器仕様に関する注記 注1：要求値を示す 注2：公称値を示す</p> <p>【設定根拠】 必要ポンペ本数としては、以下に示す「(2) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数」に必要となる緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各177本以上を確保する設計とする。</p> <p>(1) 正圧維持に必要なポンペ本数 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を10時間正圧化する必要最低限のポンペ本数は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の設計漏えい量である77.85 m³/hを考慮すると、ポンペ供給可能空気量である5.05 m³/本から下記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各155本となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンペ初期充填圧力 : 14.7MPa (at 35℃) ・ポンペ内容積 : 46.7L ・減圧弁最低制御圧力 : 1.0MPa ・ポンペ供給可能空気量 : 5.05 m³/本 (at-19.0℃) <p>以上より、必要ポンペ本数は下記のとおり155本以上となる。 77.85m³/h ÷ 5.05 m³/本 × 10 時間 = 155 本</p> <p>(2) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所における空気供給装置使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ポンペ本数について評価を行った。緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内への空気の流れはないものとし、ブルーム通過中に収容する要員46名（緊急時対策所待機所人数）に、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を10時間維持するのに必要なポンペ本数は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量である89m³/h以上と考慮すると、ポンペ供給可能空気量である5.05m³/本から必要ポンペ本数は下記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各177本以上となる。現場に設置するポンペ本数については、メンテナンス予備を考慮し緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所用に各340本確保する設計とする。</p>	名称		空気供給装置（空気ポンペ）	本数	本/建屋	177以上（注1）、（340（注2））	容量	L/本	46.7	充填圧力	MPa	14.7（35℃）	<p>設計の相違 ・女川はブルーム通過中の要員減を考慮している為、(1)正圧維持が支配的。 泊は緊急時対策所が小さく、(2)酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持が支配的となる。</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <p>設計の相違 ・正圧化に必要な流量、ポンペ容量、減圧弁および使用環境（温度）による差異</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由②）</p> <p>設計の相違 ・女川は、正圧維持に必要なポンペ数で酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ数を賅えることを確認している。 泊は逆に酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ数が正圧維持に必要なポンペ数より多いことから本項でポンペ本数を算出している。</p>
名称		緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）																									
本数	本	415以上（注1）、（540（注2））																									
容量	L/本	46.7																									
充填圧力	MPa	19.6（35℃）																									
名称		空気供給装置（空気ポンペ）																									
本数	本/建屋	177以上（注1）、（340（注2））																									
容量	L/本	46.7																									
充填圧力	MPa	14.7（35℃）																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉

【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料 より参考掲載】

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）

【設定根拠】

(a) 二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量
 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の設定根拠(1), (c), ①項に示す $Q1=560\text{m}^3/\text{h}$ とする。

(b) 酸素濃度基準に基づく必要換気量
 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の設定根拠(1), (c), ②項に示す $Q2=64\text{m}^3/\text{h}$ とする。

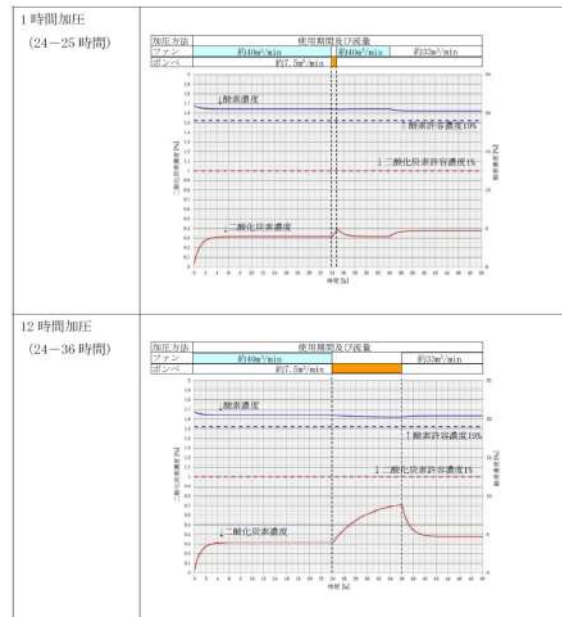
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）

【設定根拠】

(a) 二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量
 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機の場合と同じく $638\text{m}^3/\text{h}$ とする。

(b) 酸素濃度基準に基づく必要換気量
 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機の場合と同じく $73\text{m}^3/\text{h}$ とする。

図5-1 緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化



女川原子力発電所2号炉

【設定根拠】（続）

(a) 評価条件

- ・在室人員：83名
- ・加圧バウンダリ内体積：2,811.6 m³
- ・空気流入はないものとする。
- ・許容酸素濃度：18%以上（労働安全衛生規則）
- ・許容炭酸ガス濃度：1.0%以下（労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度 1.5%に余裕を見た値）
- ・酸素消費量：0.066 m³/h/人（「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「歩行」の作業強度に対する酸素消費量）
- ・呼吸による炭酸ガス排出量：0.03 m³/h/人（「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別二酸化炭素吐出し量の「軽作業」の作業程度に対する二酸化炭素吐出し量の値）
- ・加圧開始時酸素濃度：20.40%（緊急時対策所内酸素濃度）
- ・加圧開始時二酸化炭素濃度：0.2760%（緊急時対策所内二酸化炭素濃度）
- ・空気ポンベ加圧時間：10時間

(b) 評価結果

10時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を図61-6-1に示す。酸素濃度の最小値及び二酸化炭素濃度の最大値は以下のとおりであり、いずれも許容値を満足している。

	酸素濃度(%)	二酸化炭素濃度(%)
加圧10時間後	19.54	0.6703

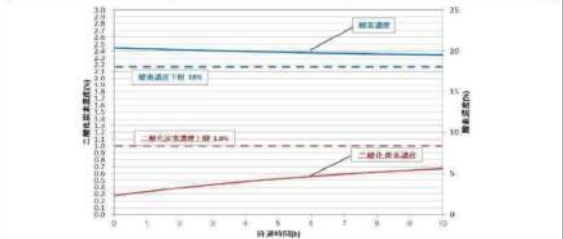


図61-6-1 緊急時対策所 プルーム放出期間中の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化

泊発電所3号炉

【設定根拠】（続）

(a) 評価条件

- ・在室人員：46名（緊急時対策所待機所人数）
- ・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各加圧バウンダリ内体積：519 m³
- ・空気流入はないものとする。
- ・許容酸素濃度：19%以上（鉱山保安法施行規則）
- ・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下（鉱山保安法施行規則）
- ・酸素消費量：0.022 m³/h/人（「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「静座」の作業強度に対する酸素消費量）
- ・呼吸による二酸化炭素排出量：0.022 m³/h/人（「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別二酸化炭素吐出し量の「極軽作業」の作業程度に対する二酸化炭素吐出し量の値）
- ・加圧開始時酸素濃度：20.68%（緊急時対策所内酸素濃度）
- ・加圧開始時二酸化炭素濃度：0.22%（緊急時対策所内二酸化炭素濃度）
- ・空気ポンベ加圧時間：10時間

(b) 評価結果

10時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を図61-6-2に示す。酸素濃度の最小値及び二酸化炭素濃度の最大値は以下のとおりであり、いずれも許容値を満足している。

	酸素濃度(%)	二酸化炭素濃度(%)
加圧10時間後	20.01	0.996

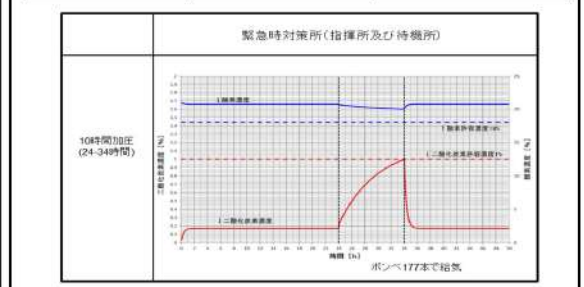


図61-6-2 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化

相違理由

設計の相違

- ・酸素、二酸化炭素の呼吸量、排出量に関してはポンベの加圧期間中は、準備を含む現場作業がないことから大飯同様「極軽作業」「静座」としている。

【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
<p>電源車（緊急時対策所用）（第34 条まとめ資料より抜粋）</p> <p>(2) 電源車からの給電について</p> <ul style="list-style-type: none"> 連続運転時間および要求される負荷 <p>緊急時対策所の運用に必要なとなる電源容量は、約144kVAであり、電源車（緊急時対策所用）（定格220kVA）の約66%負荷である。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は、約66%負荷の燃料消費率から、25時間以上の連続運転が可能である。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>電源車（緊急時対策所用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA/台</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 緊急時対策所は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備（電源の確保）として、電源車（緊急時対策所用）を設置する。電源車（緊急時対策所用）は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有する。</p> <p>また、電源車（緊急時対策所用）は必要負荷に対して7日間（168時間）連続給電が可能であり、ブルーム通過時に給油が必要となることはない。</p>	名称		電源車（緊急時対策所用）	台数	台	1（予備1）	容量	kVA/台	400	機器仕様に関する注記		—	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所用発電機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>4（予備4）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA/台</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 緊急時対策所の電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機を設置する。緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに給電するために必要な容量を有するものを緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに2台有する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所用発電機はそれぞれの必要負荷（指揮所：36%、待機所：26%）に対して、指揮所側が約19時間、待機所側が約24時間の連続給電が可能であり、ブルーム通過前には予備基を無負荷運転で待機させることから、ブルーム通過時に給油が必要となることはない。</p>	名称		緊急時対策所用発電機	台数	台	4（予備4）	容量	kVA/台	270	機器仕様に関する注記		—	<p>【女川】設計方針の相違（相違理由⑦）</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の緊急時対策所は、指揮所と待機所にそれぞれ発電機を接続することから、必要台数に相違がある。また、燃料補給は可搬型タンクローリーにより行うことから、燃料給油時の停止も考慮して配備台数を決定している。 <p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の燃料補給間隔は、他の可搬型SA設備への燃料補給時期を考慮し、大飯と比較し長時間となるが、燃料枯渇前に補給を行うこと及び必要により予備機へ切替えを行うことで、電源供給が中断することはない。緊急時対策所内での活動に影響を与えない。 																																			
名称		電源車（緊急時対策所用）																																																												
台数	台	1（予備1）																																																												
容量	kVA/台	400																																																												
機器仕様に関する注記		—																																																												
名称		緊急時対策所用発電機																																																												
台数	台	4（予備4）																																																												
容量	kVA/台	270																																																												
機器仕様に関する注記		—																																																												
<p>表4-1 電源車（緊急時対策所用）燃費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>220kVA電源車 燃料消費率 (L/h)</th> <th>連続運転時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%負荷時</td> <td></td> <td>約20時間</td> </tr> <tr> <td>75%負荷時</td> <td></td> <td>約25時間</td> </tr> <tr> <td>50%負荷時</td> <td></td> <td>約35時間</td> </tr> <tr> <td>25%負荷時</td> <td></td> <td>約57時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】燃料タンク容量 990L（デンヨー 形式：DCA-220ESMB）</p>		220kVA電源車 燃料消費率 (L/h)	連続運転時間	100%負荷時		約20時間	75%負荷時		約25時間	50%負荷時		約35時間	25%負荷時		約57時間	<p>1. 容量</p> <p>電源車（緊急時対策所用）の容量は、以下の緊急時対策所に必要な負荷を基に設定する。</p> <p>表61-6-1 緊急時対策建屋 必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約200kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む。）</td> <td>約47kVA</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>約5kVA</td> </tr> <tr> <td>充電器（安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備含む。）</td> <td>約79kVA</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td>約27kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約358kVA</td> </tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約200kVA	照明設備（コンセント負荷含む。）	約47kVA	通信連絡設備	約5kVA	充電器（安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備含む。）	約79kVA	その他負荷	約27kVA	合計	約358kVA	<p>1. 容量</p> <p>緊急時対策所用発電機の容量は、以下の緊急時対策所に必要な負荷を基に設定する。</p> <p>表 緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th colspan="2">負荷容量(kVA)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>指揮所</th> <th>待機所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空気浄化装置</td> <td>23.1</td> <td>23.1</td> <td>可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備等</td> <td>15.1</td> <td>0.7</td> <td>データ表示端末、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>室内空調設備</td> <td>34.8</td> <td>34.8</td> <td>パナソニックエアコン</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>2.2</td> <td>2.2</td> <td>LED照明(パナソニック)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>21.9</td> <td>9.3</td> <td>OA機器等(予備容量含む)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>97.1</td> <td>70.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	負荷容量(kVA)		備考	指揮所	待機所	可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン	通信連絡設備等	15.1	0.7	データ表示端末、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備	室内空調設備	34.8	34.8	パナソニックエアコン	照明設備	2.2	2.2	LED照明(パナソニック)	その他	21.9	9.3	OA機器等(予備容量含む)	合計	97.1	70.1		
	220kVA電源車 燃料消費率 (L/h)	連続運転時間																																																												
100%負荷時		約20時間																																																												
75%負荷時		約25時間																																																												
50%負荷時		約35時間																																																												
25%負荷時		約57時間																																																												
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																													
換気空調設備	約200kVA																																																													
照明設備（コンセント負荷含む。）	約47kVA																																																													
通信連絡設備	約5kVA																																																													
充電器（安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備含む。）	約79kVA																																																													
その他負荷	約27kVA																																																													
合計	約358kVA																																																													
設備名称	負荷容量(kVA)		備考																																																											
	指揮所	待機所																																																												
可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン																																																											
通信連絡設備等	15.1	0.7	データ表示端末、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備																																																											
室内空調設備	34.8	34.8	パナソニックエアコン																																																											
照明設備	2.2	2.2	LED照明(パナソニック)																																																											
その他	21.9	9.3	OA機器等(予備容量含む)																																																											
合計	97.1	70.1																																																												
<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>表4-2 重大事故等発生時に要求される負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要機器名称</th> <th>容量(kVA)^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備(通信機器、通信端末、ディスプレイ)</td> <td>約9.0</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置</td> <td>約48.8</td> </tr> <tr> <td>モニタリング設備他</td> <td>約2.3</td> </tr> <tr> <td>その他(照明設備、誘導灯、火災報知機等)</td> <td>約80.8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約140.9</td> </tr> </tbody> </table>	主要機器名称	容量(kVA) ^{※1}	通信連絡設備(通信機器、通信端末、ディスプレイ)	約9.0	緊急時対策所可搬型空気浄化装置	約48.8	モニタリング設備他	約2.3	その他(照明設備、誘導灯、火災報知機等)	約80.8	合計	約140.9																																																		
主要機器名称	容量(kVA) ^{※1}																																																													
通信連絡設備(通信機器、通信端末、ディスプレイ)	約9.0																																																													
緊急時対策所可搬型空気浄化装置	約48.8																																																													
モニタリング設備他	約2.3																																																													
その他(照明設備、誘導灯、火災報知機等)	約80.8																																																													
合計	約140.9																																																													
<p>※1 力率0.8の場合</p> <p>※2 通信連絡設備負荷のうち、ディスプレイを除く負荷について「無停電電源装置」に接続する。</p>																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

名称	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	
台数	台	2(予備3)
容量	kVA/台	200
機器仕様に関する注記	—	

【設定根拠】
 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備（電源の確保）として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を配置する。
 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有する。一方、燃料補給時、停止する必要があることから、1台を追加配備し、2台を1セットとすることにより、運転中に切り替えることができる構成としている。
 また、大飯高台保管場所に2台を配備し、多重性を確保するとともに、故障時のバックアップ及び保守点検による稼働除外時のバックアップとしてさらに1台配備する設計し、合計3台の予備を配備する設計とする。

1. 容量
 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の容量は、以下の表に示す必要な負荷を基に設定する。なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は重大事故等対処時の必要負荷と、重大事故等以外の一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した際の適切な措置のために必要な負荷がほぼ同等となる。（表61-6-1）

負荷名称	負荷容量 (kVA)
緊急空調設備	約 21kVA
照明設備(コンセント負荷含む)	約 12kVA
安全パラメータ表示システム (SPDS)、通信連絡設備*	約 13kVA
放射線管理設備	約 14kVA
合計	約 60kVA

※電圧保安通信用電話設備及び送受話器は除く

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料系統は付属の油タンク（890L）等で構成される。付属の油タンクは重大事故等時に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に電源供給（60kVAの負荷に電源供給）した場合、約66時間の連続運転が可能容量を持つ。



図 61-6-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源装置燃料性能表

女川原子力発電所2号炉

【設定根拠】（続）

電源車（緊急時対策所用）の燃料系統は、緊急時対策所軽油タンク2基（10,000L/基）、緊急時対策所軽油タンク予備1基（10,000L/基）、配管等で構成される。緊急時対策所軽油タンクは、緊急時対策建屋内に設置され、重大事故等時に電源車（緊急時対策所用）を用いて緊急時対策建屋に電源供給（保守的に、定格運転時の燃料消費量に余裕を見て100L/hを想定）した場合、緊急時対策所軽油タンク2基にて約7日間の連続運転が可能容量を有する。



図 61-6-2 電源車用燃料性能表

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

なお、緊急時対策建屋に必要な負荷（約358kVA）に対し、可搬型代替交流電源設備である電源車は容量400kVAであることから、可搬型代替交流電源設備である電源車の予備を緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）の予備として使用する。

泊発電所3号炉

【設定根拠】（続）

緊急時対策所用発電機の燃料補給手段は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽から、タンクローリーを用いて給油を行う。重大事故等時に緊急時対策所用発電機を用いて緊急時対策所に電源供給した場合、約7日間の連続運転が可能容量を有する。

	連続運転時間
100%負荷時	約8時間
75%負荷時	約10時間
50%負荷時	約15時間
36%負荷時	約19時間
26%負荷時	約24時間
25%負荷時	約25時間
無負荷時	約71時間

参考：燃料タンク容量 470L（メーカー：AIRMAN、型式：SDG300S）

図 負荷別燃料消費量

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

相違理由

設計の相違
 ・発電機仕様が異なることによる燃料消費率の相違

設計方針の相違
 ・泊は可搬型の発電機を複数台設置又は保管することで電源の多重性を確保する設計としている。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由									
	<table border="1" data-bbox="667 148 1227 236"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所軽油タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基数</td> <td>基</td> <td>2 (予備 1)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kL/基</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="680 268 779 290">【設定根拠】</p> <p data-bbox="680 300 1218 354">緊急時対策所軽油タンクは、重大事故等対応時に電源車 (緊急時対策所用) への燃料補給を円滑に行うために設置する。</p> <p data-bbox="680 386 757 408">1. 容量</p> <p data-bbox="680 418 1218 497">緊急時対策所軽油タンクの容量は、電源車 (緊急時対策所用) 1 台の定格出力運転時の燃料消費率を基に設定する。(電源車定格出力は 400kVA)</p> <p data-bbox="680 507 1218 609">緊急時対策所軽油タンクは、緊急時対策建屋地上 1 階に設置し、重大事故等時に緊急対策所に電源供給した場合、電源車 (緊急時対策所用) の 100% 負荷連続運転において必要となる 7 日間分の容量以上の燃料を貯蔵する設計とする。</p> <p data-bbox="725 705 981 727">$V = H \times C = 168 \times 0.1 = 16.8 \text{ kL}$</p> <p data-bbox="725 762 1191 874">V : 必要容量 (kL) H : 運転時間 (h) = 168 (7日間) C : 100% 負荷連続運転時の燃料消費率 (kL/h) = 0.1 (定格出力 400kVA 時の燃料消費率に余裕を見た値)</p> <p data-bbox="725 909 1218 989">1 基のタンク容量を 50% 容量とすることから、1 基あたりの容量は、以下のとおり 8.4 kL/基となり、余裕を見て 10 kL/基とする。</p> <p data-bbox="725 1056 1084 1104">$Q = V \div 2 = 16.8 \div 2 = 8.4 \text{ kL/基 (50\% 容量)}$ $\approx 10 \text{ kL/基}$</p> <p data-bbox="725 1145 1205 1193">Q : 緊急時対策所軽油タンク 1 基当たりの容量 (kL/基) (50% 容量)</p> <p data-bbox="725 1200 913 1222">V : 燃料消費量 (kL)</p>	名称		緊急時対策所軽油タンク	基数	基	2 (予備 1)	容量	kL/基	10		<p data-bbox="1845 172 2145 194">【女川】・設計方針の相違 (相違理由⑦)</p>
名称		緊急時対策所軽油タンク										
基数	基	2 (予備 1)										
容量	kL/基	10										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1" data-bbox="665 146 1229 209"> <thead> <tr> <th data-bbox="676 153 810 177">名称</th> <th colspan="2" data-bbox="810 153 1218 177">緊急時対策所用高圧母線J系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="676 177 810 201">母線電流容量</td> <td data-bbox="810 177 893 201">A</td> <td data-bbox="893 177 1218 201">約1,200</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="676 240 779 264">【設定根拠】</p> <p data-bbox="676 269 1218 323">緊急時対策所用高圧母線J系は、常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p data-bbox="676 328 1218 410">緊急時対策所用高圧母線J系は、通常時受電の外部電源系又は所内電源系からの給電が喪失した際、重大事故等に対処するために必要な電力を供給できる設計とする。</p> <p data-bbox="676 443 752 467">1. 容量</p> <p data-bbox="676 472 1218 553">緊急時対策所用高圧母線J系の容量は、ガスタービン発電機が接続可能であることから、ガスタービン発電機2台分の定格電流以上に設定する。</p> <p data-bbox="676 587 1218 641">(1) ガスタービン発電機2台分の定格電流である約754Aに対し、十分余裕を有する約1,200Aとする。</p> <p data-bbox="676 675 1218 729">ガスタービン発電機1台分の定格電流：$4,500\text{kVA} \div \sqrt{3} \div 6.9\text{kV} = 377\text{A}$</p> <p data-bbox="676 734 1218 788">したがって、ガスタービン発電機2台分の定格電流：$377\text{A} \times 2 = 754\text{A}$</p>	名称	緊急時対策所用高圧母線J系		母線電流容量	A	約1,200		<p data-bbox="1839 172 2143 196">【女川】・設計方針の相違（相違理由㊟）</p>
名称	緊急時対策所用高圧母線J系								
母線電流容量	A	約1,200							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
(6) その他の資機材等									
名称	仕様等	台数	名称	酸素濃度計、二酸化炭素濃度計	名称	酸素濃度・二酸化炭素濃度計			
酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～2.5% 測定精度：±0.5% (0.0～25.0%) 【メーカー値】 電源：乾電池（単3形電池）2本 【約1年（無警報時）】 検知原理：ガルバニ電池式 管理目標：1.9%以上 	3台※1	検知	酸素 %	0 ~ 100	検知	酸素 vol%	0 ~ 25.0	【女川】・設計方針の相違
二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～1% 測定精度：±（測定範囲の1.5%+指示値の2%）【メーカー値】 電源：乾電池（単3形電池）4本 測定方式：非分散型赤外線吸収法（NDIR Non Dispersive InfraRed）センサ 管理目標：1.0%以下 	3台※1	範囲	二酸化炭素 %	0.04 ~ 5.0	範囲	二酸化炭素 vol%	0 ~ 5.00	
プロジェクター	緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。	1台	機器仕様に関する注記	—	機器仕様に関する注記	—			
可搬型照明	<ul style="list-style-type: none"> バッテリー式 光源：LED 連続点灯時間：10時間以上 	2台	【設定根拠】	酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、可搬型重大事故等対処設備として配置するものである。	【設定根拠】	酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、可搬型重大事故等対処設備として配置するものである。			
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式	酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを停止した場合に、酸素濃度、二酸化炭素が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するためのものである。	なお、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、それぞれ、緊急時対策所に設置するための1台に、予備1台を含めた合計2台ずつを緊急時対策所内に保管する。	酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを停止した場合に、酸素濃度、二酸化炭素が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するためのものである。	酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所指揮所に設置するための1台と予備1台の計2台、及び緊急時対策所待機所に設置するための1台と予備1台の計2台を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに保管する。		【女川】・設計方針の相違（相違理由①）	
※1 予備2台を含む			1. 検知範囲	1. 1 酸素濃度	労働安全衛生法の酸素欠乏症等防止規則に基づき、空気中の酸素濃度18%を十分に満足する範囲を検知できる設計とする。また、表示精度としては、3%FSの精度を有する設計とする。	1. 検知範囲	1. 1 酸素濃度	鉱山保安法施行規則に基づき空気中の酸素濃度19%を十分に満足する範囲を検知できる設計とする。また、表示精度としては、±0.7%の精度を有する設計とする。	【女川】・設計方針の相違 ・準拠する法令の相違。 保守的に鉱山保安法を採用している
			1. 2 二酸化炭素濃度	許容二酸化炭素濃度は、労働安全衛生規則に記載の「坑内の作業場における炭酸ガス濃度を、一・五パーセント以下としなければならない。（第583条抜粋）」に余裕をみて1.0%以下で管理するため、空気中の二酸化炭素濃度が1.0%以下であることを検知できる設計とする。また、表示精度としては、±10%rdg または0.01%のうち大きいほうの精度を有する設計とする。	1. 2 二酸化炭素濃度	許容二酸化炭素濃度は、鉱山保安法施行規則に基づき、空気中の二酸化炭素濃度が1.0%以下であることを検知できる設計とする。			【女川】・設計方針の相違 濃度計仕様が異なるため検知範囲および精度が異なるが、検知すべき基準を満たしている。
						また、表示精度としては±0.25%の精度を有する設計とする。			

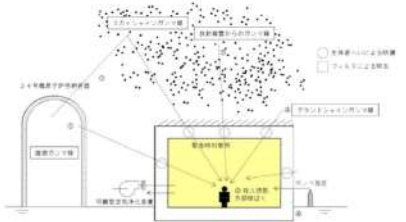
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
<p>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタ（第34条まとめ資料より抜粋）</p> <p>（2）放射線管理用資機材</p> <p>○防護具</p> <table border="1" data-bbox="73 239 582 502"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>構内保管**</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染防護服（タイベック）</td> <td>3,100着*1</td> <td>約6,000着</td> </tr> <tr> <td>綿帽子</td> <td>1,550個*2</td> <td>約6,000個</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>1,550足*2</td> <td>約6,000足</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>1,550双*2</td> <td>約24,000双</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>3,100双*3</td> <td>約20,000双</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>210個*4</td> <td>約1,800個</td> </tr> <tr> <td>交換カートリッジ（2個で1組）</td> <td>1,550組*5</td> <td>約4,600組</td> </tr> <tr> <td>靴カバー</td> <td>1,550足*2</td> <td>約4,500足</td> </tr> <tr> <td>長靴</td> <td>300足*6</td> <td>約20足</td> </tr> <tr> <td>タンダステンベスト</td> <td>10着*7</td> <td>17着</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：110名×7日＋余裕（2重化含む） *2：110名×7日＋余裕 *3：110名×7日×2双＋余裕 *4：110名＋余裕 *5：110名×7回（F・A前後各1回＋その後1日に1回・6回）＋余裕 *6：110名＋余裕 *7：指揮者1名＋放射線管理1名＋作業員3名×2班＋余裕 *8：緊急時対策所保管数を含まない</p> <p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1" data-bbox="73 654 582 877"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>構内保管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>210台*1</td> <td>約3,200台</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>5台*2</td> <td>約110台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>5台*3</td> <td>約80台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ</td> <td>2台*4**</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</td> <td>2台*3**</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：110名＋余裕 *2：チェンジングエリアにて使用 *3：現場作業時に使用 *4：緊急時対策所内にて使用 *5：緊急時対策所外にて使用 *6：予備1台を含む *7：緊急時対策所保管数を含まない</p> <p>○チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1" data-bbox="73 1021 582 1300"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数*1</th> </tr> <tr> <th colspan="2">緊急時対策所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td colspan="2">3本</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td colspan="2">6個</td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td colspan="2">3個</td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱（スタンション含む）</td> <td colspan="2">7個</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋（赤・黄・黒）</td> <td colspan="2">各100枚</td> </tr> <tr> <td>テープ（白・黒）</td> <td colspan="2">各10巻</td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td colspan="2">1箱</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td colspan="2">10個</td> </tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td> <td colspan="2">各2本</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td colspan="2">2本</td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td colspan="2">1台</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td colspan="2">1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：チェンジングエリア設営に必要な数量</p>	品名	保管数		緊急時対策所	構内保管**	汚染防護服（タイベック）	3,100着*1	約6,000着	綿帽子	1,550個*2	約6,000個	靴下	1,550足*2	約6,000足	綿手袋	1,550双*2	約24,000双	ゴム手袋	3,100双*3	約20,000双	全面マスク	210個*4	約1,800個	交換カートリッジ（2個で1組）	1,550組*5	約4,600組	靴カバー	1,550足*2	約4,500足	長靴	300足*6	約20足	タンダステンベスト	10着*7	17着	品名	保管数		緊急時対策所	構内保管	個人線量計	210台*1	約3,200台	表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台*2	約110台	ガンマ線測定用サーベイメータ	5台*3	約80台	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	2台*4**	3台	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	2台*3**	—	品名	保管数*1		緊急時対策所		養生シート	3本		バリア	6個		粘着マット	3個		ゴミ箱（スタンション含む）	7個		ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚		テープ（白・黒）	各10巻		ウエス	1箱		ウェットティッシュ	10個		はさみ・カッター	各2本		マジック	2本		簡易シャワー	1台		簡易タンク	1台		<table border="1" data-bbox="663 159 1240 223"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>Sv/h</td> <td>0.01μ ～ 999.9m</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 緊急時対策所可搬型エリアモニタは、可搬型重大事故等対処設備として配置するものである。</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内の放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による加圧判断のために使用するものである。</p> <p>なお、緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所に設置するための1台に、予備1台を含めた合計2台を緊急時対策所内に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 緊急時対策所可搬型エリアモニタは、ブルーム放出後の緊急時対策所への放射性物質到達による指示値上昇（0.1mSv/h）を検知できる設計とする。 そのため、計測範囲としては、0.01μSv/h ～ 999.9mSv/hである。</p>	名称		緊急時対策所可搬型エリアモニタ	計測範囲	Sv/h	0.01μ ～ 999.9m	<table border="1" data-bbox="1249 159 1827 223"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>mSv/h</td> <td>0.000 ～ 99.99</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 緊急時対策所可搬型エリアモニタは、可搬型重大事故等対処設備として配置するものである。</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内の放射線量を監視、測定するため、さらに空気供給装置（空気ポンペ）による加圧判断のために使用するものである。</p> <p>なお、緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所指揮所に設置するための1台と予備1台の計2台、及び緊急時対策所待機所に設置するための1台と予備1台の計2台を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに保管する。</p> <p>1. 計測範囲 緊急時対策所可搬型エリアモニタは、ブルーム放出後の緊急時対策所への放射性物質到達による指示値上昇（0.1mSv/h）を検知できる設計とする。 そのため計測範囲は、0.000 ～ 99.99mSv/hである。</p>	名称		緊急時対策所可搬型エリアモニタ	計測範囲	mSv/h	0.000 ～ 99.99	<p>【女川】・設計方針の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】・設計方針の相違 仕様が異なるため計測範囲が異なるが、計測すべき範囲を満たしている。</p>
品名		保管数																																																																																																													
	緊急時対策所	構内保管**																																																																																																													
汚染防護服（タイベック）	3,100着*1	約6,000着																																																																																																													
綿帽子	1,550個*2	約6,000個																																																																																																													
靴下	1,550足*2	約6,000足																																																																																																													
綿手袋	1,550双*2	約24,000双																																																																																																													
ゴム手袋	3,100双*3	約20,000双																																																																																																													
全面マスク	210個*4	約1,800個																																																																																																													
交換カートリッジ（2個で1組）	1,550組*5	約4,600組																																																																																																													
靴カバー	1,550足*2	約4,500足																																																																																																													
長靴	300足*6	約20足																																																																																																													
タンダステンベスト	10着*7	17着																																																																																																													
品名	保管数																																																																																																														
	緊急時対策所	構内保管																																																																																																													
個人線量計	210台*1	約3,200台																																																																																																													
表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台*2	約110台																																																																																																													
ガンマ線測定用サーベイメータ	5台*3	約80台																																																																																																													
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	2台*4**	3台																																																																																																													
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	2台*3**	—																																																																																																													
品名	保管数*1																																																																																																														
	緊急時対策所																																																																																																														
養生シート	3本																																																																																																														
バリア	6個																																																																																																														
粘着マット	3個																																																																																																														
ゴミ箱（スタンション含む）	7個																																																																																																														
ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚																																																																																																														
テープ（白・黒）	各10巻																																																																																																														
ウエス	1箱																																																																																																														
ウェットティッシュ	10個																																																																																																														
はさみ・カッター	各2本																																																																																																														
マジック	2本																																																																																																														
簡易シャワー	1台																																																																																																														
簡易タンク	1台																																																																																																														
名称		緊急時対策所可搬型エリアモニタ																																																																																																													
計測範囲	Sv/h	0.01μ ～ 999.9m																																																																																																													
名称		緊急時対策所可搬型エリアモニタ																																																																																																													
計測範囲	mSv/h	0.000 ～ 99.99																																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p>緊急時対策所遮蔽・緊急時対策所空気浄化装置・空気供給装置 （第34条まとめ資料より抜粋）</p> <p>2.6 被ばく評価 緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が緊急時対策所内で約4.2mSvとなり、7日間で100mSvを超えないことを確認している。 評価結果を図7に示す。</p>  <table border="1" data-bbox="94 598 609 885"> <thead> <tr> <th colspan="2">被ばく経路</th> <th>実効線量 (mSv)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">緊急時対策所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①原子炉格納容器内の放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td></td> <td>約 2.5×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>②大気中へ放出された放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td></td> <td>約 3.5×10^{-3}</td> </tr> <tr> <td>③外気から室内に取り込まれた放射性物質による被ばく</td> <td></td> <td>約 3.5×10^0</td> </tr> <tr> <td>④大気中へ放出され地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td></td> <td>約 5.7×10^{-1}</td> </tr> <tr> <td>合計（①+②+③+④）</td> <td></td> <td>約 4.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：有効数字2桁で切り上げた値 図7 緊急時対策所 居住性に係る被ばく評価</p>	被ばく経路		実効線量 (mSv)	緊急時対策所			①原子炉格納容器内の放射性物質からのガンマ線による被ばく		約 2.5×10^{-4}	②大気中へ放出された放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく		約 3.5×10^{-3}	③外気から室内に取り込まれた放射性物質による被ばく		約 3.5×10^0	④大気中へ放出され地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく		約 5.7×10^{-1}	合計（①+②+③+④）		約 4.2			<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違 同様の記載については、61-6 「緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について」にて表記
被ばく経路		実効線量 (mSv)																						
緊急時対策所																								
①原子炉格納容器内の放射性物質からのガンマ線による被ばく		約 2.5×10^{-4}																						
②大気中へ放出された放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく		約 3.5×10^{-3}																						
③外気から室内に取り込まれた放射性物質による被ばく		約 3.5×10^0																						
④大気中へ放出され地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく		約 5.7×10^{-1}																						
合計（①+②+③+④）		約 4.2																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>SPDS表示装置・安全パラメータ表示システム（SPDS）・安全パラメータ伝送システム（第34条まとめ資料より抜粋）</p> <p>7. 安全パラメータ表示システム（SPDS）について (1) 安全パラメータ表示システム（SPDS）にて確認できるパラメータについて</p> <p>緊急時対策所においては、重大事故等に対処するために必要な情報として、以下のプラントの状態確認に必要な主要なプラントパラメータをSPDS表示装置にて確認することができる。（SPDS表示装置にて主要なバルブの開閉表示は確認可能）</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。 バックアップラインは、安全保護系ラック、NIS盤、RMS盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。</p> <p>各プラントパラメータは、SPDSサーバに2週間分のデータが保存できる仕様となっている。 なお、2週間分のデータは、データ表示装置で確認可能である。</p>		<p>○安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要とパラメータについて（第34条 まとめ資料より抜粋）</p> <p>5.4安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要とパラメータについて</p> <p>3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機が収集するデータは、データ表示端末にて確認できる設計とする。 3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、緊急時対策所指揮所において、データを確認することができる。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末は、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ（ERSS伝送パラメータ）をバックアップ伝送ライン（表示用）である無線系回線により3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン（収集用）を設置している。 バックアップ伝送ライン（収集用）は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。</p> <p>各パラメータは、データ収集計算機に2週間分（1分周期）のデータが保存され、データ表示端末にて過去データ（2週間分）が確認できる設計とする。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 女川2号炉では、安全パラメータ表示システムに関する容量設定根拠を62条（通信連絡設備側）で記載している。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 34条まとめ資料に記載している内容を抜粋しているため、記載方針が異なるものの、緊急時対策所で見れるパラメータ、耐震性を有するバックアップラインの有無及びパラメータの保存期間に同等である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
目的	対象パラメータ	SPDS入力パラメータ	ERSSへ伝送しているパラメータ	バックアップ対象パラメータ											
放射能監視の 状態確認	排気筒ガスモニタの指示	A排気筒ガスモニタ	○	○	○										
		B排気筒ガスモニタ	○	○	○										
		排気筒高レンジガスモニタ（低レンジ）	○	○	○										
		排気筒高レンジガスモニタ（高レンジ）	○	○	○										
原子炉格納容器 隔離の状態	格納容器隔離（T信号）		○	○	○										
		モニタリングポストNo.1観測率	○	○	○										
		モニタリングポストNo.2観測率	○	○	○										
		モニタリングポストNo.3観測率	○	○	○										
環境の 情報確認	放射線量	モニタリングポストNo.4観測率	○	○	○										
		モニタリングポストNo.5観測率	○	○	○										
		10分間最大南向位置角	○	○	○										
		風速（平均風速）	○	○	○										
大気安定度	○	○	○												
使用済燃料ピ ット の状態確認	燃料取扱場周辺の放射線量	A使用済燃料ピット水位（AM用）	○	○	○										
		B使用済燃料ピット水位（AM用）	○	○	○										
		A可搬式使用済燃料ピット水位	○	○	○										
		B可搬式使用済燃料ピット水位	○	○	○										
		A使用済燃料ピット温度（AM用）	○	○	○										
		B使用済燃料ピット温度（AM用）	○	○	○										
その他 （ECCSの状態 監視）	A高圧注入ポンプ		○	○	○										
		B高圧注入ポンプ	○	○	○										

目的	対象パラメータ	SPDSパラメータ	ERSS伝送パラメータ	バックアップ対象パラメータ		
使用済燃料ピットの状 態確認	使用済燃料ピット水位（AM用）	A-使用済燃料ピット水位（AM用）	○	○	○	
		B-使用済燃料ピット水位（AM用）	○	○	○	
	使用済燃料ピット水位（可搬型）	A-使用済燃料ピット水位（可搬型）	○	—	○	
		B-使用済燃料ピット水位（可搬型）	○	—	○	
	使用済燃料ピット温度（AM用）	A-使用済燃料ピット温度（AM用）	○	○	○	
		B-使用済燃料ピット温度（AM用）	○	○	○	
	使用済燃料ピット周辺の放射線量	使用済燃料ピットエリアモニタ	○	○	○	
		使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	○	—	○	
	環境の状 態確認	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値	モニタリングポスト1空間放射線量率	○	○	— ⁹¹
			モニタリングポスト2空間放射線量率	○	○	— ⁹¹
モニタリングポスト3空間放射線量率			○	○	— ⁹¹	
モニタリングポスト4空間放射線量率			○	○	— ⁹¹	
モニタリングポスト5空間放射線量率			○	○	— ⁹¹	
モニタリングポスト6空間放射線量率			○	○	— ⁹¹	
気象情報		風向（C点）	○	○	— ⁹¹	
		風速（C点）	○	○	— ⁹¹	
		大気安定度	○	○	— ⁹¹	
		放射線量	○	○	○	
水素発生による原子炉 建屋の損傷 防止	水素発生による原子炉建屋の損傷防止	放射線量率モニタリング装置	○	—	○	
	放射線量率モニタリング装置	放射線量率モニタリング装置	○	—	○	
その他	放射線量	A-主給水ライン流量	○	○	○	
		B-主給水ライン流量	○	○	○	
		C-主給水ライン流量	○	○	○	
		副給水ライン流量	○	○	○	
その他	放射線量	S/G排気筒入り監視	○	○	○	
		高気圧発生ブローダウン水モニタ	○	○	○	
		格納容器ガスモニタの指示値	○	○	○	
		格納容器ガスモニタ	○	○	○	

※1：「環境の状態確認」のパラメータはプラント共通設備のパラメータであり、号炉ごとに設置しているプラント計算機への入力を行わず、直接データ収集計算機へデータ入力している。なお、「環境の状態確認」のパラメータについては、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備からの集積伝送により緊急時対策所指揮所にて確認可能である。

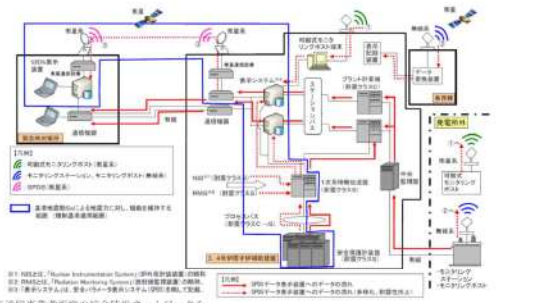
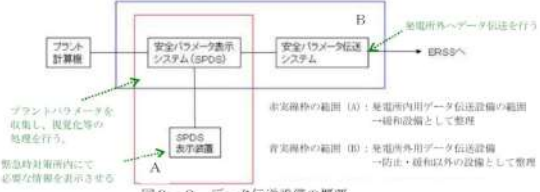
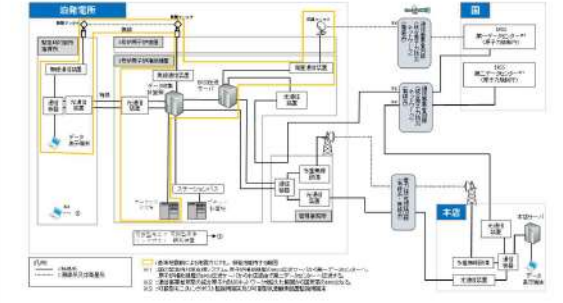
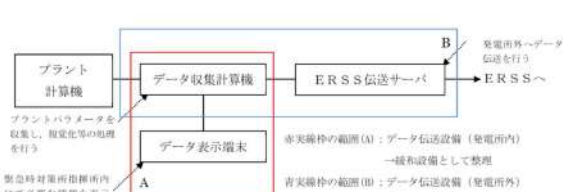
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
目的	対象パラメータ	FRS入力 パラメータ	FRSへ相違 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ			
その他 (ECSの 状態等)	ECSの状態 (駆込圧入系)	A 余熱除去ポンプ	○	○	—		
		B 余熱除去ポンプ	○	○	—		
	ECSの状態	安全注入作動	○	○	○		
		原子炉トリップ 状態	○	○	—		
	S/F制御 漏れ監視	凝水貯留気田出流ダモモニタ	○	○	—		
		蒸気発生器ブローダウンモニタ	○	○	—		
	加圧代替機圧 注水ポンプ流量	加圧代替機圧注水流量積算	○	○	○		
		CWS 冷却水 保有水量	原子炉補機冷却水サージタンク 水位	○	○	○	
	ほう酸タンク 保有水量	A ほう酸タンク水位	○	○	○		
		B ほう酸タンク水位	○	○	○		
	置水ピット 保有水量	置水ピット水位	○	○	○		
		置水口の放射線	置水口水モニタ	○	○	○	
	ECS の状態	凝水流量	A 蒸気発生器主給水流量	○	○	○	
			B 蒸気発生器主給水流量	○	○	○	
C 蒸気発生器主給水流量			○	○	○		
D 蒸気発生器主給水流量			○	○	○		
精納器部 スプレイポンプ の状態		A 蒸気発生器補助給水流量	○	○	○		
		B 蒸気発生器補助給水流量	○	○	○		
		C 蒸気発生器補助給水流量	○	○	○		
		D 蒸気発生器補助給水流量	○	○	○		
		A 精納器部スプレイポンプ	○	○	—		
		B 精納器部スプレイポンプ	○	○	—		

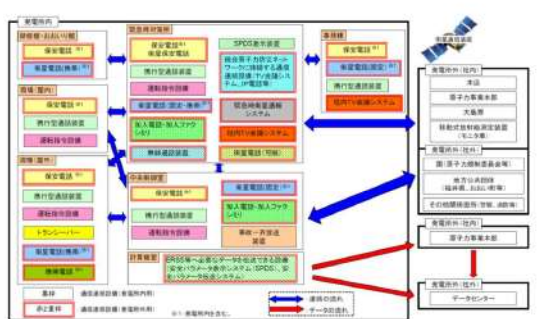
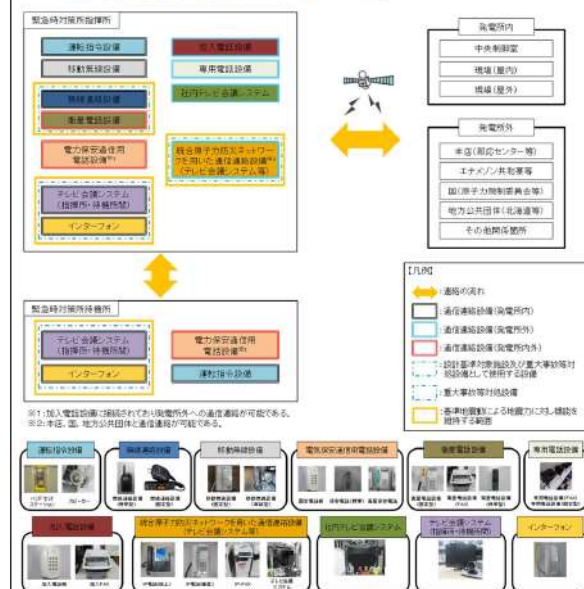
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>SPDS表示装置・安全パラメータ表示システム（SPDS）・安全パラメータ伝送システム（第34条まとめ資料より抜粋）</p> <p>なお、SPDSのデータ伝送については、複数の有線（光ケーブル）の専用回線によって行うことができ、多重性を持たせているが、データ伝送の更なる多様化のために衛星回線による伝送設備を設置している。</p> <p>また、周辺の環境線量状況を把握するため、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ、可搬型気象観測装置のデータを緊急時対策所へ伝送し、建屋内にて確認できるようにしている。</p> <p>必要な情報を把握するための設備の概要を図9に示す。</p>  <p>図9-1 必要な情報を把握するための設備の概要</p>  <p>図9-2 データ伝送設備の概要</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>○安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要とパラメータについて（第34条 まとめ資料より抜粋）</p> <p>3号炉原子炉補助建屋にあるデータ収集計算機から緊急時対策所指揮所にあるデータ表示端末へのデータ伝送手段は有線（光通信回線）と無線（無線通信回線）により構成し、多様性を確保する設計とする。</p> <p>なお、放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬型モニタリングポスト、風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる可搬型気象観測装置のデータは無線により緊急時対策所指揮所へ伝送することで確認できる設計とする。</p>  <p>図 緊急時対策所 必要な情報を把握するための設備の概要</p>  <p>図 安全パラメータ表示システム（SPDS）の概要</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載方針の相違 女川2号炉では、安全パラメータ表示システムに関する容量設定根拠を62条（通信連絡設備側）で記載している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 34条まとめ資料で記載している内容を抜粋しているため、記載方針が異なるものの、緊急時対策所で見れるパラメータ、緊急時対策所内に設置するデータ表示端末へのデータ伝送の多様性は同等である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>通信連絡設備（第34条まとめ資料より抜粋）</p> <p>2.9 通信連絡設備</p> <p>発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）及び発電所外の関係課所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外用）を設置している。</p> <p>また、通信連絡設備にはそれぞれ多様性を持たせている。ERSSへデータを伝送する設備については3、4号炉原子炉補助建屋に設置する。</p> <p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するための措置を講じる。通信連絡設備の概略を図10に示す。</p>  <p>図10 緊急時対策所 通信連絡設備 概略図</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>通信連絡設備（第34条 まとめ資料より抜粋）</p> <p>○ 通信連絡設備について</p> <p>発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>また、発電所外の間連箇所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外用）を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備にはそれぞれ多様性を持たせている。ERSSへデータを伝送する設備については3号炉原子炉補助建屋に設置する。</p> <p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するための措置を講じる。通信連絡設備の概要図を、図に示す。</p>  <p>図 緊急時対策所 通信連絡設備の概要</p>	<p>【女川】・記載方針の相違（大阪参照）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】・記載方針の相違（大飯参照）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

添付資料8

8. 配備資機材の数量等について

(1) 通信連絡設備

設備種別	主要設備	台数 ^{※1}	備註	
発電所内用	運転指令設備	運転指令設備	1台	非常用所内電源、無停電電源装置。
	電力保安連絡用電話設備	保安電話 ^{※1} （固定型）	2台	非常用所内電源、無停電電源装置。
	兼行無線伝送装置	機材伝送装置	7台 （予備1台）	発電機
	非常電話	非常電話（固定型） ^{※1}	10台 （予備5台）	非常用所内電源、緊急時対策用無停電電源装置、電話機（緊急時対策用）
発電所外用	非常電話	非常電話（携帯型） ^{※1}	20台 （予備10台）	充電機
	加入電話（災害時優先電話）	加入電話（災害時優先電話）	5台	予備（通信事業者文庫機から給電）
	加入ファックス	加入ファックス	2台	非常用所内電源
	電力保安連絡用電話設備	保安電話 ^{※1} （固定型）	2台	非常用所内電源、通信用無停電電源装置
	無線連絡設備	無線伝送装置	7台	非常用所内電源、非常用所内電源、通信用無停電電源装置
	社内TV会議システム	社内TV会議システム	1台	非常用所内電源、緊急時対策用無停電電源装置、電話機（緊急時対策用）
	非常電話	非常電話（固定型） ^{※1}	10台 （予備5台）	非常用所内電源、緊急時対策用無停電電源装置、電話機（緊急時対策用）
		非常電話（携帯型） ^{※1}	20台 （予備10台）	充電機
		非常電話（予備）	1台 （予備1台）	非常用所内電源、緊急時対策用無停電電源装置、電話機（緊急時対策用）
	緊急時専用連絡システム	緊急時専用連絡システム	2台 （予備1台）	非常用所内電源、緊急時対策用無停電電源装置、電話機（緊急時対策用）
	統合原子力防災センターに接続する通信連絡設備	TV会議システム	1台	非常用所内電源、緊急時対策用無停電電源装置、電話機（緊急時対策用）
		IP電話	4台	非常用所内電源、緊急時対策用無停電電源装置、電話機（緊急時対策用）
		IP-FAX	3台	非常用所内電源、緊急時対策用無停電電源装置、電話機（緊急時対策用）

※1：発電所内用と発電所外用と共用 ※2：予備を含む

○ 配備資機材等の数量等について
 (1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備
 緊急時対策所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。

表 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備

通信種別	主要設備	配備台数 ^{※1}	電源設備	
発電所内	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定型） ^{※1}	8	通信用蓄電池、非常用所内電源
		保安電話（FAX）	1	通信用蓄電池、非常用所内電源、無停電電源装置
発電所外用	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	3	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用発電機
		衛星電話設備（携帯型）	15	充電機
待機所	インターフォン		1	非常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
	移動無線設備		1	通信用蓄電池、非常用所内電源、非常用所内電源
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）	1	非常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
	運転指令設備		1	専用蓄電池、非常用所内電源
	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1	非常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
	衛星電話設備	衛星電話設備（FAX）	1	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
		社内テレビ会議システム	1	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
	統合原子力防災ネットワーク設備	テレビ会議システム	1	
		IP電話（地上系）	4	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
		IP電話（衛星系）	2	
IP-FAX（地上系）		2		
加入電話設備	加入電話機	2	通信事業者から給電	
	加入FAX	1	非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用発電機	
専用電話設備	専用電話設備（固定型）	7	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源	
	専用電話設備（FAX）	7	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置	
待機所	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定型） ^{※1}	1	通信用蓄電池、非常用所内電源
	インターフォン		1	非常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
	運転指令設備		1	専用蓄電池、非常用所内電源
	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1	非常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
無線連絡設備	無線連絡設備（携帯型）	4	充電機又は乾電池	

※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。

※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）

【女川】・記載方針の相違（大飯参照）

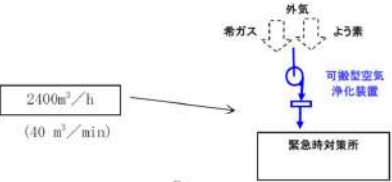
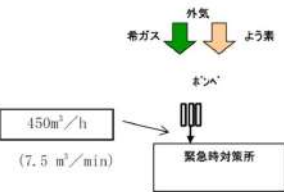
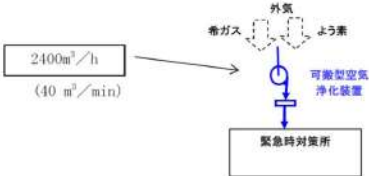
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>緊急時対策所空気浄化装置・空気供給装置（第34条まとめ資料より抜粋）</p>		<p>○ 緊急時対策所換気空調設備・空気供給装置（第34条 まとめ資料より抜粋）</p>	<p>【大阪】記載方針の相違</p>												
<p>添付資料5</p>		<p>○ 換気設備及び加圧設備について</p>	<p>・34条まとめ資料で女川に記載方針を合わせた内容を抜粋しているため、大阪と記載方針が異なるものの、緊急時対策所の空調設備について記載趣旨は同等である。</p>												
<p>5. 換気設備等について (1) 換気設備等の概要</p>		<p>(1) 換気設備の概要</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空気浄化装置 （緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット）</td> <td> ・重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保 ・微粒子フィルタ及びよう素フィルタ ・100%容量×2系統を緊急時対策所近所に配備する。 ・フィルタユニット自体が放射線源になることも考慮して配置位置を考慮する。 </td> </tr> <tr> <td>排気ダンパ</td> <td> ・「可搬型空気浄化装置」により、放射性物質を低減しながら外気を取り入れ、あるいは「空気供給装置」により加圧する際に排気ダンパにて建屋内の圧力を調整 ・緊急時対策所内を正圧に維持することで、よう素等の放射性物質が、「可搬型空気浄化装置」以外の経路から建屋内に流入することを防止 </td> </tr> <tr> <td>空気供給装置</td> <td> ・希ガスの放出を考慮して、空気供給装置により建屋内を加圧する装置を設置 ・ブルーム通過中に建屋内への希ガス等の流入を防止 </td> </tr> <tr> <td>放射線管理用資機材</td> <td> ・「緊急時対策所外可搬型エアモニタ」、「緊急時対策所内可搬型エアモニタ」や個人線量計を配備（確実な放射線管理） </td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計（可搬型）</td> <td> ・室内の空気の取り込みを一時的に停止した場合であっても、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることが正確に把握できる </td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的等	可搬型空気浄化装置 （緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット）	・重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保 ・微粒子フィルタ及びよう素フィルタ ・100%容量×2系統を緊急時対策所近所に配備する。 ・フィルタユニット自体が放射線源になることも考慮して配置位置を考慮する。	排気ダンパ	・「可搬型空気浄化装置」により、放射性物質を低減しながら外気を取り入れ、あるいは「空気供給装置」により加圧する際に排気ダンパにて建屋内の圧力を調整 ・緊急時対策所内を正圧に維持することで、よう素等の放射性物質が、「可搬型空気浄化装置」以外の経路から建屋内に流入することを防止	空気供給装置	・希ガスの放出を考慮して、空気供給装置により建屋内を加圧する装置を設置 ・ブルーム通過中に建屋内への希ガス等の流入を防止	放射線管理用資機材	・「緊急時対策所外可搬型エアモニタ」、「緊急時対策所内可搬型エアモニタ」や個人線量計を配備（確実な放射線管理）	酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計（可搬型）	・室内の空気の取り込みを一時的に停止した場合であっても、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることが正確に把握できる		<p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、T.P. 39mに設置し、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に設置する緊急時対策所換気空調設備を用いることにより、重大事故等発生時においても、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にとどまる対策要員の7日間の実効線量が100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所用の緊急時対策所換気空調設備は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置（空気ポンペ）及び監視計器により構成する。</p> <p>重大事故等発生時のブルーム通過前においては、指揮所用空調上屋及び待機所空調上屋に設置されている可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットで緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化し、フィルタを介さない外気の流入を低減する設計とする。</p> <p>ブルーム通過中においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットによる給気を停止し、手動ダンパにより隔離するとともに、指揮所用空調上屋及び待機所空調上屋に設置されている空気供給装置（空気ポンペ）により緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化し、外気の流入を完全に遮断可能な設計とする。</p> <p>ブルーム通過後においては、ブルーム通過前と同様に指揮所用空調上屋及び待機所空調上屋に設置されている可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットにより緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化することにより、フィルタを介さない外気の流入を低減する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の差圧制御は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の緊急時対策所排気手動ダンパの開度調整により行い、緊急時対策所排気手動ダンパは手動にて開度調整を行う設計とする。</p>	
名称	目的等														
可搬型空気浄化装置 （緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット）	・重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保 ・微粒子フィルタ及びよう素フィルタ ・100%容量×2系統を緊急時対策所近所に配備する。 ・フィルタユニット自体が放射線源になることも考慮して配置位置を考慮する。														
排気ダンパ	・「可搬型空気浄化装置」により、放射性物質を低減しながら外気を取り入れ、あるいは「空気供給装置」により加圧する際に排気ダンパにて建屋内の圧力を調整 ・緊急時対策所内を正圧に維持することで、よう素等の放射性物質が、「可搬型空気浄化装置」以外の経路から建屋内に流入することを防止														
空気供給装置	・希ガスの放出を考慮して、空気供給装置により建屋内を加圧する装置を設置 ・ブルーム通過中に建屋内への希ガス等の流入を防止														
放射線管理用資機材	・「緊急時対策所外可搬型エアモニタ」、「緊急時対策所内可搬型エアモニタ」や個人線量計を配備（確実な放射線管理）														
酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計（可搬型）	・室内の空気の取り込みを一時的に停止した場合であっても、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることが正確に把握できる														
<p>(2) 換気設備等について、被ばく評価上の使用期間及び流量と酸素濃度及び二酸化炭素濃度との関係は図5-1の通りであり、この運用により酸素濃度、二酸化炭素濃度ともに許容濃度を満足することができる。</p>															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>(6) 換気設備等の系統構成及び風量</p> <p>a. 緊急時対策所立上げ時</p>  <p>b. プルーム通過中</p>  <p>c. プルーム通過後</p> 		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th colspan="2">数量</th> <th rowspan="2">仕様</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所 指揮所用</th> <th>緊急時対策所 待機所用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td colspan="2">1式</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2種屋 材料：コンクリート躯体 漏えい量：77.85m³/h以下(100Pa正圧化時)</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>風量：1,500m³/h</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>微粒子フィルタ除去効率：99.99%以上 よう素フィルタ除去効率：99.75%以上 (補足) 微粒子フィルタ除去効率：0.7μm以上の粒子除去効率 よう素フィルタ除去効率：放射性よう素の除去効率 除去効率：(1-下流の粒子数/上流の粒子数)×100%</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置(空気ポンプ)</td> <td>177本以上</td> <td>177本以上</td> <td>容量：約47L(1本当たり) 充填圧力：約14.7MPa</td> </tr> <tr> <td>監視計器*</td> <td colspan="2">1式</td> <td>圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※監視計器のうち、可搬型モニタリングポストについては「2.17 監視測定設備(設置許可基準規則第60条に関する設計方針を示す章)」で示す</p>	設備名称	数量		仕様	緊急時対策所 指揮所用	緊急時対策所 待機所用	緊急時対策所	1式		緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2種屋 材料：コンクリート躯体 漏えい量：77.85m³/h以下(100Pa正圧化時)	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	1台 (予備1台)	1台 (予備1台)	風量：1,500m³/h	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	1台 (予備1台)	1台 (予備1台)	微粒子フィルタ除去効率：99.99%以上 よう素フィルタ除去効率：99.75%以上 (補足) 微粒子フィルタ除去効率：0.7μm以上の粒子除去効率 よう素フィルタ除去効率：放射性よう素の除去効率 除去効率：(1-下流の粒子数/上流の粒子数)×100%	空気供給装置(空気ポンプ)	177本以上	177本以上	容量：約47L(1本当たり) 充填圧力：約14.7MPa	監視計器*	1式		圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エアモニタ	<p>・記載方針の相違（大飯参照）</p>
設備名称	数量			仕様																									
	緊急時対策所 指揮所用	緊急時対策所 待機所用																											
緊急時対策所	1式		緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2種屋 材料：コンクリート躯体 漏えい量：77.85m³/h以下(100Pa正圧化時)																										
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	1台 (予備1台)	1台 (予備1台)	風量：1,500m³/h																										
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	1台 (予備1台)	1台 (予備1台)	微粒子フィルタ除去効率：99.99%以上 よう素フィルタ除去効率：99.75%以上 (補足) 微粒子フィルタ除去効率：0.7μm以上の粒子除去効率 よう素フィルタ除去効率：放射性よう素の除去効率 除去効率：(1-下流の粒子数/上流の粒子数)×100%																										
空気供給装置(空気ポンプ)	177本以上	177本以上	容量：約47L(1本当たり) 充填圧力：約14.7MPa																										
監視計器*	1式		圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エアモニタ																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																								
<p>(7) 濃度計算における条件について 「鉱山保安法施行規則」(平成16年9月27日経済産業省令第96号、最終改正平成25年5月21日経済産業省令第28号) 第十六条 1 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。 a. 酸素濃度の設定に係る「成人の呼吸量」については、空気ポンプ加圧期間中は、準備を含む現場作業対応がないため「静座」とし、それ以外の期間は、現場作業に係る対応が考えられるため、「歩行時」とした。 b. 二酸化炭素濃度の設定に係る「作業程度」については、空気ポンプの加圧期間中は、準備を含む現場作業対応がないため「極軽作業」とし、それ以外の期間は、現場作業に係る対応が考えられるため、運転操作と同等の「中等作業」とした。 (参考)「二酸化炭素消火設備の安全対策について(通知)」(平成8年9月20日付け消防予第193号、消防危第117号)より抜粋</p> <p>(8) 「なくそう！酸素欠乏症・硫化水素中毒」(厚生労働省編)の記載</p> <table border="1" data-bbox="145 534 358 670"> <thead> <tr> <th>酸素濃度</th> <th>症状等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21%</td> <td>通常の空気の酸素</td> </tr> <tr> <td>18%</td> <td>安全限界が示唆される酸素濃度</td> </tr> <tr> <td>16%</td> <td>頭痛、吐き気</td> </tr> <tr> <td>12%</td> <td>目まい、筋力低下</td> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>失神昏倒、7～8分以内に死亡</td> </tr> <tr> <td>0%</td> <td>即時に昏倒、呼吸停止、死亡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 「空気調和・衛生工学便覧」の記載</p> <p>a. 成人の呼吸量</p> <table border="1" data-bbox="168 742 448 901"> <thead> <tr> <th>作業</th> <th>呼吸数[回/min]</th> <th>呼吸量[L/min]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仰が(臥)</td> <td>14</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>静座</td> <td>16</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>歩行</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>歩行(150/min)</td> <td>40</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>歩行(300/min)</td> <td>45</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 労働強度別二酸化炭素(CO₂)吐出量</p> <table border="1" data-bbox="100 933 604 1165"> <thead> <tr> <th>作業程度</th> <th>代謝率 BMR</th> <th>作業例 (日本産業衛生学会建議より)</th> <th>CO₂ 吐出量 [m³/(h・人)]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安静時</td> <td>0</td> <td></td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>極軽作業</td> <td>0~1</td> <td>電話応対(座席)0.4、記録0.5、計器監視(座席)0.5、手→手10.0、手→手より(5cm)で軽く、90分/分0.9、自動車運転1.0</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>軽作業</td> <td>1~2</td> <td>短盤(1775)0.835/分0.1、平地歩行(90〜100)0.45、5分/分1.5</td> <td>0.030</td> </tr> <tr> <td>中等作業</td> <td>2~4</td> <td>丸のこ2.5、型金グラインダー(150mm)1分/分0.3、0.、平地歩行(速足、95分/分)3.5、自転車(平地、170分/分)3.4</td> <td>0.046</td> </tr> <tr> <td>重作業</td> <td>4~</td> <td>びょう打ち(1.3本/分)4.2、電のこぎ、ハンマー(0.9kg、180分/分)7.8、つるはし(12分/分)10.5</td> <td>0.074</td> </tr> </tbody> </table> <p>※参照 作業者の労作時に消費される代謝エネルギー(作業の強さ)の程度を表したものを 空気ポンプ加圧中：通信連絡、待機 空気ポンプ加圧中以外：通信連絡、待機、現場作業にかかわる対応</p>	酸素濃度	症状等	21%	通常の空気の酸素	18%	安全限界が示唆される酸素濃度	16%	頭痛、吐き気	12%	目まい、筋力低下	8%	失神昏倒、7～8分以内に死亡	0%	即時に昏倒、呼吸停止、死亡	作業	呼吸数[回/min]	呼吸量[L/min]	仰が(臥)	14	5	静座	16	8	歩行	24	24	歩行(150/min)	40	64	歩行(300/min)	45	100	作業程度	代謝率 BMR	作業例 (日本産業衛生学会建議より)	CO ₂ 吐出量 [m ³ /(h・人)]	安静時	0		0.013	極軽作業	0~1	電話応対(座席)0.4、記録0.5、計器監視(座席)0.5、手→手10.0、手→手より(5cm)で軽く、90分/分0.9、自動車運転1.0	0.022	軽作業	1~2	短盤(1775)0.835/分0.1、平地歩行(90〜100)0.45、5分/分1.5	0.030	中等作業	2~4	丸のこ2.5、型金グラインダー(150mm)1分/分0.3、0.、平地歩行(速足、95分/分)3.5、自転車(平地、170分/分)3.4	0.046	重作業	4~	びょう打ち(1.3本/分)4.2、電のこぎ、ハンマー(0.9kg、180分/分)7.8、つるはし(12分/分)10.5	0.074		<p>【参考】加圧設備運転時の酸素濃度維持及び二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量の評価条件</p> <p>1. 酸素濃度維持に必要な空気供給量の評価条件 ○鉱山保安法施行規則（許容酸素濃度に使用） 第十六条第一項 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。 (平成16年9月27日 経済産業省令第96号、最終改正令和5年3月28日経済産業省令第11号)</p> <p>○成人の呼吸量（酸素消費量の換算に使用） (「空気調和・衛生工学便覧」の記載より)</p> <table border="1" data-bbox="1265 574 1803 901"> <thead> <tr> <th>作業</th> <th>呼吸数 (回/min)</th> <th>呼吸数 (cm³/回)</th> <th>呼吸数 (L/min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仰が(臥)</td> <td>14</td> <td>280</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>静座</td> <td>16</td> <td>500</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>歩行</td> <td>24</td> <td>970</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>歩行 (150/min)</td> <td>40</td> <td>1,600</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>歩行 (300/min)</td> <td>45</td> <td>2,290</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>○成人呼吸気の酸素量（酸素消費量の換算に使用） (「空気調和・衛生工学便覧」の記載より)</p> <table border="1" data-bbox="1265 1021 1803 1117"> <thead> <tr> <th></th> <th>吸気 (%)</th> <th>呼気 (%)</th> <th>乾燥空気換算 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素量</td> <td>20.95</td> <td>15.39</td> <td>16.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量の評価条件 ○鉱山保安法施行規則（許容二酸化炭素濃度に使用） 第十六条第一項 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。 (平成16年9月27日 経済産業省令第96号、最終改正令和5年3月28日経済産業省令第11号)</p>	作業	呼吸数 (回/min)	呼吸数 (cm ³ /回)	呼吸数 (L/min)	仰が(臥)	14	280	5	静座	16	500	8	歩行	24	970	24	歩行 (150/min)	40	1,600	64	歩行 (300/min)	45	2,290	100		吸気 (%)	呼気 (%)	乾燥空気換算 (%)	酸素量	20.95	15.39	16.40	
酸素濃度	症状等																																																																																										
21%	通常の空気の酸素																																																																																										
18%	安全限界が示唆される酸素濃度																																																																																										
16%	頭痛、吐き気																																																																																										
12%	目まい、筋力低下																																																																																										
8%	失神昏倒、7～8分以内に死亡																																																																																										
0%	即時に昏倒、呼吸停止、死亡																																																																																										
作業	呼吸数[回/min]	呼吸量[L/min]																																																																																									
仰が(臥)	14	5																																																																																									
静座	16	8																																																																																									
歩行	24	24																																																																																									
歩行(150/min)	40	64																																																																																									
歩行(300/min)	45	100																																																																																									
作業程度	代謝率 BMR	作業例 (日本産業衛生学会建議より)	CO ₂ 吐出量 [m ³ /(h・人)]																																																																																								
安静時	0		0.013																																																																																								
極軽作業	0~1	電話応対(座席)0.4、記録0.5、計器監視(座席)0.5、手→手10.0、手→手より(5cm)で軽く、90分/分0.9、自動車運転1.0	0.022																																																																																								
軽作業	1~2	短盤(1775)0.835/分0.1、平地歩行(90〜100)0.45、5分/分1.5	0.030																																																																																								
中等作業	2~4	丸のこ2.5、型金グラインダー(150mm)1分/分0.3、0.、平地歩行(速足、95分/分)3.5、自転車(平地、170分/分)3.4	0.046																																																																																								
重作業	4~	びょう打ち(1.3本/分)4.2、電のこぎ、ハンマー(0.9kg、180分/分)7.8、つるはし(12分/分)10.5	0.074																																																																																								
作業	呼吸数 (回/min)	呼吸数 (cm ³ /回)	呼吸数 (L/min)																																																																																								
仰が(臥)	14	280	5																																																																																								
静座	16	500	8																																																																																								
歩行	24	970	24																																																																																								
歩行 (150/min)	40	1,600	64																																																																																								
歩行 (300/min)	45	2,290	100																																																																																								
	吸気 (%)	呼気 (%)	乾燥空気換算 (%)																																																																																								
酸素量	20.95	15.39	16.40																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																							
		<p>○各種作業に対するエネルギー代謝率（「空気調和・衛生便覧」の記載より）</p> <table border="1" data-bbox="1249 245 1818 735"> <thead> <tr> <th>RMR区分</th> <th>作業</th> <th>RMR</th> <th>作業</th> <th>RMR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0～1</td> <td>キーパンチ</td> <td>0.6</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計器監視（立）</td> <td>0.6</td> <td>運転（乗用車）</td> <td>0.6～1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1～2</td> <td>れんが積み</td> <td>1.2</td> <td rowspan="2">バルブ操作</td> <td rowspan="2">1.0～2.0</td> </tr> <tr> <td>工事監督</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2～3</td> <td>馬車</td> <td>2.2</td> <td rowspan="2">塗装（はけ、ローラ）</td> <td rowspan="2">2.0～2.5</td> </tr> <tr> <td>測量</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>3～4</td> <td>やすりかけ</td> <td>3.5</td> <td>自転車</td> <td>3.0～3.5</td> </tr> <tr> <td>4～5</td> <td>ボルト締め</td> <td>4.5</td> <td>電柱立て</td> <td>4.0～5.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5以上</td> <td>かけ足</td> <td>5.0</td> <td>土掘り</td> <td>5.0～6.0</td> </tr> <tr> <td>はしごのぼり</td> <td>10.0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>○労働強度別二酸化炭素吐出し量（「空気調和・衛生便覧」の記載より）</p> <table border="1" data-bbox="1249 842 1818 1114"> <thead> <tr> <th>RMR</th> <th>作業程度</th> <th>二酸化炭素吐出し量 ($m^3/h \cdot 人$)</th> <th>計算採用二酸化炭素 吐出し量 ($m^3/h \cdot 人$)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>安静時</td> <td>0.0132</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>0～1</td> <td>極軽作業</td> <td>0.0132～0.242</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>1～2</td> <td>軽作業</td> <td>0.0242～0.0352</td> <td>0.030</td> </tr> <tr> <td>2～4</td> <td>中等作業</td> <td>0.352～0.0572</td> <td>0.046</td> </tr> <tr> <td>4～7</td> <td>重作業</td> <td>0.0572～0.0902</td> <td>0.074</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「二酸化炭素消火設備の安全対策について（通知）」（平成8年9月20日付け消防予第193号、消防危第117号）</p> <p>・表1 二酸化炭素の濃度と人体への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> < 2% : はっきりした影響は認められない 2～3% : 5～10分 呼吸深度の増加、呼吸数の増加 3～4% : 10～30分 頭痛、めまい、悪心、知覚低下 4～6% : 5～10分 上記症状、過呼吸による不快感 6～8% : 10～60分 意識レベルの低下、その後意識喪失へ進む、ふるえ、けいれんなどの不随意運動を伴うこともある 	RMR区分	作業	RMR	作業	RMR	0～1	キーパンチ	0.6	-	-	計器監視（立）	0.6	運転（乗用車）	0.6～1.0	1～2	れんが積み	1.2	バルブ操作	1.0～2.0	工事監督	1.8	2～3	馬車	2.2	塗装（はけ、ローラ）	2.0～2.5	測量	2.6	3～4	やすりかけ	3.5	自転車	3.0～3.5	4～5	ボルト締め	4.5	電柱立て	4.0～5.0	5以上	かけ足	5.0	土掘り	5.0～6.0	はしごのぼり	10.0	-	-	RMR	作業程度	二酸化炭素吐出し量 ($m^3/h \cdot 人$)	計算採用二酸化炭素 吐出し量 ($m^3/h \cdot 人$)	0	安静時	0.0132	0.013	0～1	極軽作業	0.0132～0.242	0.022	1～2	軽作業	0.0242～0.0352	0.030	2～4	中等作業	0.352～0.0572	0.046	4～7	重作業	0.0572～0.0902	0.074	
RMR区分	作業	RMR	作業	RMR																																																																						
0～1	キーパンチ	0.6	-	-																																																																						
	計器監視（立）	0.6	運転（乗用車）	0.6～1.0																																																																						
1～2	れんが積み	1.2	バルブ操作	1.0～2.0																																																																						
	工事監督	1.8																																																																								
2～3	馬車	2.2	塗装（はけ、ローラ）	2.0～2.5																																																																						
	測量	2.6																																																																								
3～4	やすりかけ	3.5	自転車	3.0～3.5																																																																						
4～5	ボルト締め	4.5	電柱立て	4.0～5.0																																																																						
5以上	かけ足	5.0	土掘り	5.0～6.0																																																																						
	はしごのぼり	10.0	-	-																																																																						
RMR	作業程度	二酸化炭素吐出し量 ($m^3/h \cdot 人$)	計算採用二酸化炭素 吐出し量 ($m^3/h \cdot 人$)																																																																							
0	安静時	0.0132	0.013																																																																							
0～1	極軽作業	0.0132～0.242	0.022																																																																							
1～2	軽作業	0.0242～0.0352	0.030																																																																							
2～4	中等作業	0.352～0.0572	0.046																																																																							
4～7	重作業	0.0572～0.0902	0.074																																																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
		<p>○二酸化炭素の生理作用が現れる濃度（許容二酸化炭素濃度の目安）（「空気調和・衛生工学便覧」の記載より） （単位：ppm）</p> <table border="1" data-bbox="1249 239 1818 545"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>単純窒息性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス</td> <td>二酸化炭素</td> </tr> <tr> <td>作用</td> <td>吸気中酸素分圧を低下させ、酸素欠乏症を誘引、呼吸困難、弱い刺激、窒息</td> </tr> <tr> <td>1日8時間，1週間40時間の労働環境における許容濃度</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>のどの刺激</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>目の刺激</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>数時間ばく露で安全</td> <td>11,000～17,000</td> </tr> <tr> <td>1時間ばく露で安全</td> <td>30,000～40,000</td> </tr> </tbody> </table>	分類	単純窒息性	ガス	二酸化炭素	作用	吸気中酸素分圧を低下させ、酸素欠乏症を誘引、呼吸困難、弱い刺激、窒息	1日8時間，1週間40時間の労働環境における許容濃度	5,000	のどの刺激	40,000	目の刺激	40,000	数時間ばく露で安全	11,000～17,000	1時間ばく露で安全	30,000～40,000	
分類	単純窒息性																		
ガス	二酸化炭素																		
作用	吸気中酸素分圧を低下させ、酸素欠乏症を誘引、呼吸困難、弱い刺激、窒息																		
1日8時間，1週間40時間の労働環境における許容濃度	5,000																		
のどの刺激	40,000																		
目の刺激	40,000																		
数時間ばく露で安全	11,000～17,000																		
1時間ばく露で安全	30,000～40,000																		